

令和6年伊豆市議会9月定例会会議録目次

第 1 号 (8月29日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会宣告	4
○議事日程説明	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	13
○報告第13号～報告第15号の上程、説明	16
○報告第16号及び報告第17号の上程、説明、質疑	19
○議案第63号～議案第77号の上程、説明	21
○議案第78号～議案第82号の上程、説明	38
○議案第83号～議案第85号の上程、説明	43
○議案第86号の上程、説明	45
○議案第87号の上程、説明	46
○議案第88号の上程、説明	46
○諮問第2号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	47
○散会宣告	48

第 2 号 (9月2日)

○議事日程	51
○本日の会議に付した事件	51
○出席議員	51
○欠席議員	51
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	51
○職務のため出席した者の職氏名	51
○開議宣告	52
○議事日程説明	52

○一般質問	5 2
鈴木 優 治 君	5 2
杉 山 誠 君	6 2
下 山 祥 二 君	8 9
○散会宣告	1 1 1

第 3 号 (9月3日)

○議事日程	1 1 3
○本日の会議に付した事件	1 1 3
○出席議員	1 1 3
○欠席議員	1 1 3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 1 3
○職務のため出席した者の職氏名	1 1 3
○開議宣告	1 1 4
○議事日程説明	1 1 4
○一般質問	1 1 4
三 田 忠 男 君	1 1 4
杉 山 武 司 君	1 3 7
小長谷 順 二 君	1 5 2
飯 田 大 君	1 7 1
小 川 多美子 君	1 8 3
○散会宣告	1 9 6

第 4 号 (9月4日)

○議事日程	1 9 7
○本日の会議に付した事件	1 9 7
○出席議員	1 9 7
○欠席議員	1 9 7
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 9 7
○職務のため出席した者の職氏名	1 9 7
○開議宣告	1 9 8
○議事日程説明	1 9 8
○一般質問	1 9 8
永 岡 康 司 君	1 9 8
黒 須 淳 美 君	2 1 0

鈴木正人君	225
○散会宣告	243

第 5 号 (9月5日)

○議事日程	245
○本日の会議に付した事件	246
○出席議員	246
○欠席議員	246
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	246
○職務のため出席した者の職氏名	246
○開議宣告	248
○議事日程説明	248
○議案第63号～議案第77号の質疑、委員会付託	248
○議案第78号～議案第82号の質疑、委員会付託	252
○議案第83号～議案第85号の質疑、委員会付託及び委員会付託省略、討論、採決	254
○議案第86号の質疑、委員会付託	271
○議案第87号の質疑、委員会付託	271
○議案第88号の質疑、委員会付託	271
○日程の追加	271
○議案第89号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	272
○散会宣告	281

第 6 号 (9月25日)

○議事日程	283
○本日の会議に付した事件	284
○出席議員	284
○欠席議員	284
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	284
○職務のため出席した者の職氏名	285
○開議宣告	286
○議事日程説明	286
○議案第63号の委員長報告、質疑、討論、採決	286
○議案第64号～議案第77号の委員長報告、質疑、討論、採決	291
○議案第78号～議案第82号の委員長報告、質疑、討論、採決	296

○議案第 8 3 号及び議案第 8 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決……………	3 0 2
○議案第 8 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決……………	3 1 3
○議案第 8 7 号の委員長報告、質疑、討論、採決……………	3 1 4
○議案第 8 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決……………	3 1 5
○請願第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決……………	3 1 6
○日程の追加……………	3 1 7
○発議第 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決……………	3 1 7
○発議第 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決……………	3 1 8
○発議第 9 号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決……………	3 2 0
○発議第 1 0 号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決……………	3 2 2
○閉会宣告……………	3 2 3
○署名議員……………	3 2 5

令和6年伊豆市議会9月定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年8月29日（木曜日）午前9時30分開会

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 報告第13号 | 専決処分の報告について（市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定） |
| 日程第 6 | 報告第14号 | 専決処分の報告について（市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定） |
| 日程第 7 | 報告第15号 | 専決処分の報告について（伊豆市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正） |
| 日程第 8 | 報告第16号 | 令和5年度伊豆市健全化判断比率の報告について |
| 日程第 9 | 報告第17号 | 令和5年度伊豆市資金不足比率の報告について |
| 日程第10 | 議案第63号 | 令和5年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第64号 | 令和5年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第65号 | 令和5年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第66号 | 令和5年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第67号 | 令和5年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第68号 | 令和5年度伊豆市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第69号 | 令和5年度伊豆市温泉事業会計決算の認定について |
| 日程第17 | 議案第70号 | 令和5年度伊豆市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第18 | 議案第71号 | 令和5年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第19 | 議案第72号 | 令和5年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |

日程第 2 0	議案第 7 3 号	令和 5 年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 1	議案第 7 4 号	令和 5 年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 2	議案第 7 5 号	令和 5 年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	議案第 7 6 号	令和 5 年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 4	議案第 7 7 号	令和 5 年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	議案第 7 8 号	令和 6 年度伊豆市一般会計補正予算（第 5 回）
日程第 2 6	議案第 7 9 号	令和 6 年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）
日程第 2 7	議案第 8 0 号	令和 6 年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
日程第 2 8	議案第 8 1 号	令和 6 年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）
日程第 2 9	議案第 8 2 号	令和 6 年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第 1 回）
日程第 3 0	議案第 8 3 号	伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 3 1	議案第 8 4 号	伊豆市副市長定数条例の一部改正について
日程第 3 2	議案第 8 5 号	伊豆市国民健康保険条例の一部改正について
日程第 3 3	議案第 8 6 号	工事請負契約の変更について
日程第 3 4	議案第 8 7 号	住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止について
日程第 3 5	議案第 8 8 号	静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第 3 6	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	小 川 多美子 君	2 番	浅 田 藤 二 君
3 番	鈴 木 優 治 君	4 番	飯 田 大 君
5 番	黒 須 淳 美 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	星 谷 和 馬 君
9 番	鈴 木 正 人 君	1 0 番	間 野 みどり 君
1 1 番	波多野 靖 明 君	1 2 番	小長谷 順 二 君
1 3 番	青 木 靖 君	1 4 番	三 田 忠 男 君

15番 永岡康司君

16番 杉山誠君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	伊郷伸之君
教育長	鈴木洋一君	総合政策部長	新聞康之君
総務部長	井上貴宏君	市民部長	佐藤達義君
健康福祉部長	大石真君	産業部長	大路弘文君
建設部長	山口吉久君	危機管理監	大村俊之君
教育部長	小塚剛君	会計管理者	池谷真由美君
代表監査委員	渡邊光由君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	土屋洋美
主任	原亜里沙		

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年伊豆市議会9月定例会を開会いたします。

本日の出席議員は16名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。本議会における配付につきましては、伊豆市議会会議規則167条の2の規定により、タブレットに表示できることで同規則による配付とみなされますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青木 靖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。議席番号5番黒須淳美議員、議席番号6番下山祥二議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（青木 靖君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月25日までの28日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月25日までの28日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付しました会期日程表のとおりであります。御了承願います。

次に、休会日についてお諮りします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（青木 靖君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より法に基づく例月出納検査結果並びにその他、議長等の会議、出張等につきましては、配付した資料のとおりでございます。

また、議長が出席した会議資料につきましては、議員掲示板前にて閲覧できますので、御確認ください。

次に、6月定例会で選挙を行いました静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、事務局の選挙長から結果の通知がありましたので御報告申し上げます。

当選人は、山根一藤枝市議会議員、小池智明富士市議会議員、高橋達也沼津市議会議員となりました。

次に、本日までに受理した請願、陳情書等は、配付した4件であります。

議会運営委員会での協議の結果、田方猟友会中伊豆分会、佐藤諭氏から提出されました伊豆市に於ける有害鳥獣捕獲作業出役手当に関する請願書、静岡県労働組合評議会議員、菊池仁氏から依頼のありました「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、静岡州市議会議員会長、富士市議会議員、小池智明氏から依頼のありました地震財特法の延長に関する意見書について、下白岩の佐藤諭氏から提出されました萬城の滝キャンプ場の今後についての陳情書の4件につきましては、総務経済委員会に審査を要請いたします。

続きまして、7月に実施されました常任委員会の行政視察の報告を行います。

初めに、総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） おはようございます。

総務経済委員会委員長の波多野靖明でございます。

7月23日、24日に行いました総務経済委員会の行政視察につき、報告をいたします。

行程として、23日の早朝に伊豆市役所を出発し、10時から千葉県木更津市役所で廃校利用の経緯などの説明を聞いた後、午後2時からエトワ木更津現地での視察になりました。

まず、当日訪れた木更津市にありますエトワ木更津で、廃校を利用したグランピング施設の事例を学びました。

木更津市は、観光資源が豊富で、東京や横浜からのアクセスも良好な自治体です。伊豆市でも、中学校や小学校の再編による廃校跡地の活用が課題となっており、この視察はその解決策を模索するためのものでございます。

エトワ木更津は、平成31年に閉校となった富岡小学校の跡地を活用し、令和4年12月にランドオープンをいたしました。

旧校舎の一部を共用棟として使用し、校庭には宿泊用のログ小屋が設置をされています。

施設は学校の懐かしさを残しつつも洗練されたデザインと充実した設備で、特にゲスト同士の交流を促進する工夫が施されております。

運営は大和ハウスグループが担当し、事業者の選定は公募型プロポーザルで行われました。木更津市は必要な施設のみを選んで貸し出し、運営がスムーズに進むよう配慮しています。

視察を通じて、伊豆市でも指定管理者との連携を強化し、施設の維持管理をしっかりと行う必要があると感じました。

この事例は、老朽化した公共施設の新たな活用方法として、地域の観光や産業振興に貢献する可能性を示しています。伊豆市でも、自然と調和した魅力的な施設への転換を検討し、市民や観光客にとって価値ある場所を提供することが求められます。

2日目の24日の午前中は、9時半より千葉県柏市役所で多くの資料を拝見し、説明をしていただき、意見交換をさせていただきました。

千葉県柏市は人口約43万4,000人の中核都市であり、伊豆市に比べ約15.5倍の人口を持つ一方、面積は3分の1とコンパクトです。

今回は、柏市の下水道管寿命マップ化を視察し、伊豆市における公共インフラ整備への応用の可能性を探りました。

柏市で年間15件程度発生していた下水道を起因とする陥没事故に対応するため、事後保全型から予防保全型へと管理体制を移行しました。この移行により、約25億円（25年で）のコスト削減効果が見込まれております。

平成28年には、関東地方整備局管内で初となるストックマネジメント手法を導入し、下水道事業を包括的に民間委託することで、地元企業と連携しながら高度な技術を導入し、劣化ハザードマップを作成しました。このマップにより、下水道管の状態を視覚化し、更新費用を6割削減する効果が得られました。さらに、柏市は官民連携を強化し、民間企業が新技術を導入して業務を効率化し、その成果を、動画配信などを通じて広く発信しております。これにより、柏市側にも、広報費の削減や実績の広報効果が得られるというメリットがあり、官民連携の成功例として、柏モデルとして注目がされております。

視察を通じて、伊豆市においても、地域特性を考慮した包括的なインフラ管理や、官民連携の可能性を探る必要性が再確認されました。伊豆市は地形的な課題も多く、柏市のモデルをそのまま適用するのは難しいと思われますが、ウオーターP P Pなどの官民連携手法を活用し、持続可能な水道事業の確立を目指すことが重要だと感じました。

2日目の午後は、茨城県取手市役所の議場で議会オンライン化に関する視察を行いました。茨城県取手市は人口約10万6,000人の自治体で、議会オンライン化の先進事例として注目がされております。

取手市議会は令和2年8月にタブレットを導入し、その僅か3か月後にはオンライン委員会を開始いたしました。さらに、同年12月には、Side Books、表決システムを使用して本会議でのオンライン表決を行うなど、新型コロナウイルス感染拡大を契機にオンライ

ン化が急速に進展しました。

視察では、取手市議会が新しい民主主義の手法を構築するために、早稲田大学やほかの研究機関と協定を結び、オンライン会議の課題抽出と解決策の策定、関係法令の改正案などの策定を行ってきたことが紹介されました。

令和2年から令和4年にかけて、オンライン委員会やオンライン会議は数十回にわたり実施され、360度カメラによる傍聴配信など、オンラインでの工夫も進んでいます。

また、取手市では市民との意見交換や現地視察のオンライン化が進められ、効率的な議会運営が実現されております。

さらに、完全ペーパーレス化により、職員の業務効率が向上し、人・もの・金の節約にも寄与しています。

このような取組は全国の議会からも注目を集め、研修の申込みが増加しています。

伊豆市議会でも今年6月からタブレットを導入し、ペーパーレス化を進めていますが、現状は試行錯誤の段階です。取手市議会の先進的な取組を参考に、議会運営の効率化や職員負担の軽減を図り、特に未曾有の災害に備えてオンライン議案説明などの導入を検討することが重要ではないかと考えます。

今回の視察では、取手市の議会オンライン化、柏市の下水道管寿命マップ化、そして木更津市のエトワ木更津の事例を学びました。これらの先進事例は、伊豆市における行政運営にとって多くの示唆を与えてくれました。

取手市の議会オンライン化は迅速な対応と効率化を実現し、災害時の備えとしても参考になります。柏市の下水道管寿命マップ化は老朽化したインフラ管理の新たな手法を示し、コスト削減に成功しています。エトワ木更津は廃校を地域資源として再生し、観光施設として成功した好例だと思います。

ただし、これらの事例をそのまま伊豆市に導入するには、自治体間の規模や財政力の違いが課題となります。伊豆市においては、現実に応じた持続可能な施策を模索し、地域特性に合った展開が求められます。

今回の視察を通じて、その重要性を再認識いたしました。

以上で、総務経済委員会行政視察の委員長報告を終了いたします。

○議長（青木 靖君） 常任委員会の行政視察の報告を続けます。

教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

〔教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

教育厚生委員会は、現在伊豆市の課題であります英語教育、新リサイクルセンター運営、美術館建設を踏まえて、7月10日から11日にかけて行政視察を実施いたしましたので、議長の許可を得ましたので、報告いたします。

まず初めに、7月10日、埼玉県八潮市にある八條北小学校に伺いました。

目的としては、伊豆市は英語教育に力を入れて、A L T 配属数も先進地ではありますが、社会に羽ばたきグローバルな視点で考える力のある児童生徒の育成には、新中学校の建設を踏まえた学習内容の充実が必要不可欠であるとの認識に基づき、英語指導力改善事業における外国語教育についての先進地を学びました。

全校生徒77名の小規模特認校です。不登校や問題行動が多発し、基礎学力が低下したことをきっかけに、いじめ撲滅を目指した事業実践により小中一貫校教育に取り組み、特に力点を置いたのが英語教育で、授業スタイルを標準化した八潮スタンダードの実践、English Day、E ☆ ロード等、自然に英語になじめる学習環境の整備、I C T の活用、A L T を含む3人指導体制等、多様な取組が行われていました。

所感として、まず驚いたのは、至るところに英語表記の案内や場所の説明が書かれていたことです。また、市を挙げて小中一貫教育に取り組みながら、令和2年から埼玉県で英語指導方法改善事業研究委嘱指定がなされ、翌年の令和3年に文科省委託小中高等学校を通じた英語教育強化事業に取り組んでいました。全教師が同じレベルで授業出来るよう八潮スタンダードを作成し、それに基づいて改善を行い、親和的な学級集団で確かな学力を身につける学校を目指していました。

授業視察時の子供たちは、先生の英語に英語で答え、I C T や紙媒体を適切に使い、ゲーム感覚で楽しそうに受け答えし、子供たちが主体的な姿勢で授業に臨んでいました。先生は、目標にある「子供たちが褒められる学校」の具現化でたくさん褒めており、子供を笑顔で迎え、笑顔で返す実践を垣間見ました。

このような授業は、今まで伊豆市内では見たことのない授業風景でした。ぜひとも教育委員会でも施設に訪れてほしいと感じた学校でした。

次に、草加市リサイクルセンターを訪問しました。

目的として、伊豆市リサイクルセンターは建設中ですが、今後の運営に関し、循環型社会、ごみ減量、粗大ごみ活用等の取組の知見を得るため、3 R、リデュース、リユース、リサイクルの推進と、環境学習を目的として、不用品リユース事業の現状と今後の課題を学ぶため、「もったいない」を実践するリサイクルセンターを視察しました。

回収品の中から職員が再利用可能と判断したものを不用品リユース事業として販売し、実際に展示した品を見ると、どれも見栄えよく新品と思えるほどでした。

草加市の取組状況で驚いたのは、資源となる雑紙、雑紙を燃えるごみに出さないでくださいと雑紙保管袋を配布していたことでした。お菓子等の箱、ラップ等の芯、メモ用紙、封筒、洋服のタグ等を袋に入れて資源として活用する姿勢です。

説明を受けて、「できる範囲でやっています。特にお金をかけていません。各々の自治体のやり方があると思います」が印象的でした。伊豆市は、市民意向と行財政の現状の身の丈に合う規模でやればよいと思います。取組の哲学が大事であり、環境教育を通じて実践へとつなげることが大切と考え、例えばリユース品の販売は、官民連携で市内の身体障害者就労

継続支援施設の共同運営に任せてもよいのではないかと私は考えました。そうすることにより、障害者の社会体験拡大、社会経済活動への参加、共生社会への理解促進等が育まれると思います。

翌11日、2日目は、高崎市タワー美術館を訪問しました。

目的として、伊豆市美術館構想が定まらない中、複合施設構想が出てきたことにより、伊豆市議会としても知見を高め、市民の負託に応えるために、横山大観など伊豆市の美術品を展示したことがある高崎市タワー美術館を視察し、複合施設に併設された美術館の現状と課題を学びました。

市内には高崎市美術館、旧井上房一郎邸、高崎市山田かまち美術館もありますが、高崎市タワー美術館は近現代の日本画を中心とした収蔵作品や企画展を行っています。

視察時は、「日本美術×グラフィックデザイン、雨と鯉と富士山と」が行われていました。館長様から、丁寧に事前提出質問に答えていただきました。

その中で、印象に残った言葉は、1「日本画の大家が修善寺の地で若き時代を過ごして描き上げてきた作品はこの地こそそのストーリーがあり、他ではまねができないことは強みである」、2「美術館をまちづくりの一環として位置づけ、他の施設との回遊性を高めることにより、まちのにぎわいをつくる」、3「庁舎組織として、教育委員会部局ではなく市長公室が所管し、今は総務部がアートプロジェクトとして所管している」、4「設備、特にトイレには衛生的でなくてはならない」でありました。

伊豆市においても、美術館の構想の位置づけ次第では、教育委員会所管から市長部局への移管も検討の余地があると感じた視察でした。

なお、詳しくは各議員の報告書や議会ホームページに掲載されていますので、御覧いただければ幸いです。

以上、教育厚生委員会行政視察報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 次に、伊豆市議会改革推進特別委員会の報告を行います。

議会改革推進特別委員会委員長、浅田藤二議員。

〔議会改革推進特別委員会委員長 浅田藤二君登壇〕

○議会改革推進特別委員会委員長（浅田藤二君） おはようございます。

報告をさせていただきます。

令和5年3月23日に設置されました議会改革推進特別委員会に付議された調査事項について、報告書として取りまとめましたので報告させていただきます。

報告書は、タブレットの「9月定例会」、「8.29初日」のフォルダー内の「6、議会改革推進特別委員会報告書」を御覧ください。

本委員会に付議された調査事項は、1ページ、1、委員会設置の経緯にあります。

（1）議会のDX、ICT化対応の研究、（2）伊豆市議会基本条例の見直し検証事項として、ア、委員会の活動、イ、会派、ウ、議員定数、エ、検証により改善を必要とする事項

でした。

私を含め、6人の委員と議長をオブザーバーに、約1年半、15回の委員会を開催し、議会改革の検証、取組を行いました。

3ページ、4、調査検討項目と協議結果等の(1)、議会のDX、ICT化対応の研究では、タブレット端末のペーパーレス会議システムの研究と導入を行いました。ペーパーレスシステムのデモンストレーションでは、皆さんの御協力ありがとうございました。

(2)伊豆市議会基本条例の見直し検証事項の提案では、主に実施に至った事項として、イ、会派の検討において、会派代表者質問の採用を審議し、実施に至りました。

5ページ、ウ、議員定数においては、議会だよりの折り込みページによるアンケートを実施し、結果等も踏まえ、議員定数を2人削減する条例改正を委員会発議させていただきました。

6ページのエ、検証により改善を必要とする事項として、①政治倫理では、ハラスメント対策に応じた伊豆市議会議員政治倫理条例の政治倫理基準に、新たにハラスメント防止基準を追加する条例改正を委員会発議させていただきました。

②市民参加、市民等との連携では、議会報告会の開催方法について、参加団体や世代を絞って開催する方法を提案し、議会報告会実行委員会にて取り組んでいただきました。

その他、実施に至りませんでしたが、他市町の議会が行う市民参加を促進する取組事項等について、研究をさせていただきました。

伊豆市の人口減少問題と同様に、議会議員の成り手不足や選挙における投票率の低下傾向は、伊豆市議会においても今後の課題であります。市民はもちろん、他の機関や団体等と幅広い協働による対策が不可欠になってきております。

今後も議会改革は継続する必要があると、議会として結果を導くとともに、市民ニーズに対応できる議会として新たな検討課題に取り組むよう、次期の伊豆市議会に期待し、報告とさせていただきます。

以上で、伊豆市議会改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長(青木 靖君) 続きまして、一部事務組合等の議会議員から報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の報告について、議席番号1番、小川多美子議員。

〔1番 小川多美子君登壇〕

○1番(小川多美子君) 皆さん、おはようございます。

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理組合の令和6年第2回の定例会が8月16日金曜日、午前9時半よりクリーンセンターいず、研修室で開催されました。

出席者は、伊豆の国市から4名の議員、伊豆市からは永岡康司議員、間野みどり議員、私、小川の3人が出席し、飯田大議員は都合により欠席でした。

このクリーンセンターの運営は、両市の市長が３年ごとに交代で管理者を務め、今年から３年間は山下正行伊豆の国市長が管理者を、副管理者は菊地豊伊豆市長を務めることになりました。

同時に、議長も副管理者側から選出、管理者側からは副議長を選出する決まりがあり、議長に伊豆市の永岡康司議員が、副議長に伊豆の国市、小澤五月江議員が選出されました。

山下管理者から行政報告があり、供用開始から１年７か月経過したが、大きな問題やトラブルもなく順調に稼働している、焼却量については、計画処理量に比べ焼却量が少なかったが、売電単価が高い７月から９月の処理量を増やすことで効率よく売電収入を得るために調整したことによるものである、発電事業における売電収入は半年間で２,９８１万円となった、施設見学には２,０００人を超える方々が見学に訪れてくれたとの報告がありました。今後も両市民の皆様が親しみのある施設となるよう努めていくとの報告がありました。

行政報告に続き、監査報告が伊豆の国市監査委員の山本昭彦議員からありました。

一般質問では、伊豆の国市の内田隆久議員から、廃棄物処理施設の運営管理について質問があり、続いての決算、質疑報告では、同じく伊豆の国市、内田隆久議員と田中正男議員からの質問、当局からの回答があり、定例会は終結いたしました。

以上、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理組合の定例会報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 次に、伊豆市沼津市衛生施設組合議会の報告について、議席番号４番、飯田大議員。

〔４番 飯田 大君登壇〕

○４番（飯田 大君） おはようございます。

飯田大です。

伊豆市沼津市衛生施設組合議会報告をいたします。

令和６年第２回伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会が、８月１９日、当議場にて開催されました。

沼津市から３名、伊豆市からは永岡議員、間野議員、小川議員と私の４名が出席いたしました。

議長より議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定が報告され、付議事項ですが、会期の決定は１日限りとするという報告がなされております。

議案ですが、第１号 令和５年度伊豆市沼津市衛生施設組合会計歳入歳出決算の認定についてを議論されました。

議案第１号 令和５年度伊豆市沼津市衛生施設組合会計歳入歳出決算書についてですが、歳入は１億３,６４３万１,９６８円、歳出総額１億２,１４７万９,３１９円、歳入歳出差引額は１,４９５万２,６４９円となります。

歳入での分担金、１款１項１目一部事務組合分分担金、伊豆市６,６６６万４,０００円、沼津市４,７８６万１,０００円となり、伊豆市分５８.２％、沼津市４１.８％でありました。

歳出では、3 款衛生費、2 項清掃費、3 目ごみ処理管理費、施設解体設計業務委託費が 1,697 万 1,900 円、排水場内への搬出処分委託料 965 万 8,000 円などが計上されました。

令和 5 年度伊豆市沼津市衛生施設組合会計歳入歳出決算書の貯金残高照会、契約書類検査等を実施、適正に処理されていたことを監査員より報告を受けました。

以上、議案第 1 号は出席者全員一致で可決されました。

以上で、伊豆市沼津市衛生施設組合議会報告を終了いたします。

なお、組合議会で定例会に出されました資料につきましては、委員会室前のテーブルの上に準備させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 次に、駿東伊豆消防組合議会の報告について、議席番号 5 番、黒須淳美議員。

〔5 番 黒須淳美君登壇〕

○5 番（黒須淳美君） 皆さん、おはようございます。

5 番、黒須淳美です。

駿東伊豆消防組合議会定例会は、令和 6 年 8 月 21 日に、消防本部のある沼津北消防署にて行われ、浅田議員と出席しました。

管理者の沼津市長をはじめ、副管理者、議員 18 名及び関係職員が出席し、開催されました。

7 件の議案が提出され、初めに 2 件の交通事故損害賠償額決定の専決処分の報告がありました。

報第 1 号、沼津市内において事業所所有の下水道の蓋を通過し損傷させ、賠償額が 6,232 円、報第 2 号、沼津市内において、銀行所有の排水ますの蓋を通過し損傷させ、賠償額が 7,700 円でした。

報第 3 号 繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和 5 年度納入予定だった水槽つき消防車 1 台について、コロナ禍で納入が遅れたものを翌年度に繰り越すもので、繰越額は 7,320 万 5,000 円、財源には 6,730 万円の地方債が充てられます。

認第 2 号 令和 5 年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額 64 億 8,873 万 7,000 円、歳出総額 63 億 8,774 万 2,000 円、差引額は 1 億 99 万 5,000 円となりました。

歳入のほとんどは構成する 4 市 3 町からの負担金であり、伊豆市の負担金は 6 億 5,102 万 2,000 円で、全体負担金の約 11% になります。

歳出については 97.2% と、組合発足 8 年目の年度としておおむね計画的な執行がなされています。

議第 7 号 財産の取得について。

更新、高規格救急自動車、救急資機材、追認。これは令和 5 年度に取得した財産について、

2,000万円以上の財産の取得になることから、本来は議会の議決に付すべきところ、これを経ずに救急資機材を取得したもので、これは今年度の契約事務を進めていく中で同様な契約を昨年度も行っているため、書類を確認して発覚したものであることから、この契約事務の有効性を確保するために追認の議決を得ようとするものです。

議第8号 財産の取得について。

更新、高規格救急自動車、救急資機材。高規格救急自動車の更新に伴い、半自動除細動器や携帯用人工呼吸器、その他の資機材を2,303万6,310円で購入したものです。

議第9号 駿東伊豆消防組合監査委員条例の一部改正について。

地方自治法の改正に伴い、条例ずれが生じるため、一部改正するものです。

議第10号 駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について。

地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、条例の一部改正のほか、所要の改正を行うものです。

議第11号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,579万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,433万7,000円とするもので、前年度の繰越金が主なものです。

以上、これらの議案は全会一致で可決されました。

なお、令和6年度上半期の伊豆市の火災件数は12件で、前年度より2件増加、救急搬送人員は942人で、前年度より62人増えております。

議会終了後、職員2名の懲戒処分についての報告がありました。

議員からの質問、意見が出され、組合執行部からは今後の対応について説明がありました。

これで、以上、報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（青木 靖君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

菊地豊市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

令和6年伊豆市議会9月定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、その前に、台風10号の進路予測を受けて、9月1日日曜日に予定しておりました海上型防災訓練は中止といたします。御承知おきいただきたいと思います。

行政報告のまず1つ目、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けて。

巨大地震注意に伴う防災対応について。

去る8月8日に宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されました。市では、地震への備えや避難方法の再確認を呼びかけるとともに、関係機関と連携し、観光客へ地震発生時の避難場所などを周知いたしました。各部署においては、公共施設の安全確認や事業継続計画に基づいた発災時の業務体制について再確認したところです。

また、津波被害が予想される土肥地区の観光事業者や地域の方々と今回の臨時情報の課題等について話し合うこととしており、改めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を見据えた対応を早急に検討するなど、引き続き災害死者ゼロを目指し、災害対策に取り組んでまいります。

なお、土肥地区での話し合いについては、現在9月1日午後を予定しておりまして、明日の夕方までには実施するか延期するかを決定いたします。

観光防災まちづくりの取組について。

土肥地区では、全国初の津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）に指定されたことを契機に、地域一体となった津波に強いまちづくりを推進してまいりました。

この一環として建設した松原公園津波避難複合施設は、去る7月12日に竣工式を行い、供用を開始しました。地域の方々と観光のお客様が安心して利用できる防災と観光の機能を兼ね備えた全国初の施設として、安全・安心と産業振興に寄与するものと期待をしております。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令される中においても、土肥の海水浴のお客様からは、「巨大地震注意が発表されていても、安心して来ることができた」といったコメントが報道で見受けられるなど、積極的な津波防災の取組がPRできているものと実感しており、今後も、地域一体となって防災と観光を両立したまちづくりを進めてまいります。

2つ目、市制20周年事業について。

まず、記念ナンバープレートの交付について。

市制20周年を記念した原付バイク用のオリジナルナンバープレートを作成し、8月1日から交付を開始いたしました。

このナンバープレートは、若手職員によるデザインラボが市制20周年を記念して作成したエンブレムをモチーフにデザインしたものです。限定100枚のうち、人気が集中する1番から3番のナンバーは、交付開始日に希望者による抽せんを行いました。

このナンバープレートを通じて、市制20周年をPRできればと期待しています。

「いずのひ」について。

今年度に伊豆市、来年度に伊豆の国市が、それぞれ市制20周年を迎えることから、毎月12日に両市内の店舗等で限定サービスを提供する「いずのひ」の取組を8月12日から開始いたしました。

この取組は、令和7年度末まで両市が連携して実施する予定で、8月27日現在で伊豆市内の24事業者に参加いただいております、今後も協力事業者を拡大し、20周年を祝う機運を高める

とともに、地域の活性化につながるよう市内外にPRし、盛り上げていきたいと考えております。

報告の3つ目、新リサイクルセンターの整備について。

新リサイクルセンターの整備工事は、先般、施設の奥側に管理棟とストックヤードが完成いたしました。来月からは、新しいストックヤードで資源ごみなどの受入れを行いながら、施設の手前側に新たな受入れ施設の整備を進め、令和6年度中の完成を目指してまいります。

また、市民サービスの向上や効率化を図るため、来年度から施設運営を民間に委ねることとし、現在、公募型簡易プロポーザルによる業者選定を進めており、年内を目途に業者を決定する予定です。

私もしばしば不燃物を処理にまいりますけれども、ごみ焼却場のほうが解体が終わり、また交通が混乱する中で、シルバーさんを含めて職員の皆さんが大変親切に対応してくださっています。本当にリサイクルセンターは、私が就任した16年前とは大きく変わってまいりました。将来、民間施設に施設運営を委ねても、現在のような親切な対応が続いていくことを期待しているところです。

報告の4つ目、（仮称）日向公園の整備について。

日向公園は、狩野川沿いの立地を生かした水辺ならではの憩いの場として、令和8年度中の完成を目指し、現在、造成工事及び芝生などの整備を進めています。

公園管理棟及びトイレ棟の建設は、明日、入札により業者を決定することとしており、令和7年7月末の完成を予定しています。

また、公園管理棟の東側に計画している危機管理センターは、昨日、無事に安全祈願祭を行いました。災害対策の中核として、令和7年度中の完成を目指しております。

報告の5つ目、伊豆中学校開校に向けて。

令和7年4月の伊豆中学校の開校に向け、建設工事は完成まで4か月余りとなりました。外壁関係の工事がほぼ終わり、今後は内装や外構工事に移ってまいります。

また、6月から8月にかけて、来年度から伊豆中学校へ通う児童生徒などを対象に、工事現場見学会を開催いたしました。子供たちは、「広くて大きなこの学校に早く通いたい」と感想を話し、開校に胸を弾ませる姿が見受けられました。

校歌は、作曲家でピアニストや指揮者としても御活躍され、当市のグリーンコンサートに御出演いただいたことのある青島広志先生に作詞作曲をお願いしております。青島先生は数多くの校歌を手がけており、先月には、生徒の思いを曲作りに反映するため、各中学校の生徒との交流会を行いました。校歌の完成は年内を見込んでおります。

報告の6つ目、デフリンピックの機運醸成に向けた取組について。

令和7年11月に開催されるデフリンピックまで約1年となりました。

去る7月30日と8月7日に手話こども教室を開催し、小学生がデフリンピックの選手を応援する手話を学びました。12月には、手話を交えた歌唱やデフリンピックに関連した手話を

学ぶイベントを計画するなど、手話を広める取組を進めてまいります。

また、市聴覚障害者協会、手話サークル、市内こども園及び小中義務教育学校、伊豆総合高校などの協力を得て、デフリンピックを応援する手話動画を作成し、11月から修善寺駅のモニターなどで放映を予定しています。

今後もデフリンピックの啓発や手話の普及を図り、開催機運を盛り上げてまいります。

報告の7つ目、わさびの郷構想の拠点施設について。

わさびの郷、伊豆わさびビジターセンターは去る4月12日にオープンし、8月27日現在でおよそ2,400人が訪れています。このうち約3%が外国人で、ワサビや中伊豆の里山に関心を持つ海外の方も少なくないようです。

7月からは、ワサビの食体験としてワサビの食べ比べを始めたほか、夏限定でワサビ狩り体験などを試行しています。

今後も、イベントやモニターツアー等を通じて、静岡水ワサビの伝統栽培、歴史的価値の伝承やワサビの魅力の発信など、伊豆市のワサビを核とした地域の活性化や生産の振興を目指してまいります。

報告の8つ目、森林環境譲与税活用事業について。

森林環境譲与税を活用した新たな事業として、未就学児を対象に森のようちえんを開催いたしました。森のようちえんは、伊豆市の豊富な自然を活用した体験を通じ、森林の大切さや働きを知ってもらうことを目的として、本年度は全4回の開催を予定しています。

今後も森林環境譲与税を有効に活用し、森林整備や市産材の利用促進、人材育成、環境保全などを推進してまいります。

最後に、白岩の湯の再開について。

配管等の不具合により再開を延期しておりました白岩の湯を、施設改修及び温泉管の復旧が完了したことから、来週9月6日から再開することといたしました。長い間御不便をおかけいたしました。今後も市民の皆様に御利用いただきたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で行政報告を終わります。

◎報告第13号～報告第15号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第5、報告第13号 専決処分の報告について（市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）から日程第7、報告第15号 専決処分の報告について（伊豆市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正）までの3件を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第13号から報告第15号までの報告案件について一括して提案理由を申し上げます。

報告第13号及び報告第14号は、市道の道路損傷による物損事故及び市有施設内の草刈り作業に起因する物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、専決処分したので報告するものです。

報告第15号は、条例で引用している法律の改正に伴う所要の改正について、専決処分したので報告するものです。

詳細をそれぞれ担当する部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 本件の報告について補足説明の申出がありますので、これを許します。報告第13号について、建設部長。

〔建設部長 山口吉久君登壇〕

○建設部長（山口吉久君） おはようございます。

それでは、報告第13号、専決処分書の報告について補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページから7ページになります。

5ページの専決処分書を御覧ください。

まず、先に誤字がありましたことをおわび申し上げます。

事故の概要欄に、正しくは「ポットホール」のところに「ポットボール」と記載しております。

道路上の陥没でございますが、専門用語は分かりづらいですし、間違っていたため、なおさら分かりにくかったと思います。これからは、専門用語の記載はなるべく控えたいと思います。

申し訳ありませんでした。

それでは、専決処分書の説明をさせていただきます。

事故の発生日月日及び発生場所は、令和6年4月6日土曜日の午後8時50分頃、市道城線の伊豆市上白岩2072番地の4番地付近です。

損害賠償額は4万2,448円です。

事故の概要ですが、相手方が市道城線を走行中、前方にあった道路上の陥没に車両助手席側の前後輪がはまり、タイヤの側面が路面の縁に接触して、車両助手席側の前輪及び後輪が損傷したものです。

なお、過失割合は、伊豆市7割、相手方3割です。

事故の状況をもう少し詳しく申し上げます。

6ページを御覧ください。

事故の発生場所は、カドイケ中伊豆店から市道城線を小松別荘地方面に向かって4.6キロほど行った場所です。

被害者は、市道を小松別荘地方面へ走行中、道路上の、長さ75センチ、幅45センチ、深さ

10センチの陥没箇所を通過した際に、助手席側の前後輪のタイヤの側面を破損したものです。

相手方からは、事故当日は夜間で雨も降っていたために視界が悪く、また陥没箇所も水たまりになっていたため路面の陥没が分からず、通過した際に異音に気づき、警察に連絡したとの話を伺っております。

現地の対応としましては、被害者より連絡があり、同日に事故現場を確認し、市道陥没箇所をアスファルトにて仮補修を行い、その後、本復帰を実施しております。

再発防止策としましては、毎週火曜日と水曜日と道路パトロール等を実施しておりますが、陥没が起きやすい本日みたいな雨天時に、定期的なパトロールとは別にパトロールを増やして、道路維持管理に努めてまいります。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 続いて、報告第14号について、産業部長。

〔産業部長 大路弘文君登壇〕

○産業部長（大路弘文君） それでは、私から報告第14号について補足説明を申し上げます。

議案書11ページの専決処分書をお願いいたします。

本件は、職員が草刈り作業中に誤って小石を飛ばしてしまい、付近を走行中だった車両の窓ガラスを割ってしまったというものでございます。

損害賠償の額は29万3,660円。

相手方は埼玉県在住の方で、事故の発生日時及び発生場所は、本年7月26日金曜日、午後1時50分頃、伊豆市湯ケ島892の6付近、道の駅天城越えの駐車場でございます。

事故の概要ですが、13ページの事故状況図を御覧ください。

事故発生場所は、国道から道の駅天城越え駐車場中央のトイレ東側入り口付近です。

こちらにあります歩道脇の生け垣の草刈りを職員が行っていたところ、駐車場内を走行していた対象車両に飛び石が当たり、運転席側の窓ガラスを全損させたものでございます。

相手方は、埼玉県で内装業を営まれている方で、下田市にお仕事で来られた帰路の最中であったとのことです。

窓ガラスが全損したことにより走行が不能であることから、市内の修理工場での修理を行うとともに、帰宅及び車両の修理期間中の代替車両の手配を行いました。また、修理完了後に、被害者の御自宅まで対象車両を回送したものです。

11ページの専決処分書にお戻りをいただきまして、和解の内容ですが、双方の過失割合を伊豆市100%、相手方ゼロ%として損害賠償の額を決定したものです。

日頃から職員が市有施設等において草刈り作業を実施することが多くございますので、今後は今まで以上に周囲に注意を払いながら、また作業場所や状況によっては防護するような方法で実施していきたいと考えております。

以上、補足説明を終わります。

○議長（青木 靖君） 続いて、報告第15号について、総務部長。

〔総務部長 井上貴宏君登壇〕

○総務部長（井上貴宏君） 報告第15号について補足説明を申し上げます。

議案書は15ページからとなりますが、17ページの専決処分書を御覧ください。

改正の内容でございますが、生活困窮者自立支援法等の一部改正する法律、令和6年法律第21号の施行により生活保護法が改正され、条例で引用している文言に改正の必要が生じたため、改正するものです。

内容でございますが、次の18ページをお願いしたいと思います。

別表中の「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改めるものです。

専決処分の指定について、平成17年9月29日議決の第5項により指定した法令の改正または廃止に伴い当然必要とされる条例中の当該法令の題名、条項、または用語を引用する規定の整理のための条例改正に該当するため、専決処分にて改正するものです。

なお、条例で引用している文言について、既に生活保護法が公布日で施行されていることから、本年8月16日に専決処分をし、本条例の施行日は、生活保護法に合わせて公布日施行としております。

報告第15号の補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で、専決処分の報告についての補足説明を終わります。

ここで、10時45分まで休憩とします。

10時45分再開します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◎報告第16号及び報告第17号の上程、説明、質疑

○議長（青木 靖君） 日程第8、報告第16号 令和5年度伊豆市健全化判断比率の報告について及び日程第9、報告第17号 令和5年度伊豆市資金不足比率の報告についての2件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第16号及び報告第17号について一括して提案理由を申し上げます。

本案については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものです。

詳細を総合政策部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新聞康之君） それでは、私から報告第16号と報告第17号、併せて補足説明をさせていただきます。

議案書の21ページを御用意いただきたいと思います。

まず、報告第16号の健全化判断比率でございます。

こちらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律におきまして、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのもので、こちらに記載された4つの指標が判断比率項目として定められております。

まず、1つ目の実質赤字比率でございますが、こちらは一般会計等、伊豆市では一般会計と公共用地取得事業特別会計になりますが、こちらにおける実質赤字が財政規模に対しどれだけの割合になっているかを示すもの。2つ目の連結実質赤字比率は、一般会計をはじめ財産区特別会計を除く市の全ての会計を合計した結果、どれだけの赤字が生じているかの割合を示すものになります。

いずれも赤字にはなっておりませんので、健全化判断比率の欄におきましては棒線による表示となっております。

それから、3つ目の実質公債費比率でございますが、こちらは地方債の借入れに対する返済額と、これに準ずる額の財政規模に対する割合を示しておりまして、この数値が大きいほど返済の資金繰りが厳しいということになります。

表の右側の欄にありますとおり、財政悪化の黄色信号とされている早期健全化の基準が25%、当市は6.4%でございますので、基準を下回っている状況でございます。

それから、4つ目の将来負担比率でございますが、こちらは借入金、地方債等や債務負担行為に基づく支出予定額など、今後将来支払っていく可能性のある負担額等の現時点での残高の程度を示し、この数値が大きいほど今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。

当市の将来負担比率は46%、早期健全化の基準が350%となっておりますので、こちらも基準を下回っている状況でございます。

以上、4つの指標から見まして、伊豆市の財政は健全な状況にありますことをまずは御報告させていただきますとともに、今後も引き続き健全な財政運営に努めるよう気を引き締めてまいります。

続いて、報告第17号の資金不足比率でございます。

こちらは議案書の25ページになります。

こちらは、公営企業会計における資金の不足額について、事業規模に対する割合を見るものでございます。

こちらに記載してございます伊豆市の3つの公営企業会計については、いずれの会計も赤字決算ではございませんので、資金不足額はございません。したがって、表については全て棒線での記載となっております。

以上、2件の報告について、補足説明をさせていただきました。

○議長（青木 靖君） 以上で説明は終わりました。

これより報告第16号及び報告第17号について質疑に入ります。

報告第16号及び報告第17号について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで、報告第16号及び報告第17号の質疑を終結いたします。

◎議案第63号～議案第77号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第10、議案第63号 令和5年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24、議案第77号 令和5年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの15議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第63号から議案第77号まで15議案について一括して提案理由を申し上げます。

議案第63号から議案第67号まで及び議案第71号から議案第77号までについては、地方自治法第233条第3項に基づき、令和5年度決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。

議案第68号及び議案第69号については地方公営企業法第30条第4項の規定に基づく令和5年度決算について、また、議案第70号は同法第32条第2号の規定に基づく利益剰余金の処分及び第30条第4項の規定に基づく令和5年度決算について監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。

決算の詳細について一般会計決算を会計管理者に、特別会計決算についてはそれぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（青木 靖君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第63号について。

会計管理者。

〔会計管理者 池谷真由美君登壇〕

○会計管理者（池谷真由美君） それでは、議案第63号 令和5年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について補足説明をさせていただきます。

お手元に一般会計歳入歳出決算書と決算概要報告書を御用意ください。

まず、決算書の7ページを御覧ください。

歳入総額は234億9,226万3,613円、歳出総額は215億4,774万2,760円、歳入歳出差引額は19億4,452万853円となりました。

続きまして、307ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

3の歳入歳出差引額から4の翌年度繰り越すべき財源の計、7億6,159万6,000円を差し引いた5の実質収支額は、11億8,292万5,000円となりました。

それでは、歳入について御説明いたします。

決算書は18、19ページ、決算概要報告書は36、37ページをお願いいたします。

まず、決算概要報告書の36ページ、（1）歳入決算の状況を御覧いただきたいと思います。

合計額でございます。最終予算額は現年、繰越明許を合わせて262億5,553万3,000円となりました。決算額は234億9,226万4,000円となり、前年度決算額と比較いたしますと97.09%、7億211万8,000円の減となりました。

決算書の18、19ページをお願いいたします。

1款市税は決算額41億7,284万円となりました。こちらは新型コロナウイルス感染症が一段落したことにより、個人所得が回復傾向にあり、個人市民税が増となったことや、軽自動車税、入湯税が前年度より増となったものの固定資産税が評価宅地の令和4年7月時点の補正価格が下落したことにより、市税全体では前年度比99.94%、233万9,000円の減となりました。

ここからは前年度比や決算額が大きく変わった項目について御説明いたします。

決算書の24、25ページをお願いいたします。

11款地方交付税は決算額61億3,744万7,000円となりました。こちらは国の地方財政計画に基づき、地方交付税の財源が確保されたことや、国の補正予算に基づく再算定による追加交付があったことによるもので、前年度比104.34%、2億5,561万9,000円の増となりました。

次に、32、33ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は決算額30億3,641万円となりました。こちらは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増や、新中学校、新リサイクルセンター、松原公園津波避難複合施設など、大型施設整備を実施したことによるもので、前年度比109.67%、2億6,764万1,000円の増となりました。

次に、50、51ページをお願いいたします。

18款寄附金は決算額11億8,101万7,000円となりました。こちらは、ふるさと伊豆市寄附金の増によるもので、前年度比113.93%、1億4,439万8,000円の増となりました。

次に、64、65ページをお願いいたします。

22款市債は決算額24億5,489万6,000円となりました。こちらは、新リサイクルセンター整備事業などの財源として地方債の借入れを行いました。クリーンセンターいず整備事業の完了や新中学校整備事業の工事の進捗による令和6年度への繰越しに伴い、借入額が減となったことにより前年度比55.55%、19億6,399万9,000円の減となりました。

続きまして、歳出について御説明いたします。

決算概要報告書は37ページ、(2)歳出決算の状況を御覧いただきたいと思います。

決算額は215億4,774万3,000円となり、最終予算額に対する執行率は82.06%、前年度比95.60%、9億9,081万1,000円の減となりました。

次に、前年度と比べ大きく増減があった款について説明いたします。

決算書の154ページ、155ページをお願いいたします。

4款衛生費は、決算額30億9,693万8,000円となりました。

○議長（青木 靖君） すみません、ちょっとタブレットで移動するのに時間がかかるので、ちょっと顔色を見ながら、顔色を見ながらちょっとまだ移っていないなと思ったら、もう一回。今までのところはちょっと、勘弁してください。この後、ちょっと移動できたかなと思って、見てから説明してもらえると。

○会計管理者（池谷真由美君） 申し訳ありません。

○議長（青木 靖君） お願いします。

○会計管理者（池谷真由美君） では、4款衛生費から続きを……。

○議長（青木 靖君） どこを見るから、今、どこをやっているかから、もう一回。

○会計管理者（池谷真由美君） 決算書154、155ページをお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 決算書見られていますか、そもそも。

暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時08分

○議長（青木 靖君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

では、説明を続けてください。

○会計管理者（池谷真由美君） それでは、決算書の154ページ、155ページをお願いいたします。

4款衛生費は決算額30億9,693万8,000円となりました。こちらは、公的病院移転新設事業費補助金が令和4年度から繰り越されたことや、新リサイクルセンター整備事業費の増によるもので、前年度比123.10%、5億8,108万7,000円の増となりました。

次に、240、241ページをお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 消防費。

○会計管理者（池谷真由美君） 9款消防費は決算額13億3,419万円となりました。こちらは、デジタル同報系防災行政無線整備工事が完了したことによるもので、前年度比66.02%、6億8,679万8,000円の減となりました。

次に、248、249ページをお願いいたします。248、249ページです。

○議長（青木 靖君） 教育費ですね。

○会計管理者（池谷真由美君） 10款教育費は決算額18億8,787万4,000円となりました。こちらは、新中学校整備事業が令和6年度に繰り越されたことによるもので、前年度比58.67%、13億2,977万6,000円の減となりました。

最後に、地方債、地方債残高と基金残高について御説明いたします。

まず、地方債残高について、決算概要報告書の40、41ページを御覧ください。

○議長（青木 靖君） ちょっとお待ちください。

○会計管理者（池谷真由美君） 40、41ページです。

○議長（青木 靖君） 9月定例会のフォルダーの中に入っています。概要報告書の何ページで。

○会計管理者（池谷真由美君） 40、41ページです。

○議長（青木 靖君） 地方債のところですね。いいですか。40、41。

お願いします。

○会計管理者（池谷真由美君） では、41ページ、合計欄を御覧ください。

合計欄のとおり令和4年度末の市債現在高が245億8,018万8,000円に対し、令和5年度に24億5,489万6,000円を借り入れ、元金、利子を合わせて18億5,071万8,000円を償還したことにより、令和5年度末市債現在高は252億6,123万6,000円となりました。

次に、基金について御説明いたします。

すみません、もう一度決算書に戻っていただきまして、最終ページです。315ページを御覧ください。

○議長（青木 靖君） 最終ページね。基金についてですね。決算書315ページ、基金についてです。

○会計管理者（池谷真由美君） では、下段、一般会計合計のとおり令和4年度末の現在高が101億462万円に対し令和5年度に16億9,970万3,000円を取り崩し、それぞれ、それぞれの事業の財源として充当しました。また、財政調整基金やふるさと伊豆市応援基金などに前年度決算剰余金や運用益、寄附金を積み立てるとともに今後の公共施設の長寿命化や統廃合に係る財源確保のため、公共施設等管理基金を創設するなど、10基金の合計で15億3,633万656円を積み立て、令和5年度末の現在高は99億4,124万7,253円となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第64号から議案第77号までの14議案につきましては、各関

係部長ごとに説明を受けます。

まず、議案第64号及び議案第71号から議案第77号まで、8議案について。

総務部長。

〔総務部長 井上貴宏君登壇〕

○総務部長（井上貴宏君） それでは、令和5年度特別会計決算の総務課、総務部です、所管分について補足説明を申し上げます。

特別会計歳入歳出決算書、08とあると思います。特別会計歳入歳出決算書の5ページをお願いいたします。

よろしいですか。

議案第64号 令和5年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入総額71万1,627円、歳出総額71万1,627円、差引額はゼロです。

10ページ、11ページをお願いいたします。

こちら、歳入になります。歳入は財産貸付収入として普通財産の貸付料が70万8,820円と土地開発基金利子が2,807円となっております。

続いて、次のページ、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出ですが、歳入で御説明しました財産貸付収入と土地開発基金利子の全額71万1,627円を積立金として土地開発基金に積立ていたしました。

次に、15ページをお願いいたします。

こちら、財産に関する調書ですが、1の土地、2の建物に変動はなく、3の土地開発基金の預金につきまして歳出で御説明した積立金分と土地開発基金が直接保有する土地の貸付収入分を合わせた90万7,467円が増加しております。

議案64号につきましては以上でございます。

引き続きまして、議案第71号から議案第77号までの財産区の特別会計の決算について御説明申し上げます。

先ほどと同じ特別会計の決算書205ページ、飛んで205ページをお願いいたします。

まず、持越財産区でございますが、歳入総額221万5,626円、歳出総額113万7,656円、差引額107万7,970円でございます。

続いて、210ページ、211ページをお願いいたします。

主な歳入でございますが、財産収入の土地建物貸付収入として65万6,935円がございます。こちらは鎌倉女学院への土地貸付の収入でございます。また、ページの下段に前年度繰越金が155万8,691円となっております。

続いて、214ページ、215ページをお願いします。

歳出の主なものですが、一般管理事業及び財産管理事業のほか、令和4年度に引き続き諸支出金の積立金100万円を行っております。

217ページをお願いいたします。

こちらは、財産に関する調書でございます。歳出で御説明したとおり積立てを行っておりますので、基金の年度末残高が前年度より100万円増加しております。

なお、土地の増減はございません。

続きまして、219ページ、お願いします。

市山財産区でございます。歳入総額11万8,242円、歳出総額4万3,320円、差引額7万4,922円でございます。

224、225をお願い、ページをお願いいたします。

歳入は前年度の繰越金のみで11万8,242円となっております。

次に、228ページ、229ページをお願いいたします。

歳出でございますが、一般管理事業として4万3,320円、こちら、財産区管理委員の報酬と労務災害負担金となっております。

231ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。基金積立金、公有財産土地台帳ともに前年度からの変動はありませんでした。

続きまして、233ページをお願いいたします。

門野原財産区でございます。233ページです。歳入総額4万8,688円、歳出総額3万3,984円、差引額は1万4,704円でございます。

238ページ、239ページをお願いいたします。

歳入です。前年度繰越金の4万8,688円のみとなっております。

続きまして、242、243ページをお願いいたします。

歳出です。一般管理事業として3万3,984円を財産区管理委員の報酬と公務災害負担金として支出しております。

245ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございますが、基金、土地ともに増減はございません。

続いて、247ページ、お願いいたします。

吉奈財産区でございます。歳入総額338万6,223円、歳出総額237万6,065円、差引額101万158円でございます。

252ページ、253ページをお願いいたします。

歳入の主なものでございますが、土地建物貸付収入として39万5,486円、こちらは鎌倉女学院等への土地貸付の収入でございます。そのほかに前年度繰越金が219万737円、歳出で説明します山林の管理事業の財源として基金から80万円の繰入金がございます。

続きまして、256、257ページをお願いいたします。

歳出でございますが、管理会委員の報酬等の一般管理事業7万8,384円のほか、財産管理費229万7,681円がございます。こちらは、吉奈財産区有林の伐採跡地における造林罹災地に有害鳥獣防護ネットを設置するための業務委託費や資材購入費などとなります。

259ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございますが、基金につきましては先ほど説明しました山林の管理事業の財源として取崩しを80万円行っております。土地についての増減はございません。

続いて、261ページをお願いいたします。

月ヶ瀬財産区です。歳入総額が176万7,490円、歳出総額が148万8,784円、差引額27万8,706円でございます。

266ページ、267ページをお願いいたします。

歳入です。土地建物貸付収入として38万8,850円、こちらは通信会社基地局のための土地貸付収入などでございます。また、財政調整基金繰入金が82万2,000円、こちらは財産区財産の維持管理工事を行うための財源として基金の取崩しを行ったものでございます。

270ページ、271ページをお願いいたします。

歳出でございますが、例年の一般管理事業や財産管理業務委託のほか財産区有地の維持管理工事として82万1,700円を支出しております。

275ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございますが、先ほど説明した基金の取崩しにより基金残が82万2,000円減少しております。土地については増減はございません。

続いて、277ページをお願いいたします。

田沢財産区でございます。歳入総額170万2,507円、歳出総額2万7,984円、差引額167万4,523円でございます。

282ページ、283ページをお願いいたします。

歳入でございますが、370円土地建物貸付収入のほか前年度繰越金が170万2,137円となります。

続いて、284、285ページをお願いいたします。

歳出でございますが、一般管理事業として2万7,984円、財産区管理員の報酬と公務災害負担金となっております。

287ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございますが、基金、土地とも増減はございません。

最後、289ページをお願いいたします。

矢熊財産区でございます。歳入総額22万7,569円、歳出総額2万3,320円、差引額20万4,249円でございます。

294、295ページをお願いいたします。

歳入でございますが、前年度繰越金が22万7,569円となります。

続いて、296、297ページをお願いいたします。

歳出ですが、一般管理事業として2万3,320円となっております。

299ページをお願いいたします。

財産に関する調書ですが、基金、土地ともに増減はございません。

以上で、総務部所管の令和５年度特別会計決算に係る補足説明は終了いたします。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第65号及び議案第66号について。

市民部長。

〔市民部長 佐藤達義君登壇〕

○市民部長（佐藤達義君） それでは、私からは市民部所管の議案第65号及び議案第66号について補足説明させていただきます。

初めに、議案第65号 令和５年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明させていただきます。同じく特別会計歳入歳出決算書の17ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計の決算額は歳入総額38億9,404万6,524円、歳出総額38億5,039万2,059円で、歳入歳出差引額は4,365万4,465円となりました。

まず、歳入についてですが、22、23ページをお願いします。

1 款国民健康保険税については、一般被保険者分 7 億5,617万6,886円、退職被保険者分26万2,010円、合計 7 億5,643万8,896円を収納いたしました。収納率は一般被保険者現年課税分が96.61%で前年度に比べ0.36ポイント減少いたしました。

次に、24、25ページをお願いします。

3 款県支出金は27億6,711万6,913円で、前年度より1,472万3,032円の増となりました。これは、保険給付費の必要な財源となる保険給付費等交付金の増によるものでございます。

5 款繰入金は 2 億7,182万6,252円で、前年度に比べ81万2,911円の減となりました。

次に、26、27ページをお願いいたします。

一般会計繰入金は保健基盤安定、未就学児均等割保険税、職員給与費、出産育児一時金、財政安定化支援事業、産前産後期間保険税の法定分として合わせて 2 億7,182万6,252円を繰り入れました。

次に、歳出について説明させていただきます。

決算書の32、33ページをお願いいたします。

1 款総務費は国民健康保険事務に従事する一般職 5 人、会計年度任用職員 5 人の職員給与が3,347万2,051円、事業を運営するための経費であります一般管理費が2,693万1,171円で賦課徴収費等を加えた総務費合計で6,456万1,544円となりました。

34、35ページをお願いします。

2 款保険給付費は総額26億9,729万1,515円で、前年度と比較し2,380万9,262円の増額となりました。内訳としまして、1 項療養諸費が23億2,224万1,595円、次の36、37ページとなりますが、2 項高額療養費が 3 億6,895万8,450円、38、39ページに移りますが、4 項出産育児諸費が 7 件ございまして、手数料を含め334万1,470円、5 項葬祭諸費が55件で275万円を支出しております。

次に、3 款国民健康保険事業納付金は 9 億6,529万2,601円で、前年度と比較し3,068万965

円の減額となりました。内訳としましては、次の40、41ページとなりますが、医療給付費分 6億2,322万2,250円、後期高齢者支援金等分、支援金分 2億5,712万3,585円、介護給付金分 8,494万6,766円となりました。

次に、次のページの42、43ページをお願いします。

5款保健事業費は総額で6,375万416円となりました。主な支出としましては、1項の保健事業費の人間ドック委託料が284人受診で710万円、2項の特定健診、特定健康診査等事業費の特定健診委託料が2,479人受診で1,959万3,780円、次の44、45ページに移りますが、後期高齢者健康診査委託料が2,184人受診で、2,215万7,320円となりました。

6款基金積立金は利子を含め4,200万2,656円を積み立てました。

49ページをお願いいたします。

財産に関する調書ですが、国民健康保険事業基金について令和5年度末に4,200万円と利子を積み立て、現在高は3億2,193万4,521円となりました。

続きまして、議案第66号 令和5年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての補足説明をさせていただきます。同じく決算書の51ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の決算額は歳入総額 5億3,064万9,285円、歳出総額 5億1,529万9,485円で、歳入歳出差引額は1,534万9,800円となりました。

まず、歳入についてですが、56、57ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収分 2億5,888万5,200円、普通徴収分は 1億4,498万1,216円、合計で 4億386万6,416円を収納いたしました。

3款繰入金是一般会計からの事務費繰入金が228万2,877円、保健基盤安定繰入金が 1億766万1,546円で合計で 1億994万4,423円となりました。

次に、歳出についてですが、60、61ページをお願いいたします。

1款総務費は344万9,863円で、主な支出は三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会負担金賦課徴収に係る経費となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は 5億1,139万1,822円となりました。前年度と比較すると3,365万6,057円の増となります。

補足説明は以上となります。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第67号について。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 大石 真君登壇〕

○健康福祉部長（大石 真君） 議案第67号 令和5年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明をさせていただきます。

特別会計決算書の67ページをお願いいたします。

歳入総額39億8,768万7,182円、歳出総額37億7,595万6,001円、歳入歳出差引額は 2億1,173万1,181円となりました。

続いて、歳入の主なものについて説明させていただきます。決算書の72ページをお願いいたします。

1 款の保険料の現年分となります。調定額ですが、次の73ページの調定額の欄の上から4行目を御覧ください。調定額は7億5,959万2,815円、収入済額は7億5,719万9,987円で、収納率は99.68%でした。前年度比では収入済額は192万7,435円減少し、収納率は0.11ポイント減少いたしました。

続いて、78ページをお願いいたします。

7 款繰入金の1 項一般会計繰入金ですが、数字については次の79ページの一番上の行となります。5億5,959万7,000円で、前年度比で780万6,000円、1.4ポイントの増でございました。

次に、歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

決算書の84ページをお願いいたします。

2 款の保険給付費となります。次の支出済額ですが、次の85ページの真ん中あたりとなります。34億4,001万9,918円で、前年度比では8,089万7,882円、2.4ポイントの増となりました。主な要因は施設介護サービス費のサービス利用者が増加したことによるものです。

次に、88ページの3 款の地域支援事業費となります。支出済額ですが、次の89ページの真ん中あたりとなります。1億9,106万6,268円で、前年度比では55万1,869円、0.3ポイントの減となりました。

次に、94ページをお願いいたします。

6 款2 項の繰出金となります。これは、令和4年度の決算額が見込額を下回ったため、精算により一般会計の繰出金として、次の95ページの真ん中あたりとなりますが、2,944万7,132円を返還いたしました。

最後に、97ページをお願いいたします。

基金でございますが、令和5年度は取崩しは行わず、利息の1,903円を積み立てて、令和5年度末現在高は2億4,273万8,111円となっております。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第68号から議案第70号までの3 議案について。

建設部長。

〔建設部長 山口吉久君登壇〕

○議長（青木 靖君） ゆっくりめでお願いします。ゆっくりゆっくりでお願いします。

○建設部長（山口吉久君） それでは、議案第68号から議案第70号の建設部が所管します3 つの公営企業会計の決算について御説明いたします。特別会計歳入歳出決算書を御準備ください。

議案第68号 令和5年度伊豆市水道事業会計決算の認定についてになります。まず、令和5年度の業務量について、特別会計決算書114ページの上段を御覧ください。

本年度は簡易水道事業を統合したことにより関連する数値の前年度比較が増加していることを御承知おきください。年間配水量は693万9,466立方メートル、年間有収水量は452万6,597立方メートルとなり、有収率は前年度より0.2ポイント上昇し、65.23%でした。

次に、100、101ページを御覧ください。

令和5年度水道事業決算報告書の収益的収入及び支出でございますが、こちらは会計年度期間中の事業活動により発生した収益及び費用となります。上段の収入でございますが、水道事業収益決算額が6億8,254万8,248円、下段の支出水道事業費用決算額が6億7,900万7,491円となりました。

次に、102、103ページを御覧ください。

資本的収入及び支出になります。こちらは資産負債の増減に係る収入、支出のうち現金の収支を伴うものとなります。上段の資本的収入決算額は1億2,740万円の収入がありました。下段の資本的支出決算額でございますが、3億8,233万7,436円となりました。

なお、給水車の納車に不測の日数を要したため、その費用に当たる2,098万8,750円を翌年度へ繰り越しました。

表の下欄外に記載しましたとおり資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,493万7,436円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額と過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填しました。

各収入及び支出の詳細につきましては、101ページから124ページに明細書がございますので、後ほど御確認ください。

104、105ページの令和5年度水道事業損益計算書を御覧ください。

本年度は営業収益と営業費用の差引き、6,107万1,334円の損失となりました。営業外収益、営業外費用を含めた経常損失は1,632万3,865円、これに特別損失96万1,677円が加わり、当年度純損失は1,728万5,542円となりました。前年度繰越利益剰余金を充てることにより、当年度未処理欠損金は1,017万2,185円となりました。

106、107ページの上段の表を御覧ください。

令和5年度水道事業剰余金計算書となります。昨年度の9月議会において御認定をいただきました剰余金の処分が行われたことと、本年度、発生した純損失1,728万5,542円に簡易水道統合による引継金711万3,357円を繰越利益剰余金として処理しましたが、1,017万2,185円の欠損金が生じています。そのため、106ページの下段の令和5年度水道事業欠損金処理計算書案にお示しするとおり繰越欠損金として処理いたします。

115ページをお願いいたします。

中段の表、経営指標の推移を御覧ください。

簡易水道事業の統合により経常収支比率が97.46%と100%を下回り、経営の健全化が求められる状況となりました。管路経年化率、管路更新化率からは管路施設の更新が急務と考えられます。引き続き市民生活に密着した業務であり、安全・安心な水道水を安定的に供給で

きるように努めてまいります。

続きまして、議案第69号 令和5年度伊豆市温泉事業会計決算の認定についてになります。決算書は132ページからになります。

令和5年度の温泉事業の業務量につきまして、147ページの上段を御覧ください。

給湯戸数は前年度と変わらず318戸、年間総配当量は前年比3,990立方メートル増の143万5,550立方メートルとなりました。

それでは、次に134、135ページを御覧ください。

令和5年度温泉事業決算報告書、収益的収入及び支出の上段、収入でございますが、温泉事業収益決算額は7,735万2,307円、下段の支出決算額は温泉事業費用は9,685万357円となりました。

136、137ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入はなく、支出の決算額は2,314万4,000円となりました。表の下、欄外に記載しましたとおり資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,314万4,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

各収入及び支出の詳細につきましては、150ページから154ページに明細書がございますので、後ほど御確認ください。

それでは、139ページを御覧ください。

令和5年度温泉事業損益計算書になります。営業収益から営業費用を引いた営業損失が2,359万7,972円、営業外収益、営業外費用を含めた経常損失が2,161万9,338円となりました。特別利益及び特別損失がなかったため、当年度は純損失が2,161万9,338円となりました。前年度繰越欠損金を合わせ、当年度末時点の未処理欠損金は3,088万9,843円となりました。この未処理欠損金につきましては、140ページ、141ページの下段の令和5年度温泉事業剰余金計算書において利益積立金を取り崩すことにより相殺し、本年度末処分利益剰余金をゼロ円としました。

147ページを御覧ください。中段の表になります。

経営指標の推移をこちらに記載しております。経常収支比率が昨年度に続き100%を下回りました。これは、令和3年度から検討を進めているアウトソーシングに係る委託料及び動力費の増加により支出が大幅に増加したことにより、76.5%となりました。また、累積欠損比率については、先ほど御説明したとおり利益積立金を取り崩したことにより発生しておりません。

なお、流動比率につきましては100%を超えており、短期的な負債に対して支払うことができる現金がある状態を示しております。

温泉事業におきましては安定供給が図られておりますが、令和5年度はアウトソーシングに係る委託料が支出を大きく増加させる結果となりました。土肥温泉事業は現在PFIコンセッションによる運営に向けて準備を進めております。引き続き早期完了を進めてまいりま

す。

続きまして、議案第70号 令和5年度伊豆市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてになります。172ページの上段を御覧ください。

令和5年度の業務量になります。172ページ上段になります。処理区域面積は765ヘクタール、区域内人口は1万7,545人となりました。人口減少により区域内人口は318人減少しました。区域内で下水道に接続している人口の割合を示す水洗化率は87.9%となりました。また、年間総処理水量は424万5,999立米となり、前年度に比べて12万2,791立米増加しました。

それでは、158、159ページを御覧ください。

令和5年度下水道事業決算報告書、収益的収入及び支出の上段でございますが、収入では下水道事業収益が15億1,856万7,630円、下段の支出は下水道事業費用で12億7,168万8,687円となりました。

続きまして、160、161ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の上段、収入では資本的収入が8億7,855万220円、下段の支出は資本的支出が7億3,839万7,260円となりました。表の下欄外に記載しましたとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額について消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と繰越工事資金で補填しました。

各収入及び支出の詳細につきましては、180ページから184ページに明細書がございますので、後ほど御確認ください。

続きまして、162、163ページの令和5年度下水道事業損益計算書を御覧ください。

営業収益から営業費用を引いた営業損失が8億2,713万169円、営業外収益、営業外費用を含めた経常損失が2億4,810万9,229円となりました。特別利益についてですが、本年度は4億9,147万2,597円を計上しました。これは、令和元年度より地方公営企業法に基づく公営企業会計を適用しておりますが、特別会計からの移行に際し、長期前受金の戻入処理について、運用上の見解に差異が生じていることが分かり、これを適用年度に遡り、本年度計上するものであります。

なお、これに伴う現金収入はございません。これにより、当年度純利益は2億4,150万7,766円となりました。これに前年度からの繰越欠損金1億6,067万1,052円を差し引き、当年度末処理利益剰余金は8,083万6,714円となりました。この未処分利益剰余金につきまして、164ページの下段に令和5年度下水道事業剰余金処分計算書案がございますが、そちらにお示しするとおり利益積立金への積み立てる処分案を決算の認定と併せてお願いするものであります。

169ページを御覧ください。

令和5年度下水道事業キャッシュフロー計算書になります。下から3行目、本年度は1,872万1,040円資金が増加し、今年度末の現金預金残高は3億2,741万9,601円となりました。次に、173ページ上段を御覧ください。

経常収支比率でございますが、健全経営の水準とされる100%を下回り、80%となりました。経営改善に向けた取組が必要となっております。次に、利用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えるかを示す経費回収率でございますが、75.3%となりました。

厳しさを増す下水道事業の経営環境を踏まえ、下水道施設の適切な維持管理の下、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上により一層の経営の効果、効率化と健全化に努めてまいります。

以上で建設部所管の特別会計決算の補足説明を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見書が提出されておりますので、意見書の補足説明を求めます。

渡邊代表監査委員。

〔代表監査委員 渡邊光由君登壇〕

○代表監査委員（渡邊光由君） 監査委員の渡邊でございます。

それでは、ただいま議長から求められました議案第63号 令和5年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第77号 令和5年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの一般会計及び特別会計12件と基金の運営状況並びに公営企業会計3件につきまして審査結果並びに意見等につきまして御報告いたします。

審査の結果につきましては、各会計の決算書及び歳入歳出決算事項別明細書ともに関係法令に準拠して作成されており、決算内容については計数的に正確であり、予算の執行状況も全般的に適正であると認定いたしました。また、各基金についても計数的に正確であり、基金の運用状況はいずれも設置目的に沿い、適正に運用されているものと認定いたしました。

詳細については、配付いたしましたタブレットにございます審査意見書に記述のとおりであります。

それでは、意見書の7ページから14ページにあります審査の総括意見を中心に概要を御報告いたします。

まず、令和5年度伊豆市一般会計の歳入総額は234億9,226万4,000円に対して歳出総額は215億4,774万3,000円で差引き19億4,452万1,000円となっており、前年度と比較した場合、歳入総額は7億211万8,000円、2.9%の減、歳出総額は9億9,081万1,000円、4.4%の減でありました。普通会計ベースでの歳入を性質別に見ますと、自主財源は95億4,026万6,000円で前年度比9億5,523万3,000円の増となり、自主財源比率は40.6%で前年度比5.1ポイント増加しております。市税は前年度対比233万9,000円の減となりました。ふるさと納税を含む寄附金は11億8,101万7,000円で、前年度比13.9%の増となりました。一方、依存財源は139億5,271万円で、前年度比16億5,805万9,000円の減となりました。これは市債が前年度比19億6,399万9,000円の減、県支出金が前年度比2億3,090万2,000円の減、地方消費税交付金が1,946万8,000円の減となったことなどによります。

本年度の特筆すべき主な支出は、包括的アウトソーシング事業、プレミアム付商品券発行事業、公園整備事業、松原公園津波避難複合施設整備工事、新中学校整備事業などが上げられます。

市税における収入未済額は1億3,634万3,000円で、前年度比735万円、5.1%の減となりました。これは、令和3年度に立ち上げた滞納整理対策強化チームの効果などにより、滞納処分などを積極的に行った効果により滞納額が減少しております。コンビニエンスストア取扱いの減少したものの、Pay Pay、クレジットカードやスマホ決済などの納税ができるようになったことで、納税者の利便性がよくなり、利用件数が前年度よりさらに増えており、金融機関等窓口の納付件数は大幅に減少しております。金融機関、今後も財源を確保する意味も含めて、新しい納税方法のさらなる導入により、納税者の納税意欲を増幅させ、引き続き滞納整理機構との連携を図り、徴収率向上と徴収強化に期待いたします。

当市の財政状況を見ると、普通会計ベースでの経常収支比率は88.0%で前年度比1ポイントの増となり、財政構造としては昨年度より弾力性をやや欠くこととなりましたが、安定水準にあります。また、財政力指数は0.444と低い水準になり、公債費比率は5.1%で前年度比0.6ポイント増となりました。

次に、42ページからの特別会計になりますが、初めに議案第64号 令和5年度伊豆市公共用地取得事業特別会計について歳入は普通財産の貸付けによる財産運用収入70万9,000円が主で、歳出は積立金71万2,000円で実質収支額はゼロ円となっております。また、財産の状況については決算書に記載のとおりですが、保有する土地について当市の取得目的にそぐわないものは処分方法を検討し、新たな活用が図られることを強く望みます。

次に、議案第65号の令和5年度国民健康保険特別会計ですが、歳入決算額は38億9,404万7,000円で、前年度比5,126万6,000円、1.3%の減となりました。国民健康保険税の収入未済額は6,429万3,000円となり、そのうち滞納繰越分は3,870万1,000円、60.2%を占めていますが、被保険者間の負担の公平性を確保するとともに、国民健康保険事業の財政健全化を図るためにも他の税の使用料と合わせた徴収体制の下に引き続き効果的な滞納整理に当たっていただくことを期待いたします。また、給付費のデータを分析して適正な保険給付を図るとともに被保険者への健康診断受診の低迷を抑制しながら引き続き健康指導等をお願いいたします。

次に、議案第66号 令和5年度伊豆市後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額5億3,064万9,000円で前年度比3,314万2,000円の増となっています。本会計は保険料の収納業務と医療給付に関する申請書類の受付が市の主な所管業務となっております。

なお、保険料率は広域連合が決定しており、令和5年度については所得割8.29%、均等割4万2,500円となっております。

次に、議案第67号 令和5年度伊豆市介護保険特別会計では、歳入決算額は39億8,768万7,000円で前年度比8,106万円、2.0%の増となりました。伊豆市における高齢化率は42.71%

となり、高齢者福祉サービスの需要はこれからもさらに増えるものと思われます。予防、日常生活支援相互事業や包括的支援事業の実施により、介護保険利用者を増やさないう健康支援対策のさらなる充実に力を注いでいただくようお願いいたします。

次に、議案第71号 令和5年度伊豆市持越財産区特別会計から議案第77号 令和5年度伊豆市矢熊財産区特別会計までは財産区特別会計となりますが、歳入決算額及び歳出決算額並びに実質収支額は審査意見書の49ページから50ページを御覧ください。

続きまして、51ページからの基金運用状況は伊豆中央道・修善寺道路回数券購買基金は、取扱い方法の変更により廃止され、公共施設インフラ整備のため、公共施設等管理基金が新設されました。それぞれの目的達成のために安全な運用がされていますが、今後とも運用に当たっては厳しい財政状況を鑑み、内容を十分に検討され、引き続き適切な運用を図ることを望みます。

次に、57ページからの公営企業会計ですが、初めに議案第68号 令和5年度伊豆市水道事業会計につきましては、本年度から簡易水道会計と統合されました。税抜きの総収入は前年度比8,061万4,000円増収の6億2,508万1,000円、総費用は1億1,585万3,000円増の6億4,236万6,000円で、1,728万5,000円の純損失となりました。年間配水量は693万9,000立方メートルで、年間総有収水量は前年度比38万439立方メートル増の452万6,597立方メートルとなり、有収率は65.2%となっております。

なお、年間有収水量の大幅な増加は簡易水道と統合したことによります。

建設改良事業は、年川配水管布設替工事、地蔵堂配水管布設替工事などが施工されました。本事業の最大の課題である総配水量と総有収水量の格差の是正は有収率が前年度より0.2ポイント増加したとはいえ、根本的な改善としての数値ではありません。簡易水道事業と統合したことにより、水道事業としての事業も増えました。広大な敷地を有する本市において、配水設備等の老朽化が原因であると判明しており、引き続き計画的な改善に期待いたします。

本年は新型コロナウイルス感染症の様々な影響が解禁されたことにより、観光客等の入込が増加し、観光事業に持ち直しの兆しを感じられますが、工事が必要な箇所も多く、支出を抑えつつも継続しなければなりません。今後とも水道事業安定のため効率的な事業運用に努め、計画的な施設の更新、耐震整備を引き続き進められることを望みます。

なお、過年度分未収入は3,089万9,000円あり、これも簡易水道事業と統合したことにより増えています。引き続き対策を講じるように望みます。

次に、議案第69号 令和5年度伊豆市温泉事業特別会計ですが、総収益は前年度比18万1,000円増の7,053万7,000円、これに対して総費用は前年度比1,253万円増の9,215万7,000円で、差引き2,162万円の純損失となりました。

なお、収益について旧配当、総配当量は前年度比3,990立方メートル増加し、143万5,550立方メートルとなっております。

本年度においては、温泉事業はさらなる効率的、効果的な経営改革のため、これまで調査

を進めてきたアウトソーシングを計画し、土肥温泉事業経営改革方針策定支援業務委託等で総係費が増額となり、純損失となっています。今後計画的な施設更新などを図りながら安定経営に努めていただくよう望みます。

なお、過年度分の未収額は690万6,000円あり、前年度より500万6,000円減少しましたが、さらに減少するよう水道事業会計と同様早期に対策を講じるよう望みます。

次に、議案第70号 令和5年度伊豆市下水道事業会計につきましては、税抜きの総収益は14億8,670万5,000円、総費用は12億4,519万7,000円で、純利益は2億4,150万円となりました。伊豆市全体の下水道普及率、整備率は62.6%で、処理区域内の水洗化率、接続率は87.9%、年間総処理水量424万5,999立方メートルとなっております。建設改良工事は管渠布設工事、大平、加殿、本立野、管渠更生工事、大平、下水道事業計画及び計画変更業務委託などが実行されました。河川や海の浄化という環境整備事業の本来の目的を鑑みて、接続率の低い地区について特に重点的に接続促進を図るよう引き続き尽力されることを望みます。また、料金の過年度未収金は984万7,000円については、昨年度より405万4,000円増加しております。水道事業会計、温泉事業会計と同様早期に対策を講じるよう望みます。

終わりに、決算審査全般を通し、公園整備や津波避難複合施設の建設、新中学校の建設など大型事業の実施で大型起債の償還が今後拡大し、実質公債費比率や将来負担率が上がっていきます。こうした財政状況の中、経常経費を含めた歳出の効率的な運用と新たな収入源が求められます。財政の健全化判断比率を注視しつつ、効果的な政策が実施されることを望みます。また、第2次伊豆市総合計画の後期計画も3年目となり、未来を切り開くためのまちづくりとして牧之郷駅周辺整備が完了し、地域住民が活用できる広場が完成しました。また、安心・安全なまちづくりの推進として全国初となる津波避難複合施設は、令和6年7月の完成となりましたが、公園整備事業や新リサイクルセンターの整備、伊豆中学校の建設など、引き続き順調に進んでおります。

多くの大型事業を実施中の当市ですが、大分めどが立ってきております。重ねて言及しますが、今後は財政の抑制と新たな財源を確立し、重要施策として掲げる公共施設の再配置計画を聖域なき改革と定め、無駄を省き、DXを駆使し、強い意志を持って推進し、市民が期待する持続成長する伊豆市の未来に向かい、力強く歩を進めていただくことを強く望みます。

以上、報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で、代表監査委員の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第63号から議案第77号までの14議案に対する質疑は9月5日開催予定の本会議において行います。

ここで、議事の都合により昼の休憩といたします。再開を1時10分、1時10分まで昼の休憩とします。

休憩 午後 0時20分

再開 午後 1 時 1 0 分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議案第 7 8 号～議案第 8 2 号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第25、議案第78号 令和 6 年度伊豆市一般会計補正予算（第 5 回）から日程第29、議案第82号 令和 6 年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第 1 回）までの 5 議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第78号から議案第82号まで 5 議案について一括して提案理由を申し上げます。

議案第78号は、歳入においては定額減税の実施に伴う個人住民税の減額とその減収補填に係る地方特例交付金の増のほか、普通交付税の交付決定に伴い地方交付税の増額を見込んでおります。歳出においては、市内公的病院等への補助金や新型コロナウイルス接種事業など前年度の国県補助事業の精算による返還金のほか、6 月18日に発生した豪雨災害に係る復旧工事費など、総額として 9 億4,800 万円を増額し、歳入歳出予算額を260億1,480 万円とするものです。あわせて、伊豆総合高校土肥分校下宿運営事業補助金のほか 3 件の債務負担行為補正と災害復旧事業債及び臨時財政対策債に係る地方債の補正をお願いいたします。

議案第79号は決算剰余金に係る国民健康保険事業基金への積立金など3,365万4,000円を計上し、歳入歳出予算額を39億4,590万4,000円とするものです。

議案第80号は、静岡県後期高齢者広域連合負担金の前年度精算による1,435万円を増額し、歳入歳出予算額を 6 億1,435 万円とするものです。

議案第81号は、介護保険給付費などの前年度精算による返還金や決算剰余金に係る介護給付費準備金への積立金など 1 億5,875万3,000円を増額し、歳入歳出予算額を39億7,295万3,000円とするものです。

議案第82号は、白岩浄化センター改築工事に係る債務負担行為補正として追加及び期間の変更をお願いするものです。

詳細をそれぞれ担当する部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第78号について。

総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新間康之君） 議案第78号について補足説明を申し上げます。

お手元のタブレットの中に令和6年度の9月補正予算資料というファイルがございますので、そちらのほうを御準備願います。

それでは、進めさせていただきます。

まず、歳出から御説明を申し上げますので、資料の3ページの中段あたりを御覧いただきたいと思います。3ページの中段、歳出でございます。

まず、総務費でございますが、総務費では新型コロナウイルス対応を地方創生臨時交付金の過年度分に係る国庫返還金392万円がございます。こちらは新型コロナウイルス対策として令和2年度に実施した経済変動対策貸付補償事業について、貸付を受けた市内の3社が繰上げ返済を行ったことから補助金の返還を行うものでございます。

○議長（青木 靖君） いいですか、資料は伊豆市マークの説明資料を今、使って説明しています。

○総合政策部長（新間康之君） 大丈夫でしょうか。

○議長（青木 靖君） お願いします。

○総合政策部長（新間康之君） 同じく3ページの総務費の中の会計管理費、それから、賦課徴収費の窓口収納手数料につきましては、当初予算で税務課のほか各課で支払うこととした窓口収納手数料を会計課で一括処理することとしたため、会計管理費に予算を集約するための補正となります。

続いて、民生費では心身障害者福祉費と生活保護総務費におきましてそれぞれ制度改正に伴うシステム改修委託料を計上したほか、精算による前年度国県支出金の返還金を計上してございます。

なお、国庫支出金、県支出金の返還につきましては、この次の、衛生費における返還金も併せ多数ございます。同じ資料の10ページ、そちらのほうにこれらにつきましては一覧でまとめてありますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

それから、4ページに移らせていただきます。

衛生費では、保健衛生総務費に伊豆赤十字病院と中伊豆温泉病院への市内公的病院等補助金3億427万円を計上。この80%を特別交付税として歳入のほうに見込んでおります。また、予防費では带状疱疹ワクチン接種に対する助成を行うことといたしまして、接種委託料及び補助費として416万円を計上いたしました。

商工費では、県で補助制度が創設されたことに伴い業務効率化や従業員宿舍の更新、改修に対する宿泊業経営力基盤強化事業費補助金を市でも創設することといたしまして600万円を計上しております。

土木費では、新中学校開校に伴う通学路の整備といたしまして生徒のバス退避スペース、それから、歩道用地を取得するための土地購入費のほうを計上しております。

消防費では、地震時の住宅火災対策といたしまして感震ブレーカーの設置を推進するため

の補助金を計上、それから、教育費では、中学校管理費に中学校統合後の土地活用に向け天城中学校の借地解消のための予算を計上するほか、丸山スポーツ公園管理棟や中伊豆給食センターの施設改修のための工事費を計上させていただいております。

それから、災害復旧費では6月18日の豪雨により被害を受けました農地や道路や橋梁、観光施設などの復旧に伴う工事費など1億3,291万円を計上いたしました。

それから、歳出の最後でございます。諸支出金では前年度決算剰余金を基金に積み立てるための基金費3億4,146万円を計上してございます。

資料の2ページにお戻りいただきたいと思います。

続いて、歳入でございますが、主なものといたしましては市税の減税がございます。減額がございます。こちらは定額減税の実施による個人住民税の減額を見込むものでございますが、この減収分に対して1つ下の地方特例交付金におきまして同額を国から補填されることとなっております。

続いて、地方交付税でございますが、内訳といたしましてはまず、今年度の交付額の決定に伴う普通交付税として当初見込額に対し2,000万円の増、また、歳出で御説明いたしました公的病院への補助金に対する措置分といたしまして特別交付税を2億4,300万円増額計上しております。

国庫支出金では災害復旧費補助金として6,660万円を計上、3ページに移りまして、上から2つ目、繰入金では財政調整基金繰入金を減額し、財源調整のほうを行わせていただきます。

最後、市債では災害復旧事業費1億7,200万円を借入れ、6月18日の豪雨災害の復旧事業の財源といたします。

その他といたしまして、債務負担行為補正と地方債の補正をお願いいたします。こちら、資料の5ページになります。

債務負担行為補正については、伊豆総合高校土肥分校の下宿運営事業について令和7年度入学の下宿生分に対する補助金、道の駅天城越えに設置している自動車用の専用EV充電器の入替えに係る負担金、それから、学校施設の照明機器のLED化に伴う借入金を追加させていただきます。

地方債補正は6月18日の豪雨災害に対する復旧事業の財源とするための地方債の追加分、それから、臨時財政対策債の発行可能額が決定したことに伴う変更でございます。

一般会計についての補足は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第79号及び議案第80号について。

市民部長。

〔市民部長 佐藤達義君登壇〕

○市民部長（佐藤達義君） それでは、私からは議案第79号及び議案第80号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第79号 令和6年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の補足説明をさせていただきます。

議案書の91ページをお願いいたします。議案書をお開きください。91ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,365万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,590万4,000円とするものでございます。

まず、歳出から説明させていただきます。議案書の100、101ページをお願いいたします。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分の18節負担金補助及び交付金は静岡県へ納付する国民健康保険事業費納付金額の決定に伴い、111万8,000円を増額するものでございます。

同様に、3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分を159万5,000円減額し、3款3項1目介護給付金分を36万4,000円増額するものでございます。

次に、6款1項1目の基金積立金は国民健康保険事業の健全な運営を図るために積み立てるもので、繰越金の確定及び静岡県への納付金額の決定に伴いまして3,376万7,000円を増額するものでございます。

次に、歳入を説明させていただきます。議案書の98、99ページをお願いいたします。

6款1項1目繰越金は令和5年度からの繰越金として3,365万4,000円を増額するものでございます。

次に、議案第80号 令和6年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

同じく議案書の103ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,435万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,435万円とするものでございます。

まず、歳出でございますが、議案書の112、113ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金ですが、令和5年度の保険料負担金の決定に伴いまして過年度負担金の精算をするため1,435万円を増額するものでございます。

次に、歳入ですが、議案書の110、111ページへお戻りください。

5款1項1目の繰越金は前年度繰越金の確定によりまして1,435万円を増額するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第81号について。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 大石 真君登壇〕

○健康福祉部長（大石 真君） 議案第81号 令和6年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、令和5年度の介護保険事業の決算に伴い負担金等の精算を行い、返還する

ためのものです。

まず、歳出について説明をします。

引き続き議案書の128ページをお願いいたします。

令和5年度の介護給付費事業費交付金等の精算により、6款1項2目の償還金は国と県の負担金及び支払基金の交付金との返還金として8,590万1,000円を、また、6款2項1目一般会計繰出金は536万円をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、少し戻っていただいて126ページをお開きください。

4款1項基金積立金ですが、令和5年度において余剰金が見込まれたため、介護給付費準備基金積立金として6,749万2,000円を増額するものです。これ以外の2款保険給付費と3款地域支援事業費は財源の振替に伴う財源内訳の変更となります。

次に、歳入についてです。

議案書の122ページをお願いいたします。

4款1項支払基金交付金ですが、令和5年度介護給付費交付金の精算に伴い、追加交付分として23万6,000円を増額するものです。

7款2項基金繰入金ですが、財源の振替に伴う財源内訳の変更となります。

8款1項の繰越金ですが、負担金等の精算に伴う返還金の財源として2億870万7,000円を増額するものでございます。

補足説明は以上となります。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第82号について。

建設部長。

〔建設部長 山口吉久君登壇〕

○建設部長（山口吉久君） それでは、私からは議案第82号 令和6年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）について説明いたします。

議案書の131ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、当初予算書第5条の債務負担行為について変更及び追加を行うもので、収入、支出予定額の変更はございません。第2条上段の債務負担行為の追加についてですが、白岩浄化センターの老朽化対策で機械及び電気設備を更新するものとなります。施設を運用しながらの工事となるため、施工期間が長期となり、令和8年の完成を予定とすることから、債務負担を新たに追加するものです。下段に関連します耐震対策工事とスケジュールの調整を図ることで効率的な改築につなげます。限度額は3億8,445万円となります。また、議案下段の債務負担行為の変更については耐震対策工事となります。機械電気設備の更新工事と連携調整をし、同じく令和8年度の完成を予定することから、債務負担行為の期間を令和8年度までに変更するものです。

説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号から議案第82号までの5議案に対する質疑は、9月5日開催予定の本会議において行います。

◎議案第83号～議案第85号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第30、議案第83号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第32、議案第85号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正についてまでの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第83号から議案第85号について一括して提案理由を申し上げます。

議案第83号は、議長、副議長、委員会の委員長及び議員の報酬を引き上げるため、条例を改正するものです。

議案第84号は、副市長の定数を1人から2人以内に改めるため条例を改正するものです。災害死者ゼロを目指している伊豆市のハード整備としての防災事業において、現在最も重要なものが狩野川直轄砂防となっています。135基の砂防ダムで市民の命を守っています。国直轄の河川改修は修善寺橋から大仁橋までの間、野尻川と狩野川の合流地点の安全対策が課題となっています。それから、上流部については国県による河川改修事業が進められています。そして、海岸は国直轄事業はございませんけれども、国と県の支援をいただきながらこれまで安全対策、そして、テラッセオレンジトイの整備などを進めてまいりました。こういった事業を総合的にしっかりとした全国の経験とスキルを持つ人材が現在伊豆市にはおりません。したがって、副市長が1人では足りないということではなく、スキルと経験が不足しているということでございます。

なお、執行期日については、令和7年4月1日としております。

議案第85号は、法改正により現行の国民健康保険の被保険者証が発行されなくなることに伴い、条例を改正するものです。

詳細をそれぞれ担当する部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

議案第83号及び議案第84号について。

総務部長。

〔総務部長 井上貴宏君登壇〕

○総務部長（井上貴宏君） 議案第83号について補足説明を申し上げます。

議案書は133ページからとなりますが、もう一つ別資料でフォルダーの中に04条例議案説明資料というフォルダーがあると思います。そちらを開けていただきますでしょうか。04条

例議案説明資料です。そちらの１ページの中段を御覧ください。

改正の理由でございますが、議会改革推進特別委員会の検討結果や市特別職等報酬審議会からの答申、また、令和６年６月定例会において伊豆市議会の議員の定数を定める条例の一部改正により定数が１６人から１４人に改正されたことにより、議員報酬額を改正する環境が整ったことから条例を改正するものです。

主な改正内容につきましては、報酬の額について県内市町を参考として議長の報酬額を１万円引き上げ３５万円から３６万円、副議長を３万円引き上げ２９万円から３２万円に、委員長を４万円引き上げ２７万円から３１万円に、議員を４万円引き上げ２６万円から３０万円に改正するものです。

施行期日につきまして、改選後の議員任期からの適用とするため令和６年１１月１日としました。

議案第８３号の補足説明は以上です。

引き続き、議案第８４号について補足説明を申し上げます。

議案書は１３９ページ、条例議案説明資料は先ほどの２ページ上段を御覧ください。

私からは２人ではなく２人以内とした趣旨について御説明を申し上げます。

２人以内としたのは、副市長を必ず２人置くということではなく、１人体制もあり得るので２人ではなく２人以内とさせていただいたということです。

議案第８４号の補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第８５号について。

市民部長。

〔市民部長 佐藤達義君登壇〕

○市民部長（佐藤達義君） それでは、議案第８５号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

ただいま説明に使用した条例議案説明資料と議案書の２つで説明をさせていただきます。

初めに、条例議案説明資料の２ページ目をお願いいたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部を改正する法律の該当条文が令和６年１２月２日に執行されることにより、マイナンバーカードと現行の被保険者証が一体化し、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い条例を改正するものでございます。

次に、議案書の１４３ページの新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表にございますとおり第１１条の罰則規定中、被保険者証の返還に関する規定を削除するほか、国民健康保険法改正に伴う項ずれを改正するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第８３号から議案第８５号までの３議案に対する質疑は、

9月5日、開催予定の本会議において行います。

◎議案第86号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第33、議案第86号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第86号について提案理由を申し上げます。

本案は令和4年度（仮称）伊豆市立新中学校建築工事の契約の金額を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細について、教育部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

教育部長。

〔教育部長 小塚 剛君登壇〕

○教育部長（小塚 剛君） それでは、議案第86号 工事請負契約の変更について補足説明をさせていただきます。

議案書は145ページになります。

伊豆中学校建築工事の変更契約になりますが、3回目の変更契約となり、工事の最終的な仕上げに向けての変更となります。

今回の主な変更内容ですが、まず、生徒が毎日使う下駄箱の伊豆市産木材への変更があります。生徒用下駄箱は当初は国産の木材で製作をする計画でしたが、森林環境譲与税を使って伊豆市産木材を有効活用できるということで、伊豆市産のヒノキ材へ変更する計画といたしました。そのほか、グラウンド関係では別途工事で導入を計画しておりましたテニスコートのネットの支柱やその基礎を工事の施工性や仕上りの一体性を講じまして、テニスコートの地盤改良と併せて工事に含めることや、防災公園の工事で有効活用していた残土が受入れがいっぱいとなったため、現場外への搬出処理が必要となりまして処分費を増額することなどが主な変更となります。

また、設備関係では職員室以外でもグラウンドの状況を確認しながら機器を操作できますようスプリンクラー操作盤の増設工事などがあります。

これら変更によります変更金額は3,303万5,200円と増額することとなり、総額で53億5,172万2,200円となります。

私からの補足説明は以上となります。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号に対する質疑は、9月5日開催予定の本会議において行います。

◎議案第87号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第34、議案第87号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第87号について提案理由を申し上げます。

本案は、これまで県東部の12市町で行ってきた住民票の写し等の交付に関する事務の委託を廃止することについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細について、市民部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

市民部長。

〔市民部長 佐藤達義君登壇〕

○市民部長（佐藤達義君） それでは、議案第87号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止について補足説明させていただきます。

議案書の147ページをお願いいたします。

住民票の写し等の証明書については、これまで県東部の12市町において相互交付を行っていましたが、平成28年のマイナンバー制度導入後、コンビニエンスストア等で住民票の写し等の証明証の交付が可能となったことに加え、令和6年3月1日から戸籍法の一部改正により全国の市区町村の窓口において戸籍証明書等が交付可能となりました。

こうしたことから、事務の委託に代わる制度が整ったため、関係12市町での協議により事務委託を令和6年10月31日限りで廃止する方針が決定したため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号に対する質疑は、9月5日開催予定の本会議において行います。

◎議案第88号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第35、議案第88号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更に

ついてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第88号について提案理由を申し上げます。

本案は法改正により現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、広域連合の規約中の文言を改めるため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細について、市民部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

市民部長。

〔市民部長 佐藤達義君登壇〕

○市民部長（佐藤達義君） それでは、議案第88号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について補足説明をさせていただきます。

議案書の149ページをお願いいたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の該当条文が令和6年12月2日に施行されることにより、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い規約を改正するものでございます。

広域連合の規約改正となりますので、地方自治法第291条の3第1項の規定により変更の協議を進めるため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の151ページの新旧対照表をお願いいたします。

規約中の別表第1の中で2の項及び3の項の被保険者証及び資格証明書の文言を資格確認書等に改めるものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号に対する質疑は、9月5日開催予定の本会議において行います。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第36、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げ

ます。

人権擁護委員は基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚を図るため市長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱しております。

このたび、人権擁護委員の鳥沢守司氏、吉田佐喜雄氏が令和6年12月31日をもって任期満了となりますので、後任委員の候補者等の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

齋藤伊津子氏、金刺重哉氏の両人は人格、識見とも高く、地域住民の人望も厚く、本職に適任でありますので、新たに委員として推薦しようとするものです。

御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） よろしいですか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案につきましては会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、討論に入ります。

討論につきましては、伊豆市議会議会運営規定に従い、省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について適任であることに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、諮問第2号の齋藤伊津子氏、金刺重哉氏2名の推薦は適任であることに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は9月2日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

当日は発言順序1番の鈴木優治議員から発言順序5番の杉山武司議員までを行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は9月2日の正午までとなっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時52分

令和6年伊豆市議会9月定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年9月2日（月曜日）午後1時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	小 川 多美子 君	2 番	浅 田 藤 二 君
3 番	鈴 木 優 治 君	4 番	飯 田 大 君
5 番	黒 須 淳 美 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	星 谷 和 馬 君
9 番	鈴 木 正 人 君	10 番	間 野 みどり 君
11 番	波多野 靖 明 君	12 番	小長谷 順 二 君
13 番	青 木 靖 君	14 番	三 田 忠 男 君
15 番	永 岡 康 司 君	16 番	杉 山 誠 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	伊 郷 伸 之 君
教 育 長	鈴 木 洋 一 君	総合政策部長	新 間 康 之 君
総 務 部 長	井 上 貴 宏 君	市 民 部 長	佐 藤 達 義 君
健康福祉部長	大 石 真 君	産 業 部 長	大 路 弘 文 君
建 設 部 長	山 口 吉 久 君	危 機 管 理 監	大 村 俊 之 君
教 育 部 長	小 塚 剛 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	稲 村 栄 一	次 長	土 屋 洋 美
主 任	原 亜里沙		

開議 午後 1 時 0 0 分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さんこんにちは。

ただいまから令和 6 年伊豆市議会 9 月定例会 2 日目の会議を開きます。

本日の出席議員は16名です。出席議員が定足数に達していますので、会議は成立いたしました。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（青木 靖君） 日程に基づき、一般質問を行います。

今回は11名の議員より通告されております。

質問の順序は配付した通告一覧表のとおりです。

本日は、発言順序 1 番の鈴木優治議員から発言順序 3 番の下山祥二議員までの 3 名を行います。

それでは、これより順次質問を許します。

◇ 鈴 木 優 治 君

○議長（青木 靖君） 最初に、議席番号 3 番、鈴木優治議員。

〔3 番 鈴木優治君登壇〕

○3 番（鈴木優治君） 議席番号 3 番、鈴木優治です。

発言通告書を議長のほうからお許しをいただいております。一般質問をさせていただきます。一括で発言予定時刻20分の予定でさせていただくつもりであります。

それでは、早速始めさせていただきます。

件名 1、修善寺中学校閉校に際して修善寺地区 4 小学校の再編について。答弁を市長並びに教育長のほうにお願いをしたいと思っております。

8 月 11 日、修善寺中学校夏まつり・閉校式が開催をされました。最初で最後の夏まつりとのこと。午後 3 時頃に伺いました。想像以上の人出に驚きました。成人式以来の訪問です。54 年ぶりです。

正面を入ると志鼓の像が出迎えてくれました。学び舎は建て替わり、当時の面影はありませんが、「希望の空に富士は高く、学べば狩野川、岸ひろし」、我が母校修善寺中学校校歌です。なぜか懐かしく感慨深いものを感じました。この催事を計画、実施された修善寺中学校閉校準備会の皆様の御尽力に敬意を払うものです。

令和7年4月には伊豆市立伊豆中学校が開校します。修善寺中学校、天城中学校、中伊豆中学校が合併、新中学校の出発となります。

伊豆市立地適正化計画概要版によると、強化を図る施設として修善寺南小学校（移設等検討）の表記があります。修善寺中学校の閉校（令和7年4月以降空き家）と相まって、想像に値するところではありますが、南小学校を修善寺中学校に移設の絵が描かれているものと思いますが、移ることについては、中学生仕様から小学生仕様に変更することが必要になるわけです。その期間は3年との情報を承知しておりますが、この際、修善寺地区4小学校の再編問題について道筋をつける時と考えます。

そこで伺います。

①現時点での執行部と所管部署の教育委員会との共有認識はどこまで合意形成をされていますか。

②南小学校の移設の検討の対象は修善寺中学校との理解でよいのか。

③修善寺中学校への移設は南小学校のみではなく、複数もしくは全4小学校との考え方は持ち合わせていますか。

④それぞれに解決しなければならない問題は多々あることとは承知していますが、基本は子供たちにとってどうあることが最善なのかの上に立った答えを導き出していきたいと、期待をいたします。修善寺地区4小学校のあるべき将来像は描かれていますか。

件名2、防災について。

災害死者ゼロを目指す伊豆市、大切なことは、日頃からの災害発生に対する意識を持ち合わせ、命の重要性を認識することであると思います。

伊豆市においては、洪水、浸水、土砂災害、津波浸水、高潮の災害リスクが考えられます。市民一人一人が災害に対する避難行動計画、警戒体制整備の意識の醸成が必要であると感じました。

去る7月12日、松原公園津波避難複合施設「テラス オレンジ トイ」の完成。7月13日、東小学区において防災研修会が開催されました。75名が参加をいたしました。危機管理課の指導にて行わせていただいております。東小学校地域づくり協議会が主催でのものでございました。

8月8日、日向灘地震が発生。その後、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が政府により発表されました。その後、15日に巨大地震注意は終了ということになりましたが、これは記憶に新しいところです。

この1週間、JR新幹線では通常速度より減速しての運行。社会生活では飲料水確保のためのコンビニ、スーパーの飲料水が売り切れになるなど、影響は少なからずあったわけです。

そこで伺います。

この1週間、行政の体制は特別体制になったと思いますが、通常体制との違いをお示しく

ださい。

以上です。

○議長（青木 靖君） ただいまの鈴木優治議員の1問目、修善寺中学校閉校に際して修善寺地区4小学校の再編についてに対して答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答えします。

まず御質問の①について。

現時点では、市長として修善寺東小と南小の統合を希望すると述べている段階であり、市長部局または教育委員会において機関決定しているものではありません。

②について。

将来的には修善寺中学校への移設を想定していますが、財源の制約があります。まず、中伊豆小学校の移設が目前に控えておりまして、また、建設費が高騰している折、新たな施設整備にはかなり慎重に財源を見なければならない、そのような状況です。

御質問の③について。

4小学校の将来像については、現在、教育委員会で保護者等の意向を調査している段階であると認識をしています。

最後の質問に対しては、私が市長として市民の意見を伺っている範囲で申し上げますと、修善寺小学校の保護者の中では、小学校の存続あるいは統合して大きな小学校にという、両論あるように感じています。また、生活圏が異なる、つまり修善寺駅よりも大仁駅周辺の都市機能を利用している熊坂小学校区の皆さんにおいては、小学校統合にはより消極的のように感じております。

行政として、市民合意のない政策を進めることはできません。教育委員会の検討作業を市長として見守りたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育長。

〔教育長 鈴木洋一君登壇〕

○教育長（鈴木洋一君） それでは私から、鈴木優治議員の質問にお答えさせていただきます。

①の執行部との共有認識についてですが、市長が議長を務める総合教育会議では、修善寺4小学校の再編成について意見交換を行っています。

公共施設再配置の観点から統合を検討し、修善寺中学校の校舎の活用を検討するという認識は共有しておりますが、再編の方法や具体的な方針は決定しておりません。

②ですが、修善寺南小学校については、改築の費用や工事期間中の児童の負担を考えますと、空き校舎となった修善寺中学校への移転が理想と考えておりますが、再編の方針や財源についての課題もありますので、現段階では決定事項ではありません。

③、修善寺中学校を小学校として活用する場合は、南小学校だけでなく他の学校も含めた

複数校での再編を検討しております。

昨年度から収集している保護者の意見に加え、今年度もアンケートを実施し、その結果も考慮しながら、修善寺地区に適した再編の方針を決定していきたいと考えております。

④です。保護者の意向としては、小規模を好む方もいれば、多くの子供たちと学ばせたいというような思いを持っていらっしゃる方もおるかと思います。修善寺地区の4小学校で子供たちに最適な学びの環境を提供することが最も重要と考えております。

将来的には、地域の特性や通学条件を踏まえ、教育環境をさらに充実させていくことを目指していきます。そのためには地域と連携を強化し、持続可能な学校運営の在り方を検討していくことが大切だと考えております。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

鈴木優治議員。

○3番（鈴木優治君） ①の共有認識の件については、もちろん総合教育審議会ですかね、これらを含めて共有認識をしているということだろうと思います。

しかしながら、反論をするわけではありませんが、残念ながら、それぞれの所管のところは我が所管部署によくある行政の在り方の一環として、簡単な言い方をしますと、予算取りの話も含めて、ややもすると、それぞれが我が部署に、我が部にというようなことがあり得る。

つまり平易な言葉で言いますと、縦割り行政のそれぞれがいかにも自分たちにとってどうなのか、自分たちの部にとってどうなのか、そのことが優先されてはいけないのではないのか。市民の見方は、残念ながら行政に対して、そういう見方をしていることもあります。

これらのことも含めて、ぜひ4小学校の問題は、先ほど教育長からも話がありましたが、どうも考え方がどちらかといいますと少し後ろ向きかなと、進捗しない、進んでいない。実は経緯のことについては皆さん御承知おきいただいているものと思っておりますが、この話はもう十四、五年前から始まったことであって、ここに至っています。

そして今日現在、なぜ私があえてこの質問をしているかという、遅々として進まない、進んでいないように見える市民の見方、これを気にかけています。ぜひ、その部分については、共有認識という言葉で置いてありますけれども、そうではなくて、まさしく市民が思うところの遅々として進まない4小学校改編のことについては、ここらで道筋を立てるところにあってほしいというのが、私のこの①に対する市長並びに教育長からの答弁に対する再質問であります。

ぜひ、市民はそういう見方をしているんですよ。真摯に向かい合っていただけますかというのが一番だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） その基本的な考え方は全く同じ認識です。やはり事業がかなり遅れた

ということと、事業費がかなり増大したということで、当初私が想定していたスケジュールでは進まなくなっていました。

当初、私がというか、9年前頃に想定していた全体事業費よりも20億円近く増えましたし、そして遅れたことによって、今度は建設費が1.5倍ぐらいになっていますので、学校設置は教育委員会ですけれども、こちらの財源の確保、予算づけが市長部局の責任ですから、そこでさらに重たくなってしまったというところがあります。

他方、議員御指摘のように、子供たちにとってどうかという観点で考えたときに、今のままでいいのかという議論が最優先なわけです。そこは引き続き教育委員会とまたしっかり議論を続けて、今、教育委員会が着手している保護者や地元の意向調査を少し加速できるように、また申し入れておきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 議員おっしゃるように、子供たちを一番にと、子供たちの環境を整えていくことがまず優先であるというふうに考えております。

その中で、修善寺地区に関しまして、何もしてこなかったというわけではございませんで、自分が前任で教育委員会にいたとき、第1次総合再編計画の中で修善寺地区の学校の在り方ということで、平成25年度に各学校区を訪問させていただいて、様子を伺わさせていただいたところでございます。

その時点では、35人学級ということが適用され始めまして、実際の想定のクラスよりも学級数が増えてしまったということで、なかなか現段階の南小学校では収まらないという、そういったこともあって、先に中学校というような形になったわけでございますけれども、その後、なかなか中学校の問題が難しかったこともありまして、小学校のほうに十分着手ができなかったというのが現状になるかと思います。

最初にお話ししましたように、子供たちの教育環境を一番に考えなければいけませんので、どのような形が子供たちにとってよいのかということについて、またこれから実際に保護者のほうを、具体的な数字も出させていただきながら、具体的にどのような再編がよいのかについては考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

鈴木優治議員。

○3番（鈴木優治君） 残念ながら、大変心強い答弁をいただいたという評価には至りませんが、ぜひ切迫しているんだということを共有認識の一環で考え置きをいただきたいというつもりであります。

いろいろと教育部には教育部の新中学校、並びに先ほど市長からお話がありました中伊豆小学校移転等々の問題、これらが相まって、大変厳しいタイトなスケジュールになっていったということについては十分理解をしているつもりもありますし、その結果として、あえて

この答弁を求めた次第です。

市民の皆様は当然、皆さんが手を抜かずに、切迫をしてやってもらえるんだというお答えというふうに理解をしていただけるのではなかろうかなと、そう思います。

続いて、2番をお願いします。

○議長（青木 靖君） 防災についていいということですか。

○3番（鈴木優治君） ②について。

○議長（青木 靖君） どうぞ質問してください。

○3番（鈴木優治君） ②の中の南小学校の移設の検討の対象、これについて、そうなんだというように移ってはありますが、現実として、前文でも書かせていただいています、中学校に移転をする？というようにことについては、本当にそうなんだろうか。想定は間違いなくこの想定でいいんでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 修善寺中学校を使うことの想定のお話をさせていただきますと、これは教育長の答弁のとおり、子供たちにとって修善寺中学校の校舎を使って動くというのは一番理想かとは思いますが、修善寺中学校はかなり大きな建物で、これを改修するとなるとかなりの費用がかかるということが、概算の聞き取りなどで少し見えてきたものですから、これが本当に修善寺中学校を改修して使うものなのか。または、今の南小を改修して使うべきなのか、この辺はもう少し検討が必要なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木優治議員。

○3番（鈴木優治君） つまり決定事項ではない、想定事項でもないというふうに私は聞こえたのですが、そういう考え方でよろしいですか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 現段階では、想定は第一の想定ではしておりますけれども、決定ではございません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木優治議員。

○3番（鈴木優治君） 引き続いて、③のほうに移らせていただきます。

十三、四年前に出た4小学校の改編の問題、これらについては、いろいろな事情論も含めて、結果、ここまで何もしてこなかったとは言いませんが、申し訳ないですけども、アンケートを取った程度ということの中では、当然、アンケートというのは取りまとめをして、結果をお知らせをいただいているところでもありますけれども、多くは子供たちにとって何なのかということについては、ある程度、市長の発言にもありましたけれども、市民の声として、市民の合意なくして、その方向にはいけないんだと、おっしゃるとおりだと思いますが、であれば、なおかつ強引なまでにやっていく時ではなかろうかなと。

つまり、2年ほど前に私が4小学校の再編についても一般質問させていただいております。何なのかというと、どう見えてこない。何もしていないのではないかとこのところから始まりまして、実情的には、行政の動きの中で新中学校の建設問題です。ぶら下がったものがある、ようやく4月には新中学校ができるわけで、仕事としては、行政マンとしては教育部が、教育長を含めて中心になって大変御尽力をいただいたと、あえて認めます。

認めますが、子供たちは残念ながら、例えば想定で中学校に移るにしても、それらの改修等々のことも含めて、3年ほどかかりますね。これは情報的に私がたまたま持っていることなんです、これらのことを含めて言うと、1年生は3年生になっちゃいます。3年生は卒業します。つまり、急いでも急いでも間違いなく3年にかかる。これらについて、早くしてあげないと子供たちが大変な思いをするときが来るのではなかろうかな。

聞いた話では、3年後には修善寺小学校が複式学級にならざるを得ないというようなことも聞いております。これらの考え方からして、時はなかなか待ってくれません。子供たちはどんどん成長します。その子供たちのために、ぜひ早く皆さんの行政としての考え方を、子供たちのための改編につなげていっていただきたいというのが思いであります。

その点については、大変お忙しいところで申し訳ないんですが、今、アンケートを取っている程度としか私には映っていません。ぜひ伊豆中学校もそろそろ解決した頃だと思いますので、いずれにしても、子供たちに小学生に目を向けていただける、そんなふうに御尽力をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 今、議員御指摘のように、複式学級というものについて、やはり保護者の方も大変心配をされているところでございます。

アンケートの結果について、各小学校校区を回らせていただいて、修善寺全体でも生きいきプラザのほうで説明をするという機会を設けたのですが、なかなか保護者の方にお見えいただけなかったという状況もありまして、その中で伺った意見もございます。

そういう中で、やはり複式学級ということについて、保護者の方はかなり危惧をされておりましたので、改めてお便りで複式学級についてのメリット・デメリットについてはお知らせしたところでございます。

先ほどお話ししましたように複式学級の心配がありますので、ぜひ早めに対応したいというふうに考えておりますが、統合数の調整とか、費用面の調整など、事業の完了には一定の期間が必要というふうに考えております。そのため、校舎を改修してとなると3年の月日はおおむねかかるわけですが、保護者の方の複式学級の解消という、そのところに絞れば、改修前の統合についても選択肢としては考えられるのではないかなというふうに思っております。

その中で、環境を変えた中で、やはり古い校舎で学ぶのがいいのか、それとも自分のところで、少ない中でも少人数でも活動을續けて学校を維持していくほうがいいのか。それとも

改修まで待つてするのかということについても、保護者の方に御意見を伺いながら、段階的な統合ということも一つ選択肢として考えることで、統合について複式学級については解消するというような選択肢もあるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木優治議員。

○3番（鈴木優治君） ありがとうございます。

まさしく想定なんですけれども、例えば、想定範囲だということで、教育部長のほうからお答えをいただきましたが、修善寺中学校に南小学校が移る。6学年何クラスなのか、ちょっと私、承知おきしてないのですけれども、その辺のことも含めて、雑駁に言いますと、あるべき姿として私は公共施設再配置の修善寺中学校の在り方像も含めて、4小学校は一緒になるというところが、効率としてはいいのではないかなと思っておりますが、ただ、6学年ですから、今、中学校のキャパシティというんでしょうかね、クラス数でいくと、中学校は3学年ですね。6学年になりますので、クラス数はそんなに大きくは学年ごとには変わらないんでしょうけれども、今の中学校のキャパシティで想定をしたときに、4小学校が修中に集まったときには、ハード部分は大丈夫なんですか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 教室数については、基本的には対応が可能ではないかというふうに考えています。

ただ、拡張した図書室とか、そういう部分については、ある程度部屋を減らしたり、少し特別教室、技術室とか、美術室なども改修して、間に合わせていかなければならないかなというふうに考えております。

また、校内教育支援センターなどの附帯のものを入れるとなると、少しこれは考えなければいけないのかなということで、学年だけを入れるとなると十分賄えていくというふうな想定ではおります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木優治議員。

○3番（鈴木優治君） 分かりました。

例えば、これはもうあくまでも私の個人的な想定ですから、クラス数の問題についてはなるほど何とかなるんだなということのようです。

いずれにしても、小学校の問題については、どこかで道筋をつけないと、いつまでも先に、先に迫いられるやもしれませんので、ぜひ一生懸命頑張ってください、教育長以下、教育部の皆さんにはくれぐれも手を抜かずに、御尽力をこれまで以上にしていきたい旨をお願いをしておきたいと、そう思っています。

それでは、防災についてお願いいたします。

○議長（青木 靖君） それでは、鈴木優治議員の一般質問2問目、防災についてに対して答

弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 実はちょうど1年前、去年の9月の総合防災訓練では、市役所の中で南海トラフ地震臨時情報が発令されたというシナリオでの図上演習をやっておりました。今年の8月になって、まさにその臨時情報が出されたわけです。

そこで「注意」でしたから、大きな対応行動は取りませんでしたけれども、しかしその準備とか、ブレインストーミングのようなシミュレーションとか、かなり生きた教訓を得ることができつつあると思っております。

具体的な御下問については危機管理監に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

8月8日に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことにより、災害時の配備基準に基づき配備体制を取っております。

地震発生後、最初の臨時情報（調査中）の発表の後、情報収集体制となる危機管理課職員による事前配備体制をとり、19時15分臨時情報（巨大地震注意）の発表の後、警戒本部体制となる第1次配備体制に切り替え、警戒本部会議を開催いたしました。

会議では、今後予想される災害に対して、事前の対応方針及び各部局における対応策について協議し、同報無線、伊豆市情報メール、伊豆市LINE等のSNSにより、市民に対し臨時情報（巨大地震注意）に関する情報を発信しております。

その後、8月15日まで指定避難所の担当職員は自宅待機とし、必要が生じた場合、速やかに開設できる体制を取ったほか、危機管理課では、24時間2人体制で警戒体制を取り、県、関係機関と連携し情報収集や対策について検討し、対応をしておりました。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

鈴木優治議員。

○3番（鈴木優治君） 配備体制が敷かれたということのようですが、例えば配備体制のマニュアルというのは、もう既に当然のように出来上がっていたのでしょうかけれども、これは伊豆市独自のものなのか、県指導なのか、国からの通達なのか、これらをお尋ねします。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） 伊豆市独自の配備体制、あと配備基準、これに沿ったものとなっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木優治議員。

○3番（鈴木優治君） 二、三日前だったのですが、給水車がようやく納品なりまして、我々も見させていただいたのですけれども、このときまでに間に合えばよかったのになと思いな

がら、でも給水車が出動するまでもなく済んだことについて安堵するところでありまして、使わないことのほうがいいと思っています。

しかしながら、給水車を備えたことについては、必要ニーズがあって、防災のため、併せて言うと被災した折の給水車ということになっているんだろーと思いたしますが、実際問題として、伊豆市にとって給水車は1台でいいんですか。

学校の問題もそうだったのですが、財政の問題も大変きついものがある。ランニングコストもかかる等々のことも言いますと、4台のほうがいいと思っているんだけど、残念ながら1台で甘んじなければならぬんだというような考え方なのか。所管がちょっと変わるかもしれませんけれども。

給水車は、私はできることであれば、土肥、中伊豆、天城、修善寺に各1台ずつの配備があってもいいのではないかなというふうに思いますが、お答え願えますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） それでは、建設部からお答えさせていただきます。

議員にも既に御覧いただきましたとおり、8月29日に給水車が導入されました。災害等の規模にもよりますが、市域が広大であることを考慮すれば、複数台所有することは有効であると考えております。

ただ、給水車の代わりとしまして、今まで断水時に利用していた1トンの給水タンクをトラックに積んで水を配布することは可能であります。したがって、今までどおりそのようなやり方をすれば、2台目、そして土肥支所にも給水タンクがございますので、トラックに積みさえすれば3台目の給水車としての活躍ということは可能でございます。

また、既存の給水車で不足する場合は、水道事業体で組織します日本水道協会が災害時相互応援給水体制というのがございます。それにより能登半島地震でも被災の翌日から給水支援のほうをしておりますので、日本水道協会静岡支部の東部ブロック長の沼津市の調整により、被災状況により給水支援を受けることは可能となっております。

回答につきまして以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

鈴木優治議員。

○3番（鈴木優治君） 給水車のことについては、何となく私は理想的にはと思っただけのことですし、行政として給水車だけのことをやっているわけにはいかないと、含めて言うと水道協会との関連があるんだということをお聞きをして安心したところです。

財政状況から言っても、残念ながら1台のものを4台にすると、これはなかなか難しいのかなという感じがしますし、将来像を含めて言うと、給水車であってもランニングコストがかかって等々、大変なお金がかかったということです。現状で1台で致し方ないかなというふうに思っています。

しかしながら、もう一点私は、今回の台風10号の件をお聞きをするつもりでございました。

冒頭で市長のほうからお話をいただきましたので、あえて質問を取りやめますけれども、狩野川放水路、これの要するに放水をするとか、しないんだとか、例えば天城山に1,000ミリ降ったら放水するんだよとか、500ミリ降ったら放水するんだとか、水位がこれまで上がったらかうなんだと、この辺は県のことだろうと思いますが、私どもの知識として待ち合わせをしたいと思っていますので、もし今お分かりでしたら、放水路を開けるということについて、教えていただけたらなと思います。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） 放水路につきましては、直近にある古奈水位観測所というのがございます。数字で言いますと、そこに10.6メートルの位置があるんですけれども、そこに達しますと自然水がそのまま放水路に流れるようになっております。それで10.6メートルのほうからさらに上昇するおそれがある場合は、水門を開いて放水する、こういうような基準ということをお願いしております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木優治議員。

○3番（鈴木優治君） 予定時間20分をすいません、ちょっと超えてしまいましたが、私のほうからの質問は以上でございます。

日々うるさいことばかり言って申し訳ないんですが、ぜひ御理解をいただきながら、我々も真剣に取り組みます。ぜひ行政の皆様の御尽力をお願いをしたいと願いつつ、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（青木 靖君） これで鈴木優治議員の質問を終了します。

それでは、ここで55分まで休憩します。1時55分再開します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時55分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。通告に従い一般質問を行います。

本格的な人口減少社会を見据えた持続可能なまちづくりについて、市長、教育長に伺います。

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に公表した地域別将来推計人口によると、伊豆市においては2020年国勢調査実績値の2万8,190人から、2030年には2万3,035人、2040年は1万8,265人、そして2050年は1万4,014人へと大きく減少することが推計されています。また、2025年には高齢人口が生産年齢人口を上回ると予測され、その影響は既に企業等の人手不足として深刻化しています。

第2次伊豆市総合計画・基本計画では、持続可能な行政運営のための政策体系、本格的な人口減少社会の到来に向けた戦略的対応として、人口減少の抑制戦略に加え、人口規模がある程度縮小しても都市機能が維持できるようにするための人口減少の適応戦略にも取り組むとしています。

人口減少の抑制戦略については、県内トップクラスの子育て支援をはじめ、教育、福祉、産業振興等、伊豆市の魅力を高める様々な施策が見えますが、たとえ施策が功を奏して出生数が上昇しても人口減少は当分続くとされています。

地方自治法では、地方公共団体の役割として、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施すると定められています。10年、20年先の人口減少社会においても、行政機能を維持するための具体策をどのように考えるのでしょうか。

以下、具体的に伺います。

①、将来推計人口をどのように受け止めているのでしょうか。

②、総合計画基本構想では、目指すまちのイメージとしてネットワーク型コンパクトタウンの形成を推進するとあるが、進捗状況はいかがでしょうか。

③、集落の人口が減少し、いわゆる限界集落が増えていくことが予想されるが、地域コミュニティ維持のための政策をいかに進めるのでしょうか。

④、自家用車を運転しない移動困難者が増加すると思われますが、これからの地域公共交通をどのように整備していくお考えでしょうか。

⑤、通院が困難な住民に対するオンライン診療等、今後の進展の見込みはいかがでしょうか。

⑥、産業の維持・発展のため働き手不足が大きな課題となっているが、今後進むと思われる外国人材受入れの施策をいかに整えていく計画でしょうか。

⑦、消防団員の減少など地域防災力の低下が課題となっていますが、自然災害が激甚化・頻発化する中で、防災・減災の取組をどのように進める計画でしょうか。

また、災害応急対応や復旧・復興に欠かせない地域建設業の維持・育成のための施策はいかがでしょうか。

⑧、インフラ、特に水道施設については管路の老朽化や人口減少の影響で経営状況が悪化しています。能登半島地震では、耐震適合率が低いこともあり断水が深刻化しました。当市における水道経営の今後をどのように考えているのでしょうか。

⑨、児童生徒の数はこれからも減少していくことが想定される中で、子供たちの充実した

学びと健やかな成長のための学校教育をいかに担保していく計画でしょうか。

⑩、中伊豆小学校の移転や修善寺地区小学校の再編などに伴う建設費の財源をどのように確保していく計画でしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議長の許可をいただいて、ここに資料を持ってまいりました。内外情勢調査会 6 月全国懇談会、これは東京で増田寛也人口戦略会議副議長さんの講話のときの資料です。私もここに聞かせていただき、直接質問もさせていただきました。

このペーパーの 4 ページに、人口定住化をめぐる 4 つのケースというのがあります。4 つのケースというのは、A、B、C、D と分かれていて、出生率急回復の場合、人口 9,100 万人。出生率が回復した B のケースで 8,000 万人。将来推計の真ん中、ここくらいだろうというところ、今政府が使っている統計数字なんです、これは 2100 年です。2100 年の人口が C のケースで 6,300 万人。そして予測が一番低いところで D のケース、低位推計で人口 5,100 万人。

政府は今、中位推計をモデルとして使っているんですが、しかし増田先生がおっしゃったのは、今一番下にまっしぐら。1 億 2,500 万人の人口が 2100 年には 5,000 万人に向かってまっしぐらです。ですから、政府が計画しているものよりもっと悪い数字になっていて、伊豆市も同じように低い数字にいつているわけですね。

人口 5,100 万人のうち首都圏は変わりませんから。そうすると、首都圏で 2,500 万人の人口が維持されれば地方が激減して、首都圏以外の地方で 2,500 万人という国になるおそれがあるわけです。

したがって、2024 年における伊豆市長としては、すさまじい状況ですから、その中で伊豆市行政が維持されるためのコンパクト化、施設の集約、再編成等々、必死でやっているわけです。我慢していただくところは、市民の皆さんに我慢をしていただかざるを得ません。

ただ、その中で行政機能を維持する財源は必要になりますから、それはまた別途の御質問のときにはお答え申し上げたいと思います。

ともあれ、こういう状況の中で、日本国民が真に少子化は国の危機であるというように、やはり認識を合意形成していただかなければ、これまでと同じように、あれもこれもで国政選挙の投票に行く方々を視野に入れた政策では、まさにこうなってしまうということです。我々小さな自治体ではありますけれども、やはり機会を得て国にしっかりと、国会議員の先生方にしっかりと我々の声を届けていくということも一地方政治家の役割だろうと考えております。

具体的な御下問については、それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育長。

〔教育長 鈴木洋一君登壇〕

○教育長（鈴木洋一君） それでは私から、⑨の質問についてお答えをさせていただきたいと思いをします。

義務教育段階の児童生徒にとって、「地域で育つ、地域が育てる」という環境が重要であると考えます。そこで、旧町単位の小学校は可能な限り存続させることを前提に、地域コミュニティとの連携を強化し、地域全体で子供たちを育む体制を整えていきたいと思いをします。

また、オンラインを活用し個別に教材を学習することや、多様な他者との交流を通して、必要な資質・能力を育成する協働的な学びを実施することにより、少人数のデメリットを軽減していきたいと思いをします。

少人数の環境でも子供たちの充実した学びと成長を図るとともに、将来に向けて自信を持って歩み出せるような教育に取り組んでいきたいというふうに思いをします。

以上です。

○議長（青木 靖君） それでは続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） 私からは①から⑥、それから⑩についてお答えをさせていただきます。

まず①でございます。人口減少問題について、議員の御質問の中でも御評価をいただきました当市の様々な施策を我々職員が必死になって考え、実証をしているわけですが、人口減少の流れは我々の予想を上回るペースで進みつつあります。

当市だけではなく、全国的に人口減少が進んでおりまして、人口減少を抑制することは困難であるとも考えることから、人口が減っても、持続可能なまちづくりをこれまで以上に進めていく必要があると考えます。

続いて②でございます。第2次伊豆市総合計画では「拡散型から拠点集約型へ都市構造の転換を進めながら、各地区の地域特性を生かした拠点づくりと各種生活サービスを充足し、効率的な都市経営を図ることにより、人口規模が減少しても都市機能が維持され市民が安心して暮らせるまちを目指す」、ということとしております。

この目標を達成するための施策といたしまして、中心市街地への都市機能の集約や、適正な宅地化の誘導があり、具体的な取組といたしましては、新中学校の建設、（仮称）日向公園の整備、牧之郷駅周辺整備等、成果指標を26項目設けておりまして、令和7年度の目標達成に向けて、おおむね順調に進んでいる状況でございます。

③でございます。集落の人口減少、それに伴う限界集落の増加は避けられない流れかと思われませんが、その解決策として位置づけ、市が推進しているのが地域づくり協議会制度でございます。

人口減少や高齢化により、小さな自治会などでは単独での存続が難しくなりますが、おおむね小学校区単位のコミュニティを形成することで、地域課題の解決と地域の独立性や、連

帯性の維持を図ることができるものと考えております。

各地域づくり協議会には、地域づくり支援員を配置し、様々な取組の御相談や担当課とのパイプ役を担わせておりますので、自分たちの地域コミュニティの維持存続のため、積極的に活用していただきたいと思います。

④でございます。地域公共交通については、昨年度より再編業務に着手し、自主運行バスは、運行の可否を判断するガイドラインを策定し評価することにより、利用実態に即したサービスの提供を行うための見直しを行っていくことといたしました。

その見直しにより、減便や廃止となる路線につきましては、地域と協働で新たな移動手段を検討することとしておりまして、高齢者の増加などにより、今後増えるであろう移動困難者への対応につきましても併せて考えていければと思います。

現在、市内のNPOや地域づくり協議会、自治会などで移動支援の取組が既に行われているほか、新たに湯ヶ島地区や月ヶ瀬地区の地域づくり協議会でも実証実験を予定するなど、市域全体に広がりつつあります。各地域の実情に合った地域交通により、移動困難者が少しでも解消できるよう、引き続き地域と協働して取組の輪を広げてまいります。

⑤のオンライン診療等の見込みについてでございます。

オンライン診療は、将来的に高齢者や通院が困難な方々にとって有効な手段になり得ると考えていますが、オンライン機器の使用に不慣れな高齢者にとっては、オンライン診療の活用はハードルが高く、また訪問看護師等の人材確保、処方箋や薬の受取り、対面診療に比べ収益性が低い診療報酬制度などの課題もあるため、オンライン診療の普及にはもう少し時間がかかると想定をしております。

⑥でございます。外国人材の受入れ施策でございますが、令和5年度に静岡県が行った調査において、事業者の課題といたしまして、仕事や生活の相談ができる体制の整備が最も多く、次いで日本人社員の異文化への理解度を高めること、外国人向けの日本語教育といった研修の実施などが挙げられております。外国人労働者の受入れは、人材の確保、訪日観光客への多言語対応などのメリットがある一方で、調査結果のとおり、課題や不安を抱えている事業者も多くいらっしゃいます。

市といたしましては、今後、市内事業者の人手不足の状況や、外国人労働者受入れに対するニーズや課題を調査し、市の実態を把握してまいります。併せて国や県が実施しているセミナーや事業などの周知についても努めてまいります。

最後⑩でございます。中伊豆小学校の移転や修善寺地区小学校の再編は、令和7年度以降の事業となりまして、伊豆中学校整備事業の際に活用した合併特例債のような財源がなく、その財源確保が課題となっております。

市全体の財政状況が厳しい中での取組となりますので、財政措置率の高い有利な地方債を活用するなど、限られた財源の中から適切な選択をすることにより、財源の確保をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 続いて、建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 私からは、⑦、⑧についてお答えさせていただきます。

まず、⑦の防災・減災の取組をどのように進めるか、地元建設業の維持・育成のための施策はいかがかについてお答えいたします。

有事の際、地域が協力して行う防災活動は極めて重要であります。これらの地域の防災機能は、高齢化や人口減少と相まって低下していくことが想定されております。今後、防災・減災を考える上で、地域の実情を把握し、これまでの対策が地域社会の変化に対応できているかを留意していかなければならないと考えております。

また、地元建設業の維持・育成のための施策ですが、地元建設業者の維持確保の必要性について、意見書を7月に市長、市議会正副議長、委員長、建設業組合理事長と国土交通省の各機関に赴き、大規模災害時に地域の守り手となる地元事業者の維持・育成に御配慮願いたいと申し上げ、御理解をいただいております。また、市の施策として、一定規模までの公共事業については、市内業者の受注機会の均等に努めております。

⑧でございます。水道事業経営において直面する課題として、老朽化の進行、耐震化が遅れ、収益の減少、人材の不足などが挙げられます。

将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくために、水道施設のダウンサイジングや効率化を目指した伊豆市水道ビジョン・経営戦略の策定が本年度完了します。

今後は、ビジョンに基づく適切な資産管理と併せ、職員の減少を踏まえた広域連携の推進や、官民連携によるさらなる効率のよい持続可能な水道事業経営を目指してまいりたいと考えます。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） それでは再質問をさせていただきます。

将来推計人口については、かなり厳しい受け止め方をしていると理解しました。公明党では、今年の2月から3月にかけて、全国の自治体に対して少子高齢化・人口減少への対応に関するアンケートというのを行ったのですが、私も本市に回答をお願いしたのですが、グーグルホームへの入力となっていたので、個別の回答内容は確認できないのですが、昨年末に国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が公表した地域別推計人口の中で、2040年の推計人口をどのように受け止めるかとの問いに回答した全自治体の中で、自治体としての存続が「非常に危うい水準」と「危うい水準」を合わせた答えが32.5%に達し、「存続がぎりぎり可能」と答えた自治体も36.3%を占めて、先行きが決して楽観できない状況というのがうかがえました。

また、人口が少なく外国人材の割合が低い地域では、自治体としての存続の危機意識が強いとの結果でありました。

このまま社人研の推計のように人口減少が進んだ場合、当市の自治体としての存続は「非常に危うい」のか、単に「危うい」のか、それとも「ぎりぎり可能」なのか、「十分可能」の4つに分けるとしたら、どれに当てはまるとの認識でいるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 非常に難しいお答えになろうかと思います。

人口減少ですが、人口が減ると地域から医療だったり、福祉だったり、いろいろなサービスが退出してしまう。そうなってくると働き手もいなくなる。そうすると、税収入等が少なくて行政サービスができなくなる。決していいことは全くない状況でございますので、そういうことを考えていきますと、「危うい」とか「非常に危うい」というところになってくると思います。

以前のアンケート、すいません、市のほうでどういうお答えをしているか把握していないものですから、私個人の考えでいきますと「非常に危うい」状況になるのではないかと思います。

そうならないために、現在、人口減少の抑制戦略、それから人口減少の適応戦略という2本柱で取組をさせていただいているところでございまして、仮に人口が今後減ったとしても、持続可能といいますか、やっていけるような体制に持っていくように努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 確かにそこが大事だと思うんです。人口減少抑制は困難だとしても、減少速度を少しでも遅くすることができると思います。

これまでの施策の中で効果の出てきたものがあれば、お示しいただきたいと思うんです。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） これまでの人口減少対策への取組で効果があつたものといいますと、移住定住対策の中の移住定住補助金というものが、お金の話になってしまうんですが、一番効果があつたのではないかと考えております。

それから、最近始めております子育て全力宣言という取組も、市の取組を市外にアピールすることが今までできなかったんですが、これによりまして、大分市外に伊豆市の良さといいますか、取組が伝わっている感触がありますので、それも効果があつたものとして挙げさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 決して危機感をあおるだけでなく、そのための対策、また準備をしていくことが大事だと思って質問させていただいております。

その次の②の総合計画についてなんですけれども、総合計画では、まちの形として旧町ご

との拠点を整備し利便性や快適性、そしてにぎわいを創造し、拠点間の交通事情を強化していくことなど、ネットワーク型コンパクトタウンを推進するとしていますが、どちらかというところ、若者が中心地に移動し高齢者は周辺地に住み続ける人が多いと思うのですけれども、現状をどのように捉えているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 高齢者の方々は、その方がお住みになられている住み慣れた地区、土地を離れたくないというお気持ちが強いということをよく耳にしますし、実際そうなんだろうなと思っております。

そうなりますと、今、議員御指摘の中心市街地へお年寄りを誘導するというのはなかなか難しいと思うんですが、そういう中でもそういう方々の意思も酌みつつ、ネットワーク型コンパクトタウンの取組のほうは進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 少し具体的に伺いますけれども、新中学校の建設や牧之郷駅周辺整備など、修善寺地区以外のそういった施策以外に、中伊豆、天城湯ヶ島、土肥地区の移住定住促進エリアについて具体的な施策はあるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 各地区は小学校の周辺に移住促進エリアという形で位置づけをさせていただいておりますが、中伊豆地区については、中伊豆小学校移転後に商業施設、または住宅地という形での準備といいますか、検討を今進めているところでございます。

それ以外の土肥、それから天城地区については、今のところ具体的な施策の計画はございません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 先ほど教育長の答弁でも、旧町ごとの小学校は維持していきたいということが示されました。そういった意味で、今後、旧町ごとの振興策というのが必要になってくると思うのですけれども、教育部に伺いますけれども、修善寺地区以外で今後の児童数の推移なんですけれども、これがどのようになっていくかと推計しているのでしょうか。複式学級が生まれる可能性はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 正確な数字については難しいところがございますけれども、先ほどお話ししましたように、旧町の関係で、土肥についてはやはり小規模というところで、複式の可能性があるかなというふうには思っておりますけれども、天城、中伊豆につきましては、学年別の出生数、細かいところを持ち合わせていませんので、今しばらくは複式にはならないなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 先ほどの答弁の中にありましたような少人数学級が進むことを想定して、オンライン授業であるとか様々な取組を行っていく計画が示していただきましたけれども、そのような方向で、今後仮に修善寺以外で複式学級が生まれる状況になっても、そういった方策を駆使して小学校は維持していきたいというお考えでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 小学校ですと、小学生の通学距離があまりにも遠いと、子供達、小学校1年生もいますので、通学距離があまりにも長いと負担になっていくのかなという通学のこと。

それから、先ほど防災のいろいろ話がありますがけれども、防災的なことも考えますと、なるべく地域の学校に通う、近くの学校に通えるほうが、より望ましいのではないかというふうに思います。

複式になったときも、以前も委員会で対応しましたけれども、例えば国語とか算数については、非常勤の講師の方で、その授業については学年別にやるとか、そういったことも考えられるかなというふうに思います。オンラインも含めて、小規模の中でも充実した学びができるような対応をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） はい、分かりました。

次ですけれども、移住定住促進エリアなんですけれども、どちらかというと若者中心に考えられているように見えるのですけれども、先ほども発言しましたけれども、周辺地から中心地に移転したいと考える高齢者のお話も聞きます。むしろ日常生活の移動に困難を抱える高齢者こそ、買い物や通院などに利便性の高い中心地への誘導が必要と考えるんですけれども、これはどのように考えるでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 高齢者の方々が周辺地から中心市街地のほうへ来ていただけますと、先ほど委員からお話しありました移動困難者といいますか、移動の問題みたいなものも解決できますので、お年寄りの方、高齢者の方に中心市街地のほうへ来ていただければ本当はありがたいのですが、先ほどちょっとお話しありましたとおり、なかなか自分の地区から離れたくないというお気持ちもあったりして、移動することはなかなか難しいかなとも思っております。

しかしながら、そういう方々のお気持ちを酌んだ上で、中心市街地へ来ていただけるような施策が何かできないか、ちょっとまた考えてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 確かに住み慣れた地区を離れたくないという心情は強く、なかなか移住を促すということは難しいということは聞いていますけれども、先ほどからお話しさせていただいているように、これから高齢化が進んで身寄りのない高齢者なども増えてきます。

ただ、身寄りのない高齢者だと、市営住宅の入居に困難を来すということなんですけれども、今後は住宅の確保に対して、市行政としてはどのような考えで進めていくおつもりでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 市営住宅の所管部として申し上げます。

御質問は高齢者とのことですが、市としましては、住宅に困窮する全ての方を対象として市営住宅の安定供給に努めております。しかしながら、以前に議員からお話がありました高齢者の住宅の安定確保を進める上で、課題と思われます入居する際の連帯保証人の確保ということでございますが、高齢者の方ほど難しいと思いますので、連帯保証人の確保が困難な方も円滑に入居ができるよう制度の幅を広げ、家賃債務保証制度といった債務保証会社との契約による制度を導入するといった方向で検討を進めております。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） その家賃債務保証制度というのは、具体的にはどのような形になるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 家賃債務の保証業者という方がおります。その保証委託契約を結んでいただき、家賃の保証料としましては、家賃の1か月分を初回保証料として払っていただきます。そして、継続する場合は年間1万円の継続保証料のほうを払っていただきますと、家賃の滞納額の12か月分、原状回復費用や住宅明け渡し時の残置物の撤去、処分費用など、そちらの保証会社で保証いただけるということになっております。

こちらの事業を行っている近隣の市町に聞きましたら、約4割ほどの方がこちらの保証会社のほうを使っていて入居しているということで、残り6割の方が連帯保証人を使っているというようなことをお聞きしてございます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 方針は分かりました。具体的にはいつ頃からそれが適用されるようになるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 早ければ来年度の初めに、こちらの制度のほうを導入したいというふうに考えてございます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） はい、分かりました。

高齢者で身寄りのない人、先ほども言いましたけれども、住宅に困窮するというお話も聞きますので、ぜひそれを進めていただきたいと思います。

そのほかですけれども、中伊豆小学校移転後の構想、商業エリアとされていますけれども、具体的な計画はあるでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） 先ほども言いました商業エリア、また住宅地ということで検討はしておりますが、今のところまだ具体的な内容ではございません。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） そうすると、先ほど鈴木優治議員の質問にもありましたけれども、修善寺小学校移転後というか、そもそも修善寺小学校をどこへ移転するかということも決定していないということよろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） もう1回お願いします。

○16番（杉山 誠君） 中学校が統合した後、私は南小学校を中学校の場所に移転するというお話を伺ったんですけれども、それは確定しているものではないというようなニュアンスの話を先ほど答弁から聞いたのですけれども、それをもう少し確認したいのです。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 先ほどの鈴木優治議員の答弁にもありましたとおり、まだ確定はしておりません。中学校が使えれば使って、その方向で検討したいということになります。以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） それでは、行政区別世帯人口、これは市で出しているものがあるんですけども、それを見させていただいたんですけれども、旧4町の拠点とされるような地区でも人口減少が進んでいます。このことをどのように捉えているのでしょうか。そこにおける空き家の状況というのはどんな状況でしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） 市内の各地区の中心市街地における人口減少、例えば修善寺駅前とか、その辺で人口が減っているということは承知をしております、大変危惧をしていてございします。ただ、どうしても全体的に人口が減ってしまいますので、やむを得ないという流れには逆らえないのかなという部分も持っております。

ただ、都市機能を維持するためには、中心市街地の人口の確保というのは当然必要なものですから、空き家の活用等で持続性のあるまちづくりのほうを進めていかなければならないと、まずは考えております。

それから、空き家の状況でございしますが、昨年度、各区長へ調査をした数字がございします。土肥地区、大藪、中浜、平野、金山、馬場ですね。この辺、土肥地区は15件、それから天城

地区が青羽根になるんですが、こちらのほうは回答はいただけておりません。それから、八幡のほうが17件ということで数字のほうを持っております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） これは個人の所有者物でありますので、空き家といえども市が勝手に使うわけにいかないのですけれども、今、市が持っている登録制度、これらをフルに活用して、中心市街地への住民移住を支援するというか、そういった施策の中で、これからのまちづくりに必要な中心市街地への移住に対する住宅リフォームの補助金などの上乘せというか、誘導策と連動させることはできないでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） 現在、空き家のリフォーム補助金等をやっておりますが、今、議員が言われたような中心市街地の誘導を図れるようなことができるものであれば、検討の余地はあると思いますので、そこは研究したいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） それでは、3番目の地域コミュニティの維持に移ります。

地域づくり協議会の運営については、人材不足や行える事業に制限があることなど課題も大きいと聞きます。そもそも市の交付金を今後10年、20年先まで継続していけるのかとの疑問もあります。

内閣府では、人口減少や高齢化が著しい地域においても、必要な生活サービス機能を維持確保し、地域における仕事収入を確保するため、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランを策定し、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行う組織である地域運営組織の形成を促すとしていますが、自立した経営をしながら地域課題の解決を目指す点では、以前提案したことのある労働者協同組合、協同労働の仕組みとも共通するものがあると思います。

現行の地域づくり協議会と連携しながら、法人化された地域運営組織が地域課題に取り組みながら収益事業を拡大することができれば、人材確保にもつながると思うんですけれども、立ち上げまでには複数年の準備が必要ということを聞いています。将来を見据えて取り組んではいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これまでは地域づくり協議会については、地域の皆さんでお話しいただきということで、あえて踏み込んでくることは市長としてはそんなに強くやってこなかったのですが、もう限界だと思います。

8月下旬に全国砂防協会静岡県支部で広島に行ってまいりました。10年前にすごい土砂災害で大きな被害を受けたところを、直接住民の方に伺ったところ、地域コミュニティが学区

ごとなんです。学区ごとにいろんなことをやっているんです。学区の中にまた小さいエリアがあるんですけれども、基本的にはうちで言う小学校区単位、つまり地域づくり協議会の単位でほとんどのことをされているのです。

伊豆市はほかの市と比べても、圧倒的に今の区の数が多すぎて、人口2万7,000人で120の区というのはもう無理です、正直申し上げて。ですから、そこは今までよりも積極的に市長として、地域コミュニティの再構築をお願いせざるを得ません。

その中で地域づくり協議会の予算が、あれが駄目、これは駄目だと指摘されるんですが、私が伺ったものはほとんどできることなんですね。どこかで情報が誤って伝わってしまって、収益事業ができないとか、地域の土木工事をしちゃいけないとか、全くそんなことはなくて、むしろ防犯灯をLEDにし終わったら、もう何もやることはありませんみたいな、500万円を使わないところが出てきているので、定額より減らしましょうかみたいな話が出ているのであって、もっと地域コミュニティの再構築のために、むしろ積極的に使っていただきたい。

収益事業も皆さんとの共同事業体でうまく進めていただければ、どんどん増やしていただきたいというのが市長としての思いでございます。

総合政策部長から補足があれば補足をさせます。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） 先ほどありました協同労働については、以前、議員と一般質問でやり取りをさせていただきました。議員の御指摘のとおり、現在の地域づくり協議会の制度につきましては、今、市長からもちょうと話がありましたけれども、公金の使い勝手は決して悪くはないんですが、悪いというイメージ。それから財源的にも今後継続的に交付できるかどうか将来分かりません。ですので、全体的に制度として見直しをさせていただきたいと考えております。

その見直しの中で、先ほどの協同労働、それから現在、国からもまた新たな制度とかもいろいろ出ておりますので、それらも含めて伊豆市に合った形、それから地域づくり協議会の新たな活動というか、活躍の機会を増やす取組として何ができるかというのを研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） それでは次に、地域公共交通について伺います。

新たに湯ケ島地区などで協議会が実証実験を予定とのことですが、もう少し具体的な内容について分かれば教えてください。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） 湯ケ島、それから月ヶ瀬の協議会で今後実証実験をやるんですが、こちらについては、自分の力で車の乗り降りができる方を対象に買い物場所へ送迎支援を行うことを検討しております。

現在、住民の皆様へのニーズを調査中でありまして、結果次第で送迎の行き先、それから回数、それから方法などのほうを決定して、実験のほうを行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 市民からは、今になってみれば以前に実証実験が行われたデマンド型乗合いタクシーがよかったというような声も聞かれます。実証実験を行っても、本当に困っている人しか関心を示さないという実態がありますので、それで利用が進まないのも現実で、なかなか実証実験がうまくいかないというのもあると思うんです。

より多くの市民に自分事として実証実験に協力していただくような促し、取組、これも必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） 議員おっしゃるとおりで、一部の方、興味のある方だけでやると続きませんし、一部の利用だけで終わってしまいます。地域の方皆さんに使っていただくような制度、取組にしたいと思いますので、地域づくり課等で協議会のほうへ入っていきまして、地域の皆さんで考えてもらって、皆さんがやりたいものをやるというような形にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） できるだけ多くの方が参加するような促しをぜひお願いしたいと思います。

次に、オンライン診療などですけれども、オンライン診療の実現にはまだ問題が多いようですけれども、病院に行くべきか判断に迷うときなどに使える電話相談窓口というのがあります。

先日、市からも県のチラシが入ったのですけれども、＃7119や＃8000などの電話相談、このほかにもインターネットを使った遠隔健康相談というものも見かけます。こちらはなじみの病院でないので不安という声もありますけれども、オンライン診療の体制整備がすぐできなくても、市民の不安軽減のために、今行われている自宅で情報が得られるシステム、これを総合的に整理して広報していくこともできるのではないではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） 確かに議員御指摘のとおり、例えば＃8000とか、＃7119とか、いろいろアプリがあるわけですが、あと今年度から子育て世代に関しては小児科医療相談アプリということで導入しております。

確かにいろいろ窓口が、それは元々県の、例えば国の財源とかの関係でいろいろあるわけですが、そういったものを一例としては、今、子育て世代に限定している医療相談ア

プリというのをもう少し、例えば高齢者にも使えるようにするとか、その入り口というのをなるべく整備して、市民の方に分かりやすく使えるような形を今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 子育て応援とか、そのアプリについても、保護者だけではなくて、孫を見ている方もいるわけですので、そういった方にも利用できればいいなと思いますので、ぜひ広く市民に周知していただきたいと思います。

それでは次に、外国人材の受入れですけれども、まだ市内の事業所で働く外国人の状況はつかめていないというようなことですが、行政区別世帯人口一覧表というのが市で出されているものがあります。8月1日現在の比較で、令和元年は外国人世帯数が165世帯で人口26人であったものが、令和6年になると336世帯482人と、5年間で2倍近くに増えていきます。

この人たちの就労状況というのは分かりませんが、日本人の人口が減少する中で、外国人との共生社会が確実に進んでいるということは認識できると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 私の肌感覚も含めまして答弁させていただきますが、3年前に東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技が当市で開催されました。パラリンピックにおいては、残念ながら無観客ということでの開催となりましたが、事前の啓発事業等において理解が促進したのではないかというふうに考えております。

また、議員がおっしゃるとおり、急速に外国人の方が増えている状況を考えますと、以前に比べて共生社会の考え方が進んできているのではないかというふうに考えております。

来年、東京2025デフリンピックが日本サイクルスポーツセンターで開催されます。3年前とは異なりまして、多くの外国人の方や聴覚障害者の方などの来訪が期待をされております。今年度も啓発事業を開催しておりますが、この大会を契機に、より一層の共生への理解が深められるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 外国人の受入れ体制というのは非常に大事になってくると思います。そんな中で、企業の人材不足、これ確かなようなんですけれども、行政として外国人材とのマッチングを支援していくことは何かできるでしょうか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 行政としてできる産業部の所管としましては、国や県などが行っているセミナー、それから事業などがあります。これまたまなんですが、8月28日に県の

ほうから、そのような地域の事業者の皆様にこういうセミナーをやりますよというふうな案内が届きましたので、商工会や、それから旅館の組合、こういったところを通じて周知のほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この件は非常に深刻なので、私もあちらこちらで申し上げ、あるいは勉強させていただいているんですが、よくよく調べてみると、国の説明と実態が実は合っていないくて、世界標準では1年以上の長期滞在は移民という枠に数えているんです。日本の場合には、移民という制度を使って日本人になって、それで定住する人だけで、移民政策という言葉を使っていて、取らないと言っているんですが、実際に世界標準で言えば移民としてカウントされるんです。その数はたしか世界で3番目ぐらいで、実は今、日本は世界標準では移民大国になってしまっているんです。

そこで国民の認識が、外国人なんか入れないという認識と制度との乖離があることが一つの根本的な問題であるということと、もう一つが、まだやはり日本人の意識が変わりきれなくて、うちは労働者が足りないから入れてあげるみたいな、絶対そんなものは不可能です。雇い負けしているわけですから、既に外国で所得を上げて実家に送りたい人たちは、むしろ韓国、台湾、シンガポール等々のほうが、香港も含めてずっと所得が高いわけですから、むしろ今日本人が、年収2,000万円、3,000万円を求めて外に出て行ってしまっているわけですから、その考え方で実行できるわけがない。

私が今あちらこちらで訴えているのは、現実には日本は労働力が減っているんで、日本人ではできないところに外国のプロフェッショナルなワーカーに入ってもらえないだろうか。

例えば、伊豆市内でインバウンドを展開している旅館やホテルさんであれば、フランス人対応を我々がボイストラでやるのではなくて、フランス人の人に説明していただく。中東の方であれば、イスラムの方に慣れた方々にこちらに来ていただいて、中東の方々の対応を直接していただく。ドイツでも昔、デュッセルドルフに日航ホテルがあったときは、やはり日本人がそこに行くと、相手が日本人で日本語で落ち着くわけですね。スイスのユングフラウヨッホにもカップうどんが売っていたりしていたわけです。

ですから、日本の文化とか日本の食材を楽しみたい方がいらっしゃるのは分かるけれども、しかしそういったスキルのある方に、日本人が足りないところを補っていただくという観点でなければ、かつてのような感覚で、日本人の人口減少を補うことは絶対不可能だし、適切でもないと思います。

それを今、あちらこちらで訴えているところで、何とか制度として構築していただきたいと強く感じているところです。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 市長が答弁されたような、住民として受け入れるような意識の変革が非常に大事だと思っています。

あと外国人が困る、生活上の困り事といった相談に適切な支援へとつなげる専門家、外国人支援コーディネーター養成研修を法務省が8月15日に始めるということなんですけれども、自治体の外国人向け相談窓口の職員らを対象に研修を行っていくという内容なんですけれども、当市では外国人に対する相談体制というのは、一本化されたものはあるんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 産業部としては、外国人支援コーディネーター、また独自に外国人に対する組織体制の構築というものは実はされておりません。

私もちょっと調べさせていただきまして、外国人支援コーディネーターは、生活上の困り事を抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材というふうな説明がございますので、これは産業部だけでなく市役所全体で考えなければいけないことだと思いますので、また今後、他部局含めまして、市全体で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 今答弁いただきました。国では現行の外国人技能実習制度を廃止して、育成就労制度が創設されました。外国人材の職業訓練の充実と労働環境の改善を図り、日本が働き先として選ばれる国を目指すと言われています。

今、日本以外にも条件のいいところがあるので、そちらに流れてしまうという話も伺っています。具体的には、熟練した技術の取得で在留資格の更新制限がなくなり、家族帯同——帯同というのは同居や事実上の永住が可能となるということです。

今後、外国人住民がさらに増えていくことが想定されますけれども、県の調査で上げられた事業者が抱える課題や不安というのは、事業者だけで解決できるものではなくて、行政、事業者、市民一体となって取り組む必要があるということです。今後さらに市民一体で進めていただきたいと思います。

生活ルールの中で一番多いのがごみ出しの問題と言われます。特に伊豆市は、分別が細かいと日本人移住者からも言われることがあります。ごみ出し便利帳や集積所への多言語表記や、日本人、特に高齢者にも分かりやすいような簡潔な表記を工夫してはいかかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） ごみの出し方等、特に外国人ですとか、あるいは自治会から外国人に関するごみの処理方法ですとか、分別方法にお問合せがあった場合は、令和2年に今、各集積所に「ごみの出し方」というA3版の表示をしているのですが、その英語版というのを作成しておりますので、そういうお問合せがあった場合は、そちらで対応しております。

また、今年度予算で便利帳は非常に厚いのですが、その簡易版を英語表示で作成すべく、今作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） それから、外国人材の受入れが進むと、家族での移住が増えると思います。文部科学省では、外国人の子供が将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし未来を切り開くことができるよう、外国人児童生徒等教育を推進することが必要としています。

日本の学校生活や社会生活について、必要な知識、日本語を使って行動する力を身につけるための日本語指導、これをどのように考えるでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 現在も外国国籍のお子さんたちについて、県が実施しております1人当たり週二、三時間ですけれども、日本語指導教員の配置を依頼するというようなことで対応させていただいていますが、さらに今おっしゃいましたように、日本語指導が必要な状況が生じた場合には、県と相談をしながら日本語指導教室といったものを開設していければなというふうに思っています。

また、県が発行しておりますいろいろな冊子が、日本の文化ですとか習慣ですか、そういったプログラムがありますので、そういったものを活用しまして、日本の文化、生活習慣等を、日本で生活していく上での重要なことにつきまして、本人及び保護者にも丁寧に説明をしていくことが必要かなというふうに思っております。

さらに、外国語を話すことができる地域の方や、国際交流協会などと連携しまして、地域での交流の場とか、機会を増やすことによりまして、日本語の理解が深まるのではないかとというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 今、人手不足、人材不足という観点から外国人材の受入れということとをテーマに議論させていただいているのですけれども、人材不足による事業所の衰退というのは、日本人にとっても就労機会の減少につながります。

今、少子化対策として、市でも婚活に力を入れていただいておりますけれども、結婚できない理由は大きく2つあって、1つは出会いの機会がない、もう1つは経済的理由ということが挙げられています。

やはり住民、市民が就労の機会を得るためにも、事業の活性化というのは必要ですので、外国人材の受入れも含めて、事業の活性化にこれからも力を入れていただきたいと思いますと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 議員おっしゃるとおり、就労の機会を設けるということは非常に重要なことだと思っております。

特別こういったことが施策としてありますということは、ちょっとこの場では申し上げら

れませんけれども、そのようなことを念頭に置きまして、施策のほうを検討してまいりたいと思います。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 人口減少とともに高齢化も加速します。6月28日ですけれども、災害対応の基礎となる国の防災基本計画が修正され、災害応急対応に福祉的な支援の必要性が明記されました。

具体的には、市町村に対し、避難所の開設当初から間仕切りと段ボールベッドを設置することや、栄養バランスのとれた適温の食事、入浴、洗濯など生活に必要な水の確保に努めるよう要請され、備蓄品の調達では、女性、子供らへの配慮が求められました。

また、仮設トイレの早期設置に加え、能登半島地震で有効だったトイレトレーラーなどの配置に努力することも明記されました。

人口減少、高齢化の進展で、能登半島地震で検証されたような課題が洗い出されて、この計画が修正されたと聞いております。伊豆市もこの先そういった状況は、少なからず課題となるわけですので、災害関連死を防ぐためにも、避難所の環境整備を充実させていく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） 今回、防災基本計画の修正が行われることは承知しております。

今、議員が申し上げたとおり、能登半島地震を受けて、あと過去の災害の課題を踏まえた上で、今回の修正がされたと認識しております。また、今、議員がおっしゃったとおり、避難所の運営ではパーティション、あと段ボール等の事柄について記載があったことも承知しております。

人口減少の中で、やはりそれに取り組んでいく人たちが少なくなっていく、これが大きな課題と認識しております。地域での防災機能低下の中で、地域のつながりをしっかりと充実させていく、これが一番ではないかと思っておりますので、防災指導員さんはじめ、地域の防災に関わる人材の育成、そういうものを今後取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 防災基本計画の修正では、都道府県と市町村の取組として、在宅避難者の支援拠点や車中泊避難者向けのスペース、それから保健師や福祉関係者、NPO法人などと連携して、平時から住民の健康状態を把握することが新たに加えられましたけれども、防災部局だけではなくて、健康福祉部局とも一体となって取り組む必要があると思うんですけれども、どのように考えるでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） 今回の例えば避難所の運営とかでも、今回、自主避難所を立ち上げたわけですが、基本的に保健師が各自主避難所のほうには必ず1人張りついて

いるような形でやっております。あと救護所を立ち上げるときのことも、能登半島地震も踏まえて、専門職、保健師の中でもどのように救護所を実際運営していこうかということのを常に話し合っているところですので、その辺りは危機管理だけではなくて、健康福祉部のほうでも当然これからも対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 人口減少が進む中で、住民同士の助け合い、共助がより重要になりますけれども、町内会などが主体となって災害対応を決める地区防災計画、これの策定状況はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） 地区防災計画については、伊豆市では今、正確な数字は覚えていないのですが、5か所から6か所の地域で作成が行われていると認識しております。

今、個人的な「わたしの避難計画」ということで、まず個人、自助のところでの指導を地域に行っております。引き続き地域での防災力を上げるためには、今、議員がおっしゃられたとおり、地域の計画が必要となってきます。区単位、区のもう少し小さい単位で、まず小さいところから入れていくのが一番必要ではないかと思っておりますので、引き続きこちらのほうも進めていきたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 地区防災計画に関してなんですけれども、日本災害復興学会会長で防災心理学が専門の矢守克也教授ですけれども、公明新聞のインタビュー記事の中で「計画書を作ることは大切だが、計画の実効性を確保する訓練の実施や日頃の備えが重要である」と強調しています。さらに「地域には様々な特有の課題があり、めったに起きるわけでない災害にしか役立たない計画を準備しましょうと呼びかけても、手が回らないのが現実。過疎化や高齢化が進んでいる地域ならなおさら。そうした中で、地区防災計画の策定を進めるには、地域が抱える別の課題の解消にもつながるように計画を立て、活動を進める工夫が必要」と言われています。

矢守教授が計画作成に関わっている地域で始めたことの一つに、防災と健康づくりを合体させた防災リハビリ教室というのがあり、高齢者が自力で歩いて避難できるような体力維持を健康福祉や防災部局が共同で支援しているということです。自分で買い物に行けるようになったり、避難訓練にも参加しやすくなるといった効果が期待できるとしています。

ほかにも学校と連携して、子供と高齢者の交流を深めたり、外国人と炊き出しも兼ねて互いの食文化に触れるイベントを開催するなど、防災以外にもプラスになることを織り交ぜながら、地区の防災活動を進めてほしいと言われてしています。まさに私が6月定例会で議論させていただいたフェーズフリーにもつながるものだと思います。

さらに教授は、「災害で犠牲になるのは高齢者、障害者が多い。防災だけでなく、健康福

祉といった様々な行政部局が計画策定に関わることが必要。南海トラフ地震のような大災害が起きたとき、国による支援がすぐには行き届かない。小さな単位でどれだけ踏ん張れるかが大切。その鍵になるのが地区防災計画。発災後、まず1週間は大丈夫だと言えるような姿を目指す必要がある」とも言われています。

住民自ら命を守る自助・共助の取組を行政として全力で支援していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今の御指摘は全くそのとおりだと思っています。

その前に今、危機管理監から、要支援者避難計画を作っていると答弁があったのですが、これがなかなか進まなくて、自分は要らないとおっしゃられる方がまだまだ多くて、大きな災害のときに支援要らないとか、あるいは耐震しなくても私はここで死んでいくからいいみたいな、そういった発言がなくなるように、とにかくお一人お一人が生き延びいただくことが、地域の全体のためになるということをこれからしっかりやっていきたいと思っています。

それから、一生に1回あるかないかどうかの防災計画とか、防災訓練とかは、やはり乗ってこないんですね。土肥の皆さんの避難訓練も一生懸命やっていたんですが、オレンジゾーンを受け入れた後、避難訓練ばかり繰り返されているのではないかと御指摘もあり、土肥の旧小学校の裏に一時避難場所があつて、そこでふだんはバーベキューをやっていいですからと言っているのですが、やはりそこは誘導しないとやっていただけないんです。

そこをちょっと整地して、できればウッドデッキぐらい作って、あえてそこでこちらから呼びかけて、何月何日、海岸の皆さん、ここでバーベキューをやりましょう。天気が良かったらビールを飲んでも結構ですと、行き慣れていただかないと、一生に1回、そこに行くかもしれない場所を指定しても、やはり意味がないんですね。

実際に土肥地区の避難訓練も全体の対象人口から見ると、参加者は少ないんです。そうすると車椅子の方とか、足腰の弱い方は出られないので、今、地元をお願いしているのは、ゲームで避難訓練やってくださいと、若い人が車椅子に乗って、車椅子に乗った避難訓練ごっことか、ゲームとか競争とかコンテストとか。それで周りの家族の方が、おじいちゃん、おばあちゃんが車椅子でも避難訓練へ行っているらしいよみたいな形にしていくとか、いろいろなことをやっていかないと、なかなか参加率と計画作成率が上がらない。

そこで、結局私が以前の議会で申し上げたとおり、災害死者ゼロを目指すというのは、全部の政策、福祉政策も地域コミュニティも、それから活力維持のための地域経済も全部やらなければいけないんです。ですから日々の生活と防災を分けないように、可能な限りそこは重複させるように、これからももっと工夫していかなければいけないと考えています。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 市長からも答弁いただきましたけれども、現状の今、当市として連

携はどのような部門で、どの程度進んでいるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） どういう連携ですか、例えば。

○16番（杉山 誠君） 防災計画であるとか、地区防災計画であるとか、そういったものです。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 結構、市長として防災でしつこいものですから、私から答えさせていただきます。

もちろん縦割りでやっているわけではありません。要支援者避難計画も社会福祉課のほうで自分事としてやっていただいていますし、「テラッセ オレンジ トイ」も都市計画と危機管理課、それから地元の土肥支所としっかり連携を取りながら、ただ、どれをメインにするかによって、主管となる部課が変わってきますので、時に縦割りに見えることもありますけれども、事業ごとに関係する部課はしっかり連携を取らせるようにしております。

ただ、そこが弱いというよりも、やはりまだ我々行政の側と、2万7,000人の全ての市民の皆さんとの間で、必要性に関する認識のところ、第一歩のところなんですけれども、そのところがまだ弱いというのが市長としての実感です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 連携と同時に必要なのが情報共有なんですけれども、個人情報とかのいろいろな規制、制限があって、そこがなかなか進まないと聞いていますけれども、その課題をクリアしていくためのいろんな手だてがあると思うのですけれども、その辺のところはどのように考えていますか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これは本当に国に考えていただきたい。危機管理ということは、不測事態の対応ですから。不測事態なのにふだんの法令というのは、おかしいのです。ふだんの法令とは、予測していることに対する制度ですから、やはりここからは危機対象、危機管理となったら、ふだんはこうだけれども、そういう状況においては、その適用はこういうふうに変える、運用はこういうふうに変えるということを、やはりそこをしっかりと踏み込んでいただかないと、現場と乖離してしまう。

そこを一番知っているのは我々ですから、我々実際にやっている市町村が一番知っているわけですので、そこをこれからも指摘していきたいと思っています。

一つ私が聞いた範囲では、新型コロナウイルス対策のときに、大学病院でどうなっているか、中核病院でどうなっているかというのを一切教えてくれなかったのですが、それはその後、情報提供するように変わったと聞いておりますので、そのように状況に応じて運営、運用を変更していただくように、改善をしていただくように、我々からまず提言していきたいと考えています。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 先ほど聞きそびれてしまったのですけれども、人口減少、高齢化、担い手が不足する中で、避難者に対する支援と同時に、避難してきた人の健康把握、ふだんからの健康状態の把握、これは健康福祉部でもつかんでいると思うのですけれども、そういったものを避難者の支援に役立てるような取組、これも必要だと思うのですけれども、その辺はどのように考えますか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これもちょっと防災全体の観点から申し上げたいのですけれども、ふだんから社会福祉協議会などと連携しながら、それからケアマネさんとも連携しながら、健康状態を把握しながら、地域の中でふだんの生活の延長線上に避難があるようにしていきたいというのはそのとおりで、そこはもう少し強化したいと思っています。

能登半島について、私が聞いて本当に驚愕したのが、入れてくれないと言うのです。日赤はDMAT、医師会はJMATというのを編成して送ったと思うんです。JMATの編成はひょっとしたら別の団体だったかもしれない。病院連携だったのかもしれないのですが、ここはうちの公民館だからよそ者が入ると言われて、医療の専門家が入らなかったと言うのです。

何ていうんでしょうか、こういう地域ごとの感覚というのでしょうか、そういったものが伊豆市内では起こらないように、外から支援してくれる方がいたら、もう本当にありがとうございますと言って受け入れるような受入れ態勢をとっておかないと、そんなことが起こりはしないかと心配しているところもあります。

それから今、議員が質問の前提としておっしゃった少子高齢化の中でということなのですが、そこで防災訓練の都度お願いしているのは、やはり中学生、高校生を戦力として一緒に頑張ってくださいと。

よく誤解されてしまうのですけれども、避難をしている人は被害者ではないのです。被害者だから俺は周りがみんなやれということはないんです。一市民として、安全を確保して場所を移っただけですから、全て避難された方々はお客さんではなくて、自分自身の生活維持なんです。

そこに中学生から、あるいは小学校5年生から上ぐらいの子供たちは、大人と同じように手伝っていただきたい。その体制もこれからも訴え続けていきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 少し細かい話になるのですが、避難勧告ではなくて高齢者避難とかいろいろ出せれるものがありますけれども、その中である高齢者から聞いたお話なんですけれども、避難所に行くときはなるべく食料とか寝具を持参してくださいと必ず言われる。ただ、雨が降っている中で、車でなくて徒歩で移動する高齢者が、毛布とかそういうものを持って移動するのは非常に困難で、避難所へ行くのをちゅうちょしてしまうというようなお声があったのですけれども、その辺上手にもう少し広報できないでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） よく分かります。ただ、中には、食べ物にアレルギーがある方とか、ふだん使っている毛布とかということもあるでしょうから、そう言っています。でも、手ぶらでもちゃんと、帰ってくださいとはもちろん言っていないので、正直な話、持って行けないという方は結構です、しっかり対応します。

ただ、我々としては、今日会議前に申し上げたとおり、日帰り温泉をうまく使ったり、民間の施設をうまく使わせていただいて、私が市長になった頃は、台風が来そうだからという予防的避難もすぐ体育館を開けて、そんなところで1晩、2晩ということから大分変わってきました。

地域の皆さん方も使える集会所は開けていただくようになってきましたので、そういったところに、もうちょっと食べ物とか毛布を確保していただくような、そういった支援をすることと、市が開設する避難所は、難しければ手ぶらでも結構ですとお伝えください。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 個人的に伝えるのではなくて、広報をうまく工夫していただきたいということですので、よろしくお願いします。

それでは、水道経営の方に移りますけれども、水道ビジョンの経営戦略、これの主な柱というのはどのようなものでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 柱としましては、性能発注や維持管理といった更新の一体のマネジメントを進めていくといったことや、経営改善や老朽化対策、技術継承、D Xの推進を効果的に図り、解決をしていくといったことを載せてございます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） その中で、経営改善以外にもやはり今の水道料金体制だと、なかなか厳しいというお話も伺っていますけれども、今の料金のままでいつ頃まで経営が可能と考えるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） このままの建設の管の更新の延長ですとか、そのような形ですと、あと3年程度は赤字に転落しないというような予測をさせていただきます。

ただ、その後、赤字に転落することを予測しておりますので、その前に今のままと違った経営改善の方法を検討していかなければならないというふうに考えてございます。

そのためには、住民説明会等で市長のほうからお話がありましたことにつきましても、料金改定も視野に入れて検討ということをしていかなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 合併に伴う地方交付税の算定替えなどがあった、私が市長に就任した頃は、伊豆市は水道管が400キロあります。毎年2キロしか直していないので200年かかりますと言って、総務省とかに大変強くお願いをしてまいりました。ところがその後、もう少し状況が正確に分かってきて、今、水道管総延長480キロ、今度は財源がなくて布設替えが1.5キロですから、布設替えするのに320年かかるというのが今の伊豆市の現状です。

そこで人口が集中している都市部とは違って、地方は大変ですからと、今、国に働きかけているのですが、伊豆市の水道料金が全国では安いほうに入っているのです、ここが今一番大きなネックになっています。

そこで、市民の皆さんに説明会を2回やりましたけれども、水道料金に限定した市民の皆さんへの御説明と合意形成をこれからしなければいけないと思っています。今そういう状況ですから、今の水道料金のレベルで布設替えには320年かかるというのが現状でございます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 今の水道料金のままではということで、ほぼ理解できました。

確かに水道料金の改定、これは必要だということは理解できましたけれども、それだけでは持続可能な水道経営はできないと思います。水道料金や経営状況が違う他地域との全面的な広域連携は課題が多いと思いますけれども、連携できる事業の部分というのはあると思うのですけれども、それはどのように考えますか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これはやはり県ごとの特性があって、香川県などは全県下で水道事業を統一しているんですね。割と富山県とか福井県のようなところは、県で統一事業やるところがかなりあるようですが、静岡県の場合に、新幹線の駅が6つあるくらい横に広くて、縦も相当な違いがあるということで、なかなか静岡県がリードして統一事業というところになっていません。

ただその中でも、お隣の伊東市とか伊豆の国市とか、すぐに一緒に事業ができるというのはありませんので、まずは、せめて大仁橋のところで水道管をつなげておいて、まずは災害時に相互支援できるようにしておきなさいという指示はしました。

水源が今うちのほうが弱いので、伊豆の国市からも、もし使える水源があればお借りできないだろうかという検討を何回もしていますが、逆にこちらから伊豆の国市を支援するような状況がまだなかなか把握できないものですから、具体的な連携事業まで至っていません。

共同発注ができるのかどうなのか、それも検討してはみたんですが、なかなか水道事業者さん、お互いに行ったり来たりはしませんので、土建屋さん以上に行ったり来たりがない事業形態の中で、共同発注が果たして効率的なのかどうかも疑問で、今、全県下ではない、地域的な広域連携もなかなか苦慮しているところです。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） そうですね、広域連携と一口に言ってもなかなか課題が多いと思い

ますけれども、その中でもやはり事業を推進していく上で、官民連携、答弁の中にもありましたけれども、国交省で推奨しているのがウォーターＰＰＰというのはあるんですけれども、そういった一括委託というか、そういう方法も考えられるのですけれども、現状は伊豆市ですぐにそれが適用できるとは思いませんけれども、今後やはり民間との連携、これを強化することによって、新しい技術の導入であるとか、そういった工夫も生まれてくると思いますので、民間との連携、これをどのように進めていく考えでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） まず、いち早くやったのは相談センターです。今までは職員が夜中でも若い職員が受けていたんですが、今、水道相談センターは事業者さんにやっていただいていることで、すぐに対応できるようになりましたので、ずいぶん改善されたと思っています。

ただ、水道事業を一括民間委託してＰＦＩ的にやっていただくと、物すごく水道料金が高くなると思います。多分10倍では済まないくらい、もう当然、収益がマイナスではできませんから、そこで今悩んでいるところなんです。

どこまでやるべきなのか、水道料金をどう見直すべきなのか、民間のパワーをどのように使うべきかのところで考えざるを得ないんですが、もう一つは、やはり480キロの水道管をつなげない。あるところで小さな配水池等ある集落で収れんさせて、そこをずっと無集落のところをつなげないということもあるんだろうと。

あるいは、水道課は嫌がっているのですが、埋設しないで地表面をはわしてもいいではないかと私は言っているのですが、やはりそれは安全上リスクがあるとか言っているのですが、何か別の工法を採用しない限りは、ドラスティックな、抜本的な改善策はなかなか難しいと思います。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 一応通告した再質問はこれで一旦終わりたいと思います。

伊豆市は合併20年を今年迎えました。その間、様々な歴史が築かれてきました。一方で、人口減少、少子高齢化の問題が顕在化し、将来のまちづくりの大きな課題となっています。

私は合併半年後から今日まで20年間、議会の一員として歩まさせていただきましたが、議員となった翌年の3月定例会で少子化対策についての一般質問をさせていただきました。その当時から人口減少が進んでいた伊豆市ですけれども、若者の就労支援や様々な子育て支援策について、多くの議論をしたことが思い出されます。

様々な施策を講じて、少子化、人口減少の勢いが止まらない中、合併20周年を迎えたわけですけれども、これまでの20年間の延長上に30周年、40周年があるとは決して思っていないと思います。

より厳しい状況を想定しながら、日本社会が抱える課題、当然伊豆市としても大きな課題となりますけれども、賢明な判断力と果敢な挑戦を続けることで、市民、住民、事業者を守りきっていただきたいと思います。

市長のお考えを伺って、私の最後の一般質問とさせていただきます。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 本当に杉山議員、これまで地域の問題と、それからこういった諸問題をいろいろ御指摘いただいてまいりました。私も志あって市長になったわけですから、どうやって未来の伊豆市を構築していくかを、本当に死に物狂いで考えてきたつもりです。

残念ながら、人口問題をメインとして解決できない課題がたくさんまだ残っています。その中で伊豆市が絶望しなくて何とかすむのは、やはり日本有数の観光地であるということ。それをどのように使っていくかというところが肝だと思っています。

失礼ですけども、沢口もそうだし、うちの柿木もそうだし、いろんなところで高齢者だけになって、集落はどんどん人が亡くなっていくんですが、そこのおじいちゃん、おばあちゃんに過失があるわけではない。社会が変わっていく中で、近くにあったお店がなくなり、近くにあった学校が遠くなり、そこで一生懸命やってきた方々には過失がなくて、社会の変化、経済構造の変化でこうなってきたわけですね。

したがって、そのような方々が安らかにここで人生を全うしていただくようにするのは行政の本当に重要な課題だと思っています。

したがって、そのために大きなマーケットである観光客というのをしっかり使わせていただいて、ここで働いている地域の皆さん、エッセンシャルワーカーと言われている介護や医療の皆さん、あるいは災害に携わる建設業の皆さんの重要度を否定しているのではなく、マーケットとして大きいのは、やはり観光の数なんですね。100万人近い宿泊客、300万人を超える観光交流客というマーケットの力を使って、その経済活力を維持していきたい。そういった意味で基盤産業と言っているわけです。

ですから、ここから先は、それをどうやって外の人たち、移住してくる人たちを使って、ここに今住んでいる人たちの行政サービスを維持していくかということが、大きな私の前提条件だと思いますので、まずはその心のバリアを少しずつ下げていく作業をこれからも続けていきたいと思っています。

人口は減っていますが、伊豆市は絶対に絶望しなくていい市だと思っています。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

いいですか。

これで杉山誠議員の一般質問を終了します。

ここで3時35分まで休憩します。35分再開します。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時35分

○議長（青木 靖君） それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 下 山 祥 二 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 議席番号6番、下山祥二です。よろしくお願いします。

議長に発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

件名、伊豆市の諸問題の現状とその課題解決。

2期8年の間に数々の質問項目を通告し、一般質問に登壇し、執行部から丁寧な答弁をいただきました。一般質問の総括として、決して言いっ放し聞きっ放しにすることなく、過去の答弁内容の現状はどうか、課題解決の取組の進捗はどうか、下記の8点に絞り、追跡質問をさせていただきます。

①インフラ整備（道路・上下水道管路）の現状と今後の課題について、どのように捉えていますか。

②公共施設の再配置計画の進捗状況と今後の取組課題はどのように捉えていますか。

③森林整備の現状と課題、そして今後の対策についてはどのように考えていますか。

④平和寺環境汚染問題の発覚から4年を経過しました。完全解決に向けた現状の取組状況について伺います。

⑤広域連携の現状とその必要性をどのように考えているか。また、今後の推進について伺います。

⑥移住定住施策の効果も見えていますが、さらなる事業推進は具体的に考えていますか。

⑦伊豆中央道の料金徴収延長後の現状と今後の課題について、どのように捉えていますか。

⑧大型事業（新中学校を含む）完結後、未来の伊豆市のまちづくりと教育行政はどのように考えていますか。

答弁を市長、教育長に求めます。

○議長（青木 靖君） ただいまの下山祥二議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 個々の御質問には、それぞれ担当する部長に答弁をさせ、私からは⑤の広域連携について申し上げたいと思います。

16年余り市長をやってきて、ずっと伊豆半島全体の広域連携を訴えてまいりました。7月末から美しい伊豆創造センターの会長に就任をいたしましたので、まさに自分が伊豆半島の真ん中に位置する市長として、全体に目を配っていきたいと思っています。

というのは、私がリーダーシップを取れる、取れないという個人の資質の問題よりも、やはり伊豆市にいるということは、三島市も生活圏だし、ふだんの生活の中で河津町や松崎町

や伊東市に行くこともしょっちゅうあるし、私も伊豆市の職員も、やはり伊豆半島全体を肌感覚で分かりやすいのです。問題を共有しているというところもあります。土肥と西伊豆はほぼ一帯ですし、戸田も含めて西海岸は西海岸でやはり統一性があります。

その中で、個々にやっているがゆえに政策が弱くて、十分に効果を発揮していないところを、しっかり推進して7市6町会議とともに伊豆半島全体の広域連携を強化し、その中で伊豆市も一緒に発展していくというようなところに、これまで以上に力を割いてまいりたいと考えております。

そのほかの具体的な御質問について、担当する部長から答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 次に、教育長。

〔教育長 鈴木洋一君登壇〕

○教育長（鈴木洋一君） ⑧の答弁につきましては、部長のほうから答弁させたいと思いますけれども、私自身も伊豆市の学校再編に、中伊豆、天城、土肥、それからこの修善寺の新中学校と関わってまいりました。教育行政、非常に今後大事になってくるかと思えます。その点につきましては、具体的には部長のほうから答弁させます。

以上です。

○議長（青木 靖君） それでは続いて、建設部長。

○建設部長（山口吉久君） それでは私から、①と⑦につきまして答弁させていただきます。

まず①、インフラ整備の現状と今後の課題についてですが、道路整備の現状としまして、伊豆市内の国道及び県道の要望活動の推進と、交付金を活用した通学路の歩道整備や橋梁修繕を進めるとともに、地区要望等により維持補修を行い、市民の皆様が安全に通行できるように努めております。

今後の課題としましては、市内道路全般の老朽化が年々進み、老朽化した道路、橋梁の維持補修に多大な費用が見込まれることです。

上下水道管路整備ですが、上水道の現状としましては、先ほどの杉山誠議員にお答えしたとおり課題がございます。

また、下水道事業についても同様な状況であり、施設の老朽化や収益の減少等の課題を抱え、将来的な持続可能な事業運営を考えていく上で、下水道区域の見直しなどを随時行っていく予定です。

⑦、伊豆中央道の料金徴収後の現状ですが、平成26年に合併採算性を導入した後、伊豆中央道・修善寺道路の交通量が増加しており、各所で両道路の渋滞が発生し、両道路を避けて生活道路へ流入する車両が多いのが現状です。

課題としましては、特に修善寺駅前交番から横瀬交差点の間の渋滞が深刻であると考えております。現在、当該区間の改良計画が進捗しており、その先の修善寺橋架替えも見え始めております。それらの計画を早急に進めることが、この課題の解決の糸口と認識しております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） ②の公共施設の再配置計画の進捗状況ですけれども、計画を策定し、約1年半が経過しますが、再配置に向けた基本的な方針に基づき、施設ごとのロードマップに沿って、施設の廃止や売却、解体など着実に推進しているところです。

一方で、施設の民営化や譲渡する計画となっている観光施設においては、サウディング等の調査を実施いたしました。民間業者の反応が今ひとつ低調ということもあり、計画どおりに進まない状況も存在しております。

今後の取組課題としましては、いずれの施設もロードマップにとらわれず、前倒しできるものはスピード感を持って実施していくことが必要であると考えていますが、同時に、個別の施設の在り方を決めていく場面においては、市民の皆様や施設利用者への丁寧な説明を行い合意形成を図らなければなりません。この2つの側面をいかに適正に進めていくかが重要なポイントだと捉えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 私からは、③、森林整備の現状と課題、そして今後の対策につきましてお答えをさせていただきます。

まず、森林整備の現状ですが、民有林のうち伊豆市市有林につきましては、田方森林組合との経営管理に関わる協定に基づき、国・県の補助金を活用し、主伐、利用間伐、作業道開設等の森林整備を計画的に実施しております。

次に、私有林につきましては、国・県・市の補助金を活用しながら、間伐等の森林整備を実施しております。

課題としましては、作業効率の悪い林道等から離れた場所にある森林の整備、伐採後の植栽や鹿の食害を防止するためのネット等の設置、人材確保などが課題に挙げられます。

今後の対策につきましては、既存の補助制度に加え、森林経営計画制度を活用した私有林の整備促進などを図るとともに、森林環境譲与税を活用した人材育成や森林環境教育の実施、市産材利用促進のための取組を引き続き行ってまいります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 私からは、④の平和寺環境汚染問題の取組状況についてお答えいたします。

平和寺本山の敷地に残る廃棄物混じりの土砂については、現在、県が廃掃法に基づく措置命令内容について、行政代執行の準備を進めております。具体的には、土砂の流出を防ぐ工法検討のために測量や地下水調査を実施しており、調査結果を踏まえて、今後の工法の検討に入ると伺っており、行政代執行に向け前に進んでいると認識しております。

県との打合せの中では、最終的な工法の決定前に平和寺環境汚染問題対策協議会にて説明をしていただき、その上で法的な裏付けのある行政代執行が速やかに進むよう要請しております。

また、市としては、木柵でせき止め一時的に保管していた廃棄物混じりの土砂を、搬出準備工事として大型土のうへの詰め替えを完了しております。これらの処分方法についても、今後、県との協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ⑤については、先ほど市長のほうからお答えをさせていただきましたので、私からは⑥と⑧についてお答えをさせていただきます。

まず、⑥移住定住施策に関しましては、これまで各種補助金や空き家バンクの創設、先輩移住者による移住コネクターの結成など、積極的な取組を行うことにより、一定の成果を上げることができたほか、今年度より移住の受け皿となる物件確保に向け、空き家バンク登録補助金を創設した結果、例年を上回るペースで登録が進んでいる状況でございます。

今後の事業展開につきましては、さらなる空き家の活用を進めるとともに、現在「子育て全力宣言」のキャッチフレーズのもとで行っている当市の充実した子育て施策の発信や、来年4月に開校する伊豆中学校をはじめとする市のアピールポイントを積極的に発信することとうまく組み合わせながらPRし、移住定住の促進につなげていきたいと考えております。

⑧でございますが、未来の伊豆市のまちづくりの考え方は、総合計画の基本構想の伊豆市の将来像のテーマであります将来にわたって魅力ある地域として発展していくためには、市民主体の協働によるまちづくりを進めるとともに、まちの活力を最大限に引き出し、市民の皆さんがふるさとへの誇りや希望を持って元気で幸せに暮らすことができる環境を整えることを基本としています。その基本的な考え方は、次期総合計画でも踏襲する予定でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） ⑧未来の伊豆市の教育行政についてお答えいたします。

未来の伊豆市の教育行政では、学校が地域のハブとして重要な役割を果たすべきだと考えております。そのために伊豆中学校開校後は、地域と連携した学校運営を通じて、地域社会とのつながりを強化していく必要があると考えております。

小学校は旧町単位で存続させていきますので、地域とともにつくる小学校から、そのつながりを基盤とした活動を展開する中学校へと、発達段階を意識した連携が魅力ある地域を創造するための一翼を担っていけないのではないかと考えております。

家庭や地域を含めた多様な学びの場を活用し、子供たちが予測困難な時代をたくましく生き抜く力を育むことを目指してまいります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） それでは、再質問させていただきます。

まず①のインフラ整備の課題については、平成29年9月議会を最初として、その後も何回か質問させていただきました。平成29年当時は、東京2020オリンピック・パラリンピックが3年後に控えておりました。結果的に、新型コロナウイルスの影響により1年延長され、4年後の2021年の開催となりましたが、国内外から伊豆市に訪れる多くの観客に対して、伊豆市の魅力を最大限発信できるチャンスであり、それを契機として、少しでも市内の道路インフラの整備を前に進めるべきだと考え、質問いたしました。

当時の市長の答弁は、国交省から再三言われているのは、道路は舞台であり、誰が演出をして、誰が主役で、誰が俳優としてしっかり劇を作っていくのか、これは私達の責任であり、予測値と工夫をかけ合わせ、しっかり事業を進めていきたいというものでした。

一例として、修善寺駅前の改修や駅前柏久保線からサイクルスポーツセンターまでの拡幅が整備され、今はストレスのない道路となったと感じております。

反面、東京2020オリンピック・パラリンピックでは、唯一有観客で自転車競技が開催された本市においては、自転車のメッカとして多くのサイクリストでにぎわうことや、市民の健康増進のためにウォーキングしやすい環境、そして安心・安全な通勤・通学路となるような道路整備を望んでいた県道修善寺天城湯ケ島線の道路拡幅工事の進捗状況について伺います。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 県道修善寺天城湯ケ島線につきましては、明日から地区の説明会に入ります。本件はクリーンセンターいずの建設当初からの要望事項となっておりますので、県では事業化の手順として、令和4年度の事業着手準備制度の選定会議により、事業着手準備箇所として既に選定はされております。その後、約2年間の間に概略設計を行いつつ、地権者への意向調査などを行い、令和6年11月末までに地権者から事業の同意書の署名をいただくことになっております。

その後、全ての地権者の同意をもって、県の事業着手検討会に諮られ、事業化が決定する流れとなっております。その後、令和7年度に詳細設計を実施し、用地交渉、用地買収を行い、事業用地の確保を図り工事着手となります。

完成までのスケジュールは、まだ県より示されておりませんが、早期の完成にできる限りの協力をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） 建設部長の答弁のとおり、私も地権者の1人として、明日、関係地権者宛にということで、バイパス道路の説明会の案内が届いたところです。

しかし、今の答弁にもありましたが、まだまだ先が見えず、地元の住民の皆様の受け止め方は、遅々として工事が進まないのはなぜなのかという意見が多くを占めていて、私も困惑することが少なくありません。

この県道整備の質問は、決して地元ネタとしてここだけを優先して、無理な要望をしてほしいというものではありません。この県道349号線は、鮎見橋から市山までの全区間で、境外の区間は佐野と雲金地区だけです。そのことを改めて申し添えておきます。

また、昨年の9月議会で市長の答弁にもありましたが、過去にごみ処理施設の建設候補地として受け入れる条件として、佐野区の地区要望の一丁目一番地として、当時の伊豆市、伊豆の国市の両市長と、他の事業に優先してでもしっかりと取り組むように要望し、約束も取りつけ、議事録も残されております。先延ばしにすればするほど、事業費の高騰や立ち退きの可能性がある方の承諾が困難になることも危惧されます。

あくまでも県道ですので、静岡県と連携しながら、今後もスピード感を持って事業を進めて、早期完成を期待していますが、先ほどの建設部長の答弁にもありましたが、最終的なスケジュールがはっきりとしていません。せめて私の議員任期中に明確なスケジュールを示してもらい、地元の皆さんと情報を共有したいと思っているのですが、もう一度答弁お願いします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この件は、議員御指摘のとおり、伊豆市、伊豆の国市の両市長としての約束ですから、ここまで事業が遅れたことに本当にじくじたる思いをしております。また、佐野区の皆さんには本当にお詫びを申し上げたいと思っています。

これまで去年の1月からクリーンセンターいずが完成してからも、組合議会では再三、建設は終わったけれども事業は完了していない。事業の中では、平成35年までに県道改良という本当はお約束だったわけですから、もう既に期限が過ぎているにもかかわらず、まだ着工もしていないという状況なんです。

それまでの経緯はいろんなことがあったとは承知しておりますけれども、これからの事業の加速は、まずは用地の確保になります。公共事業は用地が確保できれば、あと加速させることは何とか頑張りようもありますけれども、用地が確定してない事業は進めようがない。早めさせることもできないので、まずは地権者の皆さんにしっかり説明をさせていただき、それから地域の皆さんにお詫びしつつも事業を御理解いただき、1日でも早く事業化に歩を進めたいと思っています。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） まだ再質問が残っていますので、なるべく冷静に再質問をしたいのですけれども、私達の任期もあと2か月だけですので、ぜひよろしくお願いします。

次に、南海トラフ巨大地震に備えて、また今年の元日に発生した能登半島地震の教訓から、当市は全体的に急峻な地形であり、急傾斜地や脆弱な道路も多く存在する中、災害死者ゼロを目指す取組として、県が発表した大災害時に、市内の孤立予想集落23か所の道路整備はどうでしょうか。事業費が高騰していて難しいというのであれば、それに代わるものも何か考えているかどうかお聞きします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 23か所の孤立予想集落でございますが、ほとんどが山あいの集落であり、地形的に急峻でのり面が多いといった場所は承知しております。道路パトロールや地区からの情報によって、しなければならぬ整備状況は把握しておりますが、全箇所をすぐに整備することは難しいため、今後、各地区の迂回路や避難路の有無など、様々な要件を考慮して優先順位を決めて、絞り込みをして実施をしてみたいというふうに考えてございます。

また、代替の対策としましては、まず危険箇所の注意喚起の看板などの設置も考えております。それ以外に迂回路や避難路のルートがないか、先ほど申しました集落で洗い出して、道路整備の優先順位を決めた上で、やはり地元の建設業組合と話し合いをしておいて、道路啓開緊急復旧の作業をどのように行っていくかというようなことを、事前に決めておきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 災害復旧工事は、土砂の撤去作業や橋梁の崩壊などによる復旧工事など、相当な時間と事業費を要すること。また、専門的な職員や建設業者の人手不足など多くの課題であることは承知しております。

ただ、8月8日に日向灘地震が発生し、同時に南海トラフ地震臨時情報の発表、さらに8月22日から発生した史上最大級の台風10号により、土砂災害や倒木による道路の寸断が全国各地で発生し、河川や内水氾濫のリスクも高まるばかりです。

被災後の早期工事の実効性を高める対策、さらにそれを強化すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 実効性を高める対策ということで非常に難しいのですが、先ほど申しましたが、やはり実際の災害の規模によりますが、道路啓開を想定しまして、各事業者が迅速に復旧作業に入れるように、職員と建設業組合と先ほどの孤立予想集落の対応と併せて、対応策を事前に検討していく必要があると考えてございます。

そのほか、工事をする上でやはり用地境界が決まっていないと、早期復旧に支障が出ますので、地籍調査を進めていくということも必要でございますし、応急対策職員派遣制度やTEC-FORCEによる被災状況の調査支援、災害の技術の専門家の派遣制度など、外部か

らの支援も含めて、様々な対策を検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 市民の命を守るために知恵を絞り、事業費の捻出など、さらに災害対策を強化してほしいと思います。

次に、上下水道の現状ですが、先ほど杉山誠議員が質問されていまして、簡潔にお聞きします。

現状で断水や道路陥没、これは1年にどのくらいあるのか、発生しているのかお聞きします。また、その対策として、事後保全管理から予防保全型管理への転換を検討しているのかどうかお聞きします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 漏水につきましては、年間約300件ほど発生しているということで、毎月、漏水修繕の月報が出てきますので、そこから把握してございます。

そのほか、事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理ということで、議員の皆様が視察等行って、そのことをいろいろ学んでこられたりということで、私もそちらの復命書等を見て勉強させていただきました。

今後、修繕費等の軽減も考えながら、予防保全型維持管理に移行していくということも検討しなければならないというふうに考えてございますが、そちらにつきましては、狩野川流域や近隣の伊豆の国市、函南町と併せて勉強会の中の一つのテーマとして、そういうようなことも考えていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 先ほど杉山誠議員も触れていましたけれども、ウォーターＰＰＰの導入に向けて、広域連携による対策が必要であると私も強く感じております。

次に、②について質問いたします。

ロードマップに沿って着実に推進しているということですが、計画の進捗率と今までの取組について、その評価についてお伺いします。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） これまでのロードマップに基づく進捗率についてですけれども、具体的な数値を申し上げることはできないんですけれども、令和5年度の実績としましては、6施設の解体や譲渡により、延べ床面積としましては約5,000平米の削減がされております。

また、今年度も修善寺老人憩の家や市内の2か所について購買の準備が今現在進めているところです。

そういった意味を込めまして、おおむね計画どおり進捗しているというところではあるんですが、やはり観光施設は大きな施設ではありますので、そういったところについては、先

ほど言いましたとおり、民間等の状況が少し低調だというところもありまして、なかなか思いどおり進まないというところが現状でございます。

今後につきましては、新中学校の完成等もございますので、旧中学校、また小学校の再編、そういった部分もありますので、廃校後の活用も含めた議論が加速すると想定されますので、本計画の推進も社会情勢に合わせて柔軟に、そしてまた速やかに対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 人口減少によって将来的に税収の減少が避けられない状況で、老朽化した多くの公共施設の維持管理費をいかにスピード感を持って削減していくか、重要な課題であると思っております。

市民への丁寧な説明や合意形成には、当然ながら時間がかかることは承知していますが、今後とも鋭意努力していただきたいと思います。

個別の案件に移りますが、既に売却済みの旧天城湯ヶ島支所、旧天城保健福祉センターのその後はどのように活用されているか、把握されていますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 昨年9月に議会で上程させていただいたところなんですが、譲渡先の東京ラスクにつきまして、これまでの賃貸のときと同様、観光拠点として地域のにぎわい、地域の活性化に寄与している施設だというふうに継続していると思っております。

詳細な今後の事業計画等まで把握しているわけではないんですけれども、継続して伊豆地域に力を注いで、地域のにぎわいにつながる様々な事業を検討していると伺っておりますので、事業を拡大していくものというふうに、こちらとしては想定しております。

一方、譲渡後の市の売った側の状況ですけれども、今までかかっていた建物の維持管理費ですとか、修繕費などの負担がなくなったというようなことであるとか、担当職員の事務負担の軽減もされているというようなところもあります。また、固定資産税につきましては、新たに課税されているというような状況でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 先日、この事業に携わる方にお聞きしたところ、屋根の修理見積もりをしたら約4,400万円、さらに数年以内には1億円以上かけて耐震化をしなければならない建物であるということをお聞きしました。

今後も総務部長の答弁のとおり、もし市が所有していたら、改修や維持管理費に多額の税金を投入することになりますので、これは公共施設再配置の一つの好事例として評価できるものだと思っております。

次に、観光施設について、民間業者の興味がちょっと薄いというような答弁でしたが、具

体的にだるま山高原キャンプ場やレストハウス、また修善寺虹の郷の民営化に向けた現状について、答弁できる範囲で結構ですので、お願いいたします。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 改めての答弁になるかと思いますが、だるま山観光施設につきましては、県との売却契約に伴う用途制限、この期間が令和10年10月までとなっていることから、令和10年度までは指定管理者制度による運営を行い、用途制限期間が開けた後には施設を売却する方向で検討を進めておるところです。

この方針を前提としまして、昨年度実施しました民営化に向けた公募型サウンディング調査、これでは景観を含む施設の可能性、ポテンシャルを高く評価する事業者が多く、市が理想とする指定管理とその後の譲渡に向けて、関心を持つ事業者が複数ございました。

こうしたことを踏まえまして、今年度より指定管理候補者の選定に向けた手続を開始し、令和7年中に議会の承認をいただき、指定管理者と開業に向けた協議や準備等を行い、令和8年度から令和10年度までの3年間、指定管理者制度による運営を予定しております。この指定管理期間中に、その後の売却に向けた検討協議、調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、修善寺虹の郷でございますが、先日の全員協議会でも御報告させていただいたとおり、公募によらない指定管理者の選定基準に該当するものとして、非公募により指定管理者である現指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理候補者として選定し、10月に行われます指定管理者審査会にお諮りしたいと考えております。

指定管理者審査会での審査結果を基に、12月定例会で議会の承認をいただき、令和7年度から3年間の指定管理者制度による運営を行い、この指定管理期間中に民営化に向けた協議、調整を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） だるま山については、今、部長から答弁があったとおりで、虹の郷については、私はもっとポテンシャルがあると思っていました。正直なところ。現在運営しているわけですから、もし私が民間企業の社長であれば、そこで一定の収益を上げながら、少しずつ改善をして、将来への投資を考えると考えるだろうと思っていたんですが、やはり古い施設はもう無償でも要らないという、非常に厳しい状況です。

事業を展開している知人などにいろいろ聞いてみますと、伊豆がいいところだというのは皆さんおっしゃるんです。伊豆はとてもいいところでポテンシャルあります。だけれども、まだ京都とか箱根とか、そちらへの投資が先になるというんですね。どうしてもそこでまだ十分に収益が上がるようなところの開発案件があるので、まずはそこに投資が行く。

今現時点に伊豆に投資を向けるのであったら、行政の支援がないとできませんというのが、どうもビジネスの方々の見方ようです。

ただ、私どもとしては、公務員がこれ以上ビジネスやってもうまいかないことは、もう重々承知していますので、そこで虹の郷については、現に運営し、虹の郷に情熱を持っているシダックスの皆さんに引き続き運営していただくというように少し修正をいたしました。

これも含めて、ほかのところの指定管理についても、現に運営している方々がしっかりやって、情熱を持ってやっても、一定のルールの中での公募では、逆に伊豆市のようなところでは、管理を受けるところもなくなってしまうリスクが高いため、現に良好に運営して、情熱を持ってやってくれる方々には、引き続きその方々をカウンターパートとして、信頼性を損なわないように事業を続けていただくという方向に少し修正をしまして、私ども伊豆市においては、そのほうが市民の皆さんの利益にかなうと判断をしているところでございます。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 市長の答弁のとおり、当然民間業者は営利が目的であり、そこがビジネスの最終的な判断だと思います。市民との合意形成以上に、いろいろな課題が立ちふさがる難しさもあると理解しております。

しかし、虹の郷については借地問題もまだ未解決のままであり、これは今後、場合によっては行政トップの思い切った決断も必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） まさにその借地は可能な限り解消していく。議会に何度も何度も約束申し上げているとおりです。したがって、今、シダックス大新東の会社のほうには、将来構想をお願いしていて、その中で借地を解消して、事業の内容を変えたほうがいいのか、あるいは事業のまま、全体として運営するほうがいいのかも含めて協議をさせていただきたいと思っています。

その中で先方のニーズと、それと伊豆市の対応方針等を調整しながら、最適解にたどり着けばと考えているところです。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 次に、③に移ります。

私は、常々伊豆市の急峻な地形からなる景色を眺めていると、国有林やその辺の整備はともかく、私有林の整備はどうなっているだろうと。環境問題ばかり、大災害時には狩野川の源流となる伊豆市として、伊豆市民の命を守る使命と同時に、下流域に甚大な被害をもたらさないよう、その責任もあると思います。そのための対策が必要であると考えます。

そこで、まずは伊豆市の森林全体の面積のうち、私有林の占める割合について、再確認のためお聞きいたします。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 市内の民有林の面積ですが、令和5年度版の静岡県の森林林業統計要覧というものがございまして、これによりますと約2万2,000ヘクタールとなります。

市内の森林面積約3万ヘクタールに対して73.3%という数字でございます。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 私有林の占める割合が73%もあるということで、再確認させてもらいました。

これは昭和34年から始まった狩野川直轄砂防堰堤の整備などが市民の命を守る事業として、全国のどこの自治体よりも熱心な要望活動を通して、今では市内に135か所も整備されました。行政の努力に敬意を表すると同時に、国交省や財務省の皆さんにも心から感謝しております。

その上で、さらに森林整備に目を向けると、先日、ある林業関係者の方から、私有林については条件が良いところから順に進めていると伺いましたが、自分の所有している山も含めて、ふだんは目が届かない山深い私有林の整備はどうなっているだろうと大変気になります。

これについては4年前にも質問していますが、現在の状況は具体的にどのようなになっているのか、もう一度お聞きさせてください。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 今、議員おっしゃられたように、手のつけやすい場所、要は作業道がやりやすいであるとか、搬送しやすい、こういったところから作業を順番に進めていくような状況になっております。

ただ、そういった条件の満たされないところにつきましては、森林環境譲与税を使いまして、市のほうでは整備を進めている状況でございます。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 平時は天城山に降る豊富な雨量に恵まれて、おいしい水を飲めたり、ワサビやシイタケ栽培、そして米作りなどが営まれております。この豊かな自然の恵みは、必ず後世に引き継がなければならないと思っております。市内全域の私有林の荒廃がどれだけ進んでいるのか、その結果、どのような影響を及ぼすのか。例えば、鳥獣被害の原因にもなっていないのか心配です。

産業部長の答弁にもありましたが、過去の答弁でも、森林環境譲与税を最大限活用して、手入れの行き届いていない民有林をはじめとする人工林の整備を加速していくというような答弁がありましたが、今後もさらに加速していくお考えはあるか伺います。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 森林整備につきましては、今後も国・県、これの補助金や、森林環境譲与税を活用して、田方森林組合であるとか林業事業体と連携して進めていくつもりでおります。

さらに加速するののかということにつきましては、例えば森林整備の事業量を2倍に増やすということは、対応できる能力というものも限られておりますので、加速はしたいところですが、計画的に森林整備を進めていくのが現実的かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） シイタケの県の会長を私がずっとやっているものですから、私が知り得ているところで少し付加してお答え申し上げます。

まず一つは、伝統的な林業で天城山から南の人たちは、情報共有しているんだそうです。こういう発注が出る、こういうところで誰が切る人はいないかみたい。北部はそういった情報共有する協議会がなくて、流域は伊豆半島全体であるんですが、みんなで情報共有してお互いに仕事を紹介することが、伊豆天城の北部ではなくて、去年、国有林ではほとんど不落だったそうなんです。

ですから、今、私がお願いしているのは、南伊豆や下田まで含めて伊豆半島全体の森林施業者で情報共有して、お互いの縄張りでどうかこうとかではなくて、切る木はあるのに、切る人がなくて今施業が進んでないところが多い状況ですので、そこをもう少し広域でしっかり連携を取りたいというのが一つ。

もう一つは、せっかく中間土場ができましたから、やはり中間土場にできれば隣接して製材所を集約したいなとは思っています。ただ、農地を圃場整備した関係で、すぐに使えないものですから、中期的な事業になりますけれども、生産性効率から考えると、土場から、またトラックに載せ替える必要がないところに製材所があったほうがいいわけですから、ここは中期的な問題です。

もう一つ、シイタケの県内の生産がかなり減っています。全国でも減っています。断トツでトップの大分県も、もうかなり減ってきて、実際、日本人のシイタケを食べる量が減っているのではなくて、その隙間を外国産が入っているんです。これは物すごくもったいない話なんです。

そこで、伊豆市が誇る原木シイタケをしっかりと振興しながら、県の中中部では菌床栽培が多いですから、そこでほだ木にするには大きくなり過ぎた伊豆市内のクヌギやコナラを菌床の床にして、県内で使っていただく。それを今、何とか事業化できないかなと工夫していて、どの山も手を入れることで整備をしていく、そのような努力を続けてまいります。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） それでは次に、やはり4年前に質問したナラ枯れの状況について確認させてください。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） ナラ枯れの状況ですが、現在新たなナラ枯れの情報というのは入ってきておりません。また、ナラ枯れは大体3年から5年で終息するというふうに言われております。

伊豆市におきましては、令和元年頃から被害木が多く確認をされましたので、5年以上を経過しているということで、一定程度終息しているのではないかというふうに考えておりま

す。

今後の対策につきましては、現在、終息したとは考えておりますけれども、またいつ再発するかは分からない状況でございますので、田方森林組合だとか林業事業体の皆さんと、ナラ枯れ以外の被害木も含めて、森林に異常が確認された場合は、連携を密にしていきたいというふうに考えております。

また、ナラ枯れが再度発生した場合には、倒伐処理や薬剤注入、こういったもので対策を取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 一定程度終息したという、そういうふうに判断いたしました。最悪、伊豆市の木であるシイタケ栽培のクヌギが全滅するようなことがなくてよかったなと思っております。

次に、④について再質問いたします。

この問題についても、4年前から何度も何度も質問して、直近では半年前の3月議会でも触れさせていただきました。令和4年12月議会で、市長は、解決まで長い時間と費用がかかるかもしれませんと答弁されました。

当時、7月から県と市が隔月で水質検査を始めて、現在も継続中です。伊豆市としては、廃棄物を含む土砂の流出対策として、防止柵の設置、監視用の防犯カメラの設置、大型車の進入防止のためのガードレールの設置、数回にわたる大清掃の作戦の実施など、いろいろ手を尽くしてきました。しかし、4年を経過した今でも、平和寺敷地内の廃棄物混じりの大量の土砂は手つかずのままです。

県が測量設計調査予算から、今年度は当初予算に3億7,000万円の予算を計上されているということをお聞きしています。その後、県の動向や伊豆市との連携、取組はどうかお聞きします。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 3月に一般質問で御質問いただいたときも、当時の情報として、県の当初予算で3億何がしの予算を平和寺対策としてつけていただいております。それを基に県とも協議を進めておりまして、最初にお答えしましたとおり、県も法的裏づけのある行政代執行にできるだけ速やかに進めるよう検討を進めていただいておりますので、そのためにはどういう工法が一番安全性を確保できるかという作業を現在行っておりますので、その作業をできるだけ早く決めて、その対策工事、行政代執行のほうに移るように要請してまいりたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 決して後戻りするようなことがなく、解決に向けて前向きな動きを期待いたします。

次に、水質検査について。この検査は、実際幾らかかっているのか、また、いつまで続けるのか、お聞きいたします。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 先ほど議員の御発言のとおり、隔月で市と県で交互に毎月検査をしております。令和5年度の決算額で伊豆市分として約123万円の予算を使っております。

今後について、今数値としては安定しておりますけれども、今後予定されます県の代執行で、状況として安定するまでは、しっかりとこの検査は続けてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） これも伊豆市の税金の一部であり、伊豆市にとっては大きな負担だと思います。

次に、柿木第一砂防ダムのしゅんせつについてお伺いします。

この事件が発覚した4年前の9月19日、この砂防を前にして、ある市民から、我々地元は不法投棄した犯人探しはどうでもいい。早くこの土砂を撤去してもらいたい。早くこのしゅんせつもやってもらいたい。その廃棄物が下流に流出しないように、ここで止めてもらいたいと強く訴えられました。

4年前にこの件について質問したところ、当時の建設部長からは、国交省の見解ですが、ここは5年前に1万7,000立米のしゅんせつを行ったので、今は経過観察と考えているという答弁でした。

しかし、1年前に約4万立米のしゅんせつ工事が報告されたという情報提供がありまして、私は何回か現地に出向き、工事用道路の完成まで確認しました。そして今では、見違えるように大量の土砂がしゅんせつされており、期待していた以上のしゅんせつ工事に驚くと同時に、少しだけ安堵しています。

この事業は、平和寺環境汚染問題に直接起因するものではないと思いますが、伊豆市からの要望に応えてくれた国交省に対して、心から感謝しております。

このしゅんせつ工事によって、仮に平和寺から大量の土砂が流出しても、一旦はせき止められるのではないかなと思っておりますが、この経緯についてはどのように捉えているでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） その件についても、砂防堰堤を改修する前に、スリット型になりますけれどもよろしいでしょうかということで、事前に打診をいただきました。私は、ぜひお願いしますと強くお願いしたのですが、国交省は全体の状況をよく御理解いただいて、国交省で地元と協力できることを最大限やっていた、本当にありがたいと思っています。

ここで難しいのが、この問題が出てから熱海の伊豆山と構造が同じですから、私は全国市長会の経済委員会にいましたので、残土と廃棄物を混ぜるということを、くれぐれもしっか

り対応できるようにお願いしたいと言ったのですが、やっぱりできないんですね。土は土、廃棄物を除いた土は建設材だと、資源だと定義しているわけです。

ところが、安定型の廃棄物を意図的に細かくして混ぜていますから、水質検査やっても出ないんです。これは逆に水質上問題があれば、県も対応せざるを得ませんし、産業廃棄物ですから、こんなに時間はかけられないんですが、まさに、この事業をした人たちの思惑どおりに今なりつつあって、要するに時間をかけても影響が出ないという状況になっていて、非常にこの問題の難しさを痛感しています。

まずは、県は代執行をやるとおっしゃっていますので、予算化もしていますので、これを速やかに進めていただきたいということと、もう一つ、残土と廃棄物を混ぜた処理の規制の緩和に向かわないように、ここにいろんな動きがあるようですから、やはり残土は残土としてしっかり使わなければいけないけれども、こういった環境に影響があるものを緩やかにすることなく、残土処理を速やかにできるように、ここはしっかり注意をしてまいらなければいけないと思っています。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 柿木第一砂防ダムのしゅんせつなどが、柿木川流域の住民の皆さんにとって、少しでも安心材料の一つになれば幸いだと思っています。

今後も県の行政代執行を期待しながら、土砂の全量撤去によって住民の不安が完全に払拭されることを願って、対策協議会も連携を強化して取り組んでいきたいと思っています。

次に⑤について、広域連携について質問いたします。

市長は美伊豆の会長に就任されましたが、伊豆半島の各自治体と広域連携が不足しているものというのは、どのようなことがあるのかお考えでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） まずは認識の共有です。今、それぞれ思いが違うのです。

去年美伊豆が住民アンケートを取っておりまして、かなりの量があつて、読むのに結構時間をかけたのですが、やはり我々は基盤産業は観光だと言っているのですけれども、とんでもないという声もあるんです。道路が渋滞して困る、ごみをやたら捨てられて困る。それからマナーを守らない観光客がいるとか、観光地特有の状況を非常に危惧している方々もいる。他方、道路が悪いから早く道路を直してくれ、ちゃんとお客さんを回してくれという要望されている方々もいる。

つまり、我々が新型コロナで経験したように、観光というのは、旅館や飲食店の方々のためだけではなく、地域全体に影響するということを一旦共有しなければいけないと思うんです。新型コロナを経験したので、いいタイミングだと思っています。

それから、それをみんなでそうだなということになったら、今度は新幹線も新東名も東名使えるエリアと、高速道路さえないところと、すごくいいところと、すごく厳しいところが、伊豆半島の中でたった60キロで両方あるものですから、ここをお互いに我が事として、どの

ように全体としてお客様を回していくかというところの合意形成が2つ目。

それから、これはやはり土肥を持っている伊豆市長だから、ことさら強く思うと今痛感しているのですが、真摯に自然リスクに向き合って防災の対策を取っていること、そのものが観光プロモーションになり得るということをつくづく思います。

伊豆半島で事が起これば、能登半島よりもお客様は多いでしょうし、道路も不十分で鉄道もない西海岸の土肥、西伊豆、松崎、南伊豆のお客様をどのように自宅にお返しするのか。けがをされた方々を一体どのようにトリアージして、救護して、入院してもらうのかも一つの市、町ではできません。

そういったことを一つ一つ考えていくと、ちょっと時間かかりますけれども、合意形成からやって、1個1個のテーマごとに話し合っていくこと、そういう作業をやったほうが、結果として早く進むのではないかと考えているのが今日の時点です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） インフラ整備、防災教育など、広域連携は今後ますます必要度を増してくると思えます。

私も伊豆市はもちろん、伊豆半島の全自治体は観光が主力産業であると、間違いないと思っております。そこで、各自治体の観光協会同士の交流は、どのように図られているかお聞きいたします。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 伊豆市の観光協会、それから伊豆半島全体というよりは、隣町の伊豆の国市観光協会さんとのお話をさせていただきます。

令和4年度から、人口交流の増加であるとか、集客、あとは周遊及び観光消費額の増加を目的に、伊豆市産業振興協議会の正会員の一人ということで、伊豆の国市の観光協会との間で連携を現在も進めております。

それから、平成24年に熱海市、御殿場市、伊豆市、この3つで観光交流により相互に友好を深め連携協力し、当該地域の観光振興に寄与することを目的に、観光協定というものを締結しております。コロナが収束した昨年度、3泊4日の合同ファミトリップというものを開催しました。こちらも各市の行政と観光協会が中心となり進めた事業となります。このような連携をしております。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） DMOを通してということによろしいですか。

先日、ある観光協会の会長さんにお会いしたときに、他市町との観光協会の交流はどうなっているんですかと伺ったのですが、特に交流はなくて、伊豆市の観光協会の会長さんの名前も知りませんでした。各自治体の連携を図られていても、観光協会の連携や交流が薄いんだなという、そんな認識を持ちました。

伊豆半島全体で広域的に官民一体となって観光振興を図らなければ、伊豆は一つになりき

れないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） それも御指摘のとおりだと思ひまして、まず8月に入ってから、私が美伊豆の会長の就任の挨拶に行った席で、美伊豆の事務局に自分を除いて12市町長全員回れと指示をして、今その作業の途中です。

私は、ふだん市長、町長と会っていますから、交通3社、東海バス、伊豆急、そして伊豆箱根、3社回り終わりました。観光協会からは、ペーパーで上げてもらうように、来年度事業に向けてどういう事業を美伊豆に期待しているのかというのをペーパーで出してもらって、今までこういう作業もしていないのです。

どこかでやはり一旦顔を合わせて、それから気心知れて、名前と顔が分かる人の交流にそこから進めて、みんなで進める美伊豆というふうに持っていけないと、事務局が作った紙を理事会で賛成で終わってしまうことにならないように気をつけたいというのが、まず一つの大きな点です。

もう一つ、これからちょっと踏み込んで考えたいのが県の観光協会で、平成25年までは、私を含む何人かの市長、町長が県の観光協会の理事だったんです。一般社団法人になったときに、首長を全部外して、観光の皆さんをどっと入れています。そこでの動きが全く分からないのです。

ですから、美伊豆も美伊豆、そして県の観光協会もどのように有機的に動いているのか、少し美伊豆の会長という立場で把握をさせていただいて、観光協会同士の伊豆半島の中の連携、県内の連携というものをまずは把握をしたいと考えています。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 各自治体間、それぞれ事情や特色、課題もあって、全てにおいての連携が難しいと思いますけれども、お互い広域的な見地に立って、滞在型の観光を目指した振興に取り組んでほしいと思います。

ぜひ市長には、美伊豆の会長として伊豆半島全体をリードしてほしいなと期待しております。

次に、社会不安の一つとして、当初の計画より期待以上のごみ処理施設として稼働しているクリーンセンターいずですが、もっと伊豆市、伊豆の国市の両市民に活用してもらう価値があると思っております。活用しないともったいないなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） クリーンセンターですね。組合の施設なので、ちょっと申し上げにくいところがありますけれども、副理事長の観点で申し上げますと、我々執行部側が地元の皆さんには使っていただきたいという覚書を協定にしているものですから、今現場のほうで、伊豆の国市さんはちょっとこう、ということが起こっているようです。

内規ですから、これを変えて、伊豆市、伊豆の国市市民の皆さんが、事前予約はしていただきますけれども、いろんなことに使えるような施設に広げさせていただきたいと思います。

ごみ焼却、発電、ポケットパーク、それに今はイベントエリアとしても、それから子供たちが集まる場所、5つの機能を今果たしてくれていますから。防災を含めれば6つですかね。すばらしい施設になりましたので、なるべく多くの市民の皆さんに使っていただけるように、内規を変えていきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 市長の答弁のとおり、管理運営会社も大変協力的で、いろいろなアイデアを持って、子育て世代の皆さんも受け入れてくれております。

先日も酷暑日でしたけれども、クーリングシェルターとしてなのか、冷房の効いたホールに数組の若いファミリーがいました。もっともっと高齢の方々など、一般の市民の方々も憩いの場として使ってほしいなと思います。

次に、⑥の移住定住施策の推進について伺います。

移住定住施策においては一定の成果が出ているようですが、具体的にこの二、三年で伊豆市への移住者は何人ぐらいいるのか。また、伊豆市に定住されている方は何人ぐらいいるのか、お聞きいたします。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 当市への移住者の方の数でございますが、市の移住施策を利用された方、利用されて市外から市内に移住された方の件数でございます。令和3年が件数として34件の70人、令和4年が40件の97人、昨年、令和5年度が50件の110人、本年でございますが、7月末までに13件の26人というような数字となっております。

それから、これら伊豆市に來られた方の移住者の皆さんの定住定着度でございますが、お話を聞きますと、伊豆市に移住された方々は、全国各地を本当にいろいろ調べた上で伊豆市がいいということで、十分検討した上で伊豆市にお見えになっている方がほとんどでございます。

それから、移住関係の補助金とか、移住で来て、またどこかへ行ってしまった場合には返還の義務があるんですが、今のところ補助金の返還の事例もございませんので、全体的な調査を行っていませんが、感覚といたしましては、ほぼ定住されているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 転入の増となっております、担当者の努力に敬意を表します。これも高く評価されるべきだと思います。

移住されてきた方々と、行政や元々の伊豆の市民の皆さんとの交流、その辺はどうなっていますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） 市では、いずぐらし交流会というタイトルで移住の希望の方、それから実際の移住者の方、そして地元の方が交流する機会を現在設けさせていただいております。

6月に開催をした会には、下山議員、それから間野議員にも御参加をいただきましてありがとうございます。そこには参加者15名で、移住者が10名、それから地元の方が5名というような参加をいただき、開催をしたところでございます。

このいずぐらし交流会につきましては、今週末の9月6日にも第2回を開催する予定でございます。年度内には計5回の開催を計画している取組でございます。

このような交流の場を設けさせていただいたことがありますし、また移住者には、移住コネクターという役割を担っていただきまして、その方たちに伊豆市の魅力発信をはじめ、移住時に必要な情報の発信、それからイベントがあった場合には協力をいただくなど、本当に力強いサポーターになっていただいておりますので、そういった意味でも有効な関係を今、築かせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 部長の答弁のとおり、修善寺温泉のKnottさんで開催されたいずぐらし交流会に間野議員と参加者させていただきました。そこで移住者の皆さんの伊豆市愛の熱量のすごさに圧倒されまして、ある移住者の方は経営アドバイザーをされている社長さんでしたが、ふだんはリモートで仕事をされていて、たまにどうしても東京に行かなければならないこともあるそうです。

ところが1週間もすると、たまらなく伊豆市が恋しくなって、伊豆市に帰ってくると本当にほっとするし、こっちで仕事をしているほうが断然良い仕事ができるとおっしゃっていました。

また、三島市から伊豆市に移住された方に、移住先として今人気の高い三島市に移住される方は増えているけれども、三島市から伊豆市への移住は逆ではないかというふうに聞くと、ここは何もないところが大好きで、自分は絶対三島市より伊豆市のほうが好きですと。修善寺温泉場で起農したいと思い、やっと念願がかなったというふうに話してくれました。

このように皆さんの伊豆市愛のすごさにびっくりして、なぜか自分も恥ずかしい気持ちになったのですが、地元の我々がもっと伊豆市を好きになって、伊豆市の魅力を心から発信すべきだと思います。

議員の皆さんもいずぐらし交流会にぜひとも参加してほしいなと思います。9月6日の案内も来ておりますので、ぜひ検討してみてください。

このように伊豆市が大好きで移住された方々の伊豆市愛を、市民の皆様にも知っていただくために、何もなくして不便な伊豆市と思っている市民の意識改革が必要だと思いますが、い

かがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 以前から議会でも申し上げたと思うのですが、東京ディズニーランドは千葉県にあるわけですね。東京国際空港は茨城県にあって、我々が、順天堂病院は伊豆の国市ですからうちではありませんなんてわざわざ言う必要ないので、大学病院もショッピングセンターも近くにありますと、ちゃんと正確に情報発信すべきだろうと思っています。

したがって、そこはしっかりやるんですが、一つ気をつけながら進めたいと思っているのが、移住してきた方々、それから地域おこし協力隊の皆さん、それから企業誘致などをするときに、必ず市民の皆さんから私に言われるのが、外から来る人ばかり支援して、地元の人たちを市長は無視するのかと、必ずお叱りをいただくのですが、そこはもちろん、元々ここで地域を作ってこられた方が大切なんです。それを維持するため、外からのエネルギーも入れないと活力が下がってしまうのでということを、しっかり丁寧に話をしながら、そして入ってきた方々と地元で過ごされてきた方々の交流も深めていただくことで、そのバリアを低くしていければいいと思っています。

移住対策は、本当に希望者たくさんいらっしゃいますから、空き家対策も含めて、さらに進めていきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 全市民が一体となって、心からウェルカムの精神で移住者を受け入れること、これがさらに移住定住の促進につながるものではないかなと思います。

⑦の伊豆中央道の料金徴収延長の現状と課題について伺います。

静岡県から伊豆中央道の料金徴収延長の方向性が示された当時、伊豆市の観光業者の方々は冷静に受け止めておりました。しかし、函南町議会や伊豆の国市議会では、無料化完全実施を求める意見書が全会一致で可決されたり過敏な反応で、反対の意思を示していました。

今現在、伊豆市民や観光業者の方々の反応は、どのように捉えておりますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 今おっしゃられたように、料金徴収の延長の説明会では様々な意見があったというふうに認識してございます。

ただ、料金徴収の延長も、この件に関しましては、観光関連業者や市民からの質問や苦情等の情報は確認されておられません。料金徴収の延長につきましては、それぞれの立場で様々な御意見はあろうかと思いますが、一定の御理解をいただいているものと考えております。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 次に、最近でもETC Xの推進キャンペーンを目にいたしますけれども、ETCへの切り替えは3年後の2027年というような情報もありますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 下山議員がおっしゃられたとおり、県のほうの資料にも2027年ということで、春まではうたわれていないのですが、確認しましたところ、やはり春までに検討していくということで確認結果としてはなっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 去年の天城湯ケ島の旅館組合の総会の場で、伊豆中央道のこの料金延長について皆さんにお伺いしたところ、全員が料金徴収延長には賛成で、その財源でさらに道路を整備してほしいと。そして、早期にE T Cに切り替えて、場合によっては料金が200円から300円に上げて観光客には問題ないというような御意見でした。

ぜひとも3年後とは言わずに、E T Cへの早期切替えを実現して、住民や観光客の利便性の向上を図ってもらいたいと思います。

そしてさらに、伊豆半島地域の住民割引、地元住民の負担軽減はどのように考えているかお伺いします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 近隣の伊豆の国市も、先日新聞のほうに載せてございましたが、やはり伊豆市も同様にE T Cを導入することにより、地域の人たちが少しでも恩恵を預かれるようにという考えを県のほうにお話ししていきたいというふうに考えてございます。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） それでは、最後⑧についてお聞きします。

教育長のほうは、先ほど杉山誠議員の答弁でなしにします。

次に、最後の最後に、市長に今回は理想像ではなくて、現実的に10年、20年先の厳しい財政事情を踏まえた上で、今後さらに未来に向けてどうすべき事業は何かお伺いします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） やはり私は教育環境は整えてあげたいと思います。

この台風で人的被害はなかったのですが、中伊豆中、中伊豆小、そして修善寺南小は雨漏りがひどかったと聞いています。中伊豆小は財源がかなり必要なようですけれども、移転して建て替えますけれども、天城小もかなり古い。

そういったものを今度は合併特例債という財源なしに、先ほど総合政策部長からは、いろんな地方債を活用してということがありましたけれども、やはり節約すべきところは節約し、それからふるさと納税のように、自分たちの努力で取れるものは15億円、さらには20億円何とか目指して、20億円のふるさと納税が達成できれば、10億円は使えるようになりますから、あらゆる手を尽くして、子供たちのための教育環境は整えさせていただきたいと思います。

申し訳ないのですが、大人が使うところは、我慢できるところは我慢させていただいて、大切な子供たちの環境整備には私は重視していきたいと考えています。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 最後の一般質問が長時間になったことをお詫び申し上げます。

今後も大型事業として、修善寺駅周辺整備や修善寺橋の架替えも見え始めているということです。行政は全ての住民の福祉向上に資する役割を担っておりますが、時には政策立案して、施策、事業を進める上で、一部の住民に対しては不満を抱かせることもあるかもしれません。

しかし、市民の不満や不安を一つずつ取り除きながら、持続可能な伊豆市の未来に向けて一步一步前に進めてほしいと思っております。

以上で終わります。

○議長（青木 靖君） これで下山祥二議員の質問を終了します。

◎散会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

一般質問2日目については、明日9月3日の午前9時30分から、発言順序4番の三田忠男議員から発言順序8番の小川多美子議員までの5名を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時58分

令和6年伊豆市議会9月定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年9月3日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	小 川 多美子 君	2 番	浅 田 藤 二 君
3 番	鈴 木 優 治 君	4 番	飯 田 大 君
5 番	黒 須 淳 美 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	星 谷 和 馬 君
9 番	鈴 木 正 人 君	10 番	間 野 みどり 君
11 番	波多野 靖 明 君	12 番	小長谷 順 二 君
13 番	青 木 靖 君	14 番	三 田 忠 男 君
15 番	永 岡 康 司 君	16 番	杉 山 誠 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	伊 郷 伸 之 君
教 育 長	鈴 木 洋 一 君	総合政策部長	新 間 康 之 君
総 務 部 長	井 上 貴 宏 君	市 民 部 長	佐 藤 達 義 君
健康福祉部長	大 石 真 君	産 業 部 長	大 路 弘 文 君
建 設 部 長	山 口 吉 久 君	危 機 管 理 監	大 村 俊 之 君
教 育 部 長	小 塚 剛 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	稲 村 栄 一	次 長	土 屋 洋 美
主 任	原 亜里沙		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は15名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより令和6年伊豆市議会9月定例会3日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（青木 靖君） 昨日に引き続き一般質問を行います。

本日は、発言順序4番の三田忠男議員から発言順序8番の小川多美子議員までの5名を行います。

一般質問する議員は、質問する前に一括または分割で行う旨を宣言してから質問をお願いします。

それでは、これより順次質問を許します。

◇ 三 田 忠 男 君

○議長（青木 靖君） 初めに、議席番号14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。14番、三田忠男です。

それでは、分割で行わせていただきます。

件名1、令和5年度決算を踏まえた、来年度予算の重点項目についてお伺いいたします。市長に答弁を求めます。

今定例会は令和5年度決算議会であり、来年度予算編成が始まっている中、議員任期の最終の一般質問ですので、市民からの要望や苦情を受け付けた点を振り返り、追跡質問を交えて、以下伺います。

①令和5年度決算の成果と課題について、特に市民に強調したい点を伺います。

②来年度予算の編成方針、重点施策の取組について伺います。特に一番重点を置いて取り組みたい施策については、具体的に詳しく説明願います。

○議長（青木 靖君） ただいまの三田忠男議員の質問に対し、答弁を求めます。

菊地市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

まず、①の御質問ですけれども、今年度末で終了する新市建設事業、これをおおむね予定どおり実行できたものと考えています。今年度末で合併特例債の期限ですから、粛々と実現できたものと考えております。課題としては行財政改革、とりわけ市の公共施設の集約整理が、私の感覚よりも少し遅れぎみではないかと感じています。

②の御質問ですが、これまでも申し上げているとおり、伊豆市は総合計画を戦略的につくっておりますので、粛々とそれを進めてまいります。

ただ、市長として、言葉遣いとして強調しているのが、災害死者ゼロを目指す防災です。政策として区分すれば防災になりますが、これを実現するためにはあらゆる施策を全力展開しなければなりません。熊本地震の発災直後、ある地区では屋根が一部分だけ壊れている家屋があったそうです。消防隊ではなく、地区住民の皆さんがそのお宅の高齢の方がどの部屋に住んでいるのか、全て掌握をしていて、その屋根の真上を地域の方が壊して、そこのお年寄りを救出したそうです。これなど、地域福祉の教科書のような姿だと心から敬意を表します。

また、病院のない土肥地区では、救護所をどう運営するのか。診療所の先生が市外から土肥まで移動できるものなのか。また、救護病院、伊豆市では赤十字病院と中伊豆温泉病院ですけれども、救護病院と災害拠点病院、順天堂大学病院ですが、そういったところとの連携をどのようにしていくのか、地域医療の課題が具体的に見えてまいります。

能登半島では、断水が数か月も続きました。伊豆市においても水道事業は最も難しい事業の一つで、先日も市民説明会を開催しましたが、なかなか集まっていただくこともできず、市民理解は十分に得られていないと実感しています。水道事業を安定させるためには、何としても財源確保が必要です。このように、災害死者ゼロを目指すまちづくりは、全政策を包含するものだと考えています。

また、7市6町首長会議の広域連携の枠組みで伊豆半島全体の防災計画を策定することとなっています。私は、7市6町首長会議の副会長として、会長である熱海市長からこの協議会を立ち上げることを指示をいただきました。これまで枠組みをどうするのか、あるいは県都の関係をどうするのか、まだ十分に整理されておらず、少し作業は遅れぎみですが、南海トラフ巨大地震が発生する公算が最も高いと言われている2035年頃までにどのような防災体制を構築すべきなのか、広域の中で考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） 毎年この時期になりますと同じような内容で質問し、かつ総括と来年度の予算への要望を繰り返すようにいたしております。

いわゆる総合計画に基づいて着々と事業が進んでいるという認識になっております。去年

ですか、令和5年度の、今年度ですか、去年度ですね、令和5年度のわかりやすい予算書というのがありまして、それに詳しく予算の内容が書かれておりました。重点が5つあったんでしょうか、少子化対策、安全で心地よい生活環境の創出等で中伊豆住民交流センターの再整備とか、松原公園の津波避難タワーとか、産業力の強化、まちづくりの誇りの醸成とブランド力の強化等、将来にわたる安定的な行財政の堅持等があります。

ちょっと各論で各担当部長でも構いませんので、こんな点に力を入れてやってきましたというような報告をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 主にどこを中心に答弁を求めますか。

○14番（三田忠男君） ですから、各部長がですね……

○議長（青木 靖君） 全員ということですか。

○14番（三田忠男君） やってきたということを自ら述べていただければ幸いです。

○議長（青木 靖君） じゃ、特にということですので。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 総合政策部からお答えをさせていただきます。

ただいま議員のほうから5つの重点目標のほうを掲げていただきましたが、総合政策部といたしましては、少子化対策と次代を担う人材の育成ということで力を入れさせていただきました。特に、子育て全力宣言ということで、伊豆市の子育て施策の充実性を市内外にアピールをするとともに、今までPRができなかった部分、苦手だった、伊豆市のPRが苦手だった部分に力を入れていくということでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員、続けて、ほかの部長からも答弁を求めるということでいいですか。

○14番（三田忠男君） お願いいたします。

○議長（青木 靖君） 手を挙げてください。

総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 総務部につきましては、特に公共施設の再配置、ただいま市長のほうから若干遅れぎみというような話がありましたけれども、昨年度も天城支所を民間に譲渡というような部分であるとか、あと、白岩の交流センターを解体して白岩の湯として活用するというような部分であるとか、あと、施設の解体ということで小川のポンプ小屋の解体であるとか、そういった地道なところもありまして進めているところです。今年度も、八岳小学校のほうの解体もこれから始まるというようなことになりますので、そういったことで施設の削減というか、スリム化に向けて現在進めているところになります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） 危機管理課の部分ですけども、先ほど市長がおっしゃったと

おり、防災については引き続き取り組んできました。今年7月にテラッセ オレンジ トイが象徴的な施設としてできたということは、一つの成果とっております。市民に対して個人個人のわたしの避難計画、あと地域の地区の防災計画、こういうところに根差した活動がまだ少しずつ足りていないというような認識でおります。この部分について、今年度もまた引き続きやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 市民部といたしましては、まず、令和5年度、ハードとしてリサイクルセンターの工事に着手いたしました。現在、工事も順調に進んで、令和6年度末には新しいリサイクルセンターとしての開業を予定しております。

それから、ソフトとしては、やはり地球温暖化対策というものが非常に注目される中で、ゼロカーボンの取組ということで様々な補助事業を令和5年度から増やしながら取り組んでまいりました。令和6年度についても、その取組は進んでおりまして、次年度にもこの取組は続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） それでは、健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） 健康福祉部としては、先ほど総合政策部長が申し上げたとおり、子育て全力宣言ということで、そのキャッチフレーズの下に何とか少子化を止めるということで、職員のほうにも、やはりその全力宣言というこのキャッチフレーズを受けて何とかしなければということで、いろいろな施策をしているところですけども、もう一つ、やはり医療の充実ということで、昨年度、中伊豆温泉病院の移転が無事終わりましたけれども、あと、中島病院が中島恵子先生がいなくなったということで、やはり子育て世代の方の不安の声があったということで、今年、医療相談アプリとかを子育て世代向けに開設しましたけれども、そういったことでなるべく様々な方の不安にお答えできるような形で今後とも進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 産業部としましては、まず1つ目が、伊豆わさビジターセンターの整備を行いまして、今年4月12日にオープンをしました。市長の行政報告でもありましたけれども、外国人を含む多くの方に御利用をいただいている状況でございます。

それから、森林環境譲与税を使いまして、民有林の整備を進めているという中で、市産材を活用しまして牧之郷駅の木柵ですね、ここの整備をしたほか、新生児への記念プレート、こういったものの事業も展開しております。

それから、産業力の強化に向けましては、自転車まちづくり、3年前にオリンピック・パラリンピック開催されましたけれども、このレガシー創出事業を広域的に進めております。

それから、来年11月にはデフリンピックも開催をされますので、その機運醸成というものも行っております。

それから、ふるさと観光拠点魅力化事業ということで、ライトアップ事業を今年度実施をしましたが、その整備というものを昨年度実施をしてきました。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 建設部ですが、まず、都市計画課につきましては、（仮称）日向公園の整備のほうを進めてございます。そして、併せて修善寺駅前及び温泉場のまちづくりについて協議のほうを進めております。

用地管理課につきましては、国道や県道といった、そういった大きな事業に対しての協力による整備の進捗を図るということで、協力体制のほうをしっかりと取って進めております。そして、あと、地籍調査のほうの実施を円滑に進めてございます。

上下水道課につきましては、今後のことを考えて持続可能な経営ということで、水道ビジョンそして経営戦略のほうを本年度まず完成ということで作成をしておりますので、今後の持続可能な経営を進めていく上でいろいろなことを考えているといった状況でございます。

建設課につきましては、やはり今、災害の対応をしっかりとやっていくということで、通常の要望に対して工事を進めていくということと、災害時の対応をしっかりとやっていくというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 教育部の関連で総合教育会議の範疇とかで答えられることがあれば、教育部長からどうですか。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 教育部といたしましては、まず第1は、伊豆中学校の建設推進ということになります。あと、各学校の整備、特にICT関係、これから必要となるそういう学習の環境整備のほうを進めてまいりました。また、将来をたくましく生きるための教育としまして、探究学習を中心とした実学に関する取組なども力を入れてまいりました。また、令和5年度に関しましては、東アジア文化都市事業がありましたので、文学を中心とした文化の醸成などにも力を入れたというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） よろしいですか。再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） ありがとうございます。

いろいろ聞きますと、確実に本当に進捗していると、その中には私が聞いている市民の要望等も十分入っていると感じさせていただきました。特に中伊豆温泉病院とか白岩の湯については、非常に利用者からは喜ばれております。引き続き、市民の声を大事にしながら改め

て令和7年度ですか、予算編成に取り組んでいただければ幸いです。

以上のことを踏まえて、まだ来年度予算の重点項目みたいなものが今までなら議会のほうにもあったんですが、まだそういう時期ではないということで、何も情報提供ないと理解していてよろしいんでしょうか。特に今こんな点を重点的にしたいんだということがありましたら、改めて具体的に説明願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） 来年度の予算につきましては、現在、担当課のほうで検討をさせております。ただ、まだ予算編成時期ではありませんので、今後、正式な予算編成をやっていくんですが、目標といたしましては、今年度の予算総額が約240億円ということで非常に大きな予算規模となっております。このままこの規模を維持していくことは困難なものですから、この予算を削減しなければいけない。それをどう予算を削減していくかということを、今、現課のほうに検討させていただいているところです。当然減らすだけではなくて、必要な事業についても検討をさせているわけですが、まずは効果が終わった、目的を達したものの、それから効果がないもの等につきまして、それぞれの課のほうで検討させて、今は予算の削減をさせているところでございます。

また、予算編成が始まりまして、予算のおおむねの規模がまた固まりましたら、議員の皆様にはまた内容についてお示しをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 前から言わせてもらっていますが、庁内だけの取組でなく市民の声を聞いて、アンケート等だけではなく、対面での要望等を確認して、ぜひ予算編成をお願いしたいと思います。よく市長とそういう話はするんですけれども、私の目から見て、市長はよく私と同席している席ではいろいろな市民と会話していますが、行政として各部でやっているかというのは、ちょっと私には見えなかったものですから、いつもそういうお願いをしております。

それでは、1問目については総括だけで終わらせていただきます。2問目に入りたいと思います。

○議長（青木 靖君） それでは、2問目の生活に密着した福祉・医療・介護の現状と課題についての質問をお願いします。

○14番（三田忠男君） 生活に密着した福祉・医療・介護の現状と課題について。

福祉・医療・介護等の現状と課題について伺います。

地域共生社会の実現を国は目指していますが、伊豆市において、現状と課題認識を伺います。

①伊豆市における重症心身障害児の福祉サービスの拡充に関する陳情が出され、3月議会として全会一致で意見書として伊豆市長、静岡県知事宛てに提出をいたしました。その後の

取組状況を伺います。

②相談機能の強化、当事者主体、差別禁止、意見表明の確保、身体拘束、虐待防止等、市民の人権侵害防止等が強く望まれています、現状と課題について伺います。

すみません、これで③ですかね。人材採用、専門性向上等職員の質量とも確保しないと、市民の安心安全は保障されないと思いますが、職員配置の現状を伺います。

④南海トラフ地震臨時情報後の福祉避難所開設準備、備蓄状況等、各機関の対応状況の現状把握を伺います。

市長に答弁を求めます。

○議長（青木 靖君） ただいまの三田忠男議員の質問に対して答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市長として幾つか気になっているところがありまして、伊豆市は駿豆学園が土肥にありますから、重度の方々を私も管理者としてよく見ているんですけども、国はやっぱり引き続き地域移行を目標とされているようで、そこはやっぱり障害のある方の状況に応じて、適切な対応を取るという方向に少し戻していただかなければいけないのではないかなというのが、今の市長の懸念です。

それから、もう一つ、自由を拘束する身体拘束はもちろん避けなければいけないんですけども、現場で伺いますと、安全のための車いすのシートベルトとか、そういったところまで自粛しているところがあるようで、真にその方にとって必要な政策というものをやっぱりしっかり把握していただかないと、言葉だけが走るような福祉政策であってはいけないと思ひまして、そのあたりが市長としての役割かなと思っています。

具体的な項目については、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） まず、①のその後の取組状況ですが、今まで実際に当事者の方と話し合う場というのがなかなか少なかったため、まずは陳情の提出者である伊豆市で障害のある子供を育てる親の会、ひだまりの家族の皆様と今月中に話し合いを行って、今後の施策の参考にしたいと考えております。

②の人権侵害防止等についてですけれども、虐待事例や成年後見制度などの協議を行うため、弁護士とか高齢者や障害者の相談機関、行政機関など、各分野における関係者をメンバーとした成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会を設置しており、高齢者、障害者、子供など、各分野に応じた部会や全体会を開催しております。課題としては、あらゆる差別の禁止や当事者の意思尊重に対する市民一人一人の意識改革、虐待防止のための予防、関係機関や地域の協力体制強化などが必要だと考えます。

③の福祉・医療・介護に関連する専門職の現状でございます。

まず、保健師及び看護師ですけれども、正規職員及び再任用短時間勤務職員合わせて15名、管理栄養士については、正規及び再任用職員合わせて4名が在籍しております。配置状況に

については、保健師及び看護師は、社会福祉課に3名、健康長寿課に8名、子育て支援課に4名、管理栄養士は健康長寿課に2名、子育て支援課に1名、学校教育課に1名、それぞれ配置しております。

また、保育教諭については、今年度4名の募集を行っておりますけれども、必要数の確保ができていない状況でございます。

④の南海トラフ巨大地震臨時情報発表後の対応、これは健康福祉部の対応ということになりますけれども、市内7か所の福祉避難所に対して施設の事業継続計画BCPの再確認と福祉避難所開設に向けての備品や人員等の確認を行いました。また、市内のこども園等についても、各園において事業継続計画や備蓄食料の確認を行うとともに、土肥のこども園では、巨大地震警戒が発表された場合は、1週間程度の休園措置を取る可能性があることから、保護者等への情報共有を行いました。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 重度心身障害児の福祉サービスの拡充に対する意見書ということで、市長及び伊豆市に出させていただいたんですが、今月、当事者の家族とお話しするということですね。その間、何か部としての取組はあったんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） まず、健康福祉部というか伊豆市として、何ができるかということで、基本的には、その周辺の状況とか、そういったものを確認させていただいて、なかなかその施設を伊豆市内に造る、いきなり造るとするのは、正直言うとなかなか難しいので、そうでなくて、うちができる範囲で何がバックアップできるか、体制としてフォローできるということを考えておりました。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 県にも出したんですけれども、県の取組状況等は何か変化があったとか、つかんでいますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） 県の障害者支援局のほうにもこの通知というか、陳情のほうが行っていたわけですが、県のほうでもなかなかやはり直接、東部地域の施設、声としては分かるけれども、なかなか正直言うと、実行するというのはすぐには難しいなということで、回答というか、意見交換をする中ではありました。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 以前、ほかの議員にも協力を願って発達障害者の支援を考える議員

連盟というところで、東部地区にそういった政策はないので、県議の皆さんと一緒に要望したことがあったんですが、何かどうも東部地区にそういう施設が弱いんだという認識が東部の中にはあるわけですが、県は特に医的ケア児等については力を入れて、相談員の配置とか看護協会に何か頼んだとかいろいろ情報はありますが、もう医的ケアの問題は当事者のみならず、その親御さんが労働の機会が奪われてしまっていることで、やはり労働政策としてもそういったことを考えないといけないということで力が入っていると思いますけれども、重心児のことで絡めて医的ケア児に対する対応等については進展しているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） それは、伊豆市としてということでございますか。

この実際陳情の意見の中でも、まず、うちの障害者、障害児の支援ということで、活用できるガイドブック等の作成ということで、これは児童発達支援センターを中心に今実際に作成している、ほぼ出来上がっているところ、そういったことで、今、障害児への、医療的ケア児への対応は進めております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） いわゆる、市長がおっしゃったのは、より重度の方の対応が今後ますます求められてくると、それについてはさらにきめ細かく当事者の個別的な意見を尊重しないと、一律、行政的な施策の公平公正みたいな観点では、正直不満が出てしまうような気がしますので、よりきめ細かく支援が必要ではないかなと思います。そんな意味で③では、それで人材が足りているんですかというような質問に結びついていきますが、人材のところは後でお願いしたいと思います。

②のところで、いろいろ共生社会ということで国が力を入れていますし、重層的な支援体制を確保しようとか、ワンストップで相談を受け付けて、たらい回しにしないと、いわゆる今までの行政の在り方等を見直すような施策が福祉部門から非常に矢継ぎ早に出て、非常に大変だなという認識にあるんですが、伊豆市の福祉相談センターが中核機関として動いていると思いますけれども、その実績とか、私はちょっと勘違いしていたみたいですけれども、総合福祉相談センターだと思って、全てそこでワンストップで解決するのかなと思っていたんですが、総合センターではない。ある種の3事業の中の福祉相談センターだという認識になっているんですが、その認識の確認をお願いしたいと思います。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） 相談窓口としては福祉相談センター、なるべくその一括ということなんですが、ただ、やはり例えば障害とか高齢者とか介護とか、それぞれの課がありますので、実際の処理というか、進めるのはそこから割り振って、割り振るだけじゃないです、もちろん協力はしていくんですけれども、基本的にそれぞれの課で対応していくという

ような形を取っていきます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） ここでいつも問題になるのは、具体的に何をやって、それをどういうふうに解決してきたのかというのが一般的に見えないんですが、いわゆる好事例みたいなのがあったら教えてもらえませんか。好事例というのは、相談受付でこれこれこうやって、こういう部署と協力して解決していったみたいな事例ですね。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） 最近ですね、猫とかの多頭飼育の問題とかが、やはり実際問題となることがありまして、そういった多頭飼育の話ですと、健康福祉部だけではなくて市民部のほうとも協調していかなければならない部分がありました。やはりそれを一応その部会というか、両部で担当者が集まって多頭飼育の部会を立ち上げて共同して解決するという事で、やはり市民部のほうからすると、どうしてそういうふうな状況になるかというのは、やはり事情として背景が分からないというところもありましたので、その辺は健康福祉部のほうから、こういった事情でということを経験とかも踏まえて理解、共通的な認識を持つことで、そのあたりでは大分多頭飼育の問題に関しては協調してできるようになったというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 猫の問題ですね、人の問題で質問しておきたかったんですが、それでは具体的な数字等の確認をさせていただきたいんですが、先ほど見た身体拘束等で何か問題になった事例というのは市に届いている事例があるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） 先ほど答弁の中で申し上げた成年後見制度、地域ネットワーク連絡協議会の中で、一応その虐待等の報告がありまして、令和5年度の高齢者虐待の相談件数ということで4件ございました。あと、障害者虐待のほうは、昨年度については報告件数としてはありませんでした。あと、児童とか、家庭児童相談室のほうで受けている虐待のこの相談件数ですけれども、こちらは相談件数としては700件ほどございました。実際その虐待報告があって、実際それがコア会議ということで、実際関係者が集まって虐待に認定するかどうかということを話し合った上で虐待認定して、その後の対応をしている状況でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 伊豆市の健康・福祉という、毎年頂いている健康福祉部の成果概要等がある。これは非常に参考になるんですが、今年度、今おっしゃったように虐待はゼロだ

ったと、過去にはあったような気がしたんですけれども、その虐待の定義とはどのように捉えているんですか。あるいは、疑いがあるときには対応するという私の中には認識があるんですが、ゼロだったということは、疑いも含めて伊豆市民2万6,000、7,000人ぐらいで1件もなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） 虐待として認定するには、身体的な虐待とか、あと経済的な虐待とかということで、様々な観点からそれを認定するかどうかということを検討しているわけですが、私個人として、必ずしもその虐待が認定件数が少ないからといって、それでいいというふうには考えておりません。それは、やはり虐待の声というか報告まで上がらないものとかも含めて、ここに上がっていないものも多数あるかと思しますので、なるべくそういったものがないように報告しやすい体制とか、そういったものがいいかと思します。

認定の基準というのは、なかなか一律というのは難しいわけですが、やはり実際に客観的に見ても虐待と思われるような事案というのは、それがやはり当事者というか、実際に日々働いている人間とか、あと包括とか、ケアマネさんとか、そういったところでもやはりそれぞれ虐待の認識というのは異なるところがございしますので、その調整ということで、例えば成年後見制度の会議であれば、例えば弁護士の方とか、そういった客観的に資格のある方から見てもらって、これは虐待なんじゃないかということで意見を言ってもらえるという場がありますので、そういったところも生かして、なるべく実際虐待認定が増えればいいということじゃないですけれども、埋もれることのないようにしていきたいと思します。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） その虐待については、非常に児童なんていうのは、後から見て死亡して大きな問題になっていると、何でそうなるのかなといういろいろ考えるんですが、行政判断、警察判断あるいは専門職の判断等の違いの中で一致できなくて、時間がたってしまうと重大事件に派生してしまうというような事例が児童でよく聞くんですが、同じように高齢者もですね、今後、65歳以上の認知症の人が今日の新聞でしたか、3人に1人、認知症症状が出てくると。そうすると、やはり誰かがその人たちの人権を守ってあげないと、その人たちの生命にも関わるということになって、そうしますと、その伊豆市でそれを一番守るところは、最終的には虐待認定は行政判断ですよ。民間が幾ら虐待だと言っても、行政はそうじゃないというと、そうじゃなくなるわけですが、そうじゃないという妥当性をどこで担保しているのか、先ほど成年後見等の何か専門家集団があつて、じゃ、そうした人たちが意見を出したときに、それと行政との意見が食い違ったときには、どのように判断していくのか教えていただけますか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） 確かに、実際そういった専門家の外部の方が見たときの判断

と中の職員が考える虐待の考えというのは、確かに異なることがございます。ただ、そこがやはり一番の課題というふうに考えていて、実際お互いの意見というのがありますので、それをどう擦り合わせるかというところもあるので、すぐに決定というよりも、それはある程度継続的に見ていって、実際に後から虐待として認定するということも、虐待認定だけではないんですけれども、結果的には例えば後見人が入るかどうとか、そういったことにもなりますけれども、そういったことをそれぞれの実際の周りの状況も踏まえて、周りというか、その家庭の置かれている状況とか、そういったものを踏まえて総合的に判断しているというのが実態でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 教育部門でもいじめはなかったという報告があったときがあったり、あるいは文科省が些細なことも報告しなさいと言ったら、ぱっと増えて、別に事態が変わっているというんじゃなくて、統計処理上のものが変わっているみたいな感覚ですが、すると、疑いがあるというデータ、あるいはこれ虐待じゃないですかというのは上がっていると思うんですが、そういった上がった件数は表に出てこないんですが、もし差し支えなければ教えてくださいいただけますか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） 今、私の手元にもその実際の上がった件数というのはございませんので、また、後ほどお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） これもよく言われているんですが、今度、重層的支援体制というのは、いわゆる1部署ではとてもじゃないけれどもできないようなレベルになって、いわゆる庁舎の中の会議体がフラットな状況の中でやっていかなければいけないということで、前にも言わせてもらったと思うんですが、同じ部長さん同士の中で同じ権限では、意見が調整したときの、その調整が取れないとも思うんです。やはり調整というのは権限がないと調整は取れないと私認識するんですが、伊豆市においては、副市長をトップにした、そういった調整会議等をつくらないと、私は、なかなか市民の利益には結びつかないのかなんていうことを思うんですが、市長についてはそんな考え方はしたことないんでしょうか、あるいは、自ら俺がやるぞというようなことでも構いませんし。

○議長（青木 靖君） 菊地市長。

○市長（菊地 豊君） 質問の趣旨が十分に理解できなくて、健康福祉部長が答弁に苦労していると思うんです。我々は、市民に直結している行政機関ですから、市民の皆さんにとって使いやすい体制をつくるというのは、市長以下、市長部局の責務です。したがって、例えば発達障害の子供さんのケアも伊豆市はぴたっと分けたくない。やっぱりインクルーシブで状

況がいいときには一緒に遊び、ちょっと厳しくなったら分けるような、そういった政策を重視してきましたし、相談センターも相談はもう何でも言ってくださいということなんです。だけれども、そこで全部処理できませんから、法律体系も違いますので、処理はそれぞれの課でやっていることになりますけれども、うちの相談センターは、かなりしっかり丁寧に状況を伺って、だけれども、処理はやっぱり担当課に回さざるを得ませんので、その機能はしっかりしていると思っています。

問題は、申し上げたとおり、我々は我々の役割がありますけれども、これ憲法第25条の生存権が法的な根拠ですから、第25条の第2は、国になっているんですよ。各市町村は、公共機関はではなくて、国は、全ての生活部門において……増進しなければならない。そこはしっかり国のほうで、その重度障害なら重度障害、地域移行できる方なら地域移行できる方、地域でできるような例えば伊豆市でも頑張っているシェアハウスのようなところは、それは状況に応じてそれぞれの政策があつていいんですけれども、そこを市町村に押しつけられると、やっぱり裕福な市町の、何というんでしょうか、目玉政策になったり、それからもう一つ気をつけなければいけないのは、虐待とか刑法に関わる場所、つまり人権侵害とか犯罪に係るようなところを担当のところにあまり極端に、お前のせいだとなると、まさに今、全国で小児科が減っているわけですね。必ず子供との意思疎通は難しいので、結局かつて訴訟を起こされた産婦人科が減り、意思疎通が難しい小児科が減り、やっぱり制度全体でカバーしないと、個々のケースでお前のせいだ、お前のせいだとやっていくと、そこに従事する人がどんどん減らしてしまうということになるので、そこはケースバイケースで実務にいる現場の人たちが話し合って、これは虐待になる、危ないね、みんなで気をつけようねと、これは虐待だからここはちゃんと後処理しなければいけないねというようなところで、みんなで現場に対して責任を押しつけるような雰囲気はやっぱり避けなければいけないんじゃないかと思っていて、そこはやはり伊豆市単独でというよりも、県や国と在り方について意思疎通していくことが伊豆市の行政の役割ではないかと考えています。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 国はそういった下で、これからは地方の時代だから、福祉の分野だけは地方の時代とよく言われるんですけれども、こういった政策をどんどんやりなさいと言われてきて、その虐待についても市町村で判断に迷えば県の機関として専門家チームを派遣しますよとかあるわけですね。そういったときの知見を得て、やはり当事者の利益にかなう、現場と市長がおっしゃいましたけれども、むしろ当事者の利益にかなうような方向性をするのが行政の仕事じゃないかと私は認識しているものですから、そういった質問になっているわけなんですけれども、とにかく疑わしければ取り組むというのが虐待防止法の趣旨ですので、専門家の知見を基に取り組んでもらったら幸いです。

先ほど発達支援センターも、私は非常に評価しているんですが、いわゆる交流保育みたいなのは何か少ないという声も聞いているんですが、しっかりやっているという市長の認識な

んですね。まだ、議会としてもそのコロナ等で所管事務調査は行っていませんので、また確認させてもらいますけれども、ちょっと声、私が聞いている声とちょっとずれがあるかななんて思いながら聞かせてもらいました。

そんな中で、行政的には非常に、私、大変な部署であるんじゃないかと言っていますが、本当に人材がこれで足りているのかどうかということなんですが、市長の権限の中で重点項目の中には職員の配置等が柔軟に行われるんでしょうが、よく保健師の募集が毎回あるような気がするんですが、人数がいてもまた募集するというのは、さらに増やすのか、それとも辞めていく人がいるから、そういった募集になるのか、あるいは定数そのものを増やす方向での募集なのか、分かりましたらお願いできますか。

○議長（青木 靖君） 菊地市長。

○市長（菊地 豊君） 職員は足りません。これからも採れません。伊豆市では、毎年、市内の医師の先生方と意見交換をやっていて、一番最初に私が伺った5歳児健診をすぐに実現して、5歳児健診はとても役に立っているんですね。ところが、小児科の先生がいないもんですから、今までのような5歳児健診ができるかどうかのぎりぎりのところなんです。私ごとですが、私の3番目の孫が多分障害があって、もう5歳近くなりますけれども十分にしゃべれない。ところが、50万都市の八王子市でその診断を受けるのに2年待ちなんです。50万都市で、その専門医に私は自分の経験があったから5歳児健診役に立つぞと言ったら、2年待たなければ診断を受けることができない。もう全国でそういったスタッフがいらないんです。したがって、もう人口は減っているし、専門職域も採れない、伊豆市の職員も保育士も保健師も採れない状況で、減っていく専門家の中でどうするかを本当に真剣に考えないと、どの程度AIの技術ができるかどうか分かりませんが、保健師も途中退職もあり、足りていません。保育士も足りていません。採れる可能性も非常に小さい。もう採れない前提で仕事の仕方を見直せという指示を市長として出しているところです。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 私、あまり職務内容が分からなくて、こんな言い方したらちょっと失礼かもしれませんが、保健師さんには本来の保健業務に携わるような仕事をしてもらえばいいのかなと思って、逆に言えば、そうじゃない、事務職的なものもやっているのかどうかという質問にもなってくるんですが、何かもっともっと保健師さんが本当に保健業務を展開できるような場面に、市長がおっしゃったように内容を変えたらいかかと思ったんですが、いや、今が適切だと言えばそれまでの話ですけども、何か意見がありましたら。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） 確かに三田議員のおっしゃるとおり、うちの保健師の現状として、人口10万人当たりの数字で見ると、実は県内23市の中で一番多い数とはなっているんですけども、ただ、やはり実態として実際の事務に当たる職員というのも少ないわけで、その保健師の業務として、現場に出て、保健指導とかしてやりたいと思うんですけども、

例えば補助金の業務とか、会計帳票の作成とか、かなり事務的な仕事の割合が多くて、なかなかやはり専門職に特化した仕事できていないという状況がございますので、そういったのなるべくタスクシェアリングというか、なるべく分けてやるのがやはりこれからなかなか確保できない専門職の業務として、今ある数を生かすためには、やはりそういったことで実際専門職でなくてもいい仕事を振り分けることが重要だと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） ④の福祉避難所のところにいかせてください。

私もいろいろ一般質問の準備をする中で、いろいろ資料を探していたら、南海トラフ地震臨時情報を知っていますかなんていうこういった県の通知が出てきたんですけれども、これには個人のことが出ているんですが、福祉避難所等については、その場合どんな準備するのかなと出ていなかったもんですから、この質問をさせてもらったんですが、国からは点検項目として停電に備えたとか、断水に備えた点検とか、ガスが止まった、通信が止まった、物資の備蓄状況が不足したどうするかなんていう、そういったことをちゃんとしっかりやるようにと通知をしているんですが、伊豆市がお願いしている福祉避難所が7か所あるとか聞こえたんですが、そういうところには特別伊豆市から何かそういった、今言った物資みたいな、いわゆるハード面でこういうものを渡して、いざというときお願いしますよなんてしているんですか。それとも、ただ、通常の業務の中でそういう人がいたら受入れをお願いしたいというレベルの協定になっているんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） なかなか福祉避難所として指定されているところも、通常の入居者がいる中で、実際に災害があったときに避難者を受け入れるということは、正直言って、その中で受入れということがなかなか困難ということもありますので、もちろん備蓄品としては入居者用の備蓄として備えているところもございますけれども、市としては、それプラスアルファでやはり対応できるようところで備蓄品の確保をお願いしている状況でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 3問目をお願いします。

○議長（青木 靖君） 3問目いきますか。

それでは、三田議員の3問目です。温泉病院移転後のバス路線再編についての質問をお願いします。

○14番（三田忠男君） この質問も度々させてもらっております。温泉病院移転後のバス路線の再編について。

昨年12月1日開院の中伊豆温泉病院移転後のバス路線の再編が行われましたが、以下、伺

います。

①直接影響のある現況路線の関係区からの要望・意見等のその後の集約状況と現状認識について伺います。

②新中学校開校時には、さらに再編成があると予測されますが、現状の進捗状況を伺います。

③車社会、人口減少の現状で路線バスの維持よりも、地域の実情に合った高齢社会の移動手段に切り替える時期が来ていると思いますが、今後の施策について伺います。

市長に答弁を求めます。

○議長（青木 靖君） ただいまの質問に答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁をさせますが、この③のところで一番悩ましいのが、通学とか通院とか、今、病院によってはワゴン車を回していただいているところもありますけれども、あまりそれを過度に使うと実は路線バスが減ってしまう。可能な限り、やっぱり路線バスは維持したい。路線バスを使いながら、足らざるところをやっぱり他の手段を考えるとということに伊豆市では考えておりますので、そこはまた皆さんと、もう極端に言えば、もうバスはいい、どうせ使わないからいいということになれば、そちらに切り替えることもあると思うんですが、現状においては、路線バスを可能な限り維持させる方向で頑張っているところです。

○議長（青木 靖君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私からお答えをさせていただきます。

まず最初、①でございます。

①については、再編移行、路線沿線地区やバス利用者から要望や意見等は特段承っておりません。現状につきましては、路線再編前と同様、区間内の通学に主に利用していただいていると認識をしているところでございます。

それから、②でございますが、新中学校開校に伴う再編成の進捗状況でございますが、現在、登下校時間や乗車人数を考慮した仮ダイヤを設定し、実際に乗車する児童生徒の保護者に説明会を開催し、路線ごとに御意見を伺っているところでございます。

今後、いただいた意見を参考にさせていただきながら、利用しやすいダイヤとなるようにしていきたいと考えております。

それから、③ですが、地域の実情に合った移動手段に対する今後の施策の考え方については、昨日、杉山誠議員に答弁したとおりでございます。

それから、路線バスをはじめとする地域交通でございますが、先ほど市長から申し上げたとおり、住民の移動手段である同時に、観光客の重要な移動手段ともなっておりますので、拠点につながる幹線、支線の公共交通のネットワークを形成するとともに、地域・関係者の協働による持続可能な公共交通の仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） これも度々質問していて申し訳ございません。

地元ですから、よくバスが中伊豆温泉病院に入り込むのを見るんですが、ほとんど乗っていない、昼間の話ですけども、例が多いんです。同時に2台温泉病院のバス停に止まったりしているのを見るんですね。方向が伊東方面と小川を通過してまた修善寺に戻るということで、やむを得ないところもあるかもしれませんが、ちょっとはたから見ても無駄なバスが走っているのかなみたいに見えてしまうんです。それで、たしか1億8,000万円ぐらいの補助金がバス路線等に使われているようなイメージがあるんですが、そのお金をもうちょっと地域密着型の移動手段に振り替えれば、もっと住民からのニーズを満たせるんじゃないかなんて思ったものですから、この質問になっているわけですけども、市長は、なるべくバス路線を維持したいと。じゃ、いつ、どういう条件が整うと、やむを得ずバス路線を断念せざるを得ないという、そういった条件みたいなことは決まっているんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 実は、路線バス、自主運行バスをどうやってやめるかというのは基準があるんですが、私も市長になった頃、湯ヶ島方向からバスが2台並んでいて、前のほうに乗って、後ろががらがらか、状況によっては2台ががらがらか、これ何であろうと思うと、やっぱり電車に合わせると、伊豆箱根鉄道に乗るためには湯ヶ島方向からと土肥方向と両方乗ってこななければいけないわけですね。そこで、次に専門家に聞いたのが、出口とか八幡で一旦乗換え、だから修善寺から河津が1本、次は修善寺から土肥にして、一旦その出口で乗り換えてもらうとか、ところが、乗り換えるためには待っている場所がなければいけない。月ヶ瀬の道の駅ができたので、例えばそこでとか思ったんですが、路線バス、そうすると船原を通らなくなってしまうたり、いろいろ具体的なことを考えると、なかなかうまくいかないところがあります。できれば、できればですね、月ヶ瀬の道の駅とか八幡のような拠点的なところで一旦乗換えを我慢していただけたほうが、バスは効率的に走らせることはそのとおりです。だけれども、なかなか市民の皆さんの認識とは合わないというところで苦慮しています。

基準については、今、数字を持っていれば、部長から答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 路線バスのその存続・廃止に対する考え方でございますが、以前、議員の皆様にも自主運行バスの運行基準ということでガイドラインのほうをお示しさせていただいております。そのガイドラインの中で、路線ごとに収支率、それから平均乗車率、乗車密度、定性の指標等で、路線ごとに評価を行って、また便ごとに利用者数を得点化するようなことで、路線バスとして維持、それから再編として考えていくのか、また廃止対

象として考えていくのかという判断をいくこととなっております。

議員のおっしゃるとおり、いろいろなバスの路線の維持については多額のお金をかけておりますが、まずはこのガイドラインに基づいて判断をさせていただきたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 最後の質問になりますが、いわゆる昼間のバスはもう廃止して、いわゆる通勤通学のバスの何か不便がまだあるみたいですので、不便がないように、子供の教育を保障するという観点から、しっかり朝夕ですか、やってもらえばいいと。昼間については、昔みたいにもうちょっと近所、近所というのは失礼ですね、高齢者が家の近くを回るような小型マイクロみたいなのがあれば、やっぱりお年寄りももっと外へ出られるんじゃないかというようなことから、財源確保のために昼間のバスをいわゆる今の通常のバスを減らして、そういった新しいバスに切り替えたらどうかという提案でございます。これは同じことを毎回言わせてもらっていますが、もう答申とか現状認識とかいろいろ分かっているかと思うので、あとは決断だなみたいな私はイメージを持っていたもんですから。また、これも前にも言われて先輩から怒られてしまったんですが、本当にバスを存続するならば、市役所の職員とか議員はここに来るにはみんなバスに乗ってこいというぐらいの号令を出さないと、なかなか自分たちが乗らないで、バスをどうやって残すんだといっても、なかなかイメージは湧かないと思いますので、考える時期が来ているのかななんて思いながら質問をさせてもらいました。

時間の関係で4問目にいかせてもらいます。

○議長（青木 靖君） それでは、三田議員の4問目、自然エネルギーの活用の伊豆市の現状についての質問をしてください。

○14番（三田忠男君） 自然エネルギーの活用の伊豆市の現状。

①伊豆スカイラインゴルフ場太陽光発電所建設事業の進捗状況の現状について伺います。

②現在申請されている他の事業者等の伊豆市における進捗状況も併せて伺います。

市長に答弁を求めます。

○議長（青木 靖君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 続いて、建設部長。

○建設部長（山口吉久君） それでは、お答えさせていただきます。

伊豆スカイラインゴルフ場太陽光発電所建設事業の進捗状況の現状についてお答えいたします。

令和5年12月議会でお答えした内容と大きく変わりはございませんが、令和4年10月27日に条例に基づく届出書の提出があり、提出書類の不備について修正を求めましたが、それ以降の手続きは一切進んでおりません。また、環境アセスメントについては、静岡県条例に基

づく手続となりますが、次の手続となる準備書は提出されておらず、一昨年の状況から進展していないと聞いております。

②ですが、現在申請されているほかの事業の進捗についてお答えします。

現在、事業者からの相談は、太陽光発電事業において、市内で①の事業を除いて2件、小水力発電は2件、木質バイオマス発電は事前協議を1件いただいておりますが、申請受理には至っておりません。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 昨年から進捗していない、これ聞いてもあれでしょうけれども、なぜ進捗しないのか分からない、分析しているんですか。

あるいは私の地区で申し訳ないんですが、中継基地ができる予定になっているところに電気事業者の車が2台止まっていたりして、あれ本当にまだ事業進めるのかな、どうかななんてちょっと不安な材料もあったり、分からない状況が続いたものですからこういう質問になっているんですが、何か進めない理由の分析等していただければ教えてください。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） やはり書類の不備がございまして、そこを業者が届け出ないというところで、現在止まっているといった状況でございます。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 新聞報道等を見ますと、全国展開している事業所ですから他の県で太陽光事業所が壊れたり、あるいは未払い等で訴訟が起こされていたり、あるいは当事業所の伊豆スカイラインの中でも守る会の方々との訴訟とかあって、そういったことで遅れているのかななんて勝手な推測していたんですが、今の行政的には準備書類がまだ整備されていないから滞っているんだという認識だということですね。

宮城県の加美町におけるゴルフ場の買収、町がだまされたと言っていいんだかちょっと分かりませんが、議会等も交えて9,000万円で契約を結んだのが、ゴルフ場契約しますよと言って契約結んだその日に、4億円で他の事業者に転売してしまったという事例が起きたんですが、何かもしその認識等に述べるものがあつたら市長の所見を伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） その件については私も報道で見ただけなんですけど、まさに土地を今、私たちが自分の土地が無価値だと思っている方がどんどん増えているわけです。幾らでもいいから売りたいと。山もどうせ使わないし、田んぼもやらないし、農地はそんな簡単に売買できませんけれども、そうやってどこかに売ったときに、まさに今の例のように、あっという間にどこかそういったことの開発事業者へ転売されてということは、やっぱり大変恐れています。

特に伊豆半島の中でも、名目は日本人ですけれども、実際には外国の方に買われている土地が増えていると聞いていますので、やはりどこかでそれはしっかり阻止できるような制度が必要だろうと、非常にこれは危惧しているところです。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） そこで、私も関係しました2018年に修善寺温泉場にメガソーラー作ろうということで、いろんな問題で反対等がありまして議会も陳情等を採択しているわけですが、そこで伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例というのをつくったと思います。

この条例以降、様々な事例等を踏まえて、この条例でよく市長が言う自然環境を守る、総合計画にも乗っています、住環境の中の環境整備する、この条例の改定みたいなことを行う必要性は今あるんでしょうか、ないと感じているんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 現時点で、条例改定の準備はしておりません。

ただ、政治的な意思になりますけれども、メガソーラーに対して推進しないというような宣言を出しているところもあって、それも伊豆市だけでは意味がありませんから、伊豆半島の中でそういったことをすべきではないかという首長同士で少し話し合ったこともあります、まだ実現には至っておりません。

そういった政治的な意思がどの程度の効果があるのか、あるいは副作用があるのか、ここはちょっと気をつけなければいけないと考えているところです。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 河津町でしたか、ちょっと見ると山がみんなソーラーになっていて、今の市長の視点、非常に大事な視点だと思いますので、ぜひ御尽力いただければなと思ったりします。やっぱり財産は市長がよく言っている自然ですから、自然と環境。それこそ本当にそれが観光地に結びつくわけですから、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

担当部署の中でこの議論等はなされている経過はございませんか。なされているというのは、この条例の改定等という意味ですけれども。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 現時点で検討はされているということはございません。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 外部環境、国の政策もどんどん変わっていますので、その環境に併せた実行力ある条例というのは当然改定すべきだと思いますので、改定しないという検討もまたよろしくお願ひしたいなと思います。

最後の質問に移りたいと思います。

○議長（青木 靖君） それでは、三田議員の5問目、公道に伸びてきた樹木の剪定に関する条例の制定についての質問をお願いします。

○14番（三田忠男君） 提案型の議会として、これ1つ提案させてください。

公道に伸びてきた樹木の剪定に関する条例の制定について。

①公道への樹木のはみ出しが多く見られ交通の支障になり、交通安全上、放置できません。伊豆市でつかんでいるそういった箇所数、その結果の指導した件数、あるいはその結果、是正された件数等、伊豆市の現状を伺います。

②条例を制定し、公私で取り組み、環境上の整備や交通安全確保を行いますか、市長に伺います。

○議長（青木 靖君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 7月末に私が会長に就任しました美しい伊豆創造センター、美伊豆と言われている組織で、先年、伊豆半島の住民アンケートを取った中でやっぱりこういった問題が入ってしまして、公道に木が張り出して走りにくいとか、それから昨日は松ヶ瀬で県がやってくれていましたけれども、国道沿いの草が伸びて自転車も走れないとか、そういったものは、私は基本的には伊豆半島広域で一定のルールをつくって取り組むべきだと思っています。

その中で各市町ごとの条例がなければ対応できないような状況であれば、前向きに考えたいと思います。

そのほかの点については建設部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、建設部長。

○建設部長（山口吉久君） それでは、お答えさせていただきます。

公道への樹木のはみ出し箇所数ですが、令和5年度の箇所数は、民地で19か所、指導件数は16か所、是正件数は10か所となります。令和6年度7月末の箇所数で、民地で6か所、指導件数6か所、是正件数は4か所となっております。

続いて、②の条例の制定についてですが、私有地からはみ出ている樹木等は土地所有者に所有権があるため、基本的に道路管理者、隣接土地所有者が対処することはできませんでした。

しかしながら、令和5年4月に民法233条が改正され、境界線を越えた樹木について催促しても越境した枝が切除されない場合や、樹木の所有者を調査しても分からない場合等、道路管理者が樹木の枝の切除が可能となりました。環境上の整備や交通安全確保はこの改正によっておおむね可能となったため、条例の制定は考えておりません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 条例の制定しなくても解決する方向だから、条例は改正しないと取らせていただきました。

古い話ですけれども、私が区長をやっていた平成20年代でしたけれども、隣近所の石垣等の木が道にはみ出て、お互い近くの住民だからもめるようなこと言えないから、区長から市に言って、市から区民にそういうことを是正するように指導してくれみたいな要望を受けて言ったことがあるんですが、そのときは意見を言うてくださったんですが、基本的には民間の問題ですということですということだったんですが、そういった事例が市道の道の上で出ているのもあっても私有地の山がということよくあったんですが、それが今、民法233条ですか、変わったということで、そうするとかなり行政的な権限の範囲を持って是正指導に当たっている現状だと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 民法の233条の後押しもございますし、道路につきまして、やはり道路法の43条という形で、市道上4.5メートル、歩道上2.5メートルの道路上の上の樹木は切除することができるというようにもございますので、併せて指導の幅を広げて土地所有者の方にお話をしているといった状況でございます。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 私も調べさせてもらったところ、条例でやっているところは少ないみたいですが、条例をつくることによって、行政マンも法的な根拠の下でいわゆる是正の指導が安心してできるみたいです。

先ほど出た道路交通法等についても、やはり最終的には訴訟まで行かないと白黒つかなくてグレーゾーンだということみたいです。そういった皆さんの行政指導の根拠となることも含めて条例制定したほうが住民等にも広報しやすくなるんじゃないかと思うんですが、重ねてですけれども、そういった条例の必要性というのは感じないんですか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市でも、諸所に樹木が道路に覆いかぶさって危ないという御指摘があったものですから、森林環境譲与税を使えた初年度に八幡から冷川までの道路を一気にきれいにしました。それは森林環境譲与税という新しい税を皆さんから頂くにおいて、やっぱり受益者にとってよくなったなと思っていただくことがまずは第一歩だと思って、そこは一気に地権者の皆さんと協議した上で市の予算を投じてやりました。そういった施策によって対応できる状況だと今は判断しているわけです。

先ほど申し上げましたとおり、条例をつくったほうがより対応がしやすいということであれば制定いたしますけれども、現状においてはそういった施策として対応できる状況であると考えております。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） いつでしたか、土肥戸田線で何か樹木が覆っていて、運転手がそれをよけようとしたらぶつかったとか何かで市が損害賠償を払ったと。何で払うのかな、運転手のミスじゃないかなと思っていたら、ちゃんと今言ったように道路交通法だか法令に基づ

く根拠があって、そういったものを放置していた管理者責任が市にあったから払わなきゃいけないかったと。それによって運転技術とかの割合で変わるみたいですけども。

そういったことをくどいですが、防ぐ意味でも、あるいはもっと市民に協力を得る意味でも、いわゆる地方自治体の権限である条例を制定したほうが本当にすっきり行くのかななんてことをつくづく思うんですが、各自治体とも事例が少ないというのはやはりそこに何かあるのかなとは思いますがですけども。

とにかく山道を含めて持ち主不明の土地もいっぱいあって、樹木がいっぱい覆い下がっている現状というのは市民の皆さんからも非常に認識度が高いんですが、条例をつくらなかったならば、もっと警告的なものとか、いわゆるそういった法律に触れますよという周知みたいなことを徹底する必要があるかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） そちらについては民法233条を知らない市民の方もおられると思いますので、やはり回覧等でしっかりと周知のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） さらに、警察官が職務執行で強制的にできるみたいな法律もいろいろあって、いろんな樹木の撤去の仕方というのはあるみたいですので、そういった周知が徹底して、何となく市民は自らの土地はちょっと管理しなきゃいけないのかなと。そのときの財源に市長がおっしゃったような森林環境譲与税を条例を根拠にしていわれる補助金等も出せるからやらんかとやったほうが、私はより環境美化の観点からも含めて進むと思って提案しているんですが、どういった条件になればいいか分かりませんが、いわゆる条例の効果というのは非常にあったと思います。

議会で提案させてもらった手話言語条例等についても、条例のおかげで毎年、議員等も研修しろということになっていきますし、やはり条例をつくったほうが伊豆市にとっては望む自然環境の整備が進むような気がするんですが、くどいですね、重ねて答弁を聞いて終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 御趣旨は全く三田議員の御指摘のとおりだと思います。

そこで、繰り返しになりますが、私はやはりまずは伊豆半島全域に声をかけて、何と言っても美しい伊豆創造センターですから、一体の観光地である伊豆が皆さんそういう方向に向かっていくように努めるのがまず私の職責かなと思います。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 今回の質問、事前に質問取りも答弁調整もしていなかったものです

から、若干かみ合わないところがあったかと思いますが、非常に全体として令和5年度の進捗と現状についての認識共有ができたという判断させてもらって、これが令和7年度の予算に反映していただけることを願って、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（青木 靖君） これで三田忠男議員の質問を終了します。

ここで10時55分まで休憩します。

55分再開します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。静粛をお願いします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 杉 山 武 司 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 議席番号7番、杉山武司です。

議長の許可を得ましたので、発言通告書に基づいて一般質問を行います。今回は、分割方式で発言時間は30分を予定してしまして、3件の質問をいたします。

1件目、財産の減額譲渡の市長の責任を問う。

令和5年の議案第68号 旧天城湯ヶ島支所の減額譲渡の違法性について、市民から伊豆市長に対して住民訴訟がなされ、現在審理が進められています。この訴訟の争点は、伊豆市契約事務規則に定められている予定価格の決定もなし、また予定価格調書の作成もなし、さらに見積書の徴取なし、減額を協議した庁内会議の記録もなし、なしなしで——この規則のところを規定に変えてください——規定で定められていることを全て省いて随意契約を締結したこと、加えて税抜き1億1,072万6,000円の鑑定額を譲渡額税抜き1,000万円としたが、その減額の根拠は不明で記録もないなどを理由として争われています。自らが定めた規定を——ここの規則も規定に変えてください——規定をないがしろにする行為は、地方自治の根幹を揺るがす行為です。

憲法第51条、「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。」憲法は国会に広い自立権を求め、国会議員の発言について免責特権を与えているが、しかし、この原則はそのまま地方議会には適用されないとされています。

以下、伺います。

①違法性が問われていると思われる議案を上程したことは、その議案に賛成等の意思表示

をした議員に民法や地方自治法に抵触する責任を負わせることになる可能性があります。市長はそのことを認識していましたか。

また、この訴訟で違法性があると判断されたときには、市長は提訴されている損害賠償責任を負うことになりますが、その場合、市長職を辞するという考えがあるか、お尋ねいたします。

思料するに、係争中の事件のため答弁を差し控えるとの回答と思われますが、市民の重大な関心事なので、ぜひともお答えを願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの杉山武司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、総務部長。

〔総務部長 井上貴宏君登壇〕

○総務部長（井上貴宏君） 令和5年の議案第68号に関する住民訴訟について、先ほど議員がおっしゃられた契約事務規則に関する争点の内容につきましては、当初の訴状の争点とは異なり、8月26日付で原告から提出された準備書面で新たに原告が主張しているものと思われます。

また、減額の根拠は不明とのことですが、昨年9月の本会議や総務経済委員会において、減額の理由等について御説明しております。

御質問①の違法性が問われると思われる議案を上程したことは、その議案に賛成等の意思表示をした議員に民法や自治法に抵触する責任を負わせることになる可能性があるとのことですが、この趣旨は不明ですが、令和5年の議案第68号に違法性はありませんし、また仮定を想定した御質問にお答えすることはできません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） まず初めに、なぜ令和5年の議案第68号のことを今回3問全てに問題提起したかと言いますと、その理由は今後もこのようなことが起こり得るのではないかなと判断したからです。本日15時より静岡地方裁判所におきまして、住民訴訟の第3回の審理が行われると聞いております。

それでは、本題に入ります。

民法と地方自治法にうたわれている内容の法的責任と損害賠償責任はいかなるものかという、違法な行為に加担した場合は、民法719条1項、数人が共同の不法行為によって他人に損害を与えたときは、各自が連帯して損害を賠償する責任を負うとうたわれています。なお、知っていて違法行為に賛成した場合は共謀の不法行為の故意に該当し、知らずに賛成

した場合は職務怠慢の過失に、いずれも民法719条の1項に該当することになっています。さらに、民法709条でも、故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した場合は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うとなっています。この時効は3年から20年です。加えて地方自治法第242条にも、民法と同じような内容がうたわれています。議員にも責任を負わせる行為をどのように捉えていますか。

なお、この民法等の法的根拠においては弁護士に助言をいただいておりますので、そのことを申し添えておきます。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 先ほど答弁でもお答えしましたとおり、そもそも議案第68号に違法性はありません。

それで、先ほど言った憲法51条のところなんですが、やはり地方議員については直接適用されないということではもちろんございますが、地方議員に免責特権がなければ議案第68号に賛成した議員に責任を負わせることとならないかというような部分につきましては、地方自治法第89条では、「普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。」とありまして、議決に関してはその責任は存在するというふうに考えております。

ただ、自治法逐条解説によれば、議会は権利、義務の主体ではなく、法人格を存じないため、民事訴訟または当事者訴訟の当事者になり得ないということもありますので、議員の議決に責任を負わせるというような表現も少しどうなのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 第1問で市長にお尋ねしたことが回答をもらっていません。そこら辺のところを回答いただきたい。

○議長（青木 靖君） もう一度回答を求める部分を確認してください。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） この訴訟で違法性があると判断されたときには、市長は提訴されている損害賠償を負うことになりますが、その場合、市長職を辞する考えがあるかお尋ねします、こういったことを聞いています。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議案説明のときに申し上げたと思うんですが、地方自治法に基づきこの行政手続を踏んでいるわけでございます。私どもは正当に合法的な手段を取っておりますので、それを繰り返し、御理解いただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） これ以上はやめますけれども、しかし、なぜ市長ともあろう方がわざわざ政治生命を危うくする行為を行ったのか、何か特別な意味合いが含んでいるのか私には分かりませんが、正しいプロセスと定められた規定にのっとった手続を踏めば、市長の名誉も損なわれなかったと思います。誠に残念でならない。

政を正しく導くことのできぬ者が上に立つ、あってはならないことです。そのときは誰かがたださねば。2022年9月18日に放送されたNHKの大河ドラマ「鎌倉殿の13人」で、第36回「武士のかがみ」で、主人公の北条義時が語った言葉です。「お分かりだと思うが、これを諫言といいます。徳川家康も、主人の悪事を見て諫言する家老は、戦場で一番やりを突くよりもはるかに性根が座っているものだ。」と述べております。

あえて申し上げますが、首長は人事を支配の指標にしてはならない、組織は人事で束縛することはあってはならないと言われております。そのような組織は付度人間の集団と化してしまい、上司に諫言する人間が育たなくなる。その付度が過ぎると、安倍政権時代に霞ヶ関の幹部人事を官邸が掌握した結果起きた文書改ざんをはじめとする数々の付度案件が物語っている。だからこそ、組織のトップは自分を戒めてくれる部下の勇気に思いをはせることがいかに住民のためになるかを考え、行動する勇気が必要であると思います。

首長は地域社会を経営する代表取締役という強い信念で自らを律し、職員と共にオール市役所で市民のための行政ビジョンに注力すべきであると思うが、このような首長としての心構えについて市長としての思いを伺いたい。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 行政訴訟、私が市長になってこれ6件目か7件目でしょうか。これまでずっと市が勝訴をしているんですけども、したがって、私ども弁護士の先生方と話し合いながら行政手続に絶対に瑕疵がないように努めているところです。

議員、地方自治法の237条の2を多分引用されていると思うんですが、条例または議会の議決を経なさいと書いてあるんです。当然、民間の取引と同じように1,000円であれば1,000円、100円であれば100円で取引するところを特別な事情がある場合にはそういうこともあるだろうから、議会の議決を経なさいという法律になっているわけです。

私が市長になりたての頃、15年か16年前くらいだったと思うんですが、当時の議員の方から条例で決めてもらわなければ私たちは判断できないという御発言が議会でございました。私が申し上げたのは、条例で安定的にできるものは条例で決めます。ただ、伊豆市の場合には、4町合併でできた伊豆市ですから、これまで使ってきたけれども、これから使わなくなる施設が出てきます。それは学校施設だったり、公民館だったり、体育館だったり、ケース・バイ・ケースなので、条例で一くくりにまとめることができないことがほとんどですから、議会に議決をお諮りします。議員の皆さんも市民から選ばれて議員になっている皆さん

ですから、そこは判断をお願いしますということでこれまでやってまいりました。

一例を申し上げますと、修善寺駅前である土地を売買したことがございます。公売してやるのが普通なんですけれども、伊豆総合高校の通学路との整備の関係で随意契約で関連する方に売らないと政策が進められないという状況があって、私は適正な価格、鑑定価格どおりだったけれども、議会にお諮りしました。そのときは逆に、議員の方からこんなものをいちいち議会にかけるなという御指摘あったんですが、駅前なので、公売するともっとひょっとしたら高く売れるかもしれない、ひょっとしたら逸失利益があるかもしれない、そこで議会にお諮りしますということをやってきたわけです。

私どもは、市長は市長、議会は議会でそれぞれ責任を負っている、それぞれ役割を果たしているということを前提に動いておりますので、地方自治法をはじめとする行政手続法にしっかりと進めているところです。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 答弁が回避されたような気がします。私が聞いているのは、職員と共にオール市役所で市民のための行政ビジョンに注力すべきであろうと思う、そういった心構えは市長はどういうふうに考えていますかということ聞いているんです。ですから、全然このことに対して答えがなっていない、どうですか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、御質問の趣旨が分からなかったもので、もう一度御質問お願いします。何を問われているのか分からなかったものですから。

○議長（青木 靖君） 確認してください。

○7番（杉山武司君） 最初から言いますけれども、首長は地域社会を経営する代表取締役という強い信念で自らを律し、職員と共にオール市役所で市民のための行政ビジョンに注力すべきであると思うが、このような首長としての心構えについて市長としての思いを伺いたい。思いですよ。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 職員と共にというのは、伊豆市役所は自分で申し上げるとどうかと思うところもありますが、非常に自由に意見を交わせる職場だと思います。私も4月に5期目に入りまして、副市長、それから教育長以下全員年下になりましたから、自分が独裁者にならないようにこれからもどんどん意見を言ってくれといったら、ここに並んでいるある1名の部長が今までは市長申し上げにくいんですが、意見言っていていいですかと言ってきたのを、申し上げにくいんですかという言葉もやめて今までどおりどんどん自由に発言させていただきます、そんな雰囲気です。ですから、どこかで市長が言ったからということで違うかもしれないけれども、あるいは違うかもしれないけれどもというのはあるけれども、法的に間違っているかもしれないけれどもということとは絶対にありません。そういうことを

犯してはならない職場が行政機関のわけです。その上で、市民の利益に一番かなうことは何かを考えながら常にやっているわけです。

何度も申し上げておりますけれども、伊豆市の使わなくなった公共施設、鑑定すれば金額が出ます。これまで解体した土肥南小学校も修善寺体育館も、これから解体する八岳小学校も鑑定をすれば金額は出ます。でも、予算をつけて、さらにそれを更地にするということが、そのほうが将来負担とか、地域の皆さんにとって望ましいと考えるから価値があるものも壊してきたし、そういった判断が起こりうるわけです。古い老朽化率日本一の施設を持っている伊豆市ですから。

そして、将来負担が最も少なく、なおかつ市民の皆さんの可能な限り活力になるように、特に観光に使える施設は伊豆市が多少配慮してでも、民間に最大限使っていただくということを、その結果として地域の皆さんの役に立つということを申し上げてきたわけです。

ちなみにこの件について、タウンミーティングで私も相当いろんな方に説明してきましたけれども、やっぱり市民の皆さんからは今の件ですけれども、あれだけお客様が集まってにぎわって、地域の活力になっていて、ぜひ進めてくださいということが圧倒的に多かった市民の声でございます。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） ぜひ諫言できる人間を育てていただきたい。

それで、次に2問目に移ります。

公文書管理条例の制定について。

○議長（青木 靖君） 2問目の公文書管理条例の制定についての質問をお願いします。

○7番（杉山武司君） 私は、過去3回、公文書管理条例の制定について質問をいたしました。今回で4回目となります。

静岡県では、静岡県公文書等の管理に関する条例を令和6年3月28日に公布し、令和7年4月1日に施行するとした。それに先立つこと、平成30年から公文書の管理の在り方について見直しに着手し、平成30年度は静岡県行政経営推進委員会及び歴史的資料の選別収集に関する審査会において、公文書の定義等の課題について論点整理を実施し、令和元年度は外部有識者で構成する新条例制定に向けての議論を進めていたと報じられています。

文書管理に関して、伊豆市には条例ではない規程が訓令として存在します。令和5年の議案第68号と関連性がありますので、併せて以下伺います。

①過去3回の答弁を総合すると、文書管理について、文書管理規程と情報開示条例で事足りるような答弁ですが、今もその考えは変わりませんか。

②以前、制定は国や県の動向を見据えてとの答弁を得ていますが、県は既に公布し、令和7年4月1日の施行を決めていますが、伊豆市はどのような対応を考えていますか。現在までの進捗をお尋ねいたします。

③令和5年の議案第68号の減額譲渡は、伊豆市文書管理規程に定められた規定に沿って処

理されたと認識しているのか、伺います。

○議長（青木 靖君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） まず、①についてですが、過去の答弁において、伊豆市の文書管理規程と情報公開条例で全て足りるということではなく、文書管理規程のほうでは、行政事務における実務的な文書の作成や管理等について、また情報公開条例では、市民の知る権利を尊重するとともに、市民が必要とする情報を提供できるよう努めること等について定めたものであります。

ただ、これまで議員に御指摘いただいた事案の経緯も含めた意思決定等が検証できる文書の作成など詳細な部分については、県が作成する条例や規則などを参考に規則化を含めて検討しますとこれまで答弁しております。

次に、②の伊豆市の対応状況についてですが、静岡県は条例こそ今年の3月に制定しましたが、細かい内容については規則に委任しており、その規則は現在作成中と伺っております。

伊豆市におきましても、過去にも答弁しましたとおり、県の条例や規則を参考にするとともに、近隣市町の動向を踏まえて、まずは規則の制定に向けて準備を進めているところでございます。

次に、③についてですが、令和5年の議案第68号の減額譲渡の事案につきましては、現行の文書管理規程にのっとり起案から決裁、施行までを行い、その後、議会に上程して議決を受け、契約が成立したという手続を踏んでいるため、規定に沿って処理してございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 過去の会議録を読み返して、改めて質問をいたします。

市長の答弁の中で、改めて将来の公文書の在り方について検討の時間をいただきたい、また現状を確認した上で意思決定の過程の市民への情報提供については、ちょっと検討課題とさせていただきたいと述べていますが、数年がたった今の現状はどうなっているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 先ほど答弁させていただきましたとおり、静岡県のほうで条例とひもづいた規則の策定、またそれに伴う近隣市町、静岡県内の市町の状況、動向を踏まえて今、規程の改定に向けて取り組んでいるところになります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 伊豆市に定められている文書管理規程は訓令であって、その訓令とは、地方自治体の長が地方自治法第154条に定められた職員の指揮監督権で、内部的な事務運営等について指揮監督するための発令をする命令と言われていると思いますが、訓令は組織の内部に対して発せられるものであり、これに対して条例は、住民の代表である議会の議決を経て地方公共団体が制定するものであり、法律と同様の効力と強力な強制力を持つものですから、その重みは系統が大きく異なると言われています。

この条例の持つ重みというものはどういうふうに解釈いたしますか、お尋ねいたします。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 条例につきましては、議会に上程して議決を得るといような部分がございますので、やはり住民の意向に沿った形でのルールというか、そういった決まり事になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 地方自治法第15条の2項では、普通公共団体の規則中に、規則に違反した者に対して5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができるとうたわれています。さらに、地方自治法第14条の3項では、条例で定めることのできる罰則の上限は、2年以下の懲役もしくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料もしくは没収の刑、5万円以下の過料とされています。

このように条例には規則よりも厳しい罰則規定になっているが、文書管理規程のような規定の違反に罰する罰則規定は何もありません。ですから条例を制定してくださいと言っているんですけども、どのような弊害理由をもって条例の制定を拒んでいるんですか、お聞きします。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 先ほど規定では何も懲罰的なことはないというような話ではございましたが、やはり規定に違反したような行為があった場合については、その行為について懲罰対象という形にはなります。つくらなければならないものをつくらなかったり、紛失したりというような部分について、やはり懲罰委員会というものがございますので、そういった中で職員の処分はできるものと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） それでは、②について再質問いたします。

令和元年9月定例会の総務部長の答弁ですけれども、情報開示条例の中でも定めております文書の範囲をどういうふうに定義するのか、また組織的に用いるのはどの範囲なのか、国

や県または近隣市町などの基準を参考にしてから例規の見直しを進めてまいりますと述べられていますけれども、条例制定の動きとして、平成29年から平成30年にかけて、森友学園、国有地の売却をめぐる交渉記録の書換えが問題になったことを発端に、都道府県や政令指定都市をはじめとして自治体が自発的に条例の制定をしています。

今年の3月29日時点の地方自治研究機構の調査によると、人口3万8,000人の熊本県宇土市は平成13年4月1日に施行、当時の人口4,700人の北海道ニセコ町では平成16年12月17日に施行しています。平成23年4月1日の国の公文書管理法が制定される以前に、条例が制定されています。いずれも上位の県や道の顔色を見ることなく、自治体を支える市民のために制定しています。人口2万6,000人の広島県の安芸高田市においても、広島県が制定したにもかかわらず、平成24年4月1日に制定をしております。

ニセコ町がなぜこんなに早く条例制定したかと、それは平成12年に制定されたまちづくり基本条例の中に「町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。」との規定を踏まえて文書管理条例が制定されたと言われています。

伊豆市でもコンパクトタウン&ネットワーク構想を進める中で、ニセコ町のように情報を整理し、市民に提供できるような保存するという手法が存在するのかしないのか、伺います。

このような実態を鑑みるときに、伊豆市ではどこを見て業務執行しているのか、上位組織なのか市民なのか、見えなくなっている。市民への情報提供は伊豆市情報開示条例があるからいいとは言えない。文書を作成し、保存し、初めて開示ができる、この考えはいかが捉えますか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 文書管理の実務、それから市民の皆さんへの公表の仕方、開示請求も含めて、それは総務部長に引き続き最も適切な在り方を検討させます。

市長は政策判断するのが役割ですから、私が今気にしているのは、国の動きと私がかつての勤務で経験していたことがあまりにも違い過ぎて、今この件について市長としてどのように指示をするかを非常に悩んでいるところです。恐らく国の機関の中でも、国家公務員として一番厳しい文書管理をしてきたんだろうと私は自負しているところです。計画作成、命令には全て番号を打ち、命令でないところは通知として全て番号を打ち、そして文書の中には機密、極秘、秘、注意と全てオーソライズをして、厳重に管理してきたことを30年間やってまいりました。

ところが、国会で誰がいつ書いたかも分からないちょっとしたメモを行政文書だと総務大臣がおっしゃって、ここで我々もいろんな紙を持っていて、副市長がちょっと紙に書いたものの、全て行政文書となるととても文書管理が必要になってきて、誰がいつ何のために書いたかも分からない、私の机の中に誰が入れたかも分からない紙まで行政文書として管理させるとなると、それだけで1年中仕事しなければいけないような文書管理を本当に国は考

えているんだろうかと思うわけです。

責任持って出せないです。誰がいつどこで書いたかも分からない紙を伊豆市長が管理する、そういったことを今、非常に危惧しているものですから、市長のレベルではこういったものを全部どんな紙1枚も管理させなさいという指示を出せなくて、どのような指示をすべきかというところが今の私の課題認識です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 今、市長が答弁されましたもので、文書管理規程の中にこういうことになっているんです。第26条ですけれども、「口頭又は電話により聴取した事項の処理」、「口頭又は電話により聴取した事項で重要又は異例なものは、その要旨を口頭記録用紙（様式第9号）に記載し、処理しなければならない。」となっていますけれども、ですから細かいことだけれども、重要なこともあるわけですね。そこの判断を間違えると、こういったことが起きてしまう。

ですから、全て全てと言っているわけじゃないんですけれども、やっぱり重要なことを認識する組織としての体質を常に醸成していただきたいと思いますけれども、市長としての考えはいかがですか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今、議員が御指摘になったことは全くそのとおりで、電話であれ、対面であれ、重要な案件があったらちゃんと時間を書いて、筆記者を書いて、そして報告もするし、保管もしておく、全くそのとおりなんです。

さっき私が申し上げたとおり、誰がいつどこでどのような目的のために書いたかも分からないメモまで行政文書だと言われると、それは我々は管理することが本当に必要なんだろうかという今そういう動きがあるわけですから、したがって、今、議員が御指摘になったような内容であればしっかりやりますし、しっかりやらせます。そのとおりでございます。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） それでは、③に移りますけれども、お聞きします。

文書管理規程の第30条では、次に掲げる事案は、総務部長に合議し、協議し、または報告すべき事項を定めています。その内容の（4）ですけれども、契約に関する重要かつ異例なものと定めていますけれども、重要なもの、異例なものとはどのような意味合いを持っていますか。金額ベースは規定されていませんが、見解を伺います。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 一般的に言いますと、やはり議案に関わるものであるとか、金額もそうですし、重要な部分については、そういった今後の事務手続の中でまだ先に必要な部分があるものというふうに捉えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 例えば令和5年の議案第68号の鑑定額の1億円を超える減額譲渡は、重要かつ異例なものでないとされるのか、さらにこの案件は合意なのか、協議なのか、報告なのか、その合意とか協議とか報告をした記録というのがありますか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） それは昨年度も申し上げましたとおり、契約の前に契約してよろしいかというような文書については、そこは総務部がそのまま所管になりますので、こちらは合議という形になります。

すみません、今、合議と言いましたが、決裁です。総務部長ですので、決裁をいたしました。

それと、異例かどうかというところですけども、あまりこういった事例はいつもあるものではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 文書管理規程の第44条関係の別表2に定められている市有財産の取得、処分に関する文書は永久保存の区分とされていますけれども、ここにも金額等の詳細な記載の明示はありませんけれども、将来あの財産はどのような経緯をもって処分をしたのか、未来の市の経営を担う人たちが理解するためにも保存すべき公文書と思いますが、旧天城湯ヶ島支所の売却に関する文書は永久保存ではありませんか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 一応こちらは今、永久保存という部分で捉えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 永久保存だとすれば、文書としては存在するわけですよね。そうすると、情報開示をすれば出てきますか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 情報開示条例で規定された中での求められた文書ということがあれば、一応公開はさせていただいております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） ある人が情報開示を求めたけれども、文書はありませんということで回答が来ています。よく調べていただきたいと思いますが。

それでは、2問目の質問で最後になると思うんですけども、市長の答弁をちょっと見直しますと、平成30年9月の定例会の市長答弁、会議録の287ページでは、市長としての政策

の意思の決定のところのプロセスを明らかにすることは大切なことと思っています。さらに、平成元年9月の定例会、会議録で136ページでも、市長は、公文書は市民への説明責任を果たす上でも重要なものであり、事務執行の意思決定に当たって公文書を作成しなければならないものは当然のことでございます。特に市行政の意思決定に影響のあるものについては、その意思決定に至る過程についても、必要に応じ公文書を作成しなければならないと自覚しております。このように答弁されていますけれども、旧天城湯ヶ島支所の減額譲渡の意思決定のプロセス等の公文書を作成していなかったのはいかなる理由なのか、この答弁の意味合いはどのようなものなのか、端的にお答えください。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これが例えば適正対価での取引で、議会にも何も説明なく、そして処分をし、その経緯も何もないんだったらそれは適切な対応ではないと思うんですが、本件、議案にして経緯も全て御説明して、そして市長としてあの施設はもう市は使わない、解体するには1億3,000万円かかる、そして現に使っている方がいる、そしてその方は将来も使おうとしている。

だけれども、あの物件、あれに類似する物件、ほかもそうです、いつも申し上げていますが、伊豆市内のいろいろな物件そのほとんどは無償でも譲り受けないという物件が多い中で、市長としては無償でもいいから引き取ってもらいないと交渉させたということも議会で申し上げます。その結果、先方と話し合って1,000万円を買っていただけたという経緯に至ったことも議会でちゃんと申し上げます。

紙で出せないんじゃないくて、議場で何度も何度もそういった経緯でしたということを申し上げているわけです。それは市民に対する秘匿でも、情報不開示でもそういったことには当たらないと思います。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 何回もプロセスのことをお聞きしましたが、プロセスを明らかにすることはできないという回答を得ています。当時の総務部長も、メモはありません、プロセスはできません、お知らせすることができません、メモがないからできませんと言っているんです。

ですから、こういったことがあるものですから、文書管理条例をしっかりとつくって下さいね、規程を条例にしてくださいねと言っているんです。それを前に進めますか、お答え願います。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 先ほどからお答えしており、まずは県が今年度、規則を策定するという話になっております。そちらを参考にしながら、また近隣市町の動向を踏まえながら進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 私が言っているのは、上を見て仕事しているんですか、市民を見て仕事しているんですか、どちらですかということを聞いているんです。どちらなんですか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） どちらということもなく、やはりもちろん市民が第一というところはあるんですけども、こういった規則、規定をつくるに当たっては、やはり関係市町であるとか県であるとか、そういったところも参考にしないとやはり進んでいかない部分がありますので、そちらも併せて確認しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 3問目にいきます。

○議長（青木 靖君） 公益通報者保護法の伊豆市の対応はの質問をお願いします。

○7番（杉山武司君） 公益通報者保護法の伊豆市の対応はどうなっていますかということです。

平成18年、公益通報者保護法が施行され、通報者の保護が法律で明示されました。このような中、兵庫県で県知事に対する公益通報者の保護について議論がされている最中であります。マスコミや法律関係者の関心が集まってきています。

兵庫県では、公益通報者保護法の趣旨に即し、職員からの公益通報を受ける制度を創設し、法令遵守の徹底を図り、県民の公益の保護に資するとともに、組織の活性化、健全化を図ることにより、より透明で公正な県民に信頼される県政を推進していますとホームページではうたっているんです。しかし、この制度の趣旨を逸脱した行為がされたみたいです。

伊豆市においても、公益通報に関しての通報者の保護の確立や周知がされていると思いますが、令和5年の議案第68号と関連性がありますので、併せてお尋ねいたします。

①伊豆市は国が定めた公益通報者保護法を適用しているのですか。

②公益通報者保護制度の職員への周知を伺います。

③通報があった場合の庁内体制を伺います。

④通報窓口は内部、外部はどのようになっていますか。

⑤刑事訴訟法239条第2項によれば、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」この条文の解釈を伺います。令和5年の議案第68号は違法性がないと判断したので、誰も告発しなかったんですか。

○議長（青木 靖君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。
市長。

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、総務部長。

○総務部長（井上貴宏君）　まず、①についてですが、国が定めた法律ですので、市においても適用されます。

②の職員への制度の周知についてですが、公益通報の総合窓口となる総務課では、担当者間での情報共有はしておりますが、職員全体への周知はまだできていないため、消費者庁が発行している「公益通報ハンドブック」を活用して、改めて周知をしてまいりたいと考えております。

③と④の質問に関しては関連がありますので、一括してお答えします。

まず、庁内体制ですが、内部及び外部とも総務課が相談窓口となり対応しております。その中で内部通報については、総務課で調査等を実施いたします。

また、外部通報に関しては、総務課において受付及び内容を確認した後に通報対象となる法律で処分または勧告等をする権限を有する部署に取次ぎ等を行います。

⑤についてですが、刑事訴訟法第239条第2項の解釈ですが、公務員は職務を遂行する中で犯罪、いわゆる懲役や罰金等の刑罰を科せられる行為が疑われる場合、刑事訴訟法に基づいて捜査機関等に告発する義務があるということだと解釈しております。

ただし、告発を行うべきか否かは、犯罪の重大性や犯罪があると思料することの相当性、今後の行政運営に与える影響等を総合的に検討して判断されるもので、これらの理由に基づいて告発しないとしても、直ちに違反するものではないとも解釈されています。

最後の御質問についてですが、同法2項に基づく告発の有無について見解を申し上げることはできません。

以上です。

○議長（青木　靖君）　再質問はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君）　2022年6月1日の改正公益通報者保護法が施行されまして、常時使用する労働者の数が300人を超える事業者には内部公益通報者対応体制というのを構築しなければならないとなっていますけれども、それはできているのでしょうか。

○議長（青木　靖君）　総務部長。

○総務部長（井上貴宏君）　すみません、現段階でその体制ができていないので、今急いでその体制づくりを進めているところでございます。

以上です。

○議長（青木　靖君）　杉山武司議員。

○7番（杉山武司君）　今、問題になっている案件でありますので、兵庫県のほうで、しっかりとこの体制を早めにつくっていただければいいと思います。それは職員を守ることでもあり、市民を守ることにもなりますので、ぜひ早急をお願いしたい。

それと、近隣の自治体では伊豆の国市、三島市、沼津市、裾野市などが公益通報者保護制度をホームページ上で広く周知をしているんです。例えば伊豆の国市なんかの場合について

は、公益通報者保護制度ということで公益通報者保護法の制定の背景とか公益通報とはとか、地方自治体に求められる対応、それとか通報の手続、内部公益通報、通報できる人、内部公益通報の対象、通報者の責務、公益通報者の保護等、それから通報の方法、通報の窓口、それから外部公益通報、通報のできる人、外部通報の対象、そういったものを細かく要するにホームページ上で公開しているんです。

伊豆市ではそこら辺の広報はどうなっていますか、外部に対しても、内部に対しても。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 先ほどちょっとお答えしたとおり、まだ組織というか対応している部分が出ておりませんので、やはりまずはその要綱等を作成してそういった周知につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。残り時間が少ないので、時間内にまとめるようにお願いします。

○7番（杉山武司君） ③のほうですけれども、庁内体制についてですけれども、どうも全てが要するに総務部総務課で対応するような形になっていますけれども、民間で言えば、通報者から社内のコンプライアンスに情報が提供されると、関係する部署、個人からの事実関係を聴取し、経営者と利害関係のない弁護士等に相談して、事実と判断できた場合に初めて当事者を懲戒するというのが一般ですけれども、伊豆市はそういったプロセスというのはちゃんと決まっていますか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 先ほどから申し上げており、まだすみません、要綱等できてなくて、窓口については今のところ総務課が担当しておりますので、総務課のスタッフで相談を受け付けるという形に今なっているという状況でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） できれば外部の通報窓口というのを設けたほうがいいかと思うんです。ですけれども、それについては伊豆市の顧問弁護士じゃ駄目なんです。市と利害関係のある弁護士に一報入れるとなると、たとえその弁護士に守秘義務があるとはいえ、兵庫県と全く同じようなことが起きてしまう。ですから、外部窓口をつくる場合については、市の顧問弁護士でない弁護士を外部窓口としてつくる必要がありますけれども、その辺のところも今後、体制をつくる時にその中に入れておいてください。お願いします。

これで終わります。

○議長（青木 靖君） これで杉山武司議員の一般質問を終了します。

ここで議事の都合により昼の休憩といたします。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 小長谷 順 二 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号12番、小長谷順二議員。

〔12番 小長谷順二君登壇〕

○12番（小長谷順二君） 皆様、こんにちは。12番、小長谷順二です。

通告に従い、一般質問をいたします。答弁を市長に求めます。

一括で質疑をさせていただきます。

件名1、持続可能な観光防災まちづくりに向けた取り組み。

本年7月12日、「テラッセ オレンジ トイ」が土肥温泉の新しいランドマークとしてオープンしました。平時はレストランや売店を有する観光施設として、災害時は海水浴客、公園利用者、市民が安全に避難できる津波避難タワーとして、全国初の津波避難複合施設となりました。そして、同日、全国162か所目の「みなとオアシス土肥」として登録されました。

伊豆市は、これまで津波防災地域づくりに関する法律に基づきながら、伊豆市全域を推進区域とした環境・観光・防災のバランスの取れたまちづくりを進める上での方向性や取組を示すことを目的に、平成31年4月、「“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」を策定し、取り組んでおります。

基幹産業である観光推進は、伊豆市にとって一丁目一番地で取り組まなければいけません。観光防災まちづくりに向けた予算の確保も、今後さらに必要になります。

持続可能な観光防災まちづくりに向けた取り組みについて、次の質問をいたします。

- ①今後の観光防災まちづくりの進め方。
- ②ふるさと納税の魅力ある観光地域づくりの活用状況。
- ③入湯税の増額・宿泊税の導入についての議論。
- ④国交省のデジタル田園都市国家構想の当市の取組。
- ⑤みなとオアシス土肥の振興に関する支援について。

件名2、相続土地国庫帰属制度と相続登記の義務化。

近年、相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だが、負担が大きい」といった理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。このような土地が管理できないまま放置されることで、将来、所有者不明の土地が発生することを予防するため、相続、または遺贈によって土地の

所有権を取得した相続人が一定の要件を満たした場合、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする相続土地国庫帰属制度が創設され、令和5年4月27日より施行されました。

また、所有者が亡くなったのに相続登記がされないことによって、登記簿を見ても所有者が分からない所有者不明土地が増加し、周辺の環境悪化や民間取引、公共事業の阻害が生ずるなどの社会問題となっており、その対策として本年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

国交省の土地問題に関する意識調査によると、土地所有に対する負担感を感じたことがある、または感じると思う人は約42%。法務省の調査では、土地を所有する世帯のうち土地を国庫に帰属させる制度の利用を希望する世帯は約20%との調査結果がありました。

現在、この法律に該当する所有者不明の土地は、全国で約20%、410万ヘクタールの面積を占めると推計されています。今後、このまま登記制度を変えずにあれば、人口減少や少子化・高齢化により、所有者不明の土地はさらに増加いたします。

公益目的の利用に限定することなく、使用权を民間にも認めて、当該制度の利用拡大を進めなければ、土地の有効活用を推進することは困難になることから、次の質問をいたします。

- ①所有者不明土地の状況について。
- ②相続土地国庫帰属制度とは、どのような制度か。
- ③相続登記の申請が義務化されたが、その内容は。
- ④これら制度に関する当市への相談の状況。
- ⑤所有者不明土地の有効活用に向けた取組について。

以上です。

○議長（青木 靖君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し答弁を求めます。

初めに、持続可能な観光防災まちづくりに向けた取り組みについて。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私から、③の新たな税についてのみ申し上げます。

伊豆市でも観光振興のための財源が必要だと、市長部局の中でも認識を共有しているところですが、まだ内容の整理がついていませんので、あくまで市長としては、現時点でこのように考えているということですが、私は、観光振興という目的を明示した税の名称がよいのではないかと考えています。例えば消費税ですと、消費動向から頂戴する税金ですが、目的が明示されていませんので、必ず消費税は何に使っているんだという議論になるわけですね。

森林環境税は、国民全員から頂いていますけれども、国民税とは言わないで、森林環境税という目的が税の名称にありますから、目的が分かりやすい。

入湯税は、温泉に入ることによって頂いている税金ですがけれども、法律の中には、源泉管理とか環境衛生だとか、それから消防だとか、例示されているんですね。余力をもって観光振興に充てていいということですから、観光振興に今当てていることが違法ではありませんけれど

も、本来はやはり源泉管理のために温泉につかっていただく受益者のために使うのが入湯税だと私は考えていますので、入湯税増額をもって観光振興に充てるのは、ちょっとやはり法の理念と異なっているかなと思っています。

そのような目的を有する明示した税をつくるにしても、どうやって頂戴するかという議論が残りますから、これは今まさに市長部局の中で検討しているところですが、いずれにせよ、受益者であるお客様から頂いて、商品である観光サービスを整備するというのが、やはりあるべき姿なんだろうと考えております。

○議長（青木 靖君） それでは、続いて、危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） それでは、私のほうから、①の今後の観光防災まちづくりの進め方についてお答えいたします。

現在の計画では、観光客の避難など観光と防災の共生に向けた様々な対策や将来のまちの姿についての議論の加速など、今後の取組を記載しております。

持続可能な観光防災まちづくりに向け、引き続きこれらの取組を実践していくことや、高齢化、人口減少などの地域社会の変化に対応できる計画の更新を図り、観光関係者や市民、行政が連携し、観光防災まちづくりが続いていくよう取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 私からは、②、③、⑤についてお答えをさせていただきます。

まず、②ですが、ふるさと納税の魅力ある観光地域づくりの活用状況についてですが、令和5年度に創設しましたふるさと観光地魅力化事業を中心に、観光地としての魅力向上・ブランド化に向けて、関係団体との協議により整備計画を取りまとめ、地域一体となって観光施設整備を計画的に進めております。

具体的な内容としまして、初年度である昨年度は、今年度実工事を実施します土肥屋形海岸のライトアップ照明整備の設計業務及びその他3地区のライトアップ整備工事を実施いたしました。今年度につきましては、土肥屋形海岸のライトアップ照明工事及び修善寺の源氏公園整備に伴う整備事業を実施しております。来年度は、源氏公園整備工事及び湯ヶ島の湯道整備に伴う整備事業、令和8年度には、湯道整備工事及び中伊豆地区の整備事業を行い、令和9年度に中伊豆地区の実工事を実施する予定となっております。

③、入湯税増額・宿泊税の導入につきましては、現在、観光振興財源として着目され、各地で検討と導入が進んでいる状況と推察します。

当市においても、過去には入湯税の増税など財源確保に向けた検討を進めておりましたが、熱海市が来年4月から宿泊税の徴収を開始することを決定しましたので、その導入までのプロセス等を参考にさらなる検討を進めているところです。

具体的には、本年度より2か年をかけまして、市の（仮称）観光推進基本計画の策定に着手し、今年度、計画骨子を策定、来年度、具体的な計画策定を進めていく予定です。

この計画策定に併せて、新たな財源の使途について、地域の皆様と研究しながら合意形成を図ってまいりたいと考えております。

また、伊東市や東伊豆町など、近隣市町では入湯税増税の動きがあると聞いておりますので、それらも踏まえつつ、導入する税の方向性を検討し、合意形成を図ってまいります。

最後に、⑤ですが、みなとオアシス土肥の振興に関する支援について、みなとオアシス土肥は、津波避難複合施設テラッセ オレンジ トイを代表施設として、松原公園、屋形海岸、土肥金山、土肥港旅客ターミナルというエリアが、去る7月12日に登録されたものであり、観光庁の補助事業による支援や、社会資本整備総合交付金の重点配分がされるなどの支援がございました。

それ以外にも、国土地理院等の地図情報に掲載されることにより、カーナビや地図アプリに反映され、さらなる知名度向上が期待されます。

こうした支援策等を土肥港の港湾管理者である静岡県とも協議しながら、エリア一帯のブランド化や地域活性化など、テラッセ オレンジ トイの指定管理者である株式会社土肥ノベーションをはじめ、地域住民や関係団体の皆様と共に、引き続き地域振興に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） それでは、私から④についてお答えをさせていただきます。

デジタル田園都市国家構想は、これまでの地方創生の取組にデジタルの力を活用し、誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現するため、国が各省庁における取組を示したものでございます。

現在、観光や防災分野におけるデジタル田園都市国家構想の取組は、本市では実施はしておりませんが、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を統合した令和8年度からの第3次総合計画は、デジタル田園都市国家構想の内容を踏まえ策定する予定でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） それでは、再質問をさせていただきます。

8月8日の夕方、日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生しました。この地震の発生に伴って、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生の可能性が平時に比べて総体的に高まっていると考えたことから、その夜に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令されました。

8日の地震発生後、南海トラフ地震の想定震源域では、プレート境界に特段の変化を示すような地震活動や地殻活動は観測されていないことから、8月15日にこの巨大地震注意は解除されましたが、地震はいつ起こってもおかしくない状況なので、日頃から備えることの重

要性というのを改めて認識しました。

24時間以内に起きる可能性が高いと言われていた翌日の夜、神奈川県で震度5弱の揺れを観測する地震があり、携帯電話の緊急地震速報が鳴ったときには、ついに南海トラフ地震が来たと覚悟しました。冷静に準備していたんですけれども、土肥地区はほとんど揺れずに済みました。

それでは、質問します。

夏の観光のトップシーズンに約1週間継続された巨大地震注意における伊豆市の対応状況について伺います。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） 対応についてでございますが、体制につきましては、昨日、鈴木優治議員にお答えしたとおりでございます。

また、土肥の観光事業者との調整及び海水浴場の営業調整、それと津波避難ビルとなる宿泊施設の空室状況、それと宿泊者数の調査を共有しておりました。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 観光事業者と共有したということですが、宿泊客のキャンセルの状況というのは把握をしているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 大きな地震が起きると、これは土肥地区だけではない、市内全域への影響というものはあると思うんですが、まず土肥地区につきましては、土肥温泉旅館協同組合によりますと、臨時情報の発令当初、一時的に全体の10%程度のキャンセルが発生したとの情報を聞いております。その後、臨時情報の解除によりまして予約が回復をし、今年の夏全体としては5%程度のキャンセルであったというふうに聞いております。

ただ、これ全てが南海トラフ地震の情報によつてのキャンセルかどうかという聞き取りというのは1件1件できておりませんので、そういったものも全て含めて5%程度ということだと思います。

それから、土肥地区以外の地域においては数件のキャンセルがあったというふうに聞いておりますが、特に大きな影響はなかったというふうな情報を得ております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 本当にトップシーズンに起きたわけですので、いろいろ混乱は多分したと思います。

そして、花火大会が終わった後に、台風でずっと長くまた電車が止まったり、交通機関が止まったりして、今年は8月がどのような状況になっているのか、ちょっとまだ分かりませんが、かなり厳しい状況になったのではないかなというふうに想像しております。

対応状況についてはお聞きしたんですけれども、今後の観光防災の教訓になった事例というのはあったんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今回は、去年の9月に図上演習で臨時情報対応で検討したことに引き続き、まさに生きた教訓として、1週間という時間を我々は得たわけです。観光事業者の皆さんには、大きなキャンセルが発生して、大変御苦勞をおかけしましたけれども。

そこで、市長としては、今回、あの1週間、一番危惧したことは、注意から警戒になったときの対応なんですね。発災してしまえば、もうそこはリアルに起こった災害に対する対応ですけれども、注意から警戒になったときには、注意は基本的に注意しながら普通の行動をしてくださいということなんです、警戒となると、極めて近い将来起こりますということを事実上情報発信しているわけですね。そのときに、やはり市として対応することがあるだろうと。

先ほど危機管理監から答弁しました内容は、津波でも安心して泊まれる部屋が一体何部屋あるんだろうか。そして、失礼ながら、あまり建物が頑丈ではない民宿の皆さんとか、1階に寝泊まりしている方々が何人いるんだろうかと。このデータを警戒に移ったら、移っていただくという前提で調べたわけです。ですから、今、伊豆半島広域に声をかけているのは、こういう状況になったときですね、仮に警戒が出たとき、注意でも同じですけれども、同じ条件なのに地域によって違わないほうがいいですよということなんです。津波避難ビルもない、ライフセーバーもない海水浴場なら、注意ならどうする、警戒ならどうする。津波避難ビルもある、ライフセーバーもいるなら、注意ならどうする、警戒になったら、皆さんお帰りくださいということになるんでしょうけれども、そういったことを準備しておかなければいけない。

それから、警戒になったら、観光客の皆さんお帰りになると思いますし、地域の皆さんも、旅館やその市長、町長は、お帰りいただきたいというふうにすると思うんですけれども、やはり電車のない西海岸、うちの土肥も含めですね、じゃ、そこに電車とバスで来られた方々は、どのように三島駅までお送りするのかということが当然次の課題として起こってくるわけですね。そこで調整しないまま、伊豆市長も松崎町長も南伊豆町長も、みんな東海バスに電話して、バスください、バスください。伊豆箱根バスに電話してということは起こり得ますので、したがって、事前にしっかり広域で計画をしておいて、可能な限り混乱が起らないようにと考えているのが、今の市長の教訓なんです。

市、町単独ではできませんので、発災したら発災したで、またいろいろな対応が必要なんですけれども、今回の私にとっての一番教訓は、警戒になったときにどのような体制を取るかということです。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） そうですね、市長のおっしゃるとおりなんですけれども、9月1

日、実は観光事業者とか市役所の職員、あと私と永岡議員と、そのための会議を行う予定だったんですけれども、台風の接近に伴い、9月18日にそれを行うということで、そのときにもしっかりと情報共有しながら、観光事業者と市役所と、あるいは広域にそういうガイドラインみたいなものができれば、慌てなくていいのかなというふうには感じております。

そして、ちょっとこれは市民から問合せがあったんですけれども、巨大地震注意発令中の水門とか防潮堤の陸閘、こちらの開閉状況についてはどのような対応を取ったのか伺います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） それでは、お答えいたします。

市内の陸閘及び水門ですけれども、静岡県が管理する土肥港及び八木沢の河川に設置されたものと伊豆市が管理する漁港に設置されたものはございます。陸閘につきましては、伊豆市、静岡県ともに地元地区と管理委託契約を結んでおります。地震発生時には、土肥地区防災担当より各区長に閉鎖できる体制を取るよう連絡しておりますが、巨大地震注意につきましては、南海トラフ地震臨時情報発表時の水門等の操作について通知が先日ございました。そちらの通知に基づきますと、動作確認のみの通知であり、閉鎖の通知ではないため、常時閉鎖の陸閘以外は閉鎖しておりません。動作確認のみ行ってくださいということの通知になっております。したがって、八木沢の河川水門につきましては、静岡県が動作確認をしてございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 土肥地区は観光トップシーズンで、高くはないんですけれども、屋形区が管理しているんですよね。夜になれば、当然観光客の皆さんは、花火なんかで海岸へ行きますので、浜辺のほうへ、多分ずっと閉めずに開いていたと思うんですよ。

八木沢地区なんですけれども、私呼ばれて、夜開いているぞ、釣りやっている人たちがいるぞ。この緊急時というか、注意がかかっているときに、何でそうなっているんだって。いや、これは委託をしているからと思わず言ってしまったんですけれども、委託をしていたら市は関係ないのかとかなり叱られたんですけれども、やはり注意の警報ではないですね、注意報が流れているときに夜開いているというのはどんなものなのかなと。昼間だったら、漁師の方が軽トラで海へ行く用事があるので、開けたら閉める、開けたら閉めるとかというような形が望ましいと思うんですけれども、ぜひこれお願いなんですけれども、委託している方はもちろん八木沢区だと思うんですけれども、連合区なのかな、近隣に住んでいる人たちの気持ちも考えて、例えばそういうときには、基本的に、もともと防潮堤って閉まっていることが本来なんだけれども、人の都合によって開いているわけじゃないですか。それが24時間開けっ放しというのは、やはりどうなのかなと。ここはひとつぜひ話し合いで、こういうときにはこういうふうにするというようなものを考えないといけないのかなと。

仮に委託じゃなくて市役所が管理したとしても、地震が起きたときには、絶対に閉めなき

やいけないわけじゃないですか。中浜陸間と大藪陸間については、自動で閉まるようになっているんですけども、屋形とか八木沢については、人が閉めなければならないので、そういうリスクが高いときには閉めているのが当たり前で、用事があったら開けて、また閉めるというようなことを徹底していただきたいなということを今日ちょっとこの場を借りて言わせていただきました。

それでは、②のふるさと観光地魅力化事業についてです。

観光地としてのブランド化に向けて、地域、関係団体との協議により整備計画を取りまとめていくというようなお答えがありました。令和9年度までの計画についてはおおむね分かりましたが、ふるさと納税制度というのが続く限り、予算はある程度確保ができるのではないかなと思っています。

先ほど整備計画も考えていくというような答弁がありましたけれども、長期的なビジョンで、ハード整備を含む伊豆市の観光推進と、あと防災の計画を策定する必要性を感じていますが、その観光計画の中に防災も含めた中で今後検討していくのか伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） 現在の計画では、津波防災地域づくりに基づいた土肥中心の観光防災まちづくりとして計画はなされております。これについては、第3版ということで改定を行って今きておりますが、次のまた改定に向けて策定をして更新していきたいとは考えております。この更新の中で、市域全体の観光防災、こういうところに話が発展して、全体でまた出来上がっていけばとは考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 分かりました。

それでは、次にいきます。

入湯税の増額の議論、こちらは市長から答弁いただいたんですけども、コロナ前に行いました。議会でも平成元年に北海道の上川町に入湯税の改正について視察を行っております。

答弁にもありました伊東市ですけども、入湯税を現在の150円から300円に引き上げる条例案をこの9月の定例会に上程し、来年10月の施行を目指しているというふうに新聞記事で読みました。これにより2億5,000万円から3億円の増収を見込んでおり、源泉の整備の改修や維持管理をはじめ、観光情報の発信の強化に充てられるということです。

熱海市なんですけれども、宿泊税導入による総務大臣の同意を得たことを受け、来年の4月1日より宿泊税を導入することをこの6月に決定したということです。熱海市内の宿泊者から1人当たり1泊、定額で200円を徴収するもので、この宿泊税による税収を初年度は6億円見込んでいて、徴収を行う宿泊施設のシステム改修への補助も併せて実施する予定となっているということです。

現在、この宿泊税導入の議論というのは、全国で活発化しており、既に宿泊税が導入され

ている東京、大阪、福岡などのほか、約30の地区で導入が検討されているということです。

当市においても、過去には入湯税の増税などで財源確保に向けた検討を進めてまいりましたが、先ほどの部長の答弁によると、熱海市が来年4月から宿泊税を徴収する、開始することを決定したので、その導入のプロセスを参考に、さらなる検討を進めていくと。

市長からも答弁がありましたけれども、具体的にはなかなか言えないんでしょうけれども、さらなる検討の内容について、今現在答えられる範囲で、事務方で結構ですので、お答えをお願いします。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） まず、プロセスについてですけれども、一般的に既存の税収を向上させても、それに合わせて地方交付税が減額されているということで、結局、自治体の財政規模は変わらないということになります。このため、既存の税収とは別の形で財源確保を行うことが求められておりまして、これを実現する一つの方法が法定外目的税の導入というふうに考えております。

ただし、法定外目的税を導入するためには、先ほど議員もおっしゃられましたように、総務省の同意が必要でございます。この同意を得るためには、財政計画を伴った、今後取り組んでいく中長期的な計画、それからこの計画の中で事業を推進していくための経費や不足する財源等を示し、法定外目的税の導入根拠や、それを充当する財政計画等を図っていく必要がございます。

熱海市も当然このようなプロセスを踏んでおりますので、熱海市に今後、ヒアリングなどを行って、今年度より2年かけて策定する計画に、いいところはまねをさせていただき、反省点があれば、それをブラッシュアップしたような内容が盛り込めればというふうに考えております。具体的に今こういうふうに考えているということは、現在まだございません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この議論は、特に旅館さんと行政との間のミクロな話にしないで、なぜこの時期にこういう議論が起こっているかを私は考えたほうがいいと思うんですね。

10年以上前でしたら、日本を観光地だと思って考えた議論はあまりなかったと思うんですね。やはり日本の産業が成熟して、製造業もある程度頭打ちになって、サービス業が成熟していくわけですね、先進国の中では。その中で日本は、実は観光資源がたくさんあるということによりやく安倍政権のときに気がついて、前の民主党政権の頃からインバウンドは始めていますけれども、そこで産業として観光が成熟しつつあるというように私は認識しているわけです。そうすると、例えば製造業なんかでも、国が国策として製造業とかに支援をして補助金を出して工場を造ったりすることがあるわけですね。今、半導体で熊本とか宮城県で起こっている。ようやく国も、今度は旅館のような施設産業に半分程度の補助金を出すようになった。まさに製造業と同じように産業支援するようになったということなんですね。そ

の中で、やはり産業であれば、消費者から頂くわけですね。チョコレートの会社であれば、ほかから財源を持ってきて、工場を造って、売り上げたものをほかに使うわけではなくて、やはり消費、頂いた方から頂戴したお金で設備投資、将来していくわけですね。

ですから、同じように旅館さんは、頂いた料金の中から旅館を設備投資していくんだけど、観光まちづくりは、景色だったり、お金を頂戴できない休憩所だったり、情報だったりでも、やはり設備投資が必要になるわけですから、そこは受益者である観光のお客様から頂戴をして、そして観光まちづくりという商品を作っていくということになっているんだろうと思います。

したがって、私は、旅館さんがメインになるかもしれませんが、宿泊税という頂戴するところを代表とした税ではなくて、あくまでも伊豆市全体として観光まちづくりを進めていくんだという目的を明示しながら、財源の頂戴の仕方は、観光関係者含めてやはり詳細に詰めていくということが必要な手続なんだろうと思います。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 今、市長の答弁を聞いていると、宿泊税ではなく、観光税みたいなものをというようにちょっと捉えたんですけども、いずれにしても、入湯税の議論のときにも、伊豆市だけでやってしまうと、伊豆市が逆に誹謗中傷に遭うというか、あそこは入湯税が上がったから、行くのやめようみたいな話になっちゃ困るねみたいなことはあったものですから、本来であれば、伊豆半島が足並みをそろえて行うのが一番いいと思いますので、美伊豆の代表ですので、その辺もしっかりと共有していただき、観光防災のための大切な、そして新たな財源確保に向けて取り組んでいただきたいと思います。思っております。

続いて、④のデジタル田園都市国家構想です。

観光防災等の分野においてデジタルを活用した分散型国づくりや地域活性化の取組、快適に暮らせる社会を目指す取組を国交省は多分提案しているのではないかと思っております。

観光分野におけるDXの推進として、今後、何か具体的にこれを進めていこうというようなものがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 観光分野におけるDXの推進につきましては、一般社団法人の伊豆市産業振興協議会、こちらのほうが主体となって進めております。伊豆市版DMO事業というのがありますが、その中で体験メニューであるとか、特産品、こういったものをオンライン上で紹介をする「いずたびPicUp!」というシステムを導入し、販売促進に努めておるところです。

それから、こちらも産業振興協議会のほうで会員情報連絡ツールというものを導入しまして、通称伊豆市DMOアプリというふうに呼んでおりますけれども、現在、商工会の会員の方に導入をしていただき、リアルタイムの情報共有、それから、逆に情報収集、こういったことをやっております。また、このアプリを導入することで、郵送料の削減、こういったも

のも図られていると聞いております。

それから、観光ガイドのデジタル化ということで、これ観光庁の補助金を使いまして、おともたびというシステムを導入し、観光ガイドがないときにでも、その観光地の説明が聞けるということで、観光客の皆さんの利便性を図っているところです。

どちらにしましても、行政というよりは、行政も会員である一般社団法人伊豆市産業振興協会、こちらを中心に進めさせていただいているところです。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） もともとDMOにいらっしゃいましたので、その辺は非常に詳しいのかなということで、どうなのでしょう。システムはいろいろできているんですけども、活用度というのが、その辺についてはどうなのでしょう。ずばり伺います。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） なかなかお答えしにくい御質問なんです。先ほどの「いずタビ P i c k U p !」、こちらはまだ多くの商品が世に出ているわけではないということと、売れている実績がどれだけあるかという、それほど多くないというのが現状でございます。

それから、商工会のアプリにつきましても、商工会員さん、今約1,000名ぐらいいらっしゃるんですが、そのうちの3割程度の方にしかまだ導入をいただけていないというようなこと。これは、それこそシステムがあっても、導入をしていなければ意味がないということになってしまいますので、商工会さんを通じて多くの会員の皆様に導入をいただけるようお願いをしているところです。

それから、観光ガイドのおともたびにつきましても、これが多いか少ないかちょっと分からないんですが、海外の方を含め、特に修善寺温泉場辺りでは御利用いただいているという話は聞いております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これもマクロで考えたほうが分かりやすいと思うんです。情報発信、もちろん必要。各地区でどんなイベントをやっているかももちろん必要なんですけれども、デービッド・アトキンソンさんの著作にあるような観光の基本的なところを整理しますと、まず国内治安がいいこと、気候がいいこと、それからその文化があること、そして食事なんです。伊豆は気候はいい、治安もいい、ジオパークの中に文学もあるし、いろいろな文化もある。食事のところ、せっかく海があつて、里山があつて、田んぼがあるのに、さあ、伊豆半島の食材を私たちはちゃんとお客様に出しているのでしょうかと思うわけですね。

確かに日本全体としての食材というのは、ほかの料理に比べてとても健康でとてもおいしくていいんですけれども、せっかく海も里山も田んぼもあつて、この域内で可能な限り、可能な限り域内のいい野菜や米や海産物を出しているんだらうかと。そこが私はD Xだと思うんですね。そこに流通システムが必要ですから、そこは漁協や農協と組みながら、やはり日

本で総理大臣が考えるのであれば、どこの海産物でも、どこの野菜でもいいわけですがけれども、伊豆半島を考えたときには、伊豆半島の中で健康で安全でおいしい食材をちゃんと確保して、流通できるシステムのところにD Xを入れていくことが、観光振興の一番ベースメントとして足りないし、必要なんだろうと思っています。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） そのシステムの中に食を充実させるという答弁がありました。私もまさにそのとおりだと思っております。

時間ありませんので、あとすみません、防災・減災に対するD Xってなかなか難しいと思うんですが、例えばよく言われているのは、マイナンバーカードを全部持っていれば、避難所へ行ってもデジタルで済む。それも多分防災とかの関係になるのかなと、避難所なんですけれども、そういうことを考えると、防災・減災の高度化とか効率化のためのD Xの推進というのは、どんなものがあるというふうに考えられるでしょうか。もし分かったら教えていただきたいです。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） 効率化するD Xの推進についてはもちろん進めていく必要があると考えております。市の実際やっている中では、デジタル無線、同報無線設備の整備と同時に、情報発信の情報メール、それとSNS等の連携した配信が今可能となっております。多様な配信方法により迅速な情報伝達が可能となっており、こういうことを進めていくこと。

それと、昨年度導入した被災者生活再建システム、発災後の建物被害調査や罹災証明、これら他課において多岐にわたる業務の情報が一元化されることによって、業務の迅速化、効率化が図れるなど、こういうことをやっております。

議員がおっしゃったように、防災については、いろいろな分野、D Xもかなり広がっております。引き続きD Xの推進については進めていきたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） それでは、最後のところです。

まず、みなとオアシス登録のメリットというのを先ほどお答えいただきましたけれども、社会資本整備総合交付金の重点配分があるということでした。これらの支援というのを活用して、みなとオアシス土肥内の市民であるとか観光客のための周遊整備、先ほど市長も言われましたけれども、周遊整備が必要ではないかと感じております。

何度もお話をしていますが、松原公園の駐車場から土肥金山までの歩道の整備がされていない状況で、これからテラッセ オレンジ トイができて、土肥金山ができると、あそこを歩く人たちがかなりいると思うんですが、国道の歩道整備などのハード事業の必要性については、先ほどもし観光税が導入されれば、そういうハードもできるのではないかと思います。話をいただいたんですけれども、当市の考えを伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） いつまでも伊豆市を旧4町単位で見たくはないのですが、しかし、特徴を見ると、やはり違いがあるわけですね。修善寺と土肥は、美しい自然に恵まれた伊豆の中で割と人工的なんです。独鈷の湯は、もともとは自然の湯はそのままですけれども、御記憶にあると思いますが、あれは底を切って19メートルも動かして、元のように見せているんだけれども、あれも人工的に動かしたし、竹林の小径も独鈷公園も造られたものなんですね。

土肥の場合にも、ちょっと失礼かもしれないけれども、自然景観でいったら堂ヶ島から南の美しさとはやはり異なっていて、土肥港から土肥漁港までの間、人工的に造られたものによって観光まちづくりをしているわけです。

他方、天城の湯ヶ島温泉とか、中伊豆の里山というのは、溪流そのもの、里山そのものが観光の価値ですから、なるべく余計なものを造らないほうがいい。結果として、財源はどうしてもこっちに、アーティフィシャルのほうにいくのは、ここは宿命としてこらえていただきたいということもあるんですが、しかし、したがって、土肥はもう少し手を加えなければ、より魅力ある観光地にならないですね。

少し反対もあったけれども、テラッセ オレンジ トイを造ったのは、あえてあそこにシルエットのいい人工物を造ったほうが、観光地としては付加価値が高まるという判断があったわけです。

そこで、今、最後の問題で、テラッセ オレンジ トイ周辺の松原公園と土肥金山のそれぞれつなげたいところの徒歩交通ですね、歩く歩道がまだ未整備というのは、まさに議員御指摘のとおりです。

私は、国道よりも一つ海側の歩道を整備したいんですが、地元の皆さんは、国道を歩いてショッピングストア、スーパーマーケットに行きたいということなので、そこは県と議論しますけれども、しかし、地元の皆さんの利便性と観光客に歩いていきたい動線確保の両方のバランスを考えながら、そこは県とも話をさせていただきたい。現時点で道路改良計画はありませんが、そこはあまり時間をかけずに、地元の皆さんと検討、議論させていただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） ぜひ進めていただきたいと思います。

こちらなんですけれども、伊豆市観光協会観光防災マニュアル、こちらがあるんですけれども、これは2022年8月に策定したものだそうです。地震、台風が発生したとき、初期対応と情報伝達、宿泊施設での対応、あと訪日外国人への対応等が明記をされています。

土地勘のない観光客にとって、有事の際の丁寧な対応というのは、今後のさらなる誘客につながっていきます。観光関係者や市民、行政が連携して、本来は相反する観光と防災を両立していただき、誰にでもやさしいまちづくりを進めていただきたいと思います。と思っています。

それでは、次の答弁をお願いします。

○議長（青木 靖君） それでは、小長谷議員の2件目、相続土地国庫帰属制度と相続登記の

義務化について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、建設部長。

○建設部長（山口吉久君） それでは、私から、①から⑤まで答弁させていただきます。

まず、①ですが、所有者不明土地の状況についてですが、市においても道路改良や地籍調査等の際に相続登記がされておらず、多くの相続人に当たらなければならないケースが多々見受けられます。各部署での業務上においても同様な事案が発生しております。

このように、所有者不明土地の状況を把握できるのは、公的な事業施策のタイミングが多く、通常の場合での把握はなかなか困難であり、詳細まで把握できていないのが現状です。

②の相続土地国庫帰属制度とは、議員がおっしゃられたとおり、土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える方が増加しております。また、相続を契機として、土地を望まずに取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いております。所有者不明土地の発生を抑えるため、相続や遺贈により土地の所有権を取得した方が、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度として創設されております。

③に、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。義務化の内容は2つあります。

1つ目は相続によって不動産を取得した相続人は、その不動産の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないことです。なお、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは義務化の対象となります。

2つ目に、遺産分割が成立した場合にも、同様に遺産分割が成立した日から3年以内に相続登記をしなければならないことです。

いずれにつきましても、正当な理由なく、義務に違反した場合は10万円以下の過料の適用対象となります。

④に、これらの制度に関する当市への相談状況ですが、問合せ先が静岡地方法務局ということもあり、市民からの相談件数はございません。ただし、法務局より、相続土地国庫帰属制度について、国庫に帰属する前の段階で市が寄附を受けるかの相談を令和5年度に5件の照会があり、いずれの案件も、市としては寄附を希望しない旨を回答しております。

最後に、所有者不明土地の有効活用に向けた取組でございますが、①の質問で答弁させていただきましたが、所有者不明土地の現状把握は困難であり、有効活用に向けた取組は行っておりません。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） それでは、再質問いたします。

所有者不明の土地の状況について当市では把握をしていないということですが、これは全国の所有者不明の土地というのが、2016年時点で九州の面積を上回っているということで、全体の20%ぐらいが所有者不明の土地だというふうに言われております。仮に伊豆市がその比率で置き換えると、72平方キロメートルが所有者不明になっているということの大変な状況なんですけれども、なかなか公的事業のタイミングじゃないと調査ができないということなんですけれども、そのままに放置していくのも、やはり問題があるので、この解消に向けた考え方というのは何かあるんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） やはり市におきましても、公共事業などを円滑に進める上で所有者不明の土地がありますと、工事を進める上で時間がかかったり、最悪の場合、工事ができないということも想定されております。そのため、相続登記の義務化というものが現時点では有効と考えており、義務化を進めていく、また周知のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） ②のところなんですけれども、この相続土地国庫帰属制度の手順というか、どんな流れで行うのか、簡単に説明していただければと思います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 手順と流れでございしますが、まず土地の所有者は、静岡地方法務局に事前相談のほうを行っていただきます。その後、承認申請書を審査手数料とともに法務局に提出いたします。審査手数料は1万4,000円になります。そちらを法務局に提出し、法務局におけます要件審査で承認がされれば、申請者がその後、10年分の土地管理相当額の負担金を納付し、国庫帰属という流れになります。

簡単ですが、以上でございします。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） あともう1点、この制度で行える土地の要件、全てがいいわけではないと思うので、それについて伺います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 相続土地国庫の帰属につきましては、通常の管理、または処分をするに当たり、過分の費用、または労力を要する土地は帰属不可というふうになっております。

どういうことかといいますと、土地の管理コストを国へ不当な転嫁を防止するため、具体的に帰属できる土地の要件が定められております。例えば建物のある土地、土壤汚染のある土地、危険な崖、勾配が30度以上、高さが5メートル以上の危険な崖がある土地、担保権、または利用及び収益を目的とする権利が設定されている土地など、それらのいずれかの要件

に該当する土地につきましては、国庫帰属ができないというふうになってございます。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） いろいろ制約があるということなんですけれども、地質調査によって境界線が明らかでない土地というのも対象外だというふうに伺っているんですけれども、農地とか山林においては、そもそも境界確定されていないじゃないですか。そうすると、畑とか山なんかは、そもそもこの対象外になるんでしょうか。パンフレットを見ると、オーケーとなっているんですけれども、実際その辺はどうなんですか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 今、議員がおっしゃったとおり、地籍調査がされていなくても、国庫に帰属させることはできます。ただ、国庫に帰属させる上で境界の写真等、境界が分かる土地の状況の写真をつける必要がございます。

それと、やはり帰属させる上で法務局が調査に来た際に、近隣の土地所有者ともめていないかというようなことを確認されるということでございます。ですので、1番は土地家屋調査士ですとか、そういう資格を持った方に立ち会って申請書類を作っていただくのが一番なんです。土地に関して明るい人がいれば、地籍調査が済んでいない土地でも国庫に帰属させるというようなことはできるかなというふうに考えてございます。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） そういうことも可能だというんですけれども、伊豆市でその前例がないものですから、何とも言えないという形になっていますね。

それでは、③の相続登記の申請が義務化になったということなんですけれども、その背景などをもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 相続登記の義務化につきましては、近年、特に地方の人口減少や高齢化の進展により、地方を中心に土地のニーズが低下しているなど、土地所有者の意識が変化していることが所有者不明土地の増加が背景にあると考えてございます。

議員のおっしゃるとおり、相続登記をせず未相続のままにしますと、土地所有者が莫大に増加してしまい、結果として、議員がおっしゃっているような、全国で約410万ヘクタールの土地が所有者不明ということになりますので、公共・民間事業に支障を来してございます。そのため、土地の有効活用の妨げになるということで、経済発展にも悪影響を及ぼしてしまうことから、制度改正があったということも背景の一つだというふうに考えてございます。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この件は、私が全国市長会の経済委員会にいたときにいろいろな交渉がありましたので、ちょっと申し上げますと、我々全国の市長は、所有者不明の土地が増えていることを実感していたわけですね。そこで、国に対して何とかこれはしなければならないということを提案して、相続登記の義務化も提案していたときに、私、鮮明に覚えている

んですけれども、法務省は相続登記の義務化はしめませんと明言されたんです。そこから、そのままでは増える一方ですから、物すごい経済委員会が中止になって、全国市長会総がかりでもう1回、法務省と交渉して、1年ぐらい後に再検討していただいて、ようやく相続登記の義務化までいったわけです。

相続放棄するときも、国は市町村で先に使うかどうか聞いてくれみたいな話があったんですが、いやいや、憲法に書いてあるとおり、所有者がいないところは国の帰属だと相当な協議があって、こういうところまでできました。

それが経緯なんですけど、では、なぜこれが起こっているかということなんですね。これぜひ皆さんに真剣にお考えいただきたいんですけれども、私は、何によらず、今までのやり方ではもう無理だから、今までの経緯の延長線上には市の行政ないのだから、新しいやり方を考えなさいと言っているんですが、その前提は、江戸時代から明治になって新しい近代法ができた以降のことを私は言っていたんですが、実はこれはそれどころではないんです。

歴史の教科書に、皆さん、班田収授法とか墾田永年私財法とか漢字だらけの施策があったことを覚えていると思うんですが、朝廷を中心とした豪族、貴族が土地を持っていたわけですね。農民はそこで働かされていた。自分が開墾したら自分の土地が欲しいと言って、最初は3年。そうすると、3年たったら、みんな田んぼやらなくなっちゃうから、自分で開墾したら自分のものにしていいというのができたわけですね、古代に。そこからずっと農民とか武士は、自分の土地、自分の土地、自分の土地で来たわけです。

ところが、今は土地要りませんと言っているわけです。国は、嫌だ、嫌だ、俺も嫌だと言っているんです。これ日本の歴史上、始まって以来のとんでもない逆転現象なんですね。ですから、昨日、今日の法律で対応しようと思っても、絶対にうまくいかないんです。そういったことが今、日本で起こっている。それが人口減少のとんでもない波及効果なんだよということをまずみんなで認識を共有していただかないと、ちょっと小手先ではいけないという大前提があります。

その上で、私は伊豆市を預かっている市長ですから、そんな国のせいだとか言っている余裕はないので、そこで、昨年来考えているのが、いかに市の土地を使うかということなんです。そこで、森林環境譲与税とか県の森林（もり）づくり県民税をフルに使って、人工林は可能な限り木を切って、売って、売って、売って収益にさせていただく。それ以外のところは、キャンプ場であれ、子供、孫の別荘地代わりであれ、何でもいいけれども、とにかく人が入る、人が使う。そして、少しでも孫を遊ばせるか、あるいは人様に借りていただいて、少しでも収益を上げる。そういった人が入って、人が活動することをしないと、今起こっているように、幾らでもいいから誰か買ってくれないかなになってしまうと、最後は誰に渡るか分からないということに今なりつつあるわけですね。

こういうとんでもない歴史的な大転換期に今、我々は直面していて、いかに国土を守るかということに対して、私たち地域住民一人一人も考えなければいけない状況にあるというこ

とで、その立場で、その立場で市長として取り組む最も重要な課題の一つだと考えています。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 部長、1点確認なんですけれども、問合せ先が静岡地方法務局ということもあって、市民からの相談件数はないという答弁だったんですけれども、電話なんかでこういうものがあると聞いたんですけども、それはどうなっているのみたいな、そんな問合せもないんでしょうか。なかったんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 担当部局のほうには、今のところ問合せはございませんが、問合せがあった場合に、概要程度はやはりお伝えして、詳細につきましては静岡地方法務局の連絡先を伝えるようにしたいというふうに考えてございます。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） そうすると、そもそもこれらの制度自体が認知をされていない可能性もあります。国庫帰属制度であるとか、納税通知書の送付の際に相続登記の申請が義務化されたことを案内する必要性を感じているんですけれども、制度の周知をこれからどのように行っていくのか伺います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 既に税務課において、固定資産税の納税通知書の送付の際に、リーフレットを添付したりして、納税義務者への周知のほうを行っております。また、ホームページや広報伊豆へ掲載し、周知のほうをしてございます。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） ホームページ等でも行っているということによろしいのでしょうか。はい、分かりました。さらなる周知お願いいたします。

じゃ、最後のところです。所有者不明の土地の有効活用ということで、なかなか難しいよという中で、いろいろインターネットを調べたところ、平成31年6月施行の地域福祉増進事業というのがありまして、こちらは所有者不明の土地を利用して、地域住民等の福祉や利便の増進のための施設を整備することができるということです。この制度の詳細と当市における実績みたいなものがあれば伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） まず、先に実績でございますが、実績はございません。

制度の詳細でございますが、地域福祉増進事業ということで、所有者が分からない土地を例えば公園や社会福祉施設、購買施設等の整備といった地域のために使う事業に、使用権を取得して利用することが可能となる制度でございます。都道府県知事の裁定により使用期間は10年、一部事業につきましては20年が上限で使用できるといった制度になります。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 最後の質問になります。これ分かったら教えていただきたいんで

すけれども、国に帰属された田んぼや畑、今後、これを市が買い上げる、または個人、あるいは農業法人などが借りて、そこで作物を作ることというのは可能になってくるのでしょうか。分かったら教えてください。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これは、これからかなり国や県とも真剣な協議をしなければいけないと思うんですが、決して所有者不明、あるいは所有者不在の土地の使い方が使い勝手がいいわけではないんですね。湯ヶ島温泉の真ん中に廃墟の旅館があって、相続権利のある方は分かったんだけど、結局、所有者が不在、全て相続放棄をされて、調べるまで5年かかったんですけど、ある方が取得して解体しようとしたら、解体費用があまりにも巨額で、今、ちょっと目隠ししていただいているんですけど、まさにそういうように所有者が不明、所有者が不在、あるいは相続放棄したところは、そこを維持するために巨額のお金がかかる可能性があるわけですね。そこでみんな遠慮し合っている。そこで、市が入って行って、その土地を使うということに対してどの程度公金を使って管理する価値があるかということになっていくわけです。相当程度の合理的な理由がないと、なかなか公金を使う、そこに入れることはできない。

他方、何もしなければ、国庫に帰属されたものは国が管理するとしても、誰かに売られて、誰かに売られて、また誰か分からない人に売られてしまうのも困るので、その扱いについては、相当工夫が要るところだと思います。

農地は簡単に売買できませんので、そこは行政が取得しろということになれば、一つの考え方としてあるかと思いますけれども、もうそれをやる場合には、生産体制がしっかり取れていなければいけませんから、行政だけで意思決定することは難しいんだろうと現時点では思っています。何らかの新しい工夫が必要だろうと思います。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） 膨大な人口を擁する団塊世代というのが2025年度以降、全て後期高齢者になり、大相続時代が訪れると言われております。望まぬ土地の相続は、リスクやストレスとしてますます影響が広がっていきます。これを今、市長言われたように公的に救済していくことが、社会、経済両面でのメリットになると思っております。空き家、空き地の解消のためにも、この制度のさらなる活用を期待したいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（青木 靖君） これで小長谷順二議員の質問を終了します。

ここで休憩を取りたいと思います。

15分まででいいですか。

〔発言する人あり〕

○議長（青木 靖君） 短い。いい。じゃ、2時15分まで休憩します。15分に再開します。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時15分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 飯 田 大 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号4番、飯田大議員。

〔4番 飯田 大君登壇〕

○4番（飯田 大君） 皆さん、こんにちは。4番、飯田大です。よろしくお願いします。

発言通告書に従い、市長に答弁を求めます。

件名、伊豆市所管の河川管理についてお伺いします。

年間4,000ミリを超える降雨量がある天城山、それに連なる達磨山山系を源にしている狩野川や、土肥港へ注ぐ土肥山川は豊富な水量を誇り、流域市町の産業振興や農地を潤しています。

一級河川である狩野川は、河口から修善寺橋までが国土交通省、その上流は静岡県が管理し、さらに分岐点から上流が市の管理となっております。土肥の山川は、河口から県の管理となっている二級河川になります。

狩野川下流では、近年の異常気象による集中豪雨水害対策として、狩野川放水路の流量引上げのための改築計画が進行しています。多くの水源を持つ伊豆市の水害防止対策は、流域市町にとっても大変重要であります。

狩野川台風では、多量の流木によりダム化して決壊、それが大災害になりました。そのときの災害復旧は迅速な対応が図られ、その後、堤防決壊など大きな災害発生はなくなりました。

今後の伊豆市の河川、及び流域周辺の管理施策について質問をいたします。

①山間部の土石流対策はどのようにされていますか。

②その定期的な監視はされていますか。

③河川の両側の森林管理、倒木対策はされていますか。

④山地の急流部から平地の荒廃が見られますが対策はありますか。

⑤水田水源涵養機能維持は計画されていますか。

⑥水源涵養保安林の指定は考えられますか。

以上についてお伺いいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの飯田大議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、まず建設部長。

○建設部長（山口吉久君） それでは、建設部から、①から④までお答えさせていただきます。

まず最初に、山間部の土石流対策ですが、土石流を堰堤でせき止め、土砂災害から市民の生命財産を守ることを目的として、国が直轄する砂防堰堤135基、県で整備された砂防堰堤41基が設置されております。また、山林の荒廃を防止する治山堰堤が市内に約700基整備されており、砂防及び治山事業を活用して土石流対策をしております。

②ですが、定期的な監視ですが、砂防・治山堰堤はともにそれぞれの管理者が定期的に監視をしております。現場の状況によっては修繕等を実施し、施設の機能維持に努めております。

③ですが、河川の両側に特化した森林管理、倒木対策は特に実施しておりませんが、昨日、下山祥二議員にお答えしたとおり、補助金を活用しながら伊豆市市有林、私有林の整備を進めてまいります。

最後に、急流部から平坦地への土砂流出を防止するための溪間工として、谷止工、治山堰堤でございます、床固工、護岸工、流路工の組み合わせにより整備を進めております。今年度は、大平柿木で谷止工1基、床固工4基の整備を予定しております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 私からは、⑤、⑥についてお答えをさせていただきます。

まず、⑤、水田水源涵養機能維持、通称田んぼダムの計画につきましては、現在具体的な計画はございませんが、現状水田には一定の貯水能力があると考えております。

理由としまして、伊豆市は中山間地域に多くの田があり、畦畔・のり面が高い田が多くなっております。このため、田に雨水をためることは、畦畔・のり面が崩れる、崩壊するリスクが高まる可能性が考えられます。

ただ、実際田んぼダムを行っている地域もございますので、先進事例など情報収集は行っております。

次に、⑥、水源涵養保安林は、洪水を緩和したり各種用水を確保する役割がございます。水源涵養保安林は、森林所有者または保安林の指定に利害関係を有する地方公共団体の長の申請に基づき、農林水産大臣または県知事が指定を行います。

しかしながら、保安林に指定されますと、伐採の制限や植栽の義務、土地の開発への制限や保安林機能が落ちないように適切に整備を行うなど、所有者自身が管理責任を負うことなどの課題もございます。現状、市として指定の申請をする案件はございません。また、県からも新たな水源涵養保安林の指定があるとの情報は伺っておりません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

飯田大議員。

○４番（飯田 大君） 説明ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

今、国の直轄、砂防ダム、砂防堰堤、県での整備の砂防堰堤41基、それと治山堰堤が市内に700基、合計876基の砂防あるいは堰堤があるということなんですが、これらについて維持管理はどのようにされているのか。それと、市としての経費の負担というのがありますか。以上についてお伺いいたします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 国・県ともに業者委託により年１回以上の施設点検を行っているとのことでございます。これに加え、国では台風や大雨の程度により随時点検を行っているということです。

費用につきましては、国・県がそれぞれ負担をしており、市の負担はありません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○４番（飯田 大君） 本当に初歩的なことでの質問ですけれども、砂防堰堤と治山堰堤の役割の違いについて教えていただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 砂防堰堤は、上流からの土石流を捕捉し、下流の家屋や道路などを土砂災害から守ることを目的として設置されております。治山堰堤につきましては、溪床勾配を緩和し安定勾配とし、溪流の浸食を防止し、最終的に森林を再生させることにより山地災害から守ることを目的としてございます。名前のとおり、砂防ですから土砂を防ぐということと、治山につきましては山を治すということで山の森林機能をしっかりと維持していくといったことになろうかと思えます。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○４番（飯田 大君） ありがとうございます。

次に、狩野川ではなくて土肥の山川、これは二級河川ということで国は河川の管理については関わっていないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁できますか。

〔発言する人あり〕

○議長（青木 靖君） じゃ、そのように答弁してください。

建設部長。

○建設部長（山口吉久君） すみません、確認をしてお答えさせていただきます。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） この堰堤、砂防堰堤、治山堰堤について、担当の部署が管理するということだったんですけれども、これらの施設設置について市の要望、これらを取り入れられて建設されているのか伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 砂防、直轄砂防の場合には、もちろん沼津の国土交通省の事務所が専門家ですから、アドバイスをいただきながら、我々のニーズ、地元の要望と調整しながら進めています。

ただ、市の都合で順番を変えていただくことが多々あって、例えばその一つが天城小学校です。3小学校を統合して狩野小学校に天城小学校をつくるということを決定したときに、あの天城小のすぐ上に順番を変えて砂防ダムを造っていただきました。それから、去年できましたクリーンセンターいず、あれも松沢川上流に今2基完成していますけれども、やっぱり昭和初期の北狩野地震で被害を受けたところですから、3基目を今造っていただいています。そのように、我々の施策に応じて、伊豆市の事業に応じて順番を入れ替えていただいて、そういった機動的な対応を取っていただいております。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） その順番あるいは候補地というのは、松沢川につきましては過去土砂、大量の土砂崩れがあったということなんです、市内にこの135基、国の管轄であるということなんです、ちょっと私の認識不足なんですけれども、どの場所に存在するのか。そして、この建設に関しては建設費というのが、非常に膨大な建設費がかかるというふうに思えるんですけれども、大見川、あるいは狩野川本流、あるいは場所的に修善寺川か桂川の上流部、偏った形ではなくて全体にこの砂防堰堤というのが設置されているものか教えてください。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 御承知のとおり、狩野川直轄砂防は66年前の狩野川台風を受けて国の直轄にいただきました。土肥は対象になっていなくて、修善寺も修善寺川は流域の対象になっておりませんのでそのほかの地域ということになりますが、今インターが出来ました、大平インター。あの上流部、ラフォーレ側ですね、そこからずっと一列に中島病院、天城小学校、出口の三差路、それから市山の公民館の上流とか、主要幹線である国道414沿いがずっと保全されています。

集落ですと、例えば湯ヶ島の猫越の上流部が4基あります。それから、中伊豆の梅木の上流部も4基あります。いろんなところ、中伊豆のふれあいプラザの上流にもありますし、いろいろなところで保全をされています。もし仮に、直轄砂防135基がなかったとしたら、相当な数の集落がなくなっていることは間違いありません。

一時期、政権交代の中でコンクリートから人へということで直轄砂防の年間予算が3億円

程度にまで減りました。そこから物すごい勢いで、もう本当にもう死に物狂いで要望活動して、今大体補正予算を合わせて大体毎年10億円ぐらい、ですから毎年3つ造れるぐらいの予算をお願いをしているところです。

まだまだ狩野川直轄砂防、対応すべきところが数多く残っていますので、この135基で途切れることなく、これからも要望をしてまいります。

時々、都市部の評論家とか大学の先生が、危ないところに住むんだったら引っ越して安全なまちに移動してくれたほうが安いとおっしゃる方もいるんですが、まさに先ほどの議論です。我々がみんな都市部に住んだら、このふるさとだから意地張って守っている山、土地、田畑を一体誰が管理するんだということに思いをはせるわけです。

ですから、国や県の御支援をいただきながら、私たちはしっかり自分のふるさとを守っていく。そのためにコンクリートも使わせていただく、それがポイントだろうと思います。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） この狩野川自体が、南から北に向かって、そして山岳部から急に平坦なところに流れるということで、この流れの角度についてはよく日本海側の黒部川、それらと一緒に急流なんだと、そして田方平野に注ぎ込むというふうに聞いておりますけれども、本当に見上げて非常にきれいで穏やかな山というふうに景観となっておりますけれども、実際に山に登ると非常に陰しいと。そして、その一つ一つの山の間には必ず溪流が走っている。このような状況下ですので、砂防ダム、これの必要性を十分認識しておりますけれども、まだまだこの135基、今後非常に厳しい財政状況の中で継続して設置ができるというふうな先行きについて教えてください。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 以前、全国砂防協会の静岡県支部の視察で甲府市に行ったことがあるんですが、特別養護老人ホームが土石流に遭って、7人だったのでしょうか、亡くなった場所があります。私が見ても、ここで土石流と思うようななだらかな山なんです。でも、やっぱり沢があると必ず土石流のリスクがあるんです。そこも、壁は守られていて、窓とドアから入ったんです。つまり、コンクリートで止めるだけですごく安全になるんです。

今度、小下田に新しい農協さんの支所を買い取って改修したところありますけれども、あれも山側に少し小さな堰堤を造るだけで十分安全になるんです。そういった保全をしながら、ちゃんと伊豆市の集落等の人たちを守っていく。

それに併せて、ここから私が下流域の皆さんにもっと御理解をいただかなければいけないんですが、これだけ砂防をやってきた、そして伊豆市が森林整備をやってきたことによって、今回の1,000ミリ降った雨でも、私は少なくとも狩野川流れていく丸太が見えませんでした。66年前は、大量の丸太が修善寺橋、大仁橋、千歳橋に引っかかったわけです。私、今回も5年前の台風19号もずっと狩野川見ていましたけれども、小さい草とか枝はいっぱい流れるけ

れども、あの長い丸太が流れていったことはないですよ。やっぱりそれだけ砂防ダムは効果があるということです。

先ほど、建設部長から治山と砂防の違いの説明ありましたが、多分財源が違うものだから使い分けているんですが、現象としての効果は非常に似ていると思います。

今、黒部川の御指摘ありましたけれども、去年立山カルデラ砂防に行ったんですが、あそこはうちと同じように火山で、カルデラが一気に崩れて物すごい土砂災害が富山に流れていて、すごい被害が過去あったんです。そこにダムを造る。なだらかにする、ダムを造る、なだらかにする。そうすると、一つは一気に流れなくなる。もう一つは、一番上流とかダムにつかまります。そうすると、流れないからたまっていくんです、土が。最後には同じ高さまで戻る、つまり山に戻るんです。治山と同じ効果があるんです。そうやって可能な限り、コンクリートも使いながら山に戻していくという効果、これ治山でも砂防でも両方あるものだから、やっぱり私たちにとって必要な財源であるということを国にしっかり訴えて、市民の皆さんの命と財産を守り続けていきたい。そのための財源確保は、もう国民の皆さんに御理解いただくしかないと思っています。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 狩野川につきましてはよく分かりました。

2022年8月14日に、松崎町の雲見温泉で民宿、旅館等が短時間の雨で流水によって床上浸水30戸が見られたということなんです。太田川といいますけれども、先ほど土肥の川についてちょっと話をさせてもらいましたけれども、土肥地区でこのような雲見の例とかそういうことについての危険性はふだんから考えているのでしょうか、質問します。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 厳しいところです。やっぱり、日本の川というのはほかの国と違って、明治に外国から、ヨーロッパから来た外国人が日本の川を見てこれは滝だと言ったそうです。やっぱり大陸を流れる、とうとうと流れる川と日本の川は違う。その中でも天竜川とか狩野川、我々は狩野川の一番上流部ですから、本当に滝のような川なんです。土肥は海のイメージありますけれども、実際に海といっても広い砂浜があるわけではなくて、後ろすぐ山ですよ。ですから、滝が流れて土肥に流れていく状況なんです。

そこで、狩野川本流のほうは放水路で相当のんでくれますけれども、土肥は一気に行って海がのみ込んでくれないことが起こる。そこで、水門のところから今度は内陸部に逆に水が上がりてくることがあるものですから、特に八木沢ではいろんな要望を伺っているんですが、なかなか対策が難しいというのが正直なところです。

現状、これからハード整備の余地も残されていますけれども、真に危なくなったときには、申しわけないんですがまずは避難していただくことが最優先になろうかと思います。その今、議員御指摘のリスクは十分に、残念ながらあります。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 分かりました。

次に、②のところですか。

定期的な監視ということで、先ほど年に1回の監視がされているということですが、これは国の直轄、県の直轄砂防ダムなんですけど、市の職員としての立ち合いというのはあるんでしょうか。県あるいは国との実際に巡視をして、この状況をどう捉えるかというふうな意見交換、そういうものはあるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） すみません、この御質問の前に、先ほどの土肥の山川につきましては県の管理河川ということになります。先ほど市長が言われましたように、やはり先ほどの松崎町の雲見温泉の関係もございますので、また県のほうとお話をしていきたいというふうに考えてございます。

御質問についてですが、こちら国の点検に建設部としては立ち合いをしておりませんが、国から不具合等何かあった場合には御報告のほうをいただいているといったところで連携のほうを図っているという状況でございます。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 本当に、防災ということも絡んでおりまして、人命にも非常に関わりがあることですので、ぜひこれ担当の方々共有をして、危険なところがあつたらそれなりの対応をするということをして市民を守っていただきたいというふうに思います。

あと、ちょっとこれ直轄での管理ということでの的が外れますけれども、河川のその流量計とか監視カメラ、あるいはドローンを使ってそのダムの状況を見る、あるいはグーグルの地図で確認するというふうなことは可能でしょうか、難しいでしょうか、お伺いします。

○議長（青木 靖君） 伊豆市がということですか。伊豆市でということですか。

建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 国の直轄砂防事業区域につきましては、流量計のほうは設置されていないということでございます。ただ、監視カメラについては5基設置されているということでございますが、そちらを公開しているというようなことはないといた状況でございます。（後ほど、68ページにて、監視カメラ4基公開していると訂正あり）

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 分かりました。

ちょっと先ほど年に1回の監視ということ聞いて、例えば今回の約1,000ミリ降った後、もうこれらがどのような結果や状況であつたのかというふうな把握というか、そういうこと自体我々市民としては情報を得られたらなというふうに感じます。

あと、前回議会で報告を受けました国道136号ラフォーレ出口の暗渠の部分での陥没につ

いての状況をお聞かせください。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 6月24日にラフォーレ修善寺の入り口のところの国道の道路陥没の原因となりました、大平安竹川の横断暗渠の崩落についてですが、現状は確認しましたところ問題がないといった状況でございますが、やはり今後本復旧のほうを考えてございます。そのための工法検討を今しておりまして、今後この工法検討の結果を県の土木事務所のほうに御確認いただき、早期に本復旧の工事のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 分かりました。

それでは、③に進ませてもらいます。

砂防堰堤と治山堰堤付近の倒木処理、これはどのようにされているのか、これも先ほどの直轄の管理者がこの辺のことは行うのか、あるいはその流域の、例えば私有地であれば所有者が管理をしなくてはいけないのか、その辺について教えてください。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 砂防堰堤と治山堰堤付近の倒木処理につきましては、国と県のほうが行っておりますが、私有林の場合は所有者のほうに処理を促しております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） そのときに、森林管理の面から森林環境税、これを使うことは、森林環境税が対象となるかどうかお伺いします。限られた非常に狭い区域だと思いますが。

○議長（青木 靖君） いいですか。

建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 対象になるかという御質問につきましては、森林整備に係る事業であるため、対象になるかと思えます。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この御下問の内容について答弁申し上げますと、例えば県管理には松ヶ瀬のところ、宮田橋の上流側、ほとんど山になっていたようなところがあったんですが、あれは市から県にお願いをして、国の国土強靱化計画の中でお金が使えたものですから、一気にきれいにさせていただきました。

もう1か所シンボリックなのが、青羽根と雲金の間に中の島があって、あそこ民有地なんです、公共地ではなくて。でも、地主さんの御理解をいただいて公共事業であそこをきれいにして、雲金の方からいつも雨のたびに怖いと言われていたんですが、きれいにすることができました。

したがって、この種の公共事業は、地権者の方の合意さえ取れば進めることができます

ので、そんなに財源というよりも、やっぱり民有地の地主様の御理解というのが第一歩になるかと思います。

財源は、国土強靱化事業がこれからもずっと続いていくように我々国に要望していますので、そこでしっかり財源は確保していきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 今の市長の回答を聞いて、本当に急峻な沢のところに、もう本当に鬱蒼と生い茂った木があります。そういうものが管理されるということであれば、その両側の傾斜地の崩落、崩壊、そういうものも起こらないのではないかと。ぜひ、状況が悪い、大木になってしまつて風が吹くとやがて沢に倒れかかってくるような状況というのは非常に多いというふうに思われますので、ぜひ地主の人に声をかけて、山の整備が進むようにできたらというふうに感じました。

あと、それらの倒木が、先ほど最初に私も言いましたけれども、流れたときにそれが非常に流れからつかえやすいということで、流木止工、流木のみを捕捉する、こういうような砂防ダムとはちょっと性質が違ふようなものがあるんですけども、そのようなものは考えているのでしょうか。

平和寺の残土処理に行かせてもらったときにも、もしかするとこれら杉、ヒノキがそのまま倒れて川に流れ込むような気もしたんですけども、その辺の流木止め、こういうことは考えたことがございますか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 飯田議員がおっしゃられました砂防堰堤につきましては、不透過型の砂防堰堤ということで土砂を全て止めてしまう砂防堰堤と、最近ではスリット型の砂防堰堤ということで、大きい土砂、流木につきましてはそこで止めますけれども、それ以外の水や小さい砂等につきましては下流域に流すというようなことで、その現地の状況に応じて不透過型と透過型というふうに分けて砂防堰堤が建設されているということでございます。

ただ、それぞれメリットがありまして、スリット化することによって近隣の下流に必要な流系の土砂が流水によって提供されるということや、場所によっては魚類や昆虫、野生動物がスリットを通して堰堤の上下水道を移動することができるといったメリットもあるというようなことを聞いてございます。それぞれの現地の状況に応じて設置がされているということでございます。

あと、先ほどすみません、ライブカメラのほうで砂防堰堤うちは見られないということでございましたが、沼津河川国道事務所のほうで4つのライブカメラのほうで、深沢川の砂防ダム、菅引川の砂防ダム、長野川の砂防ダム、岩尾砂防ダムということで4基のライブカメラが現在見られるような状況になっているということで、すみません、先ほどの答弁を訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。（65ページにて訂正済み）

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 次に、人工林と自然林、この保水力の違いというのは分かるか、分かりましたら教えてください。

人工林については、杉、ヒノキの材木を使って家を建てる、あるいは非常に幅広い用途があるんですけども、自然林の場合には主にシイタケ原木とかそういうものに使用できるということなんです、人工林と自然林での保水力の違い、これについて分かりましたら教えてください。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 例えば、自然林は長年、葉っぱが落ちて腐葉土なんかが堆積をして土壌をつくっているため保水力が高いというふうなことが言われております。

一方、人工林はその積み重なりが薄いこと、それから植林の際に密に植えられて、下草なんかが生えにくいというようなことで保水力は自然林よりも低いというふうなことが言われているということです。

以上です。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 分かりました。

次に、④に移ります。

市有地、田畑に土石流による土砂の堆積が起こった場合、復旧工事は土地所有者が災害復旧対象として回復しなければならないのか、そのときに補助というものがあるか、教えていただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 農地への土砂の堆積等については、農地災害復旧の要件を満たしている場合には補助が受けられます。

補助の要件としましては、主なものですが時間雨量20ミリ以上、24時間雨量80ミリ以上や復旧に係る事業費が40万円以上といった要件がございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 次に、土砂の堆積により耕作放棄地となった私有地、田んぼや畑でのかんがい水路の維持が困難となり、近隣水田への影響が起こった場合の対策はありますか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 収穫量の減少によって収入が減少した場合には、静岡県農業共済組合による収入保険が充てられます。収入が90%を下回った場合に保険や青色申告を行っている農業経営者が対象になるなどの要件がございます。

この収入保険は、自然災害だけでなく価格の低下、こういったものによる収入の減少も対象となるということです。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 貴重な補助だと思います。

あと、夏草やアシの繁茂で河川の状況が見えない、あるいは荒廃が進む耕作放棄地対策はどのように対策をしているかお聞かせください。お伺いします。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 耕作放棄地の発生や増加の防止は、既に耕作放棄地になってしまった農地を含めまして、県と連携をして基盤整備事業などにより耕作できる状態に戻し、農業法人等の大規模農業者の誘致や支援を行ってまいります。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） それでは、⑤に移らせていただきます。

耕作者に水田水源涵養機能維持に対しての補助金制度は考えられますか。制度があるかどうかお伺いします。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 現在、補助金制度というのは具体的に検討は行っておりませんが、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業、こういったものに取り組んでいる地域の皆様や水稻の栽培を法人化して行っている方など意見を伺いまして、まず状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 山間地域の地域治水に関わる取組なんですが、水田ダムというのを最近聞くんですけども、そのようなダムを造って治水を図るというふうなものと理解していますけれども、水田ダムが伊豆市で活用できるかどうか伺いたと思います。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 先ほど申しましたように、伊豆市は山間部に田が多く存在しまして、畦畔・のり面の崩壊の危険性が高いということで、全く活用できないと言われるそうではないかと思いますが、現状は難しい状況にあるのかなというふうに考えております。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 分かりました。

本当に、今回の雨でもそうですけれども、これだけの雨量ですとあまり効果がないのかな、一気に河川の増水につながるのかなというふうに感じました。

⑥に移ります。

伊豆市での水源涵養保安林の範囲と狩野川流域について範囲を教えてくださいませんか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 土肥地区につきましては、小土肥地区、それから土肥地区合わせて164ヘクタールございます。また、狩野川流域につきましては天城湯ケ島の7地区に合計

で404ヘクタール、それから中伊豆の4地区で合計89ヘクタールありまして、市内合計として657ヘクタールとなります。

○議長（青木 靖君） 飯田議員。

○4番（飯田 大君） 今、報告いただきました。非常に広い範囲が指定されているということです。

あと、先ほどの質問にもありましたけれども、地権者が山林の管理ができなくなった場合、管理はどのようにになりますか。あるいは、地権者から水源涵養保安林の指定の申請があった場合にはどう扱われるか教えていただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 地権者が山林の維持管理ができなくなった場合の管理ですが、山林の所有者に対しまして、山林の維持管理に対する意向調査というものをを行います。市の経営管理を委託したいとの希望があれば、森林経営管理制度を使って維持管理を行ってまいります。また、財源として森林環境譲与税を活用することができるというふうになっております。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 私がちょっと心配していたことは、やっぱり河川管理ということ自体が国あるいは県という形でされているということが分かりましたけれども、その河川管理の設備自体が市内にあるということです。それと、非常に雨量が多い、そして急峻、いつでも崩壊が起こり得るという中で、毎年これらの砂防工事が行われているということについては安心いたしました。

ただ、本当に私も山の近くへ行くと、田んぼと山の間が非常に荒れているというような現状です。それと、そこで働いている人を見ると、この先この田畑を維持管理できるのかな。あるいは、それから先の山へ行くと、本当にその砂防ダムまでたどり着く、あるいは沢の状態が分かる、沢の森林の状況、木々の状況がだんだん分からなくなってくるような状況で、非常に憂慮しておるところですけれども、ぜひ人命に災害が及ばないような形で今後もこの河川の改修、災害が起こらない対策を進めていただきたいと思います。

これで質問は終了します。

○議長（青木 靖君） 答弁はいいですか。

○4番（飯田 大君） はい。

○議長（青木 靖君） これで、飯田大議員の質問を終了します。

ここで休憩を取りたいと思います。3時15分まで休憩します。3時15分再開します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

◇ 小 川 多美子 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号1番、小川多美子議員。

〔1番 小川多美子君登壇〕

○1番（小川多美子君） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、小川多美子です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

一括で30分の予定で質問いたします。

件名1、断水時における井戸水の利用について。

今年1月の能登半島沖地震では、家屋の倒壊や火災など甚大な被害が発生いたしました。特に断水による被害は長引きました。地震による断水は6県で最大約13万7,000戸に及び、いまだ完全復旧には至っていません。飲料水はもとよりトイレの水なども不足し、衛生環境が悪化しました。また、地震のときばかりでなく、台風や豪雨被害による断水もあり、水不足は深刻です。

南海トラフ地震の脅威も迫る中、日常生活の維持に欠かせない水の確保は喫緊の課題となっています。

水道管の法定耐用年数は40年ですが、令和4年度現在で水道管の老朽率、法定耐用年数を超えた水道管の割合は、全国平均で23.8%、伊豆市は56.9%、浄水施設の耐震化率は、全国平均で43.4%、伊豆市は7.6%と危機的状況です。

このような状況の中、昔ながらの井戸がある家もあるのではないかと思います。市内には井戸を保有している家庭がどれくらいあり、現在使用できる、あるいは使用している家はどれくらいあるのでしょうか。

使用できる井戸の活用について計画等がありますでしょうか、またその周知は検討をしますか。市長に答弁をお願いいたします。

件名2、高齢者に生きがい。

年間を通して数多くの観光客が訪れる伊豆市ですが、昨今はこれまでの土産物店に加え産直品販売が人気を集めています。地元で採れた新鮮野菜や果物に加え、おばあちゃんの味などとして販売されていた漬物や梅干しなども人気を集めてきました。

しかし、食品衛生法の改正で、手作りの漬物や梅干しの製造販売には保健所の許可が必要になりました。改正法は2021年6月に施行されましたが、今年5月末までの猶予期間があり、6月1日から許可なく販売できなくなりました。

梅干しや漬物製造許可を取得するには、原材料の洗浄設備と器具などの洗浄設備をそれぞれ別に必要とするなど、厳しい衛生基準を満たす専用の作業所を設けなければならない、個人

のレベルでは費用の負担などを考えると設備を整えるのが困難で、結局販売を諦めざるを得なくなったケースが多くあります。

個人で、あるいはグループで生きがいとして楽しみながら梅干しや漬物の販売を続けてきた高齢者たちにとって、楽しみを奪われてしまった形です。

令和7年度の新中学校開校によってできると思われる空き教室、あるいは熊坂老人憩の家など空いた施設を改造し、製造施設として利用させていただき、でき上がった製品は地域の名産として売り出すことができれば、高齢者の生きがい創出対策として一石二鳥になるのではないのでしょうか。

人生100年時代と言われている現在、外に出て人と接することは高齢者の楽しみ、生きがいづくりの一助になっているのではないかと思います。高齢者の生きがい創出の取り組みについて伺います。市長、お願いいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの小川多美子議員の質問に対して答弁を求めます。

断水時における井戸水の利用について、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） それでは、断水時における井戸水の利用につきまして御回答させていただきます。

御質問の井戸を所有している家の件数でございますが、現在把握している市内の井戸は28か所あり、うち個人所有が18件、企業所有が10件あり、そのうち生活用水として使用している井戸が23件あることを確認しております。

使用できる井戸の活用について、現在の計画はありませんが、今後、災害時に協力いただける井戸として近隣住民に生活に必要な水を提供していただけるように、関係各部局の共通認識の下、制度設計に努めてまいりたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

小川多美子議員。

○1番（小川多美子君） 1月の能登半島地震、そして8月9日に起きた宮崎県沖の地震、この地震は南海トラフ地震の想定内で起きた地震ではないかと言われています。また、ごく最近では、規模的にはそれら2つの地震よりも小さいながら、神奈川県西部地域で頻繁に起きている地震からも目が離せません。これら地震の影響による断水は、常に考えておかねばならないことです。

対策の一つとして考えられることは、先ほども建設部長のほうから答弁いただきましたが、この井戸の利用ということをやはり考えておいたらいいいと思います。28件でしたでしょうか。そして生活のうち生活井戸としている井戸が23件ということですが、ほかにも市内には井戸を保有しているお宅があるのではないかと思います。いかがでしょうか。答弁をお願いい

たします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 件数等につきましては詳細を把握しておりませんが、議員がおっしゃられるように井戸水を生活水として利用している家庭はあるというふうに認識しております。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） その井戸水なんですが、昔ですと手押し式というんでしょうか、井戸のポンプを手で押しながら井戸水をくみ上げるというような方法でしたけれども、今はその井戸水を手押しポンプでくみ上げるというような方法は皆無に等しいと思うんですけれども、今ではその井戸水を使用しているお宅ではどのような方法で使っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 現在、井戸につきましては電動ポンプのほうで、そちらを使ってくみ上げていると思われます。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） その23件、生活井戸として使っているというお宅は、その井戸だけで、市からの上水道は使っていらないのでしょうか。お願いいたします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 水道水のほうも使っているというふうに思われます。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） その場合、水道水も使っていて、それをメインに使っているのか、御自宅の井戸水をメインに使っているのか、それはそこのお宅がどうなのか分かりませんが、やはり水道水でしたらちゃんと保健所の法定といいますか通ってはいえると思うんですけれども、御自宅の井戸水を使ったりする場合は保健所の許可というものがなくて、生活用水として飲み水などに使ったりする場合には、やはり保健所に登録などをして、検査などが必要と思われませんが、どのような方法を取るんでしょうか。お願いいたします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 一般的に、飲み水でない生活用水として使われている井戸水については基準がないと思われませんが、飲料用の井戸水につきましては、水道法で定められた消毒施設が必要ないなど水道法の適用除外であります。やはり飲用する場合は水道法を準用するのが望ましいというふうに言われています。

そのため、水質検査の、例えば分析が可能な事業者をお願いをしまして、水道の給水を始める前は、やはりその一番最初に始めるときには水道法の水質基準に準じました検査が51項目ほど必要になるというふうに考えてございます。一般細菌や大腸菌、臭気や濁度、色度、

重金属、化学物質など健康生活に支障がないように検査項目が定められ、そちらの水道に準じた形を飲用の場合は取るほうが望ましいとされております。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 以前使っていた井戸も、水道が引かれるようになって、井戸のポンプを押すよりも水道だったらいつでも蛇口をひねればお水が出てくるということで、それで井戸から水道に切り替えたお宅も多々あると思うんです。

先ほどの28件の井戸があるということだったんですけれども、それ以前にはもっとあったと思われる井戸を、水道のほうが便利だからということで潰してしまったとか、あるいは井戸が危ないからということで使用をやめてしまったと思うお宅が多くあると思うんです。

その場合、今までは必要性を感じなかったけれども、地震や台風、それで断水などがおきたり、この能登半島地震でいまだに復旧されていないところがあったりしてお水に困っているお宅がたくさんあるというのをマスコミなどで見聞きしますと、やはり井戸というのも必要なかなと思って、井戸水を復活させたいと思うお宅があると思うんです。

その場合、一度塞いでしまった井戸を復活させるには、いかがでしょうか、大変なことだとは思いますが、どのような方法を取ったりできますでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 井戸を掘る事業者であります削井業者にお聞きしたところ、状態にもよりますが、再度の掘削が可能だというふうに聞いております。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） そうしますと、その場合は多額の予算が必要なんではないでしょうか。それとも市ではそのような補助というのはないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） すみません、補助のほうはない状況だと思います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今、ニュータウンでそういったケースがあったので確認したところ、個人の井戸ではなくて地域のその防災の井戸として、防災の関係からほじくり出したということのようです。

水はトイレと同じようにとても大事なもので、ちょっと井戸にこだわらないんですけれども、できれば地域ごとに大きなかまどと大きな鍋を使って訓練していただけないかなと思うんです。

また自衛隊のときの話で恐縮ですが、3日、4日パンとかが続くと日本人駄目なんです。やっぱり米を食べたくなる。それから、ずっと缶めしで冷たいのもきついんです。温かいものが欲しくなる。日本人は雑炊でいいんです。でっかい鍋に米入れて水入れて、その

辺の、どこの畑でもいいから、これは真面目な話ですから聞いてくださいね、鍋に入れてみ
そかしょうゆ入れておけば十分に何食でも耐えられるんです。それだけで元気も体力も出る
んです。江戸時代に、ほとんど米しか食べなかった飛脚が大阪まで500キロも走っていた時
代ですから、やっぱり米と野菜とみそというのはとてもエネルギーになる。

それから、もう一つこれも笑い話ではなくて本当なんです、お聞きいただきたいんですが、
そうやって大きな雑炊を作ったあと、井戸水でいいんです、お湯を沸かして煮沸するんです、
食器を。これは自衛隊の演習の中でやっているんですけれども、使った食器を洗剤で洗った
あと必ず大きな釜で煮沸することにして、菌が繁殖しないようにするんです。やっぱり災害
時にきれいな水だけ使えない、きれいな家で生活できないときには、そういったどちらかと
いうとプリミティブな生活がやっぱり現実的に効果があるものですから、できましたら地域
ごとに水の確保と併せて、みんなで大きな鍋で炊いてみんなで煮沸消毒することも考えてい
ただければ対応しやすいかなと思います。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 市長の御意見ありがとうございます。参考になればいいなと思っ
ていますけれども、ですけれども各地域、やはりそういうふうなものをそろえたりというこ
とが可能で地域と不可能な地域があると思うんです。そうしますと、不可能な地域は可能な地
域の方をお願いしたり、あるいは皆さんでいろんな、なるべく大きなお鍋のようなものを、
お釜のようなものを持ち寄って、そしてそのようなことをするのもいい方法だと思います。

煮沸ということは、消毒になるとは思うんですけれども、その煮沸をするお水そのものが
どこにあるかということも知りたいわけです。

ですから、例えば各区、各班でどこのおうちに水源があって、その水源、井戸であれ沢の
お水であれ、それがいざというときには市長おっしゃったように煮沸をして使うということ
なんですけれども、そのお水がどこにあるかということ役所を通じてでも、あるいは各区
にお願いしてでも、災害時、いざというときにお水の確保ができて、そこのお宅で承諾
して下さるかということ、それを調べておくのはいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今、議員の御指摘は、災害対策のかなり本質的な視点だと思います。
水はもちろん井戸があるところ、井戸が復活できる場所はそうようお願いをしたいし、
地域の皆さんでそれを維持していただきたいと思いますが、豪雨では無理ですけれども、地
震で近くの沢の水が使えるのであれば、農薬が入っていなければ使えるわけです、緊急時に
は。

それから、みんなで地域コミュニティがあるところは鍋でイベントもいいけれどもという、
まさにそこなんです。遊び事でゲームとしてやっていただきたいんです。みんなが集まって
いるときに、あえて芋煮大会のようなことをやるとか、半分遊びにしてやらないと、一生に

一回やるかもしれないしやらないかもしれないものを、真顔で災害対策訓練といってもやっぱり重たいんです。気持ちも重たいし。だから、そこはあえて昔あったような地域の運動会とか軽スポーツやりながら、子供も混ぜておじや作ったり芋煮大会やったりしてという、遊びの要素を入れていただきたいと思います。そのときにぜひ、この間納入したばかりの給水トレーラーも市に要望していただきたいんです。

もう一つ、まだうちが買っていないのがトイレトレーラーなんです。できれば早く導入したいと思うんですが、給水車もトイレトレーラーも大事に取っておいてもしょうがないので、もう毎月でも毎週でもあちらこちらのイベントに手伝いに行っているのが正しい使い方、そういった使い方をぜひゲームとかイベントとして、みんなが参加しやすい形で使うことをぜひお考えいただければと思います。市は全力でちゃんと協力いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 今の給水車のことも私ちょっと、市長のお話の後、伺おうと思いました。先日の搬入されました給水車、とても立派なものですし、お水も相当量があのでタンクに入るようです。ただ車庫に置くだけではもったいない、使わなければもったいない、かといってそんなに断水がしょっちゅう起きるわけではないから、本当にせっかくの給水車ですから、それをうまく利用できるように考えていただけたらいいんじゃないかなと思いましたので、どなたのお顔見て言ったらいいかな、よろしくお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど議員から水がどこにあるかという御質問と重なるんですけども、給水車まだ1台ですから、やっぱり基本的に体に入れる形で使っていただきたい。市は、それ以外にも協定で生コンの会社、それから温泉をやっている誠商事さんとも協定を結んでいますので、例えばお風呂とか、あるいは直接飲み食いしない、夏であればお風呂に入れなくてもちょっと影に隠れて体を拭きたいようなとき、そういった水のときはぜひその給水車以外の水も使えるわけです。

生コンの会社の方に伺うと、やっぱりさすがプロですね、使った後必ずきれいにして、中はきれいな状態の水だそうですし、温泉は温泉につかって顔を洗うような温泉のトレーラーですから、それも幾つものタイプをお持ちですので、そういったものをフル稼働すればかなりの給水ができる状況に伊豆市はあるんだろうと思っています。いろいろ使い分けていきたいと思っています。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） ありがとうございます。

その給水車も1台、そしてお湯を運んでくださる車も何台かあるかもしれませんが、やはり伊豆市だけが断水になるわけではないですから、あちらこちらからその需要があると思いますので、それをうまく調整しなければやらないかならないことだと思うんです。で

すけれども、そういうふうな取決めということはしてあるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたとおり、災害時協定は地元の建設業、水道事業者さん、それから今の給水でいえば生コンやっている会社の皆さん、それから温泉やっている誠商事さん等々あるんですが、今まさに議員おっしゃったとおり伊豆市だけが災害ではないかもしれない、そうなんです。

したがって、市内の事業者さん、可能な限り頑張っていただきたいんです。やっぱり行政もしっかり支援をして、不景気だからあなたのところ倒産しても仕方ないよねではなくて、どうしても必要な事業者さんは行政が支援しても、伊豆市の中に頑張っていただかないと、いざとなったら三島、沼津には会社あるけれども、向こうだって被害を受けるわけですから、こちらまで来ていただけないことが当然想定されるわけです。

そこで、ぜひ市内の事業者の皆さんにエッセンシャルワーカーとして頑張っていただく、これは医療も介護も同じですけれども、ぜひそういう観点で御理解をいただければと思います。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） じゃ、断水のこと、給水のこととは置きまして、関連はするか、関連しますね、断水などが起きるような地震のときには、当然というか停電も発生すると思うんです。そうしますと、井戸水、ほとんどのお宅が手押しポンプではなくモーターでくみ上げていると思うんですけれども、そのモーターそのもの、それも停電になってしまうとお水がくみ上げられないと思うんです。そういう場合というのは何かいい方法というのはあるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今、井戸の話的前提とすれば、やっぱりこちらも併せ持っていただきたい。市内全域を自家発電装置をつけるのはやっぱり非現実的だと思うんです。

大事なところは、皆さん御覧になったことあるでしょうか、国土交通省が夜間の工事に使うような大きな電灯もできる、何て言うんだ、あれ、電源車というのかな。あれ実は電源にもなるものですから、国交省からはいざとなったらそういうのも支援できますよと言っているんですが、細かいところまで全部張り付けるだけの台数ありませんので、ですからやはりどこかでまとまってその電源を使う、あるいはどこか1か所に、うちのクリーンセンターいずもそうですけれども、そこに行ってスマホを充電する、そういうような形になりますので、個々の地域の電源対策というのは、それぞれで頑張っていただくか、やっぱり電源が切れても使えるようなものをやっぱりできるのであれば準備していただくことが、やっぱり現実的だと思います。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） その場合、停電になった場合の今の電源ですけれども、各区に防災

倉庫というはあるんですね。そうしますと、その中に発電機のようなものというのはいないのでしょうか。もしあったら、それを水道なんかの場合にくみ上げに使うことというのはいないのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） 各区に発電機というのはあるかと思います。

ただ、この井戸だけにそのときに使うかといったら、また別の用途のほうがまた必要になってきて、井戸水に発電機を使うというのは、なかなか現実的なところになるとどうかなというところがあります。

発電機は各区で用意されていますので、それはどういうふうにするかは区によるかもしれないですけども、なかなか区の持っているのを井戸水に、防災井戸とか、こういうものに使うというのは、ちょっとどういう検討が必要なのかというのは考えていかなければならないかと思います。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） それは各区個々の問題だとは思いますが、やはり水道という水というのが生活で大事なものですから、それは各区で決めることだとは思いますが、優先順位というのがあると思うんです。

ですから、もし今お水が必要だ、ほかのものよりもじゃ先にお水をといたら、そのお水のための井戸のポンプの近くに、近くとかどうして使うのかちょっと私は分かりませんが、そのようにするということは、それは各区にお任せしてということになりますでしょうか。お願いいたします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この防災の話をしていると、やっぱりその災害対策とか危機管理のみでは自衛隊の行動規範というのが合うんです。行政は一般的に計画をつくったら次予算ですから。計画つくって、その計画を推進するための予算をしたら、ほぼ実はこれ実行命令なんです。だから、あとは市長はもちろん決裁することありますけれども、予算を執行するという命令つきだというのが一般の行政のやり方。

ところが、この災害時の対応とか、それから自衛隊はふだんでもそうですけれども、計画と実行違うんです。計画があって、その都度実行命令を出していく。災害対策もほぼそれに同じで、計画はつくっていただいているんですが、その計画どおりやるとは限らない。むしろその計画どおりやろうとすることのほうがマイナスなこともあるんです。

ですから、各区で大野なら大野、本柿木なら本柿木でこれはこうしよう、ああしよう話し合っていておいて、そして実際に起こったらその状況に合うように変えていただく。ですから、計画どおりではなくて、計画は計画として、状況に最もふさわしい実行をしていただくということは大事ですので、そこは市がこうしなさい、ああしなさいではなくて、地域ごとに話し合っていて、今はこっちが先だねというように運用していただければと

思います。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） 分かりました。いろいろありがとうございます。

先ほど申しました井戸の保有、それとか市長おっしゃいましたこの手押しのポンプですか、これは今、手に入るものなんでしょうか。それをじゃ地震が来たら困るからといって、うちももとの井戸があるから手押しポンプあちらでもこちらでも欲しい欲しいということになったら、本当にどうかなということも思います。

ですから、一番手っ取り早いのはモーターでくみ上げるというような方法が一番ではないかと思うんです。ですから、そういうふうなものがどこのお宅にどれくらいあってということ、いざ地震が来た、断水が起きたというときに、すぐにじゃこの区のこの班ではこのうちにお水をいただきにいこう、ここはこうだとか、あるいは今あちらこちらというか、伊豆市は何か所ぐらいあるか分からないですけども、きれいな沢のお水、おいしいお水だなんて言われてよそからくみに来て、コーヒーがおいしいから、お茶がおいしいからといってそのお水を飲み水としてわざわざ、それはお茶とかコーヒーでしたら煮沸するわけですから、保健所云々ということはないと思いますけれども、そういうふうなものを各個々に、個々というか各地域でそういうふうなものを知っておいたらいいとは思いますが、なかなか地域の人もその組で、あるいはその区で話し合うということができるかできないかは、ちょっとそれは私分かりませんが、行政のほうから各区にそういうふうなこと、こういうときのためにこういうふうなことを調べておいたらどうですかと、それ市役所のほうに報告しないまでも、区のほうで、あるいは班のほうで知り得ておく必要はあると思いますので、そういうふうなことを周知していただいたらどうかなということをおっしゃると思いますが、

この断水における井戸水というのをちょっと終わって、次のに行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） いいですか。

それでは、小川多美子議員の2問目、高齢者に生きがいについて答弁をお願いします。
市長。

○市長（菊地 豊君） 私もよく経緯を存じていないんですが、漬物作るのがかなり厳しくなったということで、月ヶ瀬の梅組合からの相談があって、湯ヶ島の市民活動センターをお使いになったらどうですかなんていうことを話した記憶があるんですが、私たちが小さい頃は漬物なんか買うことなかったの、何でこうなったのかなと思うところもあるんですけども、ちょっとそこは制度の経緯はまたしかるべく市長会で情報共有をしたいと思っています。

具体的な御質問については健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） それでは、高齢者の生きがい創出の取組についてお答えいたします。

伊豆市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるために高齢者の居場所づくりを支援しており、誰もが自由に過ごせる居場所や住民同士が支え合う住民主体のサービス、サービスＢを設置運営する団体に対し補助金を交付しております。

また、ほかにも市が開催したロコトレ教室終了後、参加者が自ら企画して活動するロコトレＯＢ会や、伊豆市社会福祉協議会が市内50か所で推進しているふれあいサロンなど、市内では多くの団体が様々な活動を行っております。

高齢者がいつまでも生き生きと暮らしていくためには、社会の中で役割を持ち、社会とつながることが重要だと考えます。

今後も、高齢者が豊かな経験、知識を生かし、様々な分野で地域社会に参加し、貢献できる地域づくりを推進してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 再質問する前に、市長今おっしゃっていましたがどのようなことなのかというようなこと、私も具体的に細かくは知らないんですけども、これは全国的なものようでして、例えばかなり有名な東北、秋田のいぶりがっこですか、ありますよね。煙でいぶして漬物をとというような、そういうものも今度のこの法改正によってできなくなったんだそうです。

あちらこちらでこの法改正のために困っている方が多いようでして、そして特に、別にお若い方ももちろんお漬物漬けたり、梅干を漬けたりということをなりわいとしている方もいらっしゃると思うんですけども、どちらかというと、言い方は変ですけども、梅干しばばあだとか、ごめんなさい、変な言い方で、ですとかそういうふうなお漬物、梅干しなんていうとお年寄りの方のほうがお上手だと思うんです。昔からの手塩にかけたというか、あるいはいいあんばいとかと、これはあんばいにしても手塩にかけたというのも、そういうふうなお漬物から出た言葉ではないかなと思うんですけども、そのお漬物が、お年寄りの得意なお漬物ができないということ。

ここに高齢者の生きがいづくりというようなことでありますけれども、私はすみません、高齢者全般ではなくて、今、健康福祉部長がおっしゃってましたいろいろな生きがいづくりはあると思うんですけども、そのいろいろなものではなく、お漬物といいましょうか、梅干しに限ったことを、ちょっとこの場で意見として言わせていただきたいと思います。

これはよそからの受け売りの言葉なんですけど、教養と教育、お聞きになった方もいらっしゃると思うんですけども、いわゆるよく耳にします教養、教え養う教養、教え育てる教育とは違いまして、今日用事があるから、今日行くところがあるということが私が今ここで言いたい「今日用」と「今日行く」なんですけど、高齢者になりますとだんだん外に出る機会も少なくなり、外部の人との関わりも減り、孤独に陥るケースが増えてくるのではないでしょ

うか。

外に出て人と交流することは心の栄養になり、頭の回転にも少しでも役立つと思いますが、これらについてはいかがお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） まず、ちょっと補足で説明させていただきます。

今回この梅干しが販売できなくなったというのは、食品衛生法の改正によって、漬物の製造というのが新たに営業許可が必要だということになりまして、その経過措置も令和6年度5月31日で措置が終了したということで、その許可を取らないと一般的に販売目的で漬物は製造できないということで、今回の小川議員からの御指摘となっております。

先ほどの御質問に関してですけれども、やはり基本的には、何かしら用事があるですとか、やっぱり人間というのは何も目的がないとどうしても、外に出る機会がなくなるとどうしても確かに孤独に陥ってしまうということがありますので、やはり市としても、やはり地域の身近なところで何か集えるようなところということで、各自治会とかその単位で今、居場所づくりとかふれあいサロンとか、そういったものを推進していくところですので、引き続きできましたらそういったところをもう少し活発に、活発というか、今でもかなり数は多いんですけれども、みんなが気楽にそういったところに行けるような形になればいいなと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） お答えありがとうございます。

私が今日ここに立っておりますのは、その梅干し作りについてなんですけれども、これは今日用事があって行くところがある例としてあるボランティアグループの例を紹介したいと思います。

グループで集まって梅を取り、取った梅を漬け、赤ジソをもんで入れ、梅が赤くなったら天日に干す。この天日に干すということもいけないようすし、この取った梅を今まではみんなでわいわいおしゃべりをしながら屋根の下で漬けた、取ったものを洗って漬けてということをしていたんですけれども、それらもこういうところでなければ駄目だ、ああいうところでなければ駄目だということで、かなりお塩で漬けるということも難しく、難しくというかやることができなくなりました。

その赤くなって天日に干した梅を、それをグループの都合のつく人たちが集まって作業をして、その間大声でおしゃべりしながら笑いながら一連の作業を終わります。久しぶりに笑った、大声で話した、楽しかったと帰る後姿は充実感にあふれているように見えます。この姿がこの春から見られなくなりました。グループの仲間はがっかりしています。

これはほんの一例ですが、誰もがいずれは高齢者になります。このことばかりが高齢者の生きがいというわけではありませんが、もし御自分が高齢者になったときを想像してみてください。

ださい。やることがないつまらないな、寂しいな。でも、たまにでもこうして人と集まって梅干し作るから集まらない、来てくれない、都合つかないやいいよと決して強制ではありませんので、都合のつく人たちが集まって笑いながらおしゃべりしながらというようなことを数時間やります。それがとても生きがいになっています。ですから、このようなことがなくなってしまうということが寂しいなと思いました。こういうことに対していかがお考えでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大石 真君） 今、小川議員のお話聞いて、本当に皆さんが楽しくやっている様子が目に浮かんで、食品衛生法の改正ということであるんですけれども、こういった機会が奪われることは、私個人的にも残念だというふうには感じております。

今回、例えばこういったやはり自分が高齢者になったとき、そういった居場所とか何か集える場所があるというのは非常にやはり、自分が例えば今後、まだ先だとは思いますが、そうなったときに、やはりそういったものは必要だなというふうには感じております。

実際市としても、例えば営利を目的とする事業とか参加者が限定される事業というのはちょっと対象とならないんですけれども、先ほど答弁で申し上げました高齢者の居場所づくり推進補助金というのがありますので、市内に占有できるスペースで例えば高齢者が集える場所を設けるものであれば、その運営経費とか賃借料も補助対象となりますので、そういったものを活用いただいてぜひ自由に使っていただいて、そういった居場所というのを設けていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小川議員。

○1番（小川多美子君） そのグループで今まで販売した梅干しは、これぞ本当の梅干しの味だと多くのリピーターがいます。ふるさと納税などにも貢献できるのではないかと思います。ただその梅干しを作る場所がない、それで皆さん集まることができない。ほかにもいっぱいこのグループは慰問に行ったり何かのいろいろなボランティア活動などもしていますが、この梅干しの収益をボランティア活動などにも使ったりしていますので、その収益がないということはちょっと懐が寂しくて、どうしたらいいのかなというふうな思いがいたします。

中学校が来年の3月に移転しまして、4月から新しい伊豆中学校になり、中学校の跡校舎が空くということを想定していたんですけれども、それはそれで何か次のお考えがあるようです。となると、また別の小学校などが空くのではないかなとか、あるいは修善寺老人憩の家、昨日、杉山誠議員の何か質問で老人憩の家を解体という言葉がちらっと私、何か頭の片隅、どこかにどなたかの答弁で入ったような気がするんですけれども、いずれにせよ活動のできる場所が欲しいなという思いなんです。

ですから、高齢者、特にボランティアでやっている、梅を作ったりするグループの活動拠

点が欲しいという思いで一般質問をさせていただいています。お答えをお願いします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この件は、私も実は詳しくなかったんですが、今伺っていると高齢者福祉というよりは、何か日本の社会の在り方がどんどん変わってきてしまって、さっき私も小さい頃はみんな家で漬けていましたよねと申し上げたんですが、父方の、父のはとこが沼津で居酒屋やっていて、しょっちゅううちの大根もらいに来ていたんですけれども、それが一番おいしいと言っていたのが駄目。それからアジの一夜干し、イカの一夜干しが駄目、梅干しの天日干しも駄目。ひょっとしたらじゃ、何だっけ、サツマイモのあれ、干し芋も駄目。

何か日本の社会、食文化がそれでいいのという感じがして、以前私がえっと思ったのは、鹿のイズシカ問屋をつくったときに、鹿、イノシシというのは野生のものですから非常に厳しかったので何でと聞いたら、牧場の牛とか豚は餌が分かっているから。野生の鹿は何を食べているかわからない。でも、それを言ったら天然のタイなんか食べられなくなりますよね。多分、将来の延長線上には、肉も魚も養殖して管理されたもの以外は食べちゃいけませんということになる。それは本当に安全なのか、過度な反応なのかという気がしつつ伺っていました。

私、梅干しで天日干しで食中毒になった方を聞いたことがないので、ここで1つ気をつけなきゃいけないのは、我々もそうですけれども、何か起こったときにその事象に着目しないですぐに国のせいだということがあるんです。そうすると、国の官僚は分かりました、規制しますとなってしまう。その規制は全国一律になりますから、やっぱり何か起こったときには事象ごとにものの本質を考えないと、何でもかんでも国のせいだとなると、やっぱり今伺ったことのようなことが起こりそうな気がして非常に不安を持っています。

それはそれで、またちょっと別途市長会の席で私も議論させていただきますが、当面の対応としては市が持っている施設を確認をして、それから固有の団体に専用でということではできませんので、どこの施設はどういうことなら使えるということを1回整理をして、なるべく早く市民の皆さんにお知らせできるようにさせていただきます。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

小川多美子議員。

○1番（小川多美子君） いろいろと井戸水のこと、それからこの漬物のこと、こちらの拙い質問に丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。

やはり、今日いらしている皆さんも、このことが気になって傍聴に来ている方も多々いらっしゃるはずなんです。ですから、ぜひここでいいお答えを聞いて帰りたいなという気持ちでいらしたとは思いますが、でもこれは法律で決まっていることで、たとえ市長でも、じゃ分かりました、こうしましょう、ああしましょうということとはできないと思いますと言うたら失礼ですけれども、できかねると思います。ですけれども、それを何とかいい方法でみんなに生きがいを持っていただけるようなほうに取り組んでいただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） これで小川多美子議員の質問……。拍手は、拍手はできないことになっておりますので御理解ください。

これで小川多美子議員の質問を終了します。

◎散会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

一般質問３日目については、明日９月４日の午前９時３０分から、発言順序９番の永岡康司議員から発言順位１１番の鈴木正人議員までの３名を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 ４時０４分

令和6年伊豆市議会9月定例会

議 事 日 程（第4号）

令和6年9月4日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	小 川 多美子 君	2 番	浅 田 藤 二 君
3 番	鈴 木 優 治 君	4 番	飯 田 大 君
5 番	黒 須 淳 美 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	星 谷 和 馬 君
9 番	鈴 木 正 人 君	10 番	間 野 みどり 君
11 番	波多野 靖 明 君	12 番	小長谷 順 二 君
13 番	青 木 靖 君	14 番	三 田 忠 男 君
15 番	永 岡 康 司 君	16 番	杉 山 誠 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	伊 郷 伸 之 君
教 育 長	鈴 木 洋 一 君	総合政策部長	新 間 康 之 君
総 務 部 長	井 上 貴 宏 君	市 民 部 長	佐 藤 達 義 君
健康福祉部長	大 石 真 君	産 業 部 長	大 路 弘 文 君
建 設 部 長	山 口 吉 久 君	危 機 管 理 監	大 村 俊 之 君
教 育 部 長	小 塚 剛 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	稲 村 栄 一	次 長	土 屋 洋 美
主 任	原 亜里沙		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名です。出席議員が定足数に達していますので、会議は成立しました。
これより令和6年伊豆市議会9月定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日の議事日程は、配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（青木 靖君） 昨日に引き続き一般質問を行います。

本日は、発言順序9番の永岡康司議員から発言順序11番の鈴木正人議員までの3名を行います。

一般質問する際には、事前に一括または分割の旨を宣言してから質問をお願いします。

これより順次質問を許します。

◇ 永 岡 康 司 君

○議長（青木 靖君） 最初に、議席番号15番、永岡康司議員。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） おはようございます。15番、永岡康司でございます。

通告のとおり一般質問を行います。予定時間を20分といたします。

件名、市有バスの処分の経緯を問う。

さきの全員協議会で、市の保有バスが整備管理者の選任ができないため処分をしたとの報告がありました。

自家用バスで乗車定員30人以上の車両を保有する場合には、バスを管理している場所ごとに道路運送車両法第47条に「自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない」とされています。

また、同法第50条のバスの整備管理者を選任しない場合は、同法第110条の罰則規定で30万円以下の罰金が適用されると規定がありますが、以下について伺います。

①責任の所在を伺います。

②今回の事件で職員の懲戒は行われましたか。

③整備管理者の選任ができなかった理由を伺います。

④道路運送車両法以外の法令違反を伺います。

⑤市民の利用に関し、市民に与える影響はありますか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの永岡康司議員の質問に対し、答弁を求めます。

菊地市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

総務部長より答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） それでは、①からお答えさせていただきます。

責任の所在ですが、市バスの運行業務の所管課であります資産経営課となります。

②につきまして、これまでに数回、警察や検察庁から事情聴取を受け、その結果、7月に処分が不起訴と決定した状況であり、関係職員の懲戒処分については、今後の懲罰委員会に諮る予定となっております。

③です。当該バスは、合併直前の平成16年3月に旧天城湯ヶ島町が購入していますが、当時の担当者が車両整備管理者制度を認知していなかったのか、届出等を失念していたのかは不明ではありますが、整備管理者の選任及び届出を行わず、あと以降の市バス管理の担当者も車両整備管理者制度を認知しないまま、不十分な引継ぎが継承され、今日に至ったものであると考えております。

④につきまして、こちら道路運送車両法以外の法令違反はございません。

⑤につきまして、市有バスの使用に関する規定では、その使用範囲は、市役所及び学校の業務のほか、市が実施する行事に限定していたため、市バス運行を廃止した後は、事業担当課や各学校等において、民間バスを借り上げることで対応していますので、直接的に市民の利用に関して不都合が生じていることはないと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

永岡康司議員。

○15番（永岡康司君） じゃ、よろしくお願いします。

今回、私の質問ですけれども、当局の責任を問うということはありません。もうバスは処分されてないということで、これはもう今までの20年間の、要するに、その整備士がないままやってきて、それが現在になって、それがもう処分されたということですので、その20年間の間のコンプライアンス、要するに、法令遵守ということをお聞きします。

まず、この責任については、資産経営課ということで伺いましたんですけれども、この資産経営課では、この問題は全然把握されていなかったのか、それとも問題を知らなかったのか、それとも認識したけれども、それはしなかったのか、それはそこら辺、どうなんですか。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） すみません、先ほどお答えしたとおり、認識していなかったということになります。すみません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） これは認識不足で知らなかったということで20年間、このような整備不良を、整備不良といったら失礼ですけども、整備しないままの、選任しないままに20年間済んでいたと。先ほどの説明の中では、20年前は天城湯ケ島町でバスを購入して何年か乗っていた。そのときには整備士はいたということで、そして、その合併をするときに、何かうやむやになって、それが整備士がいなくなったということは聞いてはいたんですけども、そして、その法律をちょっと読ませてもらいますけれども、「使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない」となっていますが、そのためには、整備管理業務委託契約により自動車の整備及び車庫の管理に関する事項の業務の委託を締結することができる。要するに、第三者に任せることができるということをして、その委託項目は約10項目あるんですけども、もう全部読むと時間かかりますんで、はしょって読みますけれども、日常点検の実施。定期点検の実施。点検の結果、必要な整備を行うこと。点検の実施計画を作成すること。点検整備記録、その他点検整備に関する記録簿を管理すること等々となっています。

この業務を委託していなかったということですが、責任者または管理者は、この車両をどのように点検していたのか。日常点検、月次点検、年次点検等の報告、また、その保管はあったのか含めて伺います。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 庁用車につきましては、バスに限らず管理規定というものを設けておりまして、日常の点検、また、月に1回の車両点検等を実施しております。市バスにつきましても、日常の整備、点検行為は運行を委託しておりますバス会社のほうにいただいているというところと、あと、車検、法定点検は市のほうの責任で確実に行っておりましたので、整備不良車両の運転禁止という部分につきましては、抵触に当たらないというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 今、聞きますと、何か日常点検については整備委託をしていると、じゃ、毎日やっているということで伺ってはいるんですが、それじゃ、整備記録というのはもう保管されているわけですか、毎日の整備記録というのは。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 実際に運行するのは委託しておりまして、そちらのバス運行する

ときの記録みたいなものは一応ちゃんとそろえております。ですので、毎日というよりも、その車を運転する機会に、必ず点検をして実施していたということになります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 以前、道路運送車両法違反の未車検の不祥事がありました。保有車両の管理について、コンプライアンス、要するに、法令遵守の観点から見直しを行ったと思いますが、どの部署で、どのような法令を参考にして、また、その結果、どのような対策会議を立ち上げ、議論した結果を文書化して、その結果、関係する部署にどのように周知をさせたのか、いろいろな湯ケ島とか中伊豆だとか土肥もあるんですけども、どのようにその関係部署に通達したのか教えてください。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 先ほど申しましたとおり、法律は、すみません、道路運送車両法に基づく整備点検ですね。そちらを基に、市役所のほうでは車両点検票で車検満了日を確認するということで、月初めに実施する車両点検票に、車検満了日の項目を追加して、点検後は車両管理者が必ずチェックを行うというようなことを徹底しております。

それと、公用車の運転席から目につきやすい場所に、車検満了日を示すシールを貼っております。

それから、グループウェアで車両の予約とかの管理をしているんですけども、グループウェアの公用車両予約システムにおいて、車検満了日以降の予約ができないように、物理的に使えないようにしております。

あと、グループウェアのスケジュール管理システムに車検満了日を予告する旨を掲載し、車両管理者及び関係職員で共有を図っているという状況です。

あと1つ、公用車管理の所管課である資産経営課のほうで、各部署で管理している専用車両というものもございます。そちらのほうも含めて、全ての公用車について車検満了日等の情報を収集して、一元管理をさせていただいているということになります。

以上になります。

○議長（青木 靖君） 車検満了日ですか。車両満了日という、車検満了日の間違いじゃないですか。

○総務部長（井上貴宏君） 車検満了日です。すみません。

○議長（青木 靖君） 永岡康司議員。

○15番（永岡康司君） ちょっと僕も土肥の支所による用事があって、朝行くときがあるんですけども、毎日、まあ、何回か行ったときに、必ず点検させているところは見ているんですけども、丁寧だねと言ってはおりますけれども、僕も乗用車持っていて、ディーラーのほうから、半年に1回は定期点検を行うようにしているんですけども、公用車何十台か持っている中で、そういう定期点検みたいなことはどの車もやっておられるのかどうか、ち

よっとそこら辺をお聞きしたい。そしてまた、その記録を持っているのどうか。それからまた、全部そのディーラーから来るのか、それとも、自発的に点検をするのか、そこら辺の点検報告をお聞きします。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 庁内かなりの数の車両ありますので、それぞれ車両ごとに責任者、管理課を決めています。その管理する車両については、月に1回、毎月1日に車両点検ということでチェックシートをつくりまして、そちらのシートに基づいて車両の整備等のチェックをしていると、職員自らがやっているということになります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 公用車は、車検切れで乗っているということは当然違反に、公道を走るのは違反ということは分かっているんですけども、車検切れで走ってしまう道路運送法車両違反となって、点数6点、または30万円の罰金ということで、これについての警察から、または裁判所なりからの処罰はあったんですか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） その辺りも含めての聴取だったと思います。それで、先ほども申しましたとおり、車両整備行為そのものが不良な車を運転した場合は、道路交通法第62条、整備不良車両の運転禁止に抵触するおそれがあります。ただ、日常の整備とか点検行為は、先ほど申しましたとおり、委託会社、業者のほうが行い、車検や法定点検は市の責任において確実に行っております。また、日常点検についても市のほうで行っておりますので、整備不良車両の運転禁止に抵触するに当たらないという判断だったというふうに思われます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 先ほど行政処分はなかった。不起訴処分という形になったとお聞きしたんですけども、これバスの場合には、伊豆中央警察署からの調書は取られているんですね。そして、その調書は検察庁に送られていますよね。そして、その処分はまだ、不起訴になったということで解釈してよろしいんですか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） はい、不起訴ということで通知が届いております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） じゃ、その前の無車検のそのまま、両方とも不起訴という解釈で伺いますけれども、これ多分、警察も言っていたんですけども、こういう役所の場合には異動があるんで、責任の所在が分からないと。恐らく市長さんも、8年から10年、12年で代わる場合もあるんで、責任がどこにあるのかというのは問えないというようなことで、多分警

察のほうでも、多分これは不起訴になるんじゃないかというようなことを、ニュアンスを、警察の人たちがはっきりとは言わないんですが、多分そうなるんじゃないですかということ、役所の人、人事異動があるんで、責任の取りようがない。個人の場合には、永岡というのは分かるんですけども、そこら辺で不起訴になるんじゃないかなということで、責任の所在が分からないということは、これはちゃんとしたコンプライアンスの下に整備しないと大きな問題になってくるんじゃないかと思いますけれども、だから、不起訴という処分があったということでそれ以上は、いいです。

まず、それで、ちょっとインターネットで伊豆市の懲罰規定というのを調べていたんですけども、テレビを見ていたら、テレビ朝日か何かの番組なんですけれども、2021年9月21日、伊豆市では、30歳代の男性が2年間で、公用車でスピード違反や接触事故など違反を繰り返して行い、公務員としての自覚を著しく欠いているという件で訓告処分となりました。処分を受けている最中に、4回目の違反を行い、戒告処分となり、当分の間、業務による運転を禁止するというような懲戒処分という事案がありましたが、伊豆市の規定によって処分を処置されたと伺いますけれども、どの規定で処分されたかの。誰が、どのような形で処分を決めたのかお聞きます。

○議長（青木 靖君） 永岡議員、今回の一般質問の件名の趣旨と関連づけた質問の聞き方にしてもらえますか。

〔「何の件か全く分からない」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） ちょっと今のだと分からないので。
永岡議員。

○15番（永岡康司君） あの、すみません、ちょっとこれ、コンプライアンスの中で、自動車の管理のことでちょっとお聞きしながら、こういうことで、伊豆市でこういう事案があったということで、その処分はどういうふうにしたのかというのは、ここから来ている。懲罰をしましたかという中で、懲罰規定がある。その中で、こんな事案があったということがネットに出ていたんでお聞きしたんですけども、訓告、戒告、そのような処分をどのように決めたかというのは、お聞きしたいんですよ。駄目なら、結構です。

〔「市の保有バスのことなら分かります」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 一般質問の件名と直接関係ないと思うんですけども、どうでしょうか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） なぜ、これを聞くかという、僕はこの間に、こういう事件を起こしたということは、伊豆市の車両管理についての関連質問として受けて、こういう話をしていくんですけども、もし、間違いであれば、それはそれで結構ですけども。

○議長（青木 靖君） 運転管理についての懲罰についてということでいいですかね。答弁できますか。

繰り返しても結構です。今回の懲罰についての手続の経緯を説明してください。

総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 先ほどすみません、申し上げましたとおり、こちら市バスの関係の懲罰につきましては、関係職員に対して、今後、懲罰委員会を開催し、そちらのほうで処分のほうを決定するという形を考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） その懲罰委員会というのは、どのような委員で構成されているのかお聞きしてほしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 今、懲罰委員会の委員は、副市長が委員長で、あと教育長、あと私、総務部長、3名になります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） さっきの事件で、もう一回くどいようですけれども、その訓告と戒告というのがあるんですけれども、訓告というのは、ただの注意、要するに、違反が多いということで、口頭で注意ということで書いてあるんですけれども、訓告のうえになると、停職、減給または戒告とし、労働者に対して厳重に注意を言い渡し、反省を求めるとともに、改善を促す行為という懲戒処分で、これは公務員に適用されるもので、刑としては一番軽いということで、こんな4回も違反を繰り返しながら戒告という軽微な刑罰ですね。この当分の間、運転禁止ということが出ていたんですけれども、その当分の間というのは、どれぐらいの期間だったんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 永岡議員、申し訳ないんですけれども、通告の内容と全く別な内容についての質問になってしまっているので、通告した内容に基づいて質問してください。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） いや、あくまでも、車両管理のことで聞いているつもりであったんですけれども、それはそれで結構です。

やはりその職員のバスの管理もそうなんですけれども、要するに、知らなかったで全部済ませていること自体が、僕としてはおかしいなと思って、知らないのはしょうがない。知らなかったんですから、そうなんですけれども、知らなかったで済ませて、もうそれが発覚してからバスをすぐ処分したという、何か僕のほうからしたら、悪い言葉で言えば、証拠隠滅みたいな形に取られてならないんですよ。なぜなら、それはバスがまだ使える状態であって、整備して、あのきれいなバスなら、ちゃんとした整備管理士を指定して使うこともあったんじゃないかというのが、僕の考え方だったんですけれども、そこら辺の市長か、総務部長でもいいですけれども、お聞きしたいんですけれども。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この件について報告を受けたときに、私も経緯が全く分かりませんので、また、車両管理の実務ですから、そこに詳細については報告をせよと言ったことはありません。むしろ私が感じたのは、やはり自治体が百何十台もの車両を保有し、管理し続けることがもう時代遅れだと思います。

私が三十数年前に総合商社に研修に行っていたときに、やはり最初は受付の方々まで、みんな社員でした。でも、その間に、もう34年前です。そういったところはアウトソースして、社内会社をつくって、今、うちがシダックスにお願いしているように、三十数年に別会社にしていたんですね。二十数年前に大使館で勤務していたときに、ドイツの国防省は戦闘車両以外の全ての車両をアウトソースしました。国防省でも普通の乗用車を持っているんです、公共車用にですね。それ全部、運転手もセットでアウトソースして、聞いてみたら、何の不便もないというんです。今まで車検から何から全部職員がやっていたのは、そういったプロに任せるわけですから。

今、日本の中でも、何百台、何千台の車両を管理している民間企業がある中で、これからもっと行政職員が取れない中で、私はもう常々職員に言っているんですが、車の所有管理とか市営住宅の管理、不動産屋さんのような仕事を公務員がやることはないだろうと。かつては、ご存じのように、国民宿舎の支配人も湯の国会館の支払人も、みんな行政職員がやっていたわけですが、もうそんなところに充てられる余裕はありません。まだ実現できていないんですが、私は、こういったことに、スケジュールから車両の点検管理から、行政職員がとてもしる時代にはならないと思っていますので、やはりそういったものは、そういったことの専門職員がいるところに委託をして、行政職員は利用にとどめることが、その方向で市役所の在り方を変えていくのが市長としての責任の取り方だと思っています。特に、市内においては、バス会社がたくさんありますから、市がバスを保有して、管理して運営する必要ないと判断をいたしました。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 車何十台ですね、庁舎が持って、その管理をするというのは大変かもしれません。だけれども、バス1台、30人以上のバスは整備士を置かなければならないという1台の管理を、なぜ委託しなかったのか。東海バスにしろ、伊豆箱根バスにしろ、伊豆市の中にも民間企業で整備士の資格を持った業者はいっぱいいます。それに民間委託することによって、なぜそれが運行できなかったのか、もう一度伺いたいんですけれども。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私が報告を受けたのは、この制度を認知していなかったか、もしくは届出を忘れていたか、それがスタートだったと報告を受けています。それ以降は、ずっと認識していないままですから、そういう状況だったというふうに報告を受けています。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） さっき部長が言われましたとおり、こういう制度があるということを知らなかったということを言われた。それが認識不足の最たるものだと思うんですけども、まあ、それはそれでいい。

先ほどの道路運送車両法以外の法令違反というのがあったかどうかというのを伺ったんですけども、法令違反はなかったという話を今お聞きしたんですけども、これもずれるかどうか分かんない。なかったんじゃなくて、道路交通法、安全運転管理者を選任し、公安委員会へ届け出る義務があると。車両管理規定、これは民法第715条の使用者の責任というような形に違反するのではないかと思われるんですけども、そこら辺、管理者はどうですか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） すみません、今ちょっと言われたその法律の内容が、今、この手元にないもので分らないんですが、先ほど申し上げましたとおり、あるとしたら道路交通法の第62条のその整備不良車両の運転禁止という部分かなと思います。そちらにつきましては、先ほど来、申し上げているとおり、日常の整備や点検行為は委託先の事業者が行って、車検や法定点検は市の責任において確実に日常点検も含めて実施しておりますので、その整備不良車両の運転禁止には当たらないというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 先ほどの道路交通法の安全運転管理者の選任の届出ということなんですけれども、この法律には安全運転管理者制度というのがあるんですけども、自動車の使用者が道路交通法第74条の3に規定するに基づき、自家用自動車を一定台数以上使用している事業所において、安全運転管理者を選任し、事業所における安全運転の確保を図るための制度ということであるんですけども、安全運転管理者を伊豆市は決めてあるんですか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） はい、決めております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 安全運転管理者についてですけども、安全運転管理者は、公安委員会に届けなければならない。それも届けてあると思うんですけども、年1回の講習があると思うんです。僕も勤めてるときも、年1回あったんですけども、必ず受講しなければならないとなっていますし、その受講した報告書というのは保管してありますか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） すみません、そちらにつきましては、ちょっと一応調べて、また、回答します。ちょっと今、この場に、手元にないものですから、すみません。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） これちょっと余分なことかもしれませんが、交通安全週間というのが年に何回かあって、朝は、交通安全週間のときには旗振りやって交通安全を促すんですけれども、うちの会社の場合に、交通安全週間というのがあって、それは90センチ掛ける3メートルの看板をつくって、玄関の前に貼って、従業員に安全運転を促すというようなことをしているんですけれども、僕の認識不足か知りませんが、この伊豆市になって、そういう看板というのは見たことないんですけれども。もう一つ、僕らの会社であったのは、安全衛生週間、安全週間、衛生週間と3つあるんですね。それで、その3つの看板の前1か月は、予備月間としてあって、1週間が安全衛生週間、衛生週間、安全週間というのがあって、その都度、看板は入れ替えて従業員にお知らせするというようなことであるんですけれども、それって役所では、そういうのは見たことないんですけれども、そういう安全運転管理者については、そういうのはしていませんか。いますか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 通常、交通安全については、もちろん安全協会等と交通指導員と連携しながら、市のほうでも年4回、安全啓発活動等も行っておりますし、また、事業所としても伊豆市の市役所自体が交通安全の事業所になっておりますので、そういった活動も含めてやっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） じゃ、次の質問をします。

市民の利用に関し、市民に与える影響はありますかということなんですけれども、このバスというのは、年で換算して、年、何日ぐらい稼働されるのか。それで、年間のバスの運転手の手当含めた中での経費というのは把握されているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） すみません、ちょっと年によって違うと思うんですけれども、件数が今、すみません、手元になくて申し訳ないんですが、経費については、令和5年度の実績としましては、委託料と合わせてガソリン代や車両点検とか保険代、維持管理費を含めて年間400万円程度の支出となっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） その経費を含めて400万円というんですけれども、今度はそのバスがなくなるということで、1回使って幾らのコストになるか、ちょっと回数が分かんないんで計算できませんけれども、では、今度、バスを使った場合の、それを同じに換算すると、経費ってどれぐらい増えるのか、減るのか、そこら辺の計算はしてあるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 先ほど議員おっしゃられるように、使用頻度によって金額上下するので一概にはちょっと言えないんですが、民間バスをチャーターした場合は、約100万円程度は増えるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 100万円増える。当然増えて来ると思います。僕らも大体バス1日借りると8万円から9万円ぐらいかかるというようなことは僕らも経験しているんですけども、バスを持っていれば、もっと安く上がるのかなと。だけれども、このバスの委託管理費というのがないんで、これを払えばもうちょっと、400万円でもうちょっと上がってくるのかなと、逆にすれば、そういうことは計算できますよね。そうすると、多分そうだと思うんですけども、それはそれでいいですけども、じゃ、市のバスを今まで使った手続と、バスを利用した場合の手続、それは個人でやるのか、それとも役所通してやるのか、そこら辺と、その負担は誰が持つのかというのはちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（青木 靖君） 市バスの利用についてということですね。市バスの利用、市民から使う申出ができるかということですか。

○15番（永岡康司君） 手続方法をちょっと。

○議長（青木 靖君） その辺のバスの、市で運行するバスの性質についての説明をしてください。

総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 基本的に最初にお答えしたとおり、公務で使う場合が、市バスが利用できるという、あと学校行事ですね、学校が使う場合、その2種類になりますので、市民が直接市バスを借りたいというような場合については、ちょっと今、利用できない状況になっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） すみません、今ちょっと確認ですけども、直接、希望する使用者が申し込むということによろしいですか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 市の公務で使う場合は市バスが使えるということです。

以上です。

ですので、公務ですので、直接個人、市民が頼むのではなくて、役所が経由して頼む形になると、役所を経由して、はい。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） では、その公務で使用した場合、役所を通してバス業者をお願いしたときには、それは全額公費で出るということで理解してよろしいですか。

○議長（青木 靖君） もうちょっと、どういう場合に、どういうふうに行われているのかというのを説明してください。

総務部長。

〔発言する人あり〕

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、この一般質問の御質問の趣旨と御質問の内容がちょっと十分に理解できないものですから、私はこういうふう理解したということで、市長としてお答え申し上げますが、市バスを今まで使っていた場合、例えば、民生委員さんの研修だとか、防災指導員の研修だとか、市が公務で、市民の方を乗せていただく場合なんかに使ったことがあります。そのときに民生委員さんが直接、バスを利用申請するわけでもないし、市営バスがなくなったから民生委員さんが直接バス会社に当然申請することはないわけですね、公務ですから。ですから、伊豆市役所が予算をつけて公務として、市営バスが廃止された今はバスをお借りして、そこに公務として集まっていた行政職員以外の市民の方をお乗せすることはあるということでございます。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 分かりました。今、それを聞いたかったんで、ありがとうございます。

そういうことですね。当然公務ですから、役所へ届けて、その了解の下に利用する。これは当然、僕もそう思っていて、一般の市民がどうしたらいいのかなというふうになれば、役所へ届けてくださいよという形になると思うんですね。

予定時間も来たんですけども、最後の質問になりますけれども、今回のこのような事案に対して、法令違反はともかくとしても、本当にこの警察の人たちと話をすると、本当に事故がなくてよかった。特に、この市所有バスについては、議員や各種委員会、小学校、中学校等々の多くの市民の利用があったと思われます。交通課担当警察官も言われていましたが、もし、対人、搭乗者、人身事故等の事案が生じた場合には、大きな問題になったと言われていました。

改めて市長はじめ、当局の幹部の皆様にお願いしますが、いろいろな面での法令遵守、コンプライアンスを見直して、明るい、楽しい職場環境にして、市民の安心・安全を確保してほしいと思います。

最後に、市長の感想を聞いて質問を終わります。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 公務に携わる行政職員として、あらゆる法令をしっかりと遵守していくことはもちろん大前提でございます。その上で、これから行政職員でなければならない仕事、

それから、自治体として真に公務員としてなすべき仕事をしっかり選別をして、外部委託でできるものは外部委託する。それから、できるというよりも、外部委託したほうが適切に運営管理できることについても、やはりアウトソースを検討する。そのような形で、もうすさまじい勢いで迫っている人口減少に行政組織がどのように対応していくか、そのような方向を誤らないことが市長の責任だと思っておりますので、これを肝に銘じて、教訓とさせていただきます。

○15番（永岡康司君） 終わります。

○議長（青木 靖君） これで永岡康司議員の質問を終了します。

ここで10時20分まで休憩します。10時20分、再開します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時20分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

休憩前に続き、一般質問を行います。

◇ 黒 須 淳 美 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号5番、黒須淳美議員。

〔5番 黒須淳美君登壇〕

○5番（黒須淳美君） 皆さん、おはようございます。5番、黒須淳美です。

通告に従い一般質問を行います。質問は2件で、一括で行います。

件名1、災害に備えた地域防災力の促進。

元日の能登半島地震から8か月、この8月8日には南海トラフの西側に広がる九州宮崎県の日向灘を震源とする、マグニチュード7.1の地震が起きました。

政府は、30年以内に南海トラフでマグニチュード8から9クラスの地震が発生する確率を70から80%としています。

地球規模で見たときに、僅か数百年のデータから、次に起こる地震の規模や発生時期を予測することに難しさもあるということですが、備えあれば憂いなし、日頃から防災について意識し、行動していくために、さらに具体的な取組の必要性を感じたところです。

伊豆市では、本年度予算に地域の防災リーダーを育成するため、静岡県が行う「ふじのくに防災士養成講座」の受講者へ、受講料と交通費など、100%の補助をする予算51万円を計上しました。

今年度の重点事業「市民（いのち）を守るまちづくり」の中の避難対策を推進するための事業費という位置づけです。

地震だけでなく大雨や大風などの災害時に、住民一人一人の自助努力と、さらに知識や技

能を持った住民が身近な地域にいて、リーダーシップを発揮し、共助を進めていけるとしたら、避難対策の大きな力となると思います。

そこで、災害に備え、住民と行政が連携し、平時からどのような活動ができるか、また、発災時での役割分担などについて、次の点を伺います。

①伊豆市防災指導員はどのような活動をしていますか。

②ふじのくに防災士養成講座への応募の状況は。

③民間の資格である防災士を取得された方の把握はしていますか。

④このように市内で高い防災意識を持ち、資格も取得された方たちの活動の場として、例えば、主体的な防災訓練の開催、あるいは公民館や学校施設での防災講座や指導など、伊豆市との連携で行うことは考えられますか。

⑤避難所開設には地域住民の自発的な関りが重要と思われませんが、その際の防災指導員や防災士の方たちの役割として期待されることは何ですか。

件名 1、市長に答弁を求めます。

件名 2、新中学校における課題とその対応について。

来年 4 月には市内 3 つの地域から、予定では 450 名の子供たちが伊豆中学校に入学してきます。

今後、大きく変わると考えられるのは、市内の広域から一つの中学校に生徒たちが通ってくることで、今まで培われてきた地域とのつながりや特性を、どのように継続し、発展させていくか。また、生徒の立場に立ってみたとき、特に、今まで小学校から中学まで同じメンバーで過ごしてきた天城地区や中伊豆地区の生徒にとって、新しい中学校でスタートすることになる大きな集団での学校生活は、まさに初めての経験であり、期待とともに少なからぬ不安も抱えているのではないかと推測され、中学での勉強や部活動、そして、人間関係の構築など、小学校から中学校への移行時期は環境が大きく変化することから、対策や支援が重要です。

そして、現在の ICT を活用した授業や探求学習など、私たちの世代にはなかった変化が起きている教育現場を見て考えるのは、時代は変わっても、どの生徒にも安心して自分の居場所と感じられる学習環境と、楽しく学校生活を送ることができるようにすることに尽きるのではないのでしょうか。

そこで、次の点について伺います。

①学校になじめない、あるいは発達特性などから学校に行きづらいなど、困難を抱える生徒についての小中間の連携はどのような形で行われますか。

②文部科学省では、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）で、学校内に落ち着いて過ごせる空間、校内教育支援センターの整備を盛り込んであります。新中学校ではどのように考えていますか。

③中学校に配置されている心の教室相談員は、現状、1 校に 1 人ですが、増員、あるいは

勤務日を増やすなどの配慮はされますか。

④子供たちは困ったときに大人より友達に相談する傾向が強いとの報告があります。それを踏まえたピアサポートという手法は、子供同士で問題解決ができるようにトレーニングを進めるという特徴を持ち、生徒同士が学校生活の悩みや課題解決に向けて助け合い、円滑な人間関係の構築を目指すことを目的としています。このような生徒向けの講座の導入についての考えをお聞かせください。

以上、教育長に答弁を求めます。

○議長（青木 靖君） ただいまの黒須淳美議員の質問に対し、答弁を求めます。

最初に、災害に備えた地域防災力の促進について。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 南海トラフ地震臨時情報注意が解除されて、私たちは、あたかも今、平常時に戻っているような感じがしておりますけれども、30年以内発生確率80%というのは、世界標準でいえば、ずっと警戒ということです。地質の先生方のお話を伺うと、いつか起こるかもしれないではなく、必ず起こる。つまり、これは表現で言えば100%起こるというわけですね。ところが、いつか分からないので、80%とかという言い方をしているのであって、私たちは常に警戒していなければいけないというのが本当の実態です。それを踏まえて、伊豆市行政として、しっかり準備をしておきたい、可能な限りの準備をしておきたいと考えております。

具体的な御質問については、危機管理監に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、危機管理監。

〔危機管理監 大村俊之君登壇〕

○危機管理監（大村俊之君） それでは、私から御質問のお答えをさせていただきます。

まず、防災指導員は、どのような活動をしているかということです。

市の防災指導員は、現在95名の方に活動していただいております。主な活動内容は、地域での防災対策の普及啓発や防災資機材の取扱い、防災訓練での指導育成などの活動を行っております。また、さらなる防災知識の向上のため、研修等で学んでいただいております。地域と連携、協力し、自主防災力を高めていただいております。

次に、ふじのくに防災士養成講座への応募の状況です。

講座への応募は、県地震防災センターが窓口となっております。令和6年度の伊豆市民の受講状況につきましては、平日開催の講座が3名、土日開催の講座が1名、オンライン講座が5名、計9名が申込みをされております。8月28日から公開講座・講義がスタートしており、その後、6日間の講義を受講することとなっております。

次に、防災士の把握でございますが、日本防災士機構が防災士として認証した人数につきましては、7月現在で44名と聞いております。

次に、伊豆市との連携で行うことは考えられますかということです。

資格取得後の活動として、地域が実施する防災訓練の指導や防災講座など、地域の防災リーダーとして積極的な活動を期待しております。また、今年度創設いたしました、ふじのくに防災士養成事業補助金制度では、補助要件として、自主防災組織の体制強化を図る活動や市内において個人または団体による自主的な防災啓発活動の実施、市が開催する防災啓発事業への協力などを求めている、連携した活動を実施していくこととしております。

最後に、防災指導員や防災士たちの役割として期待されることです。

避難所の開設とその後の運営には、地域の方や避難された皆様の協力が不可欠となります。日頃の研修等により防災知識・能力等を習得されている防災指導員や防災士取得の方々には、これらの際、自主防災組織と連携し、リーダー的存在となっていいただきたいと考えております。避難所では、避難者同士が協力、連携して避難所運営をしていく体制づくりが必要ですが、市の対策本部や関係機関と連絡、調整といった対応についても、先頭に立っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ①なんですけれども、防災指導員について伺いました。実際、今年の9月1日の防災訓練の日は、台風10号の影響で中止となりましたけれども、私の地区などでは防災指導員の方たちが放水とか、そういうようなこともされていた方たちだと思います。ただ、その方たちが実際どのような経緯で防災指導員になったのかとか、その中に女性も含まれているのかとか、その辺のところはどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） 防災指導員のほうについては、地域にお願いして選出をさせていただいております。その中で、女性の方は、現在市内で2名ほどだったかと思うんですけれども、割合としては少なくなっておりますが、引き続き女性の方も参加していただくように考えております。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） それから、その防災指導員の方たちの様子は分かりましたが、研修について、具体的に市のほうで実施されているのか、そして、どのような内容で、年にどのくらい、その方たちに向けて行われているのか、そこを伺います。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） 防災指導員さんの研修については、年1回は行っております。それで、内容については、先ほど申し上げた役割というところの研修で、避難所の運営とか、そういうことを中心に研修の内容はやっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 主に避難所の運営についてということのようですけれども、今年の2月頃、1月ですか、防災指導員の方たちを対象にした「わたしの避難計画」の普及員養成講座というのを行ったと聞いております。これ、ハザードマップを使ったものでしょうか。この避難計画についてなんですけれども、その後、防災指導員の方たちに研修を行った後、どのような形で地区の住民の方たちへおろしていくのか、その道筋を教えてください。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） 防災指導員さんたちには、「わたしの避難計画」等の研修を行ったところでございますが、地区へのおろし方については、市のほうで今年は5月、6月にかけて、防災指導員さん、あと地区区長をはじめ、地区におりて、私どもが説明をさせていただいております。その中で、理解を深めるために、その前に防災指導士さんにも説明をした形なので、地区の中で防災員さんを含め、区長さんと併せて、「わたしの避難計画」、ハザードマップを使った自分の周りの危険度、そういうものを理解していただいて、まず初動として、皆さん、どう避難していくか、そういうことを理解していただくために今回やったところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） やはりそういうときに、区で積極的にそういうこと、防災について学んでいこうとか、広げていこうというふうな、そういう区もあれば、それぞれなかなか温度差もあるかと思います。そういうときに、やはり身近にいらっしゃる防災士さんとか、そういう方たちも一緒になって地域で、みんなで資格を取ったような、思いを持っていらっしゃる方たちを中心に、自主的に住民が動けるような形があったらいいのではないかという思いがあって、今回質問させていただいているんですが、例えば、そのハザードマップ、私たち議員も一度、参加して作成しました。自分の周りの危険区域とか、確認などもしました。ただ、それで終わってしまった感が少しあるかなというふうのも感じています。やはりそういう重要なツールがあるのであれば、それを使って、さらに平時でもというふうな形で、皆さんが意識していただくような防災のやり方、減災にもつながると思うんですけれども、そういうふうにこれから防災指導員の方たちへ市としてどのように、さらに促進できるように働きかけていくか、お考えがあるでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 大切なところで、市長としての関心が高いので、私から申し上げますけれども、救命救急はやはり専門的な教育を受けてないと対応できませんので、どうしても特別なスキルが必要なんです、防災については具体的なリスクをみんなで話し合ってもらったところから始めていただきたいと思います。例えば、伊豆市の場合のリスクは、地震か土砂災害ですけれども、土砂災害が、あるいは洪水が起こるときに危険と言われている熊坂地区で、

高見台では洪水のリスクはないですよ。瓜生野、熊坂で、かつてのように破堤する、堤防が壊れる。そのときに、狩野川の水がいっぱいでないのに破堤する可能性は、まずない。そうすると、横瀬から瓜生野、熊坂までのあの広い狩野川が、しっかりした堤防が越水して、裏を水がえぐって破堤するリスクがあるときには、既に越水が始まっているわけですから、そのときに御自宅にいる人は、まずいないと思えばいいわけですね。本当に川がいっぱいになって、熊坂、牧之郷の皆さん、もう狩野川の水が越えますと言ったら、その前に、あと1メートルですと、まだ上がっていますというときに避難をしていただかなければいけない。

以前、台風19号のときに、熊坂小学校の体育館に避難されて方々の中で、かつての狩野川台風を御存じの方が、あの熊坂小学校の体育館の下は水を流すようになっているんですけども、記憶がよみがえって怖いから、小学校の3階に逃げたいといって避難された。これでいいんです。そういったことを一つ一つリアルに考えていけば、実はリアルな対策が出てくるので、そういったことを話し合った上で、そこのリーダーに、防災指導員さんが、そういったシミュレーションのリーダーシップを取っていただけるとありがたいと思っているんです。

私も今まで防災指導員の教育に、市長は、この先は結構ですと言われて、あまり出てこなかったんですが、そこはむしろ、ある程度、経験のある私が、もう一度その物の考え方、リアルなリスクの捉え方から始めて、防災に備える手法のところを少し共有していきたいというように考えておまして、市長としての役割を今、見直さなければいけないと考えているところです。そのコアが防災指導員であってほしいと思っています。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ぜひ市長には、どんどん介入していただいて、いろいろな経験からのことで皆さんと共有しながら進めていただけたらと思います。

②へ移ります。ふじのくに防災士養成講座についてなんですけれども、今年、予算を取っていただきました。これは具体的に何人分ぐらいの方が手を挙げてくださるというふうな形で予算を取ったのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） 予算については51万円となっており、これについては5万1,000円掛ける10人分で予算を取っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 10人分ということで、そうしますと、あれですね、交通費も新幹線を使って往復できるということで、はい。

で、お聞きしますが、この中で例えば、これは県の事業なので、市がどのくらい把握できるかはちょっと分からないんですけれども、伊豆市の防災指導員の方も応募されているとか、その辺は分かりますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） 伊豆市で受けている方については、先ほど申し上げたとおり、合計で9名、今年度は受けておると聞いております。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ありがとうございます。

危機管理課ばかりではないと思うんですけども、市の職員の中でせっかくですので、このふじのくに防災士養成講座を受けていらっしゃる方というのは、職員の中でいらっしゃるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） 講座については受けている職員はおります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） すみません、聞き方を変えます。

危機管理課だけでしょうか、それともほかの部でもいらっしゃるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（大村俊之君） すみません。市の職員、全体ちょっと今、把握をしていないんですけども、私どものこの危機管理課に属した職員については、この講座を受けに行ったと思われます。今の私は今年来たばかりで、まだ受けてないんですけども、今いる職員については1回受けている形、また、過去にいた職員についても受けております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ふじのくに防災士養成講座の講座の内容というか、講座名とかを拝見しました。読ませていただきました。本当に盛りだくさんで、いろいろな講師の方が、いろいろな分野から集まってくださって、本当に中身の濃い、役に立つ情報、それから、勉強になることもいっぱいあるなというふうに思いました。ただ、本当に朝から夕方まで1日拘束され、かなりの7日間の講座日程を考えますと、なかなか難しいところもあるかなと思います。でも、一応関わる行政の方たちにも、ぜひ積極的に受けていただけたらなというふうに考えます。

次の③に移りますが、こちらは防災士というのは民間の資格になるようです。44名、市内にいらっしゃるということを聞きました。これが多いのか少ないのかちょっと分からないんですけども、4つの旧町で考えたときに、それぞれ10名ぐらいずついらっしゃるというふうな考え方できるかと思うんですけども、この方たちの講座の内容も見させていただいたんですけども、実際に会場に行って受ける講座は2日間、それもやはり朝から晩まで。その講座が終わった後に、試験を受けて、その試験に受かったところで防災士に認定される、申込みをして認定されるというふうな形になっています。

ただ、私も2日間の講座でいいのかななんて思いましたらば、実際に防災士の資格を持っている方に伺ったところ、事前に教本が送られてきて、その教本を、このぐらいの厚さなんですけれども、勉強して、それをレポートを出して、それを向こうで受け取って、その後に講座を受けるというふうな形になっている。これも本当に仕事を持っていらっしゃる方にしたらば、かなりの仕事も休まなければいけないし、仕事の合間にやらなければいけない、勉強しなきゃいけないという、本当に思いがないとできないことかなと思いました。

どうして防災士を受けることにしたんですかと聞くと、やはり一番が、自分の身の回りの、家族をはじめとする身の回りの者を守りたいというふうな気持ちがあったというふうにおっしゃっていました。その次に、自分が持った知識で地域へのそれを広げていくことができたればいいなというふうなことをおっしゃっていました。

そのまま関連がありますので、④のほうに移ります。

このように、地区の防災指導員の方、そして、自主的に自分の思いから防災士という資格を取ってくださった方、そういうような方が地域の資源というか、大事なものとして、私たち住民にとったらば、そういう方が身近にいてくれると、すごく安心感もあります。そして、さらにその上にそういう方たちが自主的に例えば、住民を集めて、今日はこんなことしますよ、あんなことをやりましょうというふうな形で、日頃から声をかけ合って、皆さんで集まるような防災訓練の小さなものかもしれないんですけれども、そういうようなことが日頃から行われていたら、とてもいいんじゃないかななんていうふうに、市民の、住民の防災意識の高まりもそうだし、例えば、今日はここの公民館で何とかのときの災害のこんな話を聞いているので、じゃ、自分たちではどういうふうにしていったらいいんだろうかって話し合おうかなんていうときに、例えば、講座だとか、皆さん、車でその会場に行くんですけれども、ある方がおっしゃっていたのは、何でそこまで地域の近くでやるのに車で行くんだ。歩いて行ったらいいんじゃないか。それも、夜は大変だけれども、昼間だったら歩いて行って、御近所同士、声をかけ合いながら、高齢の方も一緒に手を引きながら行くとか、じゃ、車の椅子の方はどういうふうに行ったらいいんだろうかとか、そういうこともできるんじゃないかと。

アルファ米を使った防災訓練とかもありますけれども、もっとそれよりも考えること。自分たちの地域の特性も生かした、地域のことを昔からよく知っている高齢の方たちにお話を聞きながら、ここが危ないよねとか、こういうときにはこんな動きをしたほうがいいよねとか、そういうふうなことも顔を突き合わせながら、地域の方たちが集まって話し合うことで、どんどん次に進めていけるんじゃないかなというふうなことも、その防災士の資格を取った方もおっしゃっていましたので、できたら、小さいことからですけれども、そういうふうなことができたらいいなというふうに考えますが、そういう防災指導員の方、それから、防災士の資格を持っている方たちの連携について、市のほうで、どんな関りをこれからしていったらいいのか、お考えでしたら教えてください。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先日のテレビの討論会で専門家の方が、日本は世界で、もう圧倒的な地震、台風大国なのに、防災教育がないのは、やはり欠けているのではないかという御指摘があって、まさにそのとおりだと思いました。伊豆市の教育だけ入れるということが、どの程度できるかは教育長と相談ですけれども、やはり日本の教育の中に、家庭科で食事や裁縫を教えるのと同じように、やはり防災は小学校高学年から中学校、高校ぐらいでは、もう必修にするくらいにしなければ、やはり命は守れないんだろうと思います。

今、議員御指摘のように、ある程度の訓練を受けた防災指導員が地域の声になっていただくことは大切ですし、防災士の方を増やしていきたいと思いますが、1つ気をつけなければいけないのは、市が、あるいは防災士から避難指示がなかったから動かなかったようなことは絶対に避けなければいけないので、避難だけは全市民に自分で判断していただかなければいけませんから、そういった全市民へ訴え続けると同時に、やはりなるべく多くの方に訓練を受けていただく、その両輪が必要だろうと思います。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 私が提案したいのは、やはりふだんから地域で顔が見えて、防災についても気軽に知識を得ていくことができる、そんな地域づくりもあったらスムーズに進んでいくのではないかなということに尽きます。

⑤に移りますが、ここの役割として、やはり期待は大きいかと思いますが、先ほど伺った自主防災指導員の方が、女性が2名ということでした。やはり例えば、これから避難所運営とかになったときに、女性の目線というのは本当に絶対必要なところだと思います。円滑な運営、それから、衛生的で安全な運営となったら、女性の目線というのは必要だと思います。男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインというのが、男女共同参画局というところから出ています。

その中で、7つの基本方針として、やはり平常時からの男女共同参画、それが防災復興の基盤となります。あと、女性は防災復興の主体的な担い手であるとか、女性の視点を入れることで、必要な民間との連携とか協働体制を構築することに役立つというようなことも具体的に出ていますので、これからはやはり何でここに女性がいないのみたいな、そういうふうな意識を持てるくらい、女性にどんどんこういう場に入っていただきたい。そうすると、やはり地域で、ふだんから私たち女性が気軽に防災ということを口にしながら、昨日、市長もおっしゃっていましたが、ゲーム感覚でもいい。防災って難しいものでも何でもなくて、いろいろなやり方が本当にあると思います。

あれですね、今度、消防フェスタが11月10日にあるというふうなチラシが入っていましたが、ここに、昨日おっしゃっていましたが、納入された給水車、あれを、ただ見るだけでも、すごくインパクトがありますし、じゃ、これ実際どんなふうな働きをするのというふうに知ることでも、子供たちもとても喜ぶだろうと思うし、放水とか、そうい

うあれも迫力があって面白いんですけれども、この給水車があることで、私たちの日常が脅かされたときに、こんな役に立つんだんだよというふうな、本当に最初のところからのことでいいと思うので、そのような動きを加速させるためにも、そして、とてもかけ離れたものではなくて日常のすぐそばにある防災という形でやっていくためにも、この防災士さん、それから、防災指導員さん、そういう方たちの横の連携を密にする。その方たちが自主的に動いてくださることで、私たち住民への働きかけも生まれてきて、一番下の私たち住民の人たちが、自分たちも、じゃ、何かできるねというふうな、そんなふうに意識が変わっていくことが大事だと思います。

ちょっとこれは防災士さんが講座で聞いてきた話なんですけれども、市内にはやはり技能実習生の方とか外国の方が在住しています。避難所で、例えば、その外国の方がいらしたときに、食事を提供しました。ところが、日本の方はちょっと大体分量をはかって、このぐらいでいいなとかというふうに遠慮しながら取る方が多い。だけれども、その外国の方は、すごく余分にとったそうなんです。「そんなに取っちゃあ駄目だよ」というふうに言うんですけれども、余分にとっていたと。それが何回か続いて、その避難所を最終的には追い出されてしまったというふうな例を聞いたそうです。

そこで、それはなぜ、そういうふうなことが起こったのか。よく考えてみてください。やはり文化も違う。言葉も分かりにくい。そういうときに、避難所運営で何が大事かというふうに考えたときに、やはりそこに、どんなこと、今、何が原因だったとか皆さんお考えになってくださいましたか。一応その講師の方がおっしゃるのは、やはり情報の少なさ。あと、言葉かけ。今、これからこの食事はこれだけだけれども、あと何時間後には、またこういうのが来ますよとか、丁寧に、ゆっくり、それこそ災害時に発生した優しい日本語ですけれども、そういうふうな言葉で、もう日本人だから分るとかということではないレベルだと思いますので、そういうふうなこともあります。いろいろなことを考えなければいけないんですけれども、そのためにも、地域で活躍が期待される資格を持った方たちが率先して動いてくださるような体制づくりを市のほうにはお願いをしたいと思います。

これで終わりますが、市長、あるいは危機管理監のお考えをお聞かせください。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど危機管理監が現在の防災指導員95名と報告をしました。つまり区に1人いらっしゃるということなんですね。何度も申し上げておりますけれども、これからの伊豆市126の区が単位というのは、もう無理なんですね。8月末に砂防研修で伺いました広島市は、学区が単位でした。まさに地域づくり協議会の単位に相当するわけですがけれども、そのときに活動経費を伺ったら、市から委託を受けていて、いろいろなその事業を委託を出して、それが経費になっている。

そこで私も、これからちょっと現在、地域づくり協議会を既につくっていたところと、うちの財務とも協議しなければいけないんですが、その500万円全て自由ではなくて、可能で

あれば一定金額、例えば、50万円ぐらいは防災の活動としてやってください。こちらから命じるわけではないけれども、例えば、こんなこととか、こんなこととか、こんなこととかいかがでしょうかみたいな形で、絶対に地域でやっていただかなければいけない活動についてを、ある程度、例示させていただくことも意味があるのかなと考えております。

ある勉強会で、四国の三好市の市長さんと一緒になったんですが、ここは女性の市長さんなんですが、私とその今の話を、議員の御指摘の「うち、男ばかりなんですよ」という話をしたら、その市は人口が少なくなり過ぎて、男性だけでは回らないから、どんな会合も女性必ず半分いると。逆に「伊豆市さんって、まだ人口多いんですね」って言われたんですけども、そんな状態ではないので、やはり意図的にいろいろなところに女性の意見を入れさせていただく、あるいは女性に入っていただく。これは、もう既に必要だろうと思っています。

最後の外国の方の問題、実は外国の方だけではなくて、昨日私が立ち寄ったスーパーマーケットでも、こんな田舎でも米のところだけ売り切れになっていたんです。もう必ず、あと二、三週間で出てくるのに、日本人でさえ、分かっているのに何か怖くて買い占めてしまう。あるいはひょっとしたら出荷を抑えているのかもしれないけれども、こういうやはり情報不足ですね。二、三週間来たら、もう来るに決まっているのに、ですから、そこを正確にちゃんとお伝えして、先に不安がないように、こちらから丁寧に情報提供させていただくことは必要なんだろうと思います。確かに文化の違いもありますけれども、しかし、そこは生活文化が違うからこそ、情報をしっかり発信させていただくということが必要だろうと思っています。

私が仕掛けた中でうまく行っていないのが、FMの中に外国人の方の番組をつくっていただいたのは、あれ外国人コミュニティをつくっていただきたかったんですね。今、我々が個人情報使えませんので、中国の方が何人、アメリカの方が何人、ベトナムの方が何人、ここに集まってくださいということができないんですよ。ですから、やりたかったのは、FMで、今度の土曜日、何時から、どこで、ベトナム語で、みんなで集まるから集まろうよみたいな呼びかけをしてほしかったんです。そこで緩やかにコミュニティをつくっていただいて、そして、そこに我々が情報提供すれば、そこでシェアしていただける、そんなグルーピングをしたかったんですが、なかなかそこまで行っていません。

ただ、現在、伊豆市に住んでいる約300名の方々、それぞれ出身国ごとにコミュニティあると思いますので、そこは平素からもう少し関係を構築できればと思っています。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

○5番（黒須淳美君） ないです。

○議長（青木 靖君） 次に行きますか。

それでは、黒須議員の2問目、新中学校における課題とその対応についてに対して答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 鈴木洋一君登壇〕

○教育長（鈴木洋一君） それでは、私から新中学校における課題とその対応についてお答えいたします。

先ほど黒須議員がおっしゃられましたように、新中学校に向けて、期待とともに、少なからずやはり不安を抱えているというものは推測をされます。そのような形もありまして、事前に小学校6年生の交流事業、それから、中学生の交流事業を事前に企画をしているところですし、中学校につきましては、部活動が人数が少ないチームに関しましては、合同のチームということで活動しているというようなこともございます。

それでは、質問にお答えさせていただきます。

まず、①の小中の連携でございますけれども、通常、小学校の担任と中学校の学年部や養護教諭同士で3月の下旬に情報を共有して、学習や生活の様子、発達の特性を含めた配慮事項など、児童が円滑に中学校生活をスタートできるように支援体制を整えております。

②の校内教育支援センターの設置でございますが、伊豆中学校の開校を契機に準備を行っていきます。現時点では、まずは相談室登校または保健室登校の生徒に対しまして、心の教室相談員による支援体制を整え、児童生徒が安心して学校生活を送れるように対応していく予定でございます。

③の心の教室相談員についてでございますが、生徒の心のケアを充実させるため、増員や勤務日の拡充が理想的と考えております。特に令和7年度は、生徒数の増加に伴い、悩みや不安を抱える生徒が増えることが予想されますので、十分な相談体制が整えられるよう検討を重ねているところでございます。

④のピアサポートに関してですが、ピアサポートで育まれる子供同士で問題を解決する力は、これからの時代を生き抜くために重要なスキルですが、講座形式だけだと、一時的でフォローアップが難しいという問題もございます。そこで、日々の授業や行事などの特別活動に子供たちが自ら課題を設定し、解決をする場面を意図的に取り入れることで、自然に助け合いながら学び、思いやりや助け合い、支え合う人間関係などを育む環境づくりを目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 通常どおりということ、3月の下旬ということでしたが、今回、新中学校になることで、やはり1年から3年までが新入学生というふうな形になりますね。そうしますと、その分、人数も多いので、なかなか今までどおりの対応だと難しいかなというふうに思ったので、お聞きしました。

その点についての進め方を1つと、それから、昨年度6月、杉山誠議員が、不登校児童生

徒への支援について一般質問されました。その中で、教育長の答弁で、中学校区単位で小中連携プログラムを作成し、活用している。そして、小学校6年生の3学期から中学1年生の5月までの約5か月間を学習活動や行事、生活面において円滑な移行が可能になるように、特にその位置づけや実施方法を人間関係のつくり方などに配慮しながら教育課程のほうを組んでいる。教育課程のほうでそういうふうなことをしてくださっているというふうなお答えがありました。新中学校でどのように考えていますか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 新中学校に関しまして、伊豆中学校ですけれども、やはり1年生から3年生のそういう配慮が必要なお子さんたちが増えるということでございますけれども、現段階で養護教諭等の部会がございます。そういった中でも健康面で配慮が必要なお子さんについては共有しながら進めていたり、また、いろいろな書類の書式ですね、書式みたいなものを統一する中で共通の認識が取れるような形で配慮しているところでございます。

また、議員御指摘のように、少し人数がかなり多い場合については、3月もそうですけれども、それが過ぎた段階においても、当然学期が始まってから必要なことがあれば、小学校に情報を聞いたり、または過去の担任に様子を聞いたりということの中で、ケース会議の中に小学校の先生方に加わっていただくとか、そういったことも考えるかなというふうに思っています。

2点目でございますが、やはり人間関係に苦慮する子供たちが想定されますので、そういったことにつきましても、先ほどありましたけれども、いろいろな交流行事ですとか、事前に子供たちの顔が分かり合えるような、そういった活動も含めながら、人間関係づくりのプログラムについては段階的に進めながら、必要に応じて、新年度は特にそういったところに力を入れながら、学級づくりがかなり、通常でも学級づくりやるわけですけれども、そういった4月当初のスタートの人間関係づくりについては配慮していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ②の校内教育支援センターの設置についてなんですけれども、これ全国的にかなりばらつきがあるということが文部科学省の調査で示されているんですけれども、100%のところ、川崎市とか、さいたま市は100%設置、少ないところだと10%などというところもあります。ちなみに、静岡県は42%の実施設置率ということでしたが、例えば、この近隣だと、函南町で既に2023年度に開設をしているというふうに聞いています。やはり遠くの、例えば、大都市のさいたま市とか、そういうところよりは近隣のところのほうが参考になるかなと思いますけれども、その辺、体制を来年度から整えて、開校してから整えていくというふうなお答えでしたけれども、その近隣の函南町の例とかから、伊豆市で学べるというか、こんなふうな方向性を考えているというところ、もう少し詳しく教えていただきたい

と思います。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 函南町につきましては、やはり対象のお子さんたちがかなり多いということは伺っております。そういう中で、発達支援センターも含む中でも、そういった伊豆市といえはいごちちというような形で、学校になかなか登校ができないお子さんたちの居場所ですね、そういったものをつくったり、今度は学校の中にでも、今までは保健室登校とか、ちょっと教室に入れないお子さんたちを支援員の方が見ているような形になっているわけですが、やはり常時そういう子たちに関われる方を長時間少し持てればいいなという形で、新中学校においては、少し心の教室相談員の方の勤務時間を延長しながら、できれば複数になる時間もつくって相談体制が充実できるように考えて、今、計画をしているところでございます。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 先ほどの函南町の例なんですけれども、昨年度開設して、これは函南町の総合教育会議でしたか、そこからの資料になるんですけれども、昨年度開設、そして、名前も「ステップルーム」というふうな名前をつけて、個々のペースで学習ができたりとか生活を、そういう環境を整えているというふうな形です。やはり開設して、これは有効だったというふうな評価をされています。というのは、不登校が続いていた生徒さんが、ステップルームの利用を通じて、好きな科目の授業のほうに参加できるようになったというふうな事例が紹介されていました。

昨年度を経て、今年度は、さらに進んで、教室の授業の板書、それから、一部の授業の動画の配信なども始めていくというふうなこともどんどん進めていっているような様子が示されていました。

そうすると、ちょっと伊豆市の来年開校する中学校に、どのような形でそれを生かされていくか。それぞれ学校とか、それから、子供さんのあれも違いますので、伊豆中学校に合った形をどんどん、本当にこの開校後になってしまうようなんですけれども、ぜひいろいろなところを参考にしながら、伊豆市に合ったような方法を子供たちのために見つけていってほしいと、強く希望します。

ただ、そこで心配なのが、それに関わってくださる職員の方、本当にいろいろな方、いろいろな分野から関わってほしいと思うんですけれども、その関りについて、先ほど心の教室相談員さんをメインに据えてやっていくとのことでしたが、例えばですけれども、学級の担任の先生、それから、スクールカウンセラー、そして、スクールソーシャルワーカーの方たちの在校する日数とか時間帯とか、その辺の調整もかなり必要になってくると思うんですね。その全員が顔を合わせて、いろいろな情報共有をして、その一人一人のお子さんに合ったニーズとか、そういうことを考えながら話し合う時間というのがやはり大事だと思います。オンラインでできることもあるかもしれないんですけれども、その辺の人員の増員とか配置の

時間とか、その辺のことについてはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 現在も教室に入れないお子さんたちに動画を配信、希望があればですけれども、授業の様子をリアルタイム、オンラインで配信をしているというような学校もございますし、お子さんによってでございますけれども、そういったものについては、さらに活用ができるように進めていきたいなというふうに思いますし、今、議員おっしゃるように、やはりいろいろな方が、やはりそこのお子さんたちに関わっていただく、その子たちが特別な場所ではなくて、子供たちがその中で気持ちが居場所として安らぎながら、少しエネルギーをためて、自分ができる授業へ参加していけるような体制が取ればいいのかと思っています。

そういう中で、先ほどお話にありましたように、スクールカウンセラーさん、それから、一番は学級担任でございます。学級担任がやはり子供が来ているときに、1日に1回は子供たちと話をしたり子供の様子を確認したりというような、そういったことも非常に大事になってくるかと思っています。ですので、それに関わるサポート体制をどんな形で、カリキュラムというんですかね、組んでいくか、そういったこともケース・バイ・ケースになりますけれども、そういった形で時間を割り振るような形で進めていければ、有効に進めていければいいかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

○5番（黒須淳美君） はい。

○議長（青木 靖君） 残り時間が短くなりましたので、時間内でまとめてください。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） それでは、④、ピアサポートなどのこと、支援についてにします。

これは1970年代に移民が多いカナダとかアメリカなどのほうで、いじめ防止対策というふうな形で導入がされたというふうな経緯があります。子供たちが、例えば、3人ぐらいいて、中の1人が仲介役で、2人のいさかいを仲介役の役の子たちがやるとか、そういうふうなやり方も、いろいろなやり方があるようですけれども、なかなかこれを指導する教員の方たち、それから、講師の方たちの技量も必要になってくるかと思っています。ただ、一度、やはりそういうふうなやり方を導入していくことの価値というのは必ずあると思いますので、ピアサポートに限らず、いろいろな形を考えていただけたらと思います。

もう一つ最後になりますが、今、日本の国内、国の中で国からの指示を待つのではなく自分たちの、例えば、山間部で少子化が進んでいる、あるいは都市部で外国の生徒が増えているとか、いろいろな環境があります。焼津市のほうでは、いじめや不登校の原因として、家庭の福祉の問題などもあるので、そこにいろいろな福祉関係の方たちも入って、教育委員会のほうでそういう部をつくったりして対応しているところがあります。ですので、伊豆市で

も、ぜひこれから新しい中学校に入る子たちが本当に輝きながら、この新しい環境で学んでいけるようにするためにも、国からの指示を待つのではなく、自分たちの環境に合った、何が一番この伊豆市の課題の、子供たちの課題になるのか、そこを考えた上での先走りでもいいかと思います。どんどん進んでいっていったらと思うんですけども、最後に、そこのお考えを聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） まず、ピアサポート活動については、仲間による支え合い活動ということで、以前、学校の中ではそういった活動が縦割り集団でやる行事とか、そういったところで行われているわけですが、そのピアサポートのフィルターの視点を通して、子供たちに意図的に指導したり、そういう機会をつくるということが大事になってくるかなというふうに思っていますので、そのピアサポートの理念というんですかね、そういったことについては、また、研修等で学んでいける機会ができたなというふうに思っています。

それから、子供たちのよりよい環境をとということで、なかなか支援の難しいお子さんたちにはケース会議を設けたりして、先ほどのスクールカウンセラー、それから、スクールソーシャルワーカー、または福祉の関係の方も入っていただいたり、いろいろな行政の機関の方も入って会議を行いますので、そういったものを適切に持ちながら、子供にどういった支援が必要なのかという、そういった体制をつくっていけるように、また考えて、工夫していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（青木 靖君） これで黒須淳美議員の質問を終了します。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 16 分

再開 午前 11 時 17 分

○議長（青木 靖君） 休憩を閉じ会議を再開します。

ここで11時25分まで休憩します。11時25分に再開します。

休憩 午前 11 時 17 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（青木 靖君） 休憩を閉じ会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 鈴木 正 人 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 9番、鈴木正人です。

議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づき、2件について分割質問方式により一般質問を行います。

第6期市議会的一般質問最後の登壇者となります。よろしくお願いします。

それでは、1件目です。「伊豆中学校の教育方針と今後の伊豆市の教育」と題しまして、市長並びに教育長に答弁を求めます。

令和7年4月の開校に向けて、修善寺、中伊豆、天城の3中学校を統合した伊豆市立伊豆中学校の建設が着々と進められています。その設計における基本コンセプトには「未来を拓く子どもたちを地域全体で育み、同時に、学校が地域の活動を支援し育てていくことのできる場となることを目指します」とうたわれ、そのコンセプトに基づき、約3.8ヘクタールの広大な敷地には、多目的スペースとして活用されるコモンズ（多目的スペース）や図書メディアセンターなど、これまでの学校にはなかったスペースを設けた2階建ての校舎が配置され、多様な部活動などに対応するグラウンドや体育館などが整備される予定です。

今現在は、外部の足場も外れ、校舎の全容がうかがえる状態になり、着々と進む建設現場を目にするたびに、新たな学びやでの中学校生活を心待ちにしている生徒や保護者は少なくないと感じています。

また、令和元年度作成の伊豆市新中学校整備基本構想の1、新中学校のコンセプトでは、旧町の歴史ある3校が統合し、新中学校として新たな歴史を築き、一緒になったよさを感じられる学校づくりの7つのコンセプトとして、1つ目が「明日また行きたい学校、みんなの夢が育つ活力ある学校」、2つ目が「新たな学校として一体感が持てる学校のシンボルをしっかりとつくる」、3つ目が「生徒の一日を居心地の良い場に」、4つ目が「一人ひとりを大切にし、みんなが伸びる学校」、5つ目「地域が支える、地域と共に育つ学校」、6つ目「先生にとっても働きやすく、子どもと共に成長したいと思える学校」、そして、7つ目が「時代の変化にフレキシブルに対応し、将来にわたって先進性を失わない学校」、以上の7つが示され、新たな中学校で実践される学びの場がおぼろげながら想像されます。

そこで、以下伺います。

①教育長は、伊豆中学校で展開される教育において、どのような教育の実践を目指し、生徒並びに保護者に提供しようと考えられているのか伺います。

また、設置者となる市長は、まちづくりの観点から、伊豆中学校の教育に期待することはいかがか伺います。

②小中一貫教育、また、土肥小中一貫校との連携、そして、コミュニティスクールの推進など、伊豆中学校に期待される役割について教育長に伺います。

③将来にわたって、持続可能な教育環境を提供し続けるために必要なことは何と捉えるか、

市長並びに教育長に伺います。

ここで、議長の許可を得まして、参考資料として、議員の皆様のタブレットのスマートディスプレイのホーム画面、本会議から入っていただいて、9月定例会の一般質問のフォルダーの中に、今後10年間の児童生徒数の推移という、A4にして4枚のデータなんですけれども、このデータファイルを添付させていただきましたので、後ほど使用いたしますので、併せて御覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの鈴木正人議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 今の天城中学校が開校したのは、私が2年生の2学期でした。当時、天城湯ヶ島町役場に勤務していた父が「何であんな山の上に造ったのかな」と、「篠原にでもすればよかったのに」と言っていたことを覚えています。当時「月ヶ瀬の篠原（シノッパラ）」と呼んでいて、住宅地ありませんでした。一面の田んぼだったんですね。

御存じのとおり、昭和中期までのまちづくりの中心は田んぼでした。日当たりがよく、平らな土地は例外なく田んぼで、家はあえて日陰や谷間に造ったものです。天城中学校移転時も、多分ほとんど同じ状況だったのではないかと推測しています。広い田んぼを転用するには、制度上の制約だけではなく、当時は地主の反対も強かったんだろうと思います。

では、現在、まちづくりの中心には何が求められるのでしょうか。駅であり、学校であり、商業施設であり、医療機関だと思います。人口減少が著しい日本ではコンパクト化が推奨されており、伊豆市でも修善寺駅からおおむね1キロの範囲に都市機能を集約させる事業を進めてきました。伊豆中学校は、修善寺駅や病院、高校、小学校などと連携しつつ、新たな伊豆市の中核を形成していくことになります。

また、学校は人材育成の基盤をなしています。どの児童生徒も同じ学力を有し、同じような志を持ち、同じような価値観を共有することはありません。伊豆市が、三島市や下田市と異なるように、人もそれぞれ個性があります。可能な限り多くの選択肢を提供することが、私たちの課題だと考えています。

その際、これまで活用してきたツールに加えて、ICT革命のただ中にあり、むしろ世界の中でDX化に遅れをとった日本は、教育内容と手法を大胆に変革していく必要があると思います。みんなが大谷翔平になれるわけでもなく、みんなが博士になれるわけでもありません。早い速度で変わっていく社会に対応し、それぞれの個性や価値観を大切にしながら大人になっていく「生きる力」を育てることが、市長としては大切なのではないかと考えています。

3つ目の御質問ですが、ある地域で教育が成立するためには、児童生徒と教職員が必要になります。私が市長に就任した頃、学校がなくなると子供が減るという議論がありましたが、これは考える順序が逆です。人が住んでいない原野の中に学校を造っても、子供が増えるこ

とはありません。

人口動態を見ると、やはり鉄道駅の有無は極めて大きな条件になっています。では、鉄道のない中伊豆、天城湯ケ島、土肥地区において、いかなる人口を維持するかが教育の持続可能性の鍵になってきます。では、なぜ過去には鉄道駅のない旧3町に多くの人たちが住んでいたのでしょうか。ジンダイスギが大きな富を生み、炭焼きで十分に所得を得られた時代がありました。換金作物として、ワサビやシイタケは米よりもずっとずっと貴重でした。土肥や持越では金が豊富に採掘され、小学生が1,000人を超えていたそうです。つまり、経済基盤が地域の活力を生み、鉄道がなくても人は生活できていました。

見通し得る将来、伊豆の基盤産業は観光です。私は、しばしば「基盤産業」という言葉を用いますが、これは重要性の順番を言っているのではありません。市内に存在する全ての事業所は重要ですが、しかし、マーケットの大きさは何といても観光です。製造業の工場もありますけれども、国内の人口、つまりマーケットは減っていく一方、輸出に寄与する製造業はもちろん将来性がありますが、しばしば指摘されるように観光としてインバウンドは輸出と全く同じ効果ですから、そういった意味で私は、伊豆の基盤産業は観光だと申し上げています。

人口2万7,000人の伊豆市にあって、80万人の宿泊客と300万人を超える観光交流客がいます。つまり、このマーケットをいかに活用するかが焦点になってきます。それが、市有施設の中でも観光施設の民営化を進めている理由です。今や、国内労働者の4割が非正規社員だそうです。大都会に出て非正規社員になるよりも、この地でしっかり所得を得られる人材が増えれば、人口は維持され、その結果として教育環境は維持されるものと考えています。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育長。

〔教育長 鈴木洋一君登壇〕

○教育長（鈴木洋一君） それでは、私から伊豆中学校の教育についてお話をさせていただきます。

これからの予測困難な時代を、たくましく、しなかやに生き抜いていくための力を身につけていくことが大切であると考えます。知・徳・体のバランスの取れた、ふるさと伊豆に誇りを持ち、将来に夢を持てる生徒を育成したいと考えます。特に、これからの情報化社会に必要な情報活用能力とグローバル化に対応した英語力の向上、さらには、広域になる学区において、安全・安心を確保する危険回避能力を高めていきたいと思います。

②ですが、期待される役割ですが、小中一貫教育という点では、6小学校、1中学校の間で、目指す生徒像やカリキュラムについて共通理解を図り、教育実践を進めることが期待されていると考えております。土肥小中一貫校との連携という点では、様々な形での連携や交流で、今までとは違う一体感が実感できるのではないかと考えます。コミュニティスクールの推進では、これまで培われた人とのつながりを活用し、新たな人材を含めた地域の協力を得ながら、地域と共に成長する学校として、様々な視点や観点で子供たちを支えてくれる基

盤を醸成もすることと考えております。

いずれにしても、今まで培ってきた地域の特色を生かした教育を融合させ、新たな伊豆市の魅力ある教育の方向性を示していくという大きな役割があると考えております。

③の持続可能な教育環境のために必要なこととしまして、児童生徒数が減少する中での一定規模での学びの保障や安全な通学の確保などの課題解決が、重要なことだと考えております。さらに、伊豆市ならではの小、中、義務教育学校が連携した、子供に寄り添った一人一人を大切にする魅力ある教育こそが、最も必要なことではないかと考えます。

今後、児童生徒数が減っても、子供たちが生き生きと学校生活を送り、学校が楽しい、保護者もこの学校に通わせたい、地域も応援したい学校。このような教育環境を整え、魅力を情報発信していくことで、市外から転入して伊豆市の学校に通わせたいと思う方も増え、よりよい教育が持続できていくものと考えます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 今回、先ほどの黒須議員の2件目の質問も同じく、伊豆中学校に関してのことだったんですけれども、通告にも書かせていただきましたが、本当に私、正直言って、子供の送り迎えで毎日あそこ通るんですけれども、ああ、足場外れたなど、もう見て分かるぐらい、もう全容がしっかり分かるような形になったんで、より現実味が湧いてきて、ワクワクして待っている子供たちもいるんじゃないかなというふうに思って、じゃ、そこで立派な校舎、立派なグラウンドできるんだけれども、実際、じゃ、あそこでどういう教育が実践されるのかなというところは、やはりそれは子供も大いに興味持つし、保護者も大いに関心事だと思っています。

やはり市長のほうからもありましたけれども、新たなやはり拠点ですね、その新市建設計画で、あそこを整備されたわけなんですけれども、まさに新しい中学校が核となって、新たなこの伊豆市のまちづくりの中心となるものでありますから、そういったことであれば、やはり教育の中身についても語っていただく機会が必要かなと思ひまして、質問をさせてもらっています。

それでは、教育長に①のことなんですけれども、今、申し上げました新しい中学校でどういう教育を実践されますかというようなお考えを私、お聞きしたんですけれども、いろいろと3点ぐらいおっしゃいましたけれども、それぞれもう少し何か細かくというか詳しくお聞きしないと、具体的なイメージが湧いてこないの伺いたいと思います。

たくましく、しなかやかに生きていくための力を子供たちに身につけていくということなんですけれども、どういう目標を持って、生徒にどういうことを学ばせるのかということが、具体性があまりなかったんで、そのところをもう一回説明願いたいんですけれども。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 今、令和の日本型教育ということで、個別最適な学び、協働的な学びで、それが主体的、対話的で深い学びにつながるという知の部分、学力の部分については、そういったところが大事になってくるかなというふうに思います。

そのような中で、今回、授業が、一斉授業が今まで割と中学校は多いというふうに言われていた中で、今回、メディアセンターやメディアコモンズという新しい施設もできます。そういったことをきっかけにしまして、そういったオープンスペースの中で、子供同士が関わり合いながら学ぶ授業が可能となってきますので、そういう中で、また、必要に応じて図書やＩＣＴ機器なんかも情報を収集しやすい環境となります。そういった多様な方法で課題解決に取り組んだり、お互いの意見や考えを交流したりする中で、そういう発表するなんていう学習も展開しやすくなります。

こうした中で、個々の学びのケースや関心に応じた個別最適な、先ほど言った学び、それから、子供同士やオンラインも含めた多様な他者とも関わる協働的な学びによりまして、主体的で対話的で深い学びにつなげていくことが、生涯を通じて学び続ける生徒の育成につながっていくのではないかなというふうに思っております。

それが、そういった探求的な課題解決、それから、探求的な学習を積み上げていくことで、正解がないとか、またはなかなか課題解決が難しいというような困難なことに対しても、自分の中で解決していく力をつけさせていきたいなというふうに思っております。

それから、先ほど話しました情報活用、ＩＣＴが整備されますので、情報を活用しながら、自分の中で、何が重要であるのかを自分で主体的に考えて、見いだした情報を活用しながら、他者と協働して新たな価値の創造に挑んでいくと、そういった情報活用能力というのも育んでいく必要があるかなというふうに思っています。

あとは英語力、それから、防災の危機回避能力、そういった力も大事なかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○９番（鈴木正人君） 何となく少しずつ理解し始めたんですけども、図書メディアセンターとかラボでしたっけ、そういったものというのは、今までの学校にはスペースとしてはなかったものが、新たにつくられているわけですね。これは、学校の先生方の要望もかなり設計の中に取り入れられているというふうに聞いているんですけども、今、教育長がおっしゃった、個別最適な学びであるとか情報のＩＣＴとか、その辺の活用であるとかというのは、今の既存の中学校でもＧＩＧＡスクールが進んで、ＩＣＴ化は進んでいて、子供たちはそういうものにも慣れているわけですね。だから、そこで、新しい中学校にはそういう図書メディアセンターとかラボとか、そうしたところが設けられているから、またちょっと今までの中学校でやっているやり方とか、そういったものとはちょっと違うような教育の展開がされるのかなという期待もあると思うんですね。子供たちが、あっ、すごい、こういうこ

とができるんだというワクワク感とか、保護者が、あっ、すごいね、こういうことができるんですかって、そういうようなことが、具体的にどういったことができるのかというところ、ちょっと聞きたいんですけれども。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） メディアセンターとかラーニングコモンズにつきましては、広い空間の中にいろいろな机の配置ですとか、あと映像を映したりだとか、タブレットを持っていますので、タブレット同士で意見交換をしたりとか、そういった広い空間の中でいろいろなグループを編成したり、または同じ考えを持った同士が集まったりする中で、教室の中ですと、やはりある程度制約がありますので、そういった学びの場の広がり、それから、もう一つは、図書、それから、情報ですね、タブレット、それから、今、教科書なんかはかなりデジタル教科書に近づいてきて、二次元コードを読み込むと資料が出てくるような教科書に今なってきていますので、そういった資料を活用するとか、いろいろな調べ方ができると思うんですね。そういった多様な学び方ができる空間ということで、そこの中で、またはスクリーンに映して発表ができたとか、そういった場所があった、現在使っているモニターなんかを用意すれば、何か所でもそういうグループの中で発表したりし合うことも可能かなというふうになります。

そういった部分で、今まで教室の中という、そういう場所だけにとらわれないで、先ほど言いました情報、それから、図書、いろいろなものを活用しながら多様な学びができていくという部分が、今、全くできないわけじゃないですけれども、よりしやすくなるという部分が多いかと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） そういう活用のされ方を想定しているということで、実際は開校してからの話だということになっちゃうかもしれないんですけれども、事前にやはりそうしたものは設計の段階から組み入れて、教育局の事務局のほうもそういう形で動いてきたと思いますので、ぜひ実践できるようにしていただきたいと思います。

それで、今の話ですと、個別最適な学びという観点からすれば、今までは教室に入って一斉授業で、そこで端末開いて、みんなで授業受けていたんですけれども、先ほど黒須議員が最後のほう、2件目でやっていた、いわゆる不登校とか、そうした生徒への対応ということの絡みで、私は「不登校」という言葉は嫌いなんですけれども、学校に行くのが前提みたいな形になっちゃっているんですけれども、例えば、その教室に入れない子供なんかが、図書メディアセンターとか、さっき僕、「ラボ」と言っていたんですけども、コモンズですか、ラーニングコモンズですか、要は、そういったフリースペースで自分の要は勉強ができるような、そういうようなことも想定して設計に組み入れてもらったんでしょうか。そういうことを実践しようと思っていらっしゃるんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） お子さんの状況によって、なかなか学校のそういう施設に入ること自体、難しいお子さんもいらっしゃるかと思いますけれども、そういうことが可能なお子さんにつきましては、なかなか生徒がいる時間だと難しいということがあれば、そちらを使用していない時間等に、そういう図書メディアセンターに行ったり、またはフリースペースの中で自分のつくった、例えば、プレゼンテーションを見たりとか、そういったことは可能になってくるかなというふうに思います。

現在、部屋をどんなふうにするかということは今ちょっと3校長で少し調整をしているところでございますので、そんな使い方も、具体的にどんなふうに使っていくかということも検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） ①からちょっと飛んで、②のところにも絡んじゃうんですけれども、いわゆるそのコミュニティスクールとしての機能というのも当然必要で、設置はされるんでしょうけれども、今の図書メディアセンターですね、例えば、今、不登校と言っちゃあれですけど、教室に行けない子供が勉強スペースとして使えるようなやり方とか、あとは例えば、そのコミュニティスクールの考え方からすれば、地域に開かれた学校ということだと思うので、地域住民のみならず、市民がこちらの小立野の図書館に来ずに、新しい中学校の図書メディアセンターを活用したとかいった場合、それは対応はできるんですか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 現在の段階では、セキュリティーの問題もあって、いつ、どういう形で使うかということも検討しているところでございますけれども、伊豆中カフェって今、仮称になってはいますが、そちらが教室ぐらいの広さがございますので、そういったところに例えば、図書とかメディアを置くということであれば、セキュリティーが確保できるので、そういった使い方も検討しながら、どこまで施設を開放していくかについては、また検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） そうしましたら、先ほど①の答弁で3点、教育長が初めに答弁されたうちの2番目の知・徳・体のバランスの取れた、ふるさと伊豆に誇りを持って、将来に夢を持てる生徒を育成したいということを考える。こういう教育を実践したいというふうにお答えになったわけですが、同じく、じゃ、どういう方法で子供たちに将来の夢を持たせるようなことができるような教育をするのかという、いわゆる実践の段階の話と言うのは、何か具体的にお示し願いたいんですが。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 先ほど探求学習というお話をしましたが、現在でも3中学校で総合的な学習の時間に、地域を学ぶ、または他市町と比較をして伊豆市の今後の未来像を想像するとか、そういった課題を子供たちが追求しまして、一例ですけれども、天城中では天城学習という形で発表していくというようなことがございます。

そういう中で、地域のよさをやはり知る場面が、自分たちが中学生の頃よりも格段にやはり増えているのかなというふうに思いますので、そういったところで地域のよさを知りながら、また、先ほど話ありましたけれども、他市町と今ではいろいろな情報を比較することができますので、そういう中で伊豆市のよさを知りながら、また、自分としていろいろな実学なんかも学ぶ機会もありますので、そういう中で将来に自分の夢を持てるような機会が持てるようにしていけたらと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 中学校3年間というのは、あっという間ですよ。私も子供を育てて経験しましたが、本当にあっという間で、もう中学校2年生ぐらいになると、高校受験の志望校、進路をある程度決めなさい。3年になると、もう受験という形で、本当にせわしなく、1年生で入学したと思ったら、もう将来のことを考えなきゃいけない。やはりそこで非常に悩むのは、本当にこういう職業に就きたいという確固たる意思がある子はいいんですけれども、それなりの専門の高校に進んだりとか大学に進むための高校に進んだりとか、そういう選択肢ができるんですけれども、やはりそこで将来に夢を持つというのは、中学校生活、中学生にとっては本当に現実の自分が大人になったときの姿を思い描く、人生で初めて体験する、そういう時期だと思うんですね。

そうしたときに、探求学習であるとか、総合学習であるとか、そういった経験が自分の将来の大人になるためのヒントを与えることになるということにもおっしゃいましたけれども、市長もおっしゃっていましたが、多くの選択肢を与えることがやはり大事だというふうに私も思うんですね。その選択肢の与え方だと思うんですけれども、教育長は、どういう形で子供たちにその将来を描かせるようなふうに導いたらいいのかというところ、それを新中学校でどういうふうに実践していったらいいのかというところを聞きたいですけれども。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 具体的な、また、カリキュラムにつきましては、やはり学校の中で話をしていくわけですが、自分の今の私見でございますけれども、やはりいろいろな多様な方とやはり関わるということが大事なというふうに思っています。ですので、今、もう学校のほうでは総合的な学習の中でもいろいろな方を招聘しまして、いろいろな分野の方からお話を聞く機会があったり、または職場体験などで体験する機会がございますので、そういう多様な方と交わること。それから、伊豆市のよさについては、中学生議会でもちょっと話をしましたが、移住をしてきた方に伊豆市のよさを語っていただくとか、そう

いった中で選択肢を増やしていく、そういったことも考えられるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 先ほど市長が、個々のやはり個性というのを大切にして、その個性を伸ばす教育が必要だというお話もありましたけれども、その中で、みんなが大谷翔平になれるわけじゃないとかという話もされましたが、例えば、新中学校の場合、3つの中学校が今度統合して、今まで個別の中学校では単独で部活動が成り立たなかったのが、ある程度の人数、規模になるので、ある程度の部活動というのは充実してくるんじゃないかなと思うんですね。その中で、部活動も地域移行が今後進んでいくと思います。例えば、将来、そういうスポーツの道に進みたいというような子がいるとすれば、そのきっかけとして、やはり部活動という場というのは非常に大事じゃないかなと私は思っています。

新しい伊豆中学校での部活動、例えば、選択肢という意味から、どれぐらいの部活動が、どういう分野であるのか、その辺は今のところ固まっていますか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） この後、やはり生徒数が減少していくという状況がございますが、現在の修善寺中学校で実施している部活動を基本として部活動を設置して、運営をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 今までやってきた中学の部活動が、今のお聞きしている話だと、規模が大きくなって選択する部活動が増えて、活動内容がそんなに変わらないみたいな話になっちゃうんですけれども、僕が聞きたかったのは、例えば、将来の子供たちの姿をイメージさせるのに、いろいろな人と関わったりとか、自分が体験したりとかという中で、やはり中学校の部活動というのは体験の部類に入ると思うんですよね。

私は野球をやってきましたから、小さい頃はジャイアンツ好きだったんで、あの帽子かぶればいいなんていうふうに思ってたんですけども、それは当然かなわないわけなんですけれども、そういうきっかけで、例えばですよ、分かんないですけども、今度地域移行も進むわけですよ、部活動の。そうした場合に、伊豆市内の少年野球も修善寺のフォースファイターズであるとか土肥のビーチボーイズであるとか、そうした強いチームもあって、子供たちの野球熱というのは当然あるわけです。

だから、そうした中で、上昇軍団じゃないけれども、伊豆市の野球部強いね、自分も入りたいなとかという、そういう子供が増えれば、僕はいいと思うんですけども、要は、例えば、今、極端な話をしました。そういうような魅力ある部活動にするために、例えば、地域移行したらあれですけども、外部から有名な方、招聘したりとか、そんなことも考えられ

るんじゃないかと思うんですけれども、そういうお考えはどうでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 現在、部活動指導員という制度をつくりまして、今までは外部コーチというような形で、ボランティアで指導していただいていた方がいらっしゃるんですけれども、現在は、今年度から部活動指導員という形で会計年度の職員として専門的な指導をできる方を配置をしているところでございます。

どこまで中学校の部活動で専門的にできるかというところは、なかなかクラブチームができていく中で難しいところはあるんですけれども、議員おっしゃるように、自分の興味や関心を探るきっかけというんですかね、そういった部分にはなるかなというふうには思っております。

あと、先ほどちょっとお話ししましたけれども、ちょっと修中の部活動というかアンケートを取る中で、やはり今後、部員の入部が見込めない分については、現在いる、活動している子たちは活動は続けるわけですけれども、新入部員をちょっと募集しないというような部も今あるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） そしたら、②のほうに進みますね。伊豆中学校に期待される役割ということなんですけれども、小中一貫教育というのは、先ほど黒須議員も中1ギャップの解消に絡んだような話をされていましたが、今も実際、市内の小中連携はできているでしょうし、土肥の一貫校との連携も当然できていると思うんですけれども、その中で、教育長が①のところの答弁で、これからの情報化社会に必要な情報活用能力とかグローバル化、そうしたものに対応する英語力の向上とかという、そんな話もありましたが、定例会の初日に教育厚生委員長のほうからも、教育厚生委員会の行政視察の報告がありましたが、ホームページで各委員が報告書も上げているので、また、御覧いただきたいんですけれども、あそこは英語教育にかなり力を入れているということで、当然、小学校からも中学校へ行くまでも連携して、そうした教育を取り入れてやっているわけなんです、小中連携の方法として、小学校、中学校の合同大運動会とか、ジョイント教育とか、教職員の合同研修会であるとか、そういったことが取り組まれているわけですね。

具体的に、その小中一貫教育、新しいこの伊豆中学校と、あとは修善寺の4小学校とか、あとは天城小、中伊豆小、当然、土肥小中一貫校もあるわけなんですけれども、一連の小中の段階での義務教育課程において、途切れのない連続性のある教育というのが一貫教育だと思いますけれども、例えば、英語教育については、やはり力を入れたいという話、されていましたが、八潮市のようなやり方を取り入れるのか、はたまたほかのような事例があつて、それを取り入れるようなおつもりはあるのか。あくまでも、カリキュラムが新年度になって組まれてこないと、なかなかお答えにくいと思うんですが、ここからは仮にですよ、仮に教

育長が伊豆中学校の校長となった場合、そういう立場で、どのような実践をされたいのかということをお聞きしたいんですけれども。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 小中の連携につきましては、今も小学校、中学校、教務主任等が集まって、それぞれの教育課程を比べながら、例えば、教科書については、ある程度やる内容が決まっているんですが、先ほど言いました総合的な学習なんかは、ある程度、自由度あるもんですから、そういうものについても重なりがないようにとか、またはより中学校になってから学びが深まるようにという、そういった調整をしているところも1つ、小中の連携になってくるかと思えますし、あと、英語教育につきましては、小学校の先生が中学校の英語をみたり、中学校の先生が英語をみたり、また、今は小学校で英語専科という方が、今、伊豆市では3小学校を回りながら専門的に英語を、外国語の授業を持っていच्छやるといような方もいच्छやいます。

そういう中で、やはり小中のお互いが、どういった形で教育をやっているかという実態を知っていただくことも一番大事になってくるかなと思えますし、さらに、先ほどお話ししました子供たちの段階的な9年間ですね、1年生から中学校3年生までの9年間を見通した中で、自分たちがどういう今、子供たちの成長に関わっているのかなという、そういう意識を持っていただくことが一番大事かなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） お昼になるんで、もうそろそろあれしたいんですけれども、③に飛びますね。持続可能な教育環境というところなんですけれども、ここで、先ほど皆さんにお話ししました、今後10年間の伊豆市の児童生徒数の推移についてということで、一昨日の杉山誠議員の一般質問の中で、今後の人口減少、すなわち少子化に伴う複式学級化などの伊豆市の学校教育への影響について、杉山議員が問うたところ、教育部局は、天城小、中伊豆小は当面、複式学級になることはないとの答弁だったんですけれども、そうしたことも踏まえて、改めてちょっとこのデータについて説明願いたいと思うんですが。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 表は出ましたでしょうか。こちらはデータはないんですか。

○議長（青木 靖君） 議員は出ている。

○教育長（鈴木洋一君） 議員さんは持っている。

〔「執行部は……」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 執行部はない……

〔「今日の議会の……」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 今日のにありました。じゃ、執行部の皆さんも見てください。

○教育長（鈴木洋一君） よろしいでしょうかね。議員の皆さん、一応出ていますか。すみま

せん。

それでは、少し説明をさせていただきます。

今後10年間の児童生徒数の推移ということで、校種別に、小学校、中学校、義務教育学校という形で記載をさせていただいております。

小学校については6学年、中学校については3学年、土肥小中については9学年の合計の人数という形で見て、失礼しました。前期、後期に分かれていますので、前期、後期と、あと、前期というのが小学校に相当します。後期というのが中学校課程に相当いたします。

そういう中で、黄色の部分につきましては、まだ生まれていないお子さんがいらっしゃいますので、です、例えば、令和13年ですと1学年少ないような形になりますね。令和14年になると2学年少ないという形になって、人数がかなり減っているように見えますけれども、令和17年になりますと、もう1学年の人数という形で見ていただければと思います。下にありますが、注釈にありますが、令和7年度以降の児童生徒数で、普通学級在籍の見込数で整理をしているということ。それから、黄色の着色箇所は、未出生者の加算ができていないため、非常に減っているように見えますけれども、1学年ずつ、1学年、令和14年になると2学年と、こう抜けているという形で見ていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） ちょっと見誤ると、黄色で塗りつぶされた部分から極端に人数が減っているので、こんな急激に減るのかなというふうに見がちなんですけれども、今、教育長のほうが説明されましたので、あくまでも出生されている子供を前提にやっているということでもあります。

ということで、今定例会でも「持続可能な」というワードがいろいろ飛んでいるわけです。過酷な人口減少というのは、これからも続く中で、それでも教育の質を落とすことはできませんので、市長もおっしゃいましたけれども、そのためには、やはり学校区の子供の人数、その人口を確保するという施策が当然必要になってくるわけなんですけれども、そこで、総合政策部長に伺いたいんですが、一昨日、下山議員の質問の中の答弁で、令和3年から令和6年、今年度の途中までの移住された方の人数のデータを口頭でおっしゃいましたよね。その方々は、移住を決めた理由として、例えば、伊豆市の教育に興味があって移住に来られた方というのは、割合としてどれぐらいいらっしゃいますか。

○議長（青木 靖君） 答弁できますか。

総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） 移住定住補助金を申請するときにアンケートをさせていただいておりますが、その中では、伊豆市を選んだ主な理由といたしましては、環境がいいとか、広い家で暮らしたいとか、あと、家庭菜園、ガーデニングをやりたいというようなお答え、それから、子育て世帯で見ますと、子供を自然の中で伸び伸びと育てたい、それから、景色

や環境がよいところで生活したいというのが主な回答でございまして、教育については、ほとんどない状況でございます。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 教育に魅力を持ったという方はいないということなんですけれども、これはどういうことなのかということを、やはりちょっと真剣に考えなきゃいけないと思うんですね。新しいこの伊豆中学校が開校するに当たって、本当に最先端の教育を受けられるような環境を提供しようというような舞台が出来つつあると思うんです、私は。だから、そこでどういう教育を実践されるのか、どういう特色のある教育をされるのかということを教育長に問うてきたわけなんですけれども、その移住施策の中で、いわゆる伊豆市の教育についてのPRとか外部への情報発信であるとか、そうしたもののというのは具体的にされていますか。また、市長部局だけじゃなくて、教育部局は情報発信についてどうされていますか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 市長部局といたしましては、先日、下山議員のほうにお答えさせていただきましたとおり、今後の移住定住の取組として、新しい中学校の魅力のほうをアピールして、移住定住の促進につなげていきたいというお答えをさせていただいたところなんです。これまでは特に伊豆市としての教育の特色といいますか、打ち出し方がなかったものですから、特に移住定住のPRとして、教育の部分については触れてはおりません。以上です。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 現在、各学校でもそれぞれの学校の様子等については、個人情報がありますので、なかなか実際の写真等を出すのは難しいところもあるわけなんですけれども、新中学校につきましても、開校に向けて学校の説明会等では、ある程度の内容が決まってきましたら、そういったものを保護者のほうに説明会の中で配布、こういう形で今、考えていますということはお分けしたいなというふうに思いますし、学校が出来上がって、開校しましたら、そのホームページ等で、こんな活動をしています、こんな授業とか、こんなカリキュラムでやっていますということはPRできていくかなというふうには思っています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 最後になりますけれども、締めますが、今まで教育長を中心にいろいろ伺ってまいりました。最終的に、本当は私、もっと突っ込んで、ここが伊豆中学校は特別なんだというような、そういう何か力強いお言葉がいただきたかったなというふうに正直今、思っているんですが、それはやはり4月開校に向けて、これからも準備されますし、4月開校してから、走りながら新しい伝統や歴史を新しい学校でつくっていくというのは、当然あることだと思いますので、その中で伊豆市の伊豆中学校はこういう教育で、外からすばらしいなというふうに評価されるような、そうした教育内容にしていきたいと思いますし、それを

基にして、やはり市長がおっしゃった、新しい拠点の核となり得る、そういう学校であり、地域の皆様も学校の敷居を本当に低く、いつでも訪ねられるような、そういう開かれた学校というのを当然、私たちは期待したいと思いますので、そういう形で新しい学校を4月に開いていただきたいと思います。

1 件目終わります。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員の一般質問、1 件目が終わりました。

発言時間の残時間が6分少々ですので、このまま続けてしまってもいいでしょうか。それで終わりますので。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） いいですね。

じゃ、このまま続けさせてもらいます。いいですか。

〔「お弁当は」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） お弁当は、昼食の用意はありますけれども、終わってからゆつくりということで、続けてさせていただきます。

鈴木正人議員の2 件目、伊豆市ゼロカーボン戦略における「創エネ」のさらなる推進をの質問をお願いします。

○9 番（鈴木正人君） それでは、2 件目です。「伊豆市ゼロカーボン戦略における「創エネ」の更なる推進を」と題しまして、市長に答弁を求めます。

令和4年6月20日、伊豆市は、伊豆市ゼロカーボン戦略「かけがえのない地球を守る小作戦」宣言を発し、地球温暖化に起因する気候変動による豪雨や猛暑などの激甚化する自然災害を抑制するため、2050年までにカーボンニュートラルとプラスチックごみ排出ゼロを目指して、以下の3つの小作戦を推進しています。

1、脱化石燃料、「創エネ」の推進。

2、良好な森林環境を維持していくための整備の推進。

3、脱プラスチック社会の実現ということです。

そこで、以下伺います。

①3つの小作戦の推進状況はいかがか伺います。

②「創エネ」の推進について、小水力発電の導入状況と課題について伺います。

③同じく「創エネ」の推進について、木質バイオマス発電の導入状況と課題について伺います。

④特に災害時の地域の自立という観点から、「創エネ」の推進の意義について市長の見解を求めます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの鈴木正人議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市民部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） それでは、お答えいたします。

まず、①の3つの小作戦の進捗状況についてですが、1つ目の脱化石燃料、「創エネ」の推進については、住宅用再生エネルギー機器設置費補助金等を進めているほか、組合で運営するクリーンセンターいずのごみ焼却による発電が稼働いたしました。

2つ目の良好な森林環境を維持していくための整備の推進については、伊豆市が所有する市有林については、田方森林組合が主体となり、個人等が所有する私林有については、森林事業者等が主体となり、森林整備を進めており、直近の5年間で約907ヘクタールを整備いたしました。

3つ目のプラスチック製品の適正な処理に努め、脱プラスチック社会の実現については、家庭から排出されるプラスチック類のごみは、容器包装と製品に分別されておりますが、今年度から回収したプラスチック製品を、再度原料として活用するマテリアルリサイクルに変更いたしました。これにより、プラスチックの原料となる化石燃料の抑制やCO₂削減につながっております。

次に、②の小水力発電の導入状況と課題についてですが、現在、市内で2件の事前協議を受けておりますが、いずれの施設も、実施時期などは未定です。小水力発電は、水利権等の手続に時間を要することが課題になると考えられます。

次に、③の木質バイオマス発電の導入状況と課題についてですが、現在、市内で1件の事前協議を受けております。木質バイオマス発電は、発電量に応じた木材を原料とするため、木材の安定確保が課題になると考えられます。

続いて、④の災害時の地域の自立の観点からの「創エネ」の推進の意義についてですが、災害時には、電力をはじめとするライフラインの供給停止が想定される中で、「創エネ」等によるエネルギーの確保は効果的な対策の1つであると考えます。しかし、電気事業者の送電線の復旧と併せた検討など、様々な課題もあります。

今後、小水力や木質バイオマス発電が、民間事業者等により事業化することを期待するとともに、災害時の対応の可能性等についても模索してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） この問題というのは、国のほうが地球温暖化対策推進法、この法律を制定して以降、その前からもそうなんですが、要はパリ協定であるとか国際的なコンセンサスの中で、ここに生きる人類の使命として、地球の温暖化はやはり阻止しなければならないという、そういう国際的な理解の下で進められているものであります。

その推進法に基づいて、伊豆市の場合には、このゼロカーボン宣言をし、それぞれの計画

を立てられて今、遂行されているということでもあります。実際に、家庭用蓄電池のほうも実績が上がっているようですし、麦ストローの開発であるとか、そうした民間のほうの協力も得ながら、脱炭素化は進められていると思いますけれども、私が今回問うているのは、いわゆる新しいエネルギーですね。

太陽光発電は、昨日の三田議員の質問にもありましたが、もうメガソーラーのようなものは、私も伊豆市にはそぐわないと思っています。ただ、住宅用とか行政施設系の施設であれば、太陽光パネルも一つの選択肢であると思いますし、あとはその伊豆市のポテンシャルからすれば、森林整備も進められている中で、やはり市域の80%が山林を占めているわけなので、これを資源として活用する。当然、住宅用の資材とか、そういった建設資材で使う部分があれば、未利用部分もあるわけですから、そこら辺をエネルギーの1つとして利用する方法とか、あと、小水力発電というのは、以前、市長も定例会の中で別の議員の質問に対して、可能性は大いにあるような、そういう御答弁をされたと思います。

そうした中で、今、実際あまり進んでいないのが現状じゃないかなと、僕はやはり感じているんですね。水力発電からすると、以前は、昔はその水力発電が市内にも何か所かあったというのもありますし、もっと身近なところでいけば、水車小屋があって、水車がクルクル回っていたとか、そういう風景なんかもあったわけですね。だから、昔はそういう水力を使って、電気に変えたのもあるし、電気じゃない場合もあるんですけれども、そうした水力を使うという知恵というか、そういうものは先人からずっとあるわけです。

だから、そうしたものに、もう一回目を向けていかないと、ある話だと、2050年にカーボンニュートラルを政府のほうは達成すると言っているんですが、それは当初は人口減少とか、そういったものも相まって、電力需要が減ってくるだろうという前提のようだったんですけれども、昨今、DXが進んで、いわゆるそのDXが進むとコンピューター関連のスーパーコンピューターとか、そういう物すごく電力を使うものが増えているんで、かえって将来的には電力需要が増すというような、そういう話もあります。

だから、その中で、いわゆるCO₂削減のために、いわゆる今、石炭火力の発電が主になっているんですけれども、これも国際的な批判があるから、ある程度低減しなきゃいけない。そうすると、原発のほうも再稼働させながら、エネルギーミックスの中で再生可能エネルギーの推進もしなきゃいけないということなんですけれども、私はやはり、見ていると、いろいろな弊害があるんじゃないかな。それは、国が進めている、主導している政策であるにもかかわらず、何か見ていると、地方公共団体に押しつけているような政策の1つじゃないかというふうにどうしても見てしょうがないんですね。国のほうが、もっと強力で推進してもらいたいと思うんです。

だから、例えば、小水力発電についても、事業資金をはじめ、初期投資かかるというようなお話も聞いていますから、そのところの補助枠を増やしたり、あとは例えば、災害時の自立というところで、④について設問つくったんですけれども、いわゆる孤立想定地域とい

うのは市内にも何か所あります。そうした中で、電力がダウン、電源がダウンしたときに、自前の地域の電力を確保することができれば、これは災害対応にも寄与できるということになると思いますので、国のほうの対応としては、これを本当に経産省や国交省や農林水産省が、それぞれ個々の再エネの推進をしていますけれども、ここに総務省も加わって、防災の観点から再エネを推進するんだぐらいの英断をしてもらいたいと思うんですね。

だから、その中で私は市長に期待したいのは、全国市長会の中でも、ぜひそういった形で脱炭素化が主な目的なんですけど、再エネの活用ということを防災も絡めて、既にもう議論されているかもわかんないんですが、さらに強く推進してもらいたいなと思います。その見解を市長に求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） エネルギー問題と環境問題にちょっと分けて考えますと、いずれも、まず国民のほうは、やはり肌感覚として危機意識がないんだろうなと思いますね。例えば、我々の生活はもうちょっと不便にしてもいいから、火力発電を減らしてくださいということはないし、それから、圧倒的にプラスチック多いですよ、やはり。スーパーマーケットで、多分家庭のごみでも圧倒的に多いと思うんです。でも、鍋で豆腐買いに行く人もいないし、紙で包んでくださいという人もいないわけですよ。やはり便利な生活を求めている。ここは、やはりプラスチック、本当は生産減らすべきだと思うんですけども、まず国民のその生活利便性がまだ優先しているという状況を変えないと、多分そこは変わってこない。

次に、エネルギー問題なんですけれども、やはりまだ電気が便利、それから、産業としての電力必要だという認識に立っているわけです、皆さん。そうすると、どうやって発電するかにかかってくるんですが、ここは心のバリアというか、制度のバリアがあって、小水力発電の場合には飲まないですから、使いませんから、発電して戻すだけなのに水利権が全部関わってきてしまっている。これを、すぐに変えられるはずなんです。消費しないんですから、水を、こっちでプロペラ回したら戻すだけなのに、だけれども、政府が一丸となって、国民が一丸となって、小水力発電やりましょうという国民運動起こってこないですよ。

それから、バイオマス発電も、うちのクリーンセンターいずを造ったときに、何度も環境省と話をしたんですが、絶対地方は、ごみ焼却場はなくなりません。必要です。こちらに中山間地は木があるんです。最初から発電所にしましょうと。ごみと木質と、うちは事業系のごみが出るわけですよ、伊豆市が森林整備すれば。ですから、今、F I Tでカウントはしていただいていますけれども、そんなことしないで最初から、ごみも木質系も燃やす発電所として造れば、もっと地方でそれが増えていくじゃないかと申し上げて、中の補助金の割合なんかは、やろうと思ったら計算できるんですけども、でも、制度だけの問題なんです。予算一円もかからないんです。だけれども、総力でやろうという声、起こってこないですよ。あるいはその政府が予算を集中して燃料電池、燃料電池は後で水ができるだけです。それか

ら、核融合発電、核融合は技術的には、ある程度めどが立っているんだけど、核分裂のほうを何とか安全な原発を維持しながら、より安全な、つまり分裂は止まらないけれども、核融合はすぐ止まるんで、事故が起これば、そこに集中しようという動きも見えないですよ
ね。

私は、すごく不思議なのは、実はある程度、解決策はあるんだけど、そこに行こうとしないのがとても不思議なんです。なのに、面積当たりでは、もう世界のトップレベルにある太陽光ばかりまだ出てくる。案件として出てくる。この日本の最も宝である自然、森林を切って、削って、太陽光発電にする動きは止まらないのに、より効果的で、より自然に優しいところまで進めようという圧力が非常に弱い。

私はやはり、ここは我々地方の自治体も、それから、国会議員の先生方も、本当に問題共有をしないと、ちょっとプラスチックを集めますとか、そういう話ではなくて、そもそも日本の将来がどうなるかどうかの一番大きな問題ですから、エネルギーも含めて、私は何て言うんでしょう、そもそも論をやはりしっかり議論しなければいけないのではないかなと。その中で、取りあえず、我々の生活の中でできることは、愚痴ばかり言っていてもしようがないので、一步一步、月に1回バスに乗るから始めて、やっているわけです。

大局を間違わないようにしながら、ふだんの生活の中で対応できるものを一步一步進めていきたいと考えております。

○議長（青木 靖君） これで鈴木正人議員の質問を終了します。

◎散会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日9月5日午前9時30分から議案質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時31分

令和 6 年伊豆市議会 9 月定例会

議 事 日 程（第 5 号）

令和 6 年 9 月 5 日（木曜日）午前 9 時 3 0 分開議

- | | | |
|---------|-----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 6 3 号 | 令和 5 年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 議案第 6 4 号 | 令和 5 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第 6 5 号 | 令和 5 年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第 6 6 号 | 令和 5 年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第 6 7 号 | 令和 5 年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 8 号 | 令和 5 年度伊豆市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 6 9 号 | 令和 5 年度伊豆市温泉事業会計決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第 7 0 号 | 令和 5 年度伊豆市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第 7 1 号 | 令和 5 年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 2 号 | 令和 5 年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 3 号 | 令和 5 年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 4 号 | 令和 5 年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 5 号 | 令和 5 年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 6 号 | 令和 5 年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 5 | 議案第 7 7 号 | 令和 5 年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 6 | 議案第 7 8 号 | 令和 6 年度伊豆市一般会計補正予算（第 5 回） |
| 日程第 1 7 | 議案第 7 9 号 | 令和 6 年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回） |
| 日程第 1 8 | 議案第 8 0 号 | 令和 6 年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回） |

日程第 19 議案第 81 号 令和 6 年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）
 日程第 20 議案第 82 号 令和 6 年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第 1 回）
 日程第 21 議案第 83 号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 日程第 22 議案第 84 号 伊豆市副市長定数条例の一部改正について
 日程第 23 議案第 85 号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について
 日程第 24 議案第 86 号 工事請負契約の変更について
 日程第 25 議案第 87 号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止について
 日程第 26 議案第 88 号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 26 まで議事日程と同じ
 追加日程第 1 議案第 89 号 工事請負契約の締結について

出席議員（16 名）

1 番	小 川 多美子 君	2 番	浅 田 藤 二 君
3 番	鈴 木 優 治 君	4 番	飯 田 大 君
5 番	黒 須 淳 美 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	星 谷 和 馬 君
9 番	鈴 木 正 人 君	10 番	間 野 みどり 君
11 番	波多野 靖 明 君	12 番	小長谷 順 二 君
13 番	青 木 靖 君	14 番	三 田 忠 男 君
15 番	永 岡 康 司 君	16 番	杉 山 誠 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	伊 郷 伸 之 君
教 育 長	鈴 木 洋 一 君	総合政策部長	新 間 康 之 君
総 務 部 長	井 上 貴 宏 君	市 民 部 長	佐 藤 達 義 君
健康福祉部長	大 石 真 君	産 業 部 長	大 路 弘 文 君
建 設 部 長	山 口 吉 久 君	危 機 管 理 監	大 村 俊 之 君
教 育 部 長	小 塚 剛 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 稲 村 栄 一 次 長 土 屋 洋 美
主 任 原 亜里沙

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和6年伊豆市議会9月定例会5日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日の議事日程は、配付のとおりです。

◎議案第63号～議案第77号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程に基づき、議案質疑を行います。

日程第1、議案第63号 令和5年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、議案第77号 令和5年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの15議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

まず初めに、議案第63号について、議席番号6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 皆さん、おはようございます。

6番、下山祥二です。よろしくお願いします。

議長に発言の許可を得ましたので、議案質疑をさせていただきます。

議案名、議案第63号 令和5年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について。

4款1項4目環境衛生費、ページで言うと、決算書が167ページ、成果説明資料が71ページです。

4番の環境保全事業1,626万8,000円、平和寺環境汚染関連工事、木柵土砂等しゅんせつ・土砂搬出準備工事797万5,000円の事業の成果について伺います。

もう一点、7款1項2目、決算書で言うと203ページと205ページ、成果説明資料ですと97ページと98ページです。

3番、産業強化事業3,824万9,000円、観光地の再生事業として、観光庁の補助金事業に採択された合計51事業、総事業費41億3,000円の事業内容について伺います。

もう一点、4番、緊急経済対策事業2億3,436万6,000円、プレミアム付商品券、いずっち券の発行における事業の総括と評価について伺います。

○議長（青木 靖君） ただいまの下山祥二議員の質疑に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、初めに4款について、市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） それでは、私からは4款1項4目の環境保全事業の平和寺関連工事の事業の成果について、お答えいたします。

御質問の中には2つの工事がありまして、1つ目は土砂除去工事で、平和寺の事案発生後に平和寺敷地から流出した土砂等を緊急避難的に木柵を設置しせき止めたものを、状況を確認しながら除去してまいりましたが、令和5年度についてもその作業を実施しました。これにより、廃棄物混じりの土砂の下流域への流出を抑止することができました。

2つ目は土砂搬出準備工事で、木柵にたまった土砂を定期的に除去し、市有地内に仮置きしておいたものを大型土のうへ詰め込みました。これにより、今後搬出及び処分の準備が整いましたので、処分方法等について県との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、7款について、産業部長。

○産業部長（大路弘文君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず初めに、3番の産業強化事業ですが、令和5年度、令和6年度の2か年で実施されている51事業の内訳ですが、宿泊施設の改修が26事業で約36億円、観光施設の改修が17事業で約2億1,000万円、廃屋の撤去及び面的DX化が8事業で約3億2,000万円となっております。

続きまして、4番、緊急経済対策事業です。

令和5年度には、物価高騰の影響を受けた市民生活の支援や地域経済の活性化を目的として、2回の商品券、いずっち券発行事業を実施いたしました。

総括と評価ですが、2回の事業を実施し、約2億5,000万円以上の経済効果があったものと認識しており、市民生活の支援及び市内経済の活性化の一助につながったものと考えております。

ただ、1回目の2次販売時に販売開始時間前から商品券販売店に長蛇の列ができ、市内各所で交通渋滞等を発生させる事態となりましたことから、市民の皆様や販売店に混乱と多大な御迷惑をおかけしましたことを改めておわびを申し上げます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑は、款ごとに行います。

初めに、4款について再質疑はありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） まず、木柵で平和寺からの土砂を十分に止めることができたということで、効果があったのかどうかもう一度確認したいんですが。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 平和寺の事案が発生して以来、これまで4回しゅんせつ、除去作業を行ってまいりました。それによりまして、現在、大型土のうに詰め込んだ量は320袋ということで、相当量を除去して下への流出を、100%ではありませんけれども、相当量の土砂をそこで止めることができたというふうに認識しております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） ということは、じゃ、想定以上に土砂が崩れてきたというようなことはなかったのか、あるいは当初の予算から決算額、そこに大きな差異はなかったのか、そこを最後に確認させてください。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 先日の台風の後、担当者が平和寺敷地の状況も確認して、かなりの雨が降ったんですが、敷地の状況としてはこれまでから大きく変容したというようなことはなく、大規模な土石流ということもございませんので、定期的な木柵のしゅんせつで済んでいるということです。想定内の年1回程度の除去で流出は防げているというふうに認識しております。

以上です。

〔「予算と決算の」と言う人あり〕

○市民部長（佐藤達義君） すみません。

予算も年2回できるだけの予算を取っておりますので、1回ないし2回ということで毎年実施しておりますので、予算の範囲内で対応することができました。

以上です。

○議長（青木 靖君） 4款は終わります。

次に、7款について再質疑ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） まず、3番のほうですが、この補助金の申請は、例えば旅館業者さんとかが申請できるものでしたよね。違いますか。例えば、観光協会とか旅館組合に加入していないとこの補助金の申請はできなかったのかどうか、そこを確認させてください。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） この補助金ですが、伊豆市産業振興協議会が取りまとめをしまして、国のほうへ申請をしております。今、旅館組合とかに加盟していない施設の方が申請できないのか、できるのかというようなお話がありましたけれども、我々とか産業振興協議会が直にそういった説明会を開くのではなく、地域の旅館組合であるとか観光協会の支部、こういったところが事業の周知をしまして、そういった対象、希望する事業者を募ったというふうなことです。ですので、そういった意味で言いますと、観光協会であるとか旅館組合の

非会員さんに対しては、もしかしたら十分な情報というのが行っていなかった可能性はあるかと思います。

○議長（青木 靖君） 再質疑もう一回できますが。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） 3回目だから、3と4一緒にやらなきゃ駄目だね。

○議長（青木 靖君） そう、一緒にやってください。

○6番（下山祥二君） そうしたら、3番のほうで、産業強化事業のほうですが、これは伊豆市全体の観光振興としてどのように評価したかを聞きたいのと、4番、いずっち券については、先ほど部長からお話がありましたが、2回目の発行に関して相当市民に不公平感を与えてしまった、これをどのように收拾したのか、どのような対応をしたのかということと、ちょっと細かいんですが、発行と実際にこれを使用した、未換金というのが、1回目は946枚、2回目も相当あるんですけれども、この辺の内容はどうだったのか確認させてください。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） まず、3番のほうですが、伊豆市全体での評価かということですが、この事業、事業名は異なりますが、令和3年度から修善寺地域が採択をされ、それから令和5年、令和6年の2か年事業におきましては、伊豆市全体での取組をしております。最初の令和3年、令和4年については全域ではなかったんですが、ここ2年は全域での取組ができておりますので、伊豆市全体での評価というふうに考えております。

続きまして、長蛇の列等ができてしまったものをどういうふうな対応をしたかということですが、1回目のときに1次販売で残ったものを2次販売ということで、先着順ということで、ああいうふうな混乱を来してしまいました。そういったこともありまして、2回目のときには直接商品券を郵送するというふうなことで対応をさせていただいております。

それから……

○議長（青木 靖君） まだ続いていますので、ちょっと待ってください。

どうぞ続けてください。

○産業部長（大路弘文君） 未換金の部分の……。すみません、もう一度ちょっとすみません。

発行枚数と未換金分の相違……ちょっとお待ちください。

すみません、ちょっと調べて報告をさせていただきます。

○議長（青木 靖君） 未換金があったことをどういうふうに捉えているかというか、どうしてそういうことが起きているのかということを知りたいと思います。件数そのものよりも。

○産業部長（大路弘文君） すみません、件数ではなくて、どういうふうに捉えているかということにつきましては、やはりこちら伊豆市内に住所を有する方に送付をしてあるんですけれども、やはり別荘地の方なんかもらっちゃいまして、常時市内にお住まいでないというふうな方ももらっちゃいます。そういった方については、しょうがないという言葉が適切かどうかは分かりませんが、その後問合せをいただいて、市役所のほうに取りに来てい

ただいた方もいらっしゃると思いますので、そういった対応で最大限の対応はできたというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） じゃ、続いて市長。

○市長（菊地 豊君） まず、いづっち券については私ども見通しが甘くて、大変な混乱を来したことで、市長としても改めて市民の皆さんにおわびしたいと思います。

このような危機管理的な対策を取るときには、やはり口座を1つは行政で確認、把握をさせていただきたい。誤差が生じるのは承知の上で、一方的にアウトリーチで送らせていただくような対応を取らないと、公平でかつ速やかな対策が取れないということを今も感じているところです。

それから、産業強化事業の高付加価値化事業ですが、これは国がビジット・ジャパンを真剣に考えたとてもありがたい事業だと思っています。御存じのとおり、このおよそ30年間、宿泊も薄利多売で、非常に利益の少ない事業が続いてまいりました。そうすると、人件費に回す余力がありませんので、当然従業員さんの給料も伸びない。その中で、価値と価格が合うような施設改修が行われてきたわけですね。特に修善寺がシンボリックなんですけれども、高付加価値帯のインバウンドの富裕層も視野に入れた、十分に利益が上がってかつ従業員にも利益を配分できるような方向に今向かいつつありますので、私は、これは施策としてとても適切かつありがたかったと思っています。

○議長（青木 靖君） これで下山祥二議員の質疑を終わります。

以上で議案第63号の通告による質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第63号から議案第77号までの15議案につきましては、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎議案第78号～議案第82号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程第16、議案第78号 令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）から日程第20、議案第82号 令和6年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）までの5議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第78号について、議席番号12番、小長谷順二議員。

〔12番 小長谷順二君登壇〕

○12番（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

12番、小長谷順二です。

それでは、質疑を行います。

議案第78号 令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）、7款です。

議案書では81ページ、1項3目観光振興費ということで、宿泊業経営力基盤強化事業費補助金600万円について。

静岡県が創設した宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金と合わせて、社員寮等の整備に要する費用の一部を補助するとの説明がありました。予算計上に至るまでの背景、目的、そして対象となる事業者について伺います。

○議長（青木 靖君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、産業部長。

○産業部長（大路弘文君） こちらの補助金ですが、県がコロナ禍を経て深刻な人手不足に陥っている宿泊事業者に対しまして、支援制度として本年4月に創設したものでございます。

この補助金は、宿泊事業者が実施する業務効率化・生産性向上に向けた取組及び社員寮の整備に対し、補助対象経費の4分の1を補助する制度となっております。条件としまして、宿泊事業者が所在する市町が補助する額と同額以内とするという形になっており、4月以降に市内宿泊業者に対し、県の補助制度の周知に併せて事業活用のニーズ調査を行ったところ、事業実施の意向がありましたことから、県の補助制度に対応するため、本市でも同様の補助制度を創設すべく、その事業費をお願いするものでございます。

対象となる事業者につきましては、静岡県同様、市内の旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた宿泊事業者というふうになります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。
小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） それでは、再質疑をいたします。

インターネットで検索をしますと、熱海市、浜松市、下田市、河津町、東伊豆町など同様の事業を行っていることを確認できました。

市町によって事業費というのが違うんですけれども、市と県で4分の1ずつ、事業者が残りの2分の1で事業を行うというようなことになると思います。600万円ですと、総額で2,400万円になるということでしょうか。今説明がありましたけれども、申請をした、しかし手を挙げる方がいなかったということになってはいけないと思うので、事業の周知とかニーズ調査を行ったということなんですけれども、そのニーズ調査をした結果の600万円という数字なのか、確認します。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） 議員おっしゃるとおり、ニーズ調査をして出てきた事業者さんがありましたので、それをもった600万円という予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） そうしますと、これから多分申請をするようになると思うんですが、ニーズ調査では手は挙げなかったところが仮に申請があった場合、予算が足りなくなってしまうと思うんですけれども、そういう場合の対応というのはどのように考えているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（大路弘文君） こちら今年度事業となりますので、ここで議会で承認をいただいて補正予算を取らせていただく。そうしますと、その次に例えばニーズがあったとしても、また予算を確保してということになると、事業期間が非常に短くなって多分事業実施が難しいんじゃないかということです。今回の補助対象ということで今年度は終わりにしたいというふうに考えております。

○議長（青木 靖君） これで小長谷順二議員の質疑を終わります。

これで通告による質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第78号から議案第82号までの5議案につきましては、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎議案第83号～議案第85号の質疑、委員会付託及び委員会付託省略、
討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第21、議案第83号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第23、議案第85号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正についてまでの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第83号について、議席番号14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） おはようございます。

それでは、質疑させていただきます。

議案第83号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

①議案提案の環境変化の背景を詳しく伺いたいと思います。

②として、金額について、他市町との比較等、どのような根拠に基づいた提案なのか伺います。

③として、今回議員報酬のみの提案ですが、期末手当等の検討はなされたのか、現行で妥当と考えているのか伺います。

④現行では改定について審議会答申に基づいていますが、人事院勧告等に基づく職員と同じような方式を取り入れる等検討なされたか伺います。

○議長（青木 靖君） ただいまの質疑に答弁願います。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 次に、総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） それでは、私のほうから御質問にお答えさせていただきます。

①のご質問の環境変化の背景についてですけれども、こちらにつきましては、令和6年6月定例会において、令和6年11月からの議員定数が16人から14人になったため、令和5年開催の特別職報酬等審議会の「その総額が現行の議員報酬の予算額を超えない範囲での改定であれば適当と認める」との答申に基づき、今回報酬額を引き上げる条例を上程するに至りました。

続いて②の他市町との比較、どのような根拠に基づく提案なのかについてです。今回は、平成16年の合併当初に現在の議員報酬の額を決定したときの考え方に基づき、県内で伊豆市と行政規模が近い近隣の自治体2市の議長の額を参考に、まず議長の報酬額を決定し、副議長・各委員長・議員については、その2市の対議長比率により、総額が現行の予算を超えない範囲でそれぞれの報酬の額を決定しております。

③の期末手当等は検討されなかったのかという部分についてです。期末手当の検討についてですが、伊豆市特別職報酬等審議会条例第2条で、「審議会への諮問事項は、議会の議員の議員報酬の額を諮問する」とあるため、期末手当などは検討しておりません。

④の人事院勧告に基づく職員と同じ方式というような御質問ですけれども、人事院勧告は、国家公務員の給料などの処遇改善を目的に国会や内閣に勧告を行うものであります。また、人事委員会を置かない自治体は、人事院勧告に基づき、議会の議決を経て給与条例を改定させていただいております。その中で、過去の自治省からの通知において、「特別職の報酬等について、一般職員の給料改定に合わせたスライド方式を採用することは、広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、厳に留意されたい」と通知されていることから、職員と同じ方式を取り入れる検討はいたしておりません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 議会でもいろいろ過去議長等をさせていただいたときに検討したんですが、やはりその自治体に合ったいろんなやり方があって、比べる対象も違ってたと。あるいは年金をもらっている議員と、もっと若者に、これからやってもらおうということで

議員報酬が議員によって違うなんということもあったんですが、今聞いている中で、ちょっと質問させていただきたいのは、期末手当等は報酬審議会じゃないとなると、これを改定するのは具体的にはどんな手続的なもので行われるんでしょうか。上げるにしろ、下げるにしろですけれども。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 報酬審議会ではこちらのほうは審議しないということなんですけれども、もし仮に期末手当等を変える場合は、議員発議または執行部提案という形での提案になろうかと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） もう一回できますが、再質疑ありますか。

三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） ④の人事院勧告等については、スライド方式というんですか、いろいろ調べたら議員報酬が何円まであったもので、何だろうと思ったら、やはり毎年の変化によってやっていたと。伊豆市みたいに20年間の間に2回目ですかね、そうじゃなくて任期ごとに見直しとか、いろいろ回数があるものですから、そういったものを省く意味でも、あるいは特別公務員だということですから、スライド方式がいいのかななんて思った提案なんですけれども、先ほどの通知によりますと、あまり望ましくないという方針が出ているということなんです。分かりました。

以上で終わらせてもらいます。結構です。

○議長（青木 靖君） 答弁はいいですか。

○14番（三田忠男君） はい。

○議長（青木 靖君） これで三田忠男議員の質疑を終わります。

質疑を続けます。

次に、議案第84号について、議席番号7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 議席番号7番、杉山武司です。

議案第84号 伊豆市副市長定数条例の一部改正について質疑をいたします。

伊豆市副市長定数条例の一部改正の改正理由として、「市民の生命と安全を確保し災害死者ゼロを目指すため、土木や防災に関係するスキルのある人材が必要であることから」としてありますが、8月2日の臨時会における市長説明では、国交省からの人材を副市長として招聘を予定しているとの説明があったと記憶していますが、その考えは変わっていませんか。

また、今まで副市長の外部招聘人事は静岡県以外からはありましたでしょうか。

お願いいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 条例が可決されれば、国土交通省にお願いをしたいと考えています。

これまで、9年前だったと思いますが、副市長の人数を2人以内にする条例をお願いしたことがあります。ただ、それは否決されましたので実現はされませんでした。そのときは、先に、技監の人事担当の審議官がいらっしゃるんですが、実はそこをお願いしてから条例にかけたものですから、国土交通省には当時はおわびを申し上げた次第です。その際、オリンピックを視野に入れた道路改良をどうしても欲しかったものですから、部長級の理事でもということをお願いしたんですが、やはり地方の自治体には副市長でなければ出せないということで、断念した次第です。

今回、こういった国土交通省の信頼を失うことがないように、先に条例を可決していただいいてからお願いに上がりたいと考えています。

伊豆市になってからも、私の前任者の大城市長さんはずっと同じ副市長の方だったと思いますので、事例としては、伊豆市としてはないと思います。

○議長（青木 靖君） 再質疑、あと2回できますが、再質疑はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 再質疑を行います。

4点質問をいたします。

1点目、土木や防災に関係するスキルのある人材の人選方法として、いずれの方法で行うのですか。いわゆる一本釣りなのか、公募するのか、はたまた国交省からの推薦のどちらですか。

2点目です。副市長2人体制となったときに、現在の副市長との職務分掌はどのようになるのか、説明を求めます。

3点目、災害時の指揮命令系統に変更が生じるのか伺います。

4点目、2人目の副市長に関わる令和7年度の経費予算ですが、現段階で分かっている人員経費とその他経費に分けて説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 人選は、国土交通省にお願いをしたいと思っています。

基本的に、土木や防災のスキルのある方ということをこれまで申し上げてきましたけれども、伊豆市の自然災害のリスクは土砂災害と地震、津波です。

地震、津波のインパクトは一番の大きいのですが、発生公算が高いのは土砂災害。毎年毎年、今年来るか、何回来るか、本当に準備をしながら、覚悟をしながら備えている状態で、土砂災害の場合には、基本的に伊豆市の場合には直轄砂防が一番大きな効果を挙げている事業です。

加えて、修善寺橋から大仁橋までは国管理の河川、上流部は県管理の河川ですが、国土交通省の砂防部は水管理・国土保全局の中にありますから、そことも連絡が取れる。そして、次の分掌等も関係するんですが、副市長候補となった方の経緯にもよるんですが、基本的に建設部と産業部は少なくとも所管をしてもらおうと思っています。

御存じのとおり、観光庁が国土交通省の中にありますので、それを考えると、基盤産業である観光振興のためには、そういった相互調整ができる人材だと思いますので、全部決めているわけではありませんけれども、少なくとも建設部と産業部は新たな人材に分掌させたいと思っております。

その際、災害時の指揮系統、これは感染症と自然災害を分けているんですが、自然災害の場合に、私が欠けたら、今までは副市長、総合政策部長、建設部長としているんですが、2人になった場合には、自然災害であれば市長、市長が欠けたら新たな副市長、そして今の副市長というような順番に指示をしたいと考えております。

経費ですね。これは、4番目の御質問は総務部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 副市長の経費ですけれども、人件費としまして、給料や期末手当、それから共済等の負担金、あと退職手当負担金というものがかかりまして、こちらのほうで、年額で行きますとおおむね1,570万円ほどかかります。

さらに、プラス住宅手当も住居によってはかかってくるという形になります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑もう一回できます。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 3回目の質疑を行います。

5点質問をいたします。

国交省の外部招聘人事はどこからの発案ですか。現場からなのか、それとも他の方法でしたら、その経緯の説明を求めます。

2点目、改正理由の中で、災害死者ゼロを目指すためにとしていますけれども、その内容が今年の3月定例会の市長答弁と矛盾があるように思われましたので、お尋ねします。今年の3月定例会の会議録に記載されている内容は、市長が市民を守ります、行政が災害から市民を守りますということは、もうお約束できませんということで市長は述べられています。これは何を意味しているのかお尋ねをいたします。

3点目、外部招聘人事の方法として、先ほど市長が答弁なさったのに関連しますけれども、非常勤も含めてアドバイザーのような、例えばこれまでの伊豆市の事例からすると、防災監であったり理事職などのポストも考えられますが、なぜ副市長ポストにするのか、改めて伺います。

4点目、どのような土木政策や防災対策を新副市長に期待していますか。

5 点目、この議案質疑の後、直ちに討論、採決の運びとなりますが、最終日を待たずに採決の日程となった理由をお尋ねします。

よろしくお願いします。

○議長（青木 靖君） 質疑 5 点あったと思います。

答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、1 つ目は市長の私からの発案です。5 期市長を務めるに当たり、これまでは新市建設事業、それから地方創生等を尽力してきたつもりです。その際、地方創生については、当時全国の小さな自治体に国から職員を派遣するという制度があって、静岡県ではうちが、伊豆市が政策監を派遣していただいて、地方創生に尽力していただいたことがございました。

これからは、今予期せぬ事態が起これば別ですけども、新市建設事業が終わりつつある現在、これからの施策は基本的に総合計画に沿って進めていければ回っていく。ただし、災害死者ゼロを目指すまちづくりというのは、これは至難の業で、人数ではなく、私が 2 人いても、今の伊郷副市長が 2 人いても、人数の問題ではなく、私たちでは足りていないスキルを必要としたということです。

その中で、さらに、先ほど申し上げましたとおり、私が想定している部署の人材であれば、河川防災もできるし、観光庁との連絡も取れるということを想定しておりましたので、職員に増員できるかどうかということを確認した上で発議をさせていただきました。

死者ゼロを約束できないというのは、まさにそのとおりです。これは、今全国でもあるとおり、避難指示が出なかったから逃げなかったとか、あるいは行政が助けてくれる、こういった市民の皆さんの心構えは変えていただきたいと。これはほぼ全国で同じような動きになりつつございます。市長が一人一人の市民の命を守るのではなく、まず市民の皆さんに自らを守っていただく。地域で支え合っていただく。

ただ、行政としてやるべき事業は、河川改修もあり、放水路もあり、砂防堰堤もあり、治山もあり、こういったハード整備を当然進めていかなければいけませんし、もし今の直轄砂防 135 基がなければ、幾つもの集落が既になくなっていたことは容易に想像されますので、やっぱり行政としてなすべきことは進めていくということでございます。

アドバイザーとか、ほかの諸ポストでは駄目かということですが、ここはやっぱり市民の命を守る責務を負っている、繰り返しますけれども、市長が全部守るのではなくて、市民の皆さんに自ら守っていただくのですが、行政の役割として、市民の命と安全を守る責務を有する市長としては、可能な限りスキルと経験と情報を持っている人材は、少なくとも二、三年はすぐ近くで私を補佐していただきたいと考えております。

それから、2 人になった場合に何をさせるかですが、これも繰り返しになりますけれども、やっぱり建設部全般と、それから産業部については観光庁との連絡も取れることを想定して

おりますし、また農林土木も、これから土地改良等をやっぱり進めていくべきだと思っています。

伊豆市は今、ちょっと土地改良の事業が少なくなっています。実は予算はかなり潤沢にあるんですけれども、県の予算の中で伊豆市が使わせていただいている予算というのは非常に小さい。県内では水田を畑に変える土地改良がかなり進んでいるようですけれども、御存じのとおり伊豆市の中でかなり広い水田が休耕地になっています。そういったことをいろいろ考えると、そういったことも最終的に選ばれた候補者の経緯によりますけれども、そういった事業への支持、支援も期待しているところです。

時期については、実はこの10年間で状況が変わってまいりまして、9年前にお願いしたときには分かりましたということだったんですが、近隣の市でもかなり多く国土交通省に人材割愛をお願いしていて、非常に今厳しい状況なんです。まだ人事担当の審議官のところには行っていませんが、いろいろな自分の知り合いから情報を集めると、結構難しいですよということに今なっております。

したがって、9月は国家公務員の3月、4月の人事異動の調整に入るときですから、2週間でも早く伺いたいということで、この時期での採決をお願いいたしました。

○議長（青木 靖君） これで、杉山武司議員の質疑を終わります。

次に、同じく議案第84号についての議案質疑、議席番号10番、間野みどり議員。

〔10番 間野みどり君登壇〕

○10番（間野みどり君） おはようございます。

10番、間野みどりです。よろしくお願いします。

議長の許可を得まして、議案質疑を行います。

議案第84号 伊豆市副市長定数条例の一部改正について。

合併特例債など有利な財源が終了する中、今後の市の運営に不安を抱く市民も少なからずいると思います。なるべく無駄な支出や抑えられる支出は考える時期だと思います。

そこで、本議案に対して質問をいたします。

①副市長を2人にしたときのメリット、デメリットについてお伺いします。

②市民にとってのメリット、デメリットはどのようにお考えか伺います。

③増員される副市長の人件費予算は、どの程度必要となりますか。

④副市長2人以内とした当該条例改正の根拠を具体的に伺います。例えば、新たな政策課題や現有市職員では対応困難な現状などを提示して御説明願います。

③、④は、ただいま杉山武司議員のお答えで大体分かりましたので、その点については割愛し、先ほど答えましたというふうにさせていただきたいと思います。

①、②について詳しくいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） ①と②、一緒にお答えさせていただきますけれども、副市長を２人にしたときの効果を期待する目的、２人にしたい目的は先ほど申し上げたとおりで、デメリットというのは一般的に言うＢ／Ｃ、費用対効果であれば経費ということになろうかと思います。

ただ、この場合には約１,５００万円かかると先ほど総務部長からありましたけれども、それによって市民の安全の可能性を高めるということなので、その効果が１億円ですとか２億円ですとかいう数字は出すことができません。先ほど前例で少し研究しました地方創生のときの理事は２年間、人件費約２,０００万円で、あのときには地方創生、県内で４件採択されたのは伊豆市だけで、お金は１億円というのは計算できるんですが、市内の安全を強化するというものについての数字とか幾らの効果がありますとか、何人の効果がありますというのはちょっとやっぱり数字では出せないだろうと。市民の安全を確保する可能性を可能な限り高めさせていただきたいということに尽きると考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

あと２回質疑ができます。

間野みどり議員。

○１０番（間野みどり君） 先ほどの杉山議員へのお答えで、私の質問と重複しますので大体分かりましたが、８年ほど前、文教ガーデンの頃でばたばたしている頃ですけども、今さっき市長も言いましたように、９年前になりますが、２人の副市長というところで議案が出されて、まだそのときは私も１期目で、なったばかりで、ただただ市民のもったいないんじゃない、お金の使い道がという感じで何か納得いかなかった点で否決したのを覚えておりますが、やはり私も２期８年やってみまして、こんなに市長が要望活動に行っていらっしゃるということも知りませんでしたし、そして国とのつながり、そして県とのつながりがこんなに大切なのかということも、県議会議員とか、それから重鎮の市の方たちと交流する中で分かった次第であります。

そんな中で、やはり市長がそのように強く思われることはひしひしと分かるようになってきたのが事実でございます。市長がいつも言われますように、使うべきところには使う、でも本当に必要としているものには、そういうことは変わらずちゃんと使ったほうがいいという財政の考え方は私もよく分かりますので、その点はそのとおりにやっていただきたいと思います。

質問で、どの政策に一番精通していてもらいたいのですかと言いましたけれども、今さっき答えていただきまして、防災とかそういうのだということが分かりましたから、本当に最後ですけども、１つ、一番大事ということをもう一度言っていただいて私の質問に代えたいと思います。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど、今回お願いしている条例、副市長を2名にする施策のデメリッ
ットは経費でしょうかということを申し上げたんですが、前回の事例でいえば、オリンピック
の準備のための道路改良のための交付金ゼロだったんですね。

県とは調整していたんです。オリンピックだから大丈夫でしょうということで想定をして
いた修善寺醤油さんのところの変形の四差路、それから県道との交差点の三差路からサイク
ルスポートセンターまでの市道等々、全くつかなかったんですね。

ただ、あのときには、元副知事の森山さんが担当の課長でいらして、そこでつけていただ
いたのではなくて、やり方を、本当に書き方から、フォーマットから、内容から、全部を教
えていただいて、本当に伊豆縦貫道、議長、委員長経験の方御存じのとおり、毎年もう10回
近く行っている、まさにあれと同じようなことを全部教えていただきながらやった担当の方
が、偶然国交省の本署にいらっしゃったので、それができたわけです。

もし、そういったことがなかったら、ひょっとしたらオリンピックのための道路整備も、
それから御幸橋の改修も実はあのときにつけていただいた事業費で、そういったことができ
なかったかもしれない。本当に偶然何とかなったということですので、そういったなすべき
事業ができなかったということかもしれないということを考えると、やはりここは私では足
りないところのスキルがある、知見がある方はやっぱりぜひ欲しいというところです。

これもちょっと繰り返しになりますが、河川改修の、大仁橋から下流、それから伊
豆市にとってもとても効果の大きい放水路は、どちらかというと下流域、そして狩野川改修
期成同盟会の中の要望活動等で進めておりますので、伊豆市で考えた場合にはやっぱり一番
大きいのは砂防堰堤だと思います。昨日の答弁でもありましたとおり、県の砂防堰堤も40基、
治山が約700基あって、これは大体同じ構造の人工的施設ですから、そのスキルは国の砂
防部の職員であれば、それを分かるわけですね。

そして、先ほどは水管理局の中に砂防部があると申し上げましたので、狩野川河川改修に
ついても連絡調整を取れるんですが、やはり国土交通省は観光庁を持っていると申し上げま
したけれども、さらに道路局も国土交通省にありますので、そういった国交省との相互調整、
連絡調整等々はぜひこれまでより強化したいと考えておりますので、砂防メインとして人選
していただき、それと国土交通省及び県の交通基盤部との連絡調整ができるということを期
待しているところです。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

いいですか。

これで、間野みどり議員の質疑を終わります。

次に、同じく議案第84号について、議席番号14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

同じくになります議案第84号 伊豆市副市長定数条例の一部改正について。

①条例を改正せざるを得ない理由を詳しく伺います。

②改正することによる伊豆市行政への効果、職員への波及効果、伊豆市民への影響等を伺います。

③施行期日は来年4月からとなっていますが、今すぐにでも施行しないのか、また任期中の時限を区切る提案にしないのか伺います。

十分今までの2人の議員の質疑で分かったような感じがしておるんですが、特に市長の任期中の条例なのか、それともそのまま、言葉がちょっと不適切かもしれませんが、市長が退任した後でもその条例を残す前提になるのか、ちょっとその辺を伺わせてください。

○議長（青木 靖君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） ①の理由はるる申し上げたとおりですが、②は、切れ切れのキャリアのすごい鋭い人材というよりも、うちの職員と現場で車座になって語り合うような、今私も当然行政はつかさどるものとして、統率・指揮だけではなくて、職員との信頼に基づく人間関係、統御というところも、配慮はしているつもりですけれども、執務時間の半分ぐらいは私が常駐していない中伊豆支所にもやっぱり籍を置いてほしいと思いますし、市役所内の職員の相互理解とか融和には、伊郷副市長とともに尽力していただきたい、そんな人材をお願いできればと思っています。

それから、これもまだ担当の審議官に話しているわけではありませんが、私も国土交通省にいっぱい知り合いがおりますので、こういうことはどうだろうかと聞いてみると、年度内途中の割愛は難しいですよ。多分希望しても来年度3月、4月の人事異動を今調整する、9月が調整する期間、ちょうど時期ですので、要望しても4月ですということでしたので、年度途中は今想定しておりません。

私の任期の中ということももちろんあり得るかもしれませんが、前回お願いしたときに、状況から、あれ、否決されるかもしれないと感じたときに、オリンピックが終わるまでで結構ですからと口頭ではお願いしたんですが、そういったお願いしたことの効果がありませんでしたので、ここではあえて私の任期中ということよりも、その目的をよく御理解いただいた上で、将来私が代わっても、あるいはある程度の実効性のある防災計画ができたときとか、どこで判断するか分かりませんが、必ずしもいつも2人で置くということがありま

○議長（青木 靖君） 以上でいいですか。

総務部長からの答弁はなしでいいですか。

〔「なしです」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） なし。はい。

再質疑はありますか。

三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） 私も議長を拝命したときに市長といろいろ行動して、よその省庁と建設庁のちょっと何か対応が違うなという感じで、極めて建設庁の方はフレンドリーに、よく来てくださいました、ありがとうございますみたいなイメージだったような記憶がありますし、沼津ですか、ああいうところの人たちも非常に地元のことを考えてくれているなという体験をしました。

そんな意味で、次に質問したかったのは、本署のどういうレベルの、キャリアなのかノンキャリアなのか、それとも年代層でも若手なのかとか、向こうが送ってくることで、あまり注文はできないというか、どんな人かって聞きたかったんだけど、市長の答弁がありました。

そして、建前上の任期は何年なのか。普通ですと4年とかいるんでしょうけれども、一応考えている任期とか。最終的に今回は定数条例ですので、じゃ、今度は人事の具体的な提案はいつ頃になるのか。今の任期では私たちにはないかと思えますけれども、新しい職員か議員さんのためにも、また、何でだろうというみたいな疑問を湧かないためにも、このところは詳しく丁寧に記録として残しておいたほうがいいと思いますので、教えていただければと思います。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） しばしば自治体の規模と、市長はどこでも1人ですから、副市長とか部長の数とか比較されるんですけども、そういったことは配慮しながら、人口3万程度の同じ規模のところを参考にしながらいろんなことはやっております。

ただ、規模が小さくても大きくても、実はやるべき機能は一緒なんですよね。人口20万の沼津ではやらなければいけないけれども、人口3万の伊豆市だったらやらなくてもいいですという事業はなくて、対象の人数は少ないですけども、大きな市でも小さな市でも、やるべき行政の対象というのは全部同じなので、やっぱり私のスキルで全部足りないところがあるという前提です。

沼津の国土交通省の事務所長とは本当に緊密に連絡を取っていて、現在の防災とかあるいは公共工事の推進という意味では、非常に緊密な連携が実際に取れています。今回も3回放水路閉めたんですが、全部開けそうです、開けましたまで連絡いただいて、2件は深夜の3時と早朝の5時に所長から直接メールが来ています。それくらい24時間、365日コンタクトは取れているんですが、しかし、今私が欲しいのは、今の事業の推進ではなくて、根本的に伊豆市内の安全度を高めたいということです。この条例改正をお願いしているところで

それから、副市長は基本的に任期４年ですが、そこは一般職と違って首長は途中で解任はできることにはなっているんですが、一般論として、私が割愛をお願いしている場合には、国とか県の職員さんは戻りますので、２年か３年を、自分自身のめどとしておりますが、任期は４年です。

〔「具体的な人事案は……」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 今回は人数だけなのでということ。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません。

今の皆さんの議会中には無理ですので、先方も最後の人事調整が終わるのがやっぱり冬ですから、もし条例を可決いただけるとすれば、副市長の人事議案は２月議会になると思います。

○議長（青木 靖君） もう一回できます。

三田忠男議員。

○１４番（三田忠男君） 質問させてもらったのは、市長もおっしゃっていますけれども、それなりの人に相談したところ、何でそんな人口で２人も要るんだというような背景ですから、十分そのまま市民には納得していただかないと、逆に市長は何やっていたみたいになるのかなみたいなことも含めて、私たち、ここの議会としては、私個人では十分理解したつもりですが、改めて、最後ですけれども、これを見ている市民に向けて、こういうわけで本当に２人必要なんだということの、さらなる提案があれば述べてくださいませんかという質問で終わりたいと思います。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今まで３人の方の御質問をいただきましたから、２人にしたい、国土交通省から割愛をお願いしたということは申し上げたとおりです。

今まで申し上げていないことをさらに付加するとすれば、やっぱり市内の事業をしっかりと維持して、それから市内の事業者に戻さないと、これはよく言われる、以前は市議会でも、市内の業者と市長は癒着かとか御指摘いただいたこともあります、今ぎりぎりなんですね。

今、能登半島のような事態が起こったときに、市内の建設業者さんの７割は道路啓開に当たります。つまり、こちらで家が潰れた、こちらで土砂災害が起こったというときに、市長がお願いできる建設業者さんは市内の３割しかいない。逆に言うと、これから１０年で３割減ると、市長の手持ちの事業者がゼロになるんですね。

水道屋さんもそうです。水道さんはもっと事業費が少ないので、基本的に市が予算づけて、公営企業で５億円、６億円の中でしかやっていませんから、水道事業者さんも本当に今の事業者数を維持できるかどうか。これはその事業者さんを守るのではなくて、そうしないと伊豆市民を守れない。うちの水道課の職員が重機を動かして水道管を張り替えているわ

けではありませんので、そういったことも私とともにやってくれるやっぱりスタッフを地元
に置いておきたいということがあります。

もし私の任期中に大きな災害が起こったら、やっぱり 1 人は現場に置きたい。3.11のとき
に当時は議会中に起こったんです、3 時何分だったでしょうか。夕方まで大津波警報が出て
いましたので、私は市役所で情報収集していました。夜 7 時頃にこれ以上ないかなと思って、
なんせ通信機能が自衛隊と違ってありませんから、公用の携帯 1 つ持って私が土肥に行った
んですね。そうしたら、土肥南小学校は怖いということで体育館から校舎に避難していた。
そのときに、当時職員がまだ慣れていなかったのも、市長、非常時の非常食を配っていいで
しょうかって聞くわけですよ。そんなの当たり前だろうと。

あるいは、当時ふじみ幼稚園があったので、ふじみ幼稚園の横に小下田のふるさとセンタ
ーがあります。そこに皆さん避難されていたんですね、米崎とか小下田の皆さんが。そうし
たら、ちっちゃい 1 歳未満くらいの幼児を連れた若いお母さんがいたんです。うちの職員も
いました。私それを見て、ふじみ幼稚園の畳の部屋があるだろうと。このお母さんと子供さ
んをそっちに移せと。皆さんがいるところじゃ避難しにくいだろうといった経験があったも
のですから、今は、職員は多分私の指示がなくてもそういった動きをしてくれると思います
けれども、やっぱり船原峠で切れる可能性が非常に高い土肥地区に私と同じ判断のできる者
を置きたいというのは正直なところあります。

そういったいろんなことを考えると、人件費はかかりますけれども、やっぱり伊豆市の皆
さんにとって必要な人材の確保ということになるのではないかと考えているところです。

○議長（青木 靖君） 以上で三田忠男議員の質疑を終わります。

これで通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 83 号及び議案第 85 号につきましては、議案付託表の
とおり、所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案第 84 号 伊豆市副市長定数条例の一部改正についてにつきましては、会議規則第 37 条
第 3 項の規定より、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 84 号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第 84 号について、討論、採決を行います。

ここで暫時休憩します。

議案第 84 号に対し討論のある議員は、通告書を議長に提出願います。

休憩 午前 10 時 38 分

再開 午前 10 時 40 分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第84号について討論を行います。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

初めに、反対討論、議席番号8番、星谷和馬議員。

〔8番 星谷和馬君登壇〕

○8番（星谷和馬君） 8番、星谷和馬です。

議案第84号 伊豆市副市長定数条例の一部改正について反対討論を行います。

8年前、副市長を2人にしたいと上程がございましたが、10対5のダブルスコアで否決されました。そのときは、オリンピック担当の副市長のことでした。

今回は防災担当の副市長とのことで、台風とか大雨は地球の温暖化により巨大化しております。大きさ、コースは今の技術では把握でき、対応は可能です。しかし、地震は現代の科学力では残念ながら予知できません。南海トラフ大地震が発生するまで副市長2名体制にするということなののでしょうか。ならば、日本全体1,700の自治体の多数が欲しいということになりかねません。

現在の組織体制に不備はあるのでしょうか。かえって複雑化しかねません。また、硬直化しませんか。

市長が提案した副市長は、国土交通省の30代のノンキャリアとも伺いました。このような方が市の職員、まして課長、部長に指導・教育は果たしてできますか。大きな疑問があります。

また、なぜ県ではないのですか。過去に本多さん、佐藤さんと続いていたのに、県とのパイプは細くなりませんか。鈴木知事との関係はどうですか。伊豆半島担当の副知事の任命にも批判をしました。県からの大きな支援は期待できますか。

人口減少が著しい伊豆市。財政的余裕はありません。人口2万8,000人を割った伊豆市。副市長2名の必要はありません。

もう少し、忖度する議員も考えていただきたいと思います。自分が判断をしてください。

以上、反対でありました。

○議長（青木 靖君） 次に、賛成討論、議席番号14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

私、質疑させてもらった背景には、市民から本当に必要なのかという意見が多数寄せられたという背景もあります。その方々と話をして、いろいろな経済面とか全協等で市長が説明していることを踏まえて説明すると、ああ、そっか。そういうこともあるよなという話に変わっている人も当然いました。

ただ、先ほど星谷議員もおっしゃっていましたが、人口規模と予算の背景とか見る

と、内容の理解ができないと、多分そうだなと思う人が多いんじゃないかと。だから、そこであえて市民向けにといろいろ聞かせてもらいました。

私も議長時代同行させてもらったところ、本当に国の予算の取り合いなんですよ。全国で遠くのほうの方、バスを1台チャーターして来ると。伊豆市は適宜新幹線で現地集合みたいなイメージだったんですけども、本当に予算の分捕り合いなんです。これはいいか悪いかは別にして、そうでないと各町自体はもたないということで、一生懸命やっているわけですよ。

そういった意味で、先ほど静岡県知事の、副市長だった課長さんの話が出たと思いますけれども、本当に静岡県の人が行くと、フレンドリーにいろいろ来たかということでいろんな対応をしてくださった。やはり人と人のつながりというのは、県にしても国にしても持たなきゃいけないなとつくづく感じました。

私が今回非常に賛成したいなと思った点は、もともと今までの、こう言っちゃ失礼ですけども、私、公務員を体験していませんので失礼なんです、いわゆる国からあるいは県から下りてきたものを伝達するみたいなイメージがあったんですけども、そうでなくて自ら地方の自治体で考えなきゃいけない。そうすると、今までのレベルでは全然対応できないような課題が国からどんどん下りてくるわけですよ。そういった意味では、民間ならば異業種交流等をして違うレベルの質の転換を図るような刺激がなきゃいけないと。そういった意味で、県から来たり、あるいは国から来たりして、違う刺激を受けて職員のキャリアアップに結びつけるんじゃないかと思いました。

当時、先ほど反対した議員等が言いましたけれども、私はやはり内部の職員のやる気を含めて、いわゆる内部の方から1名、どうしても必要ならばやっぱりよそから来る2名制もいいのかなということで考えていたものですから、今回その2名制の中で本当に今の現状において今2名が必要なのか、あくまでもそのときそのときで私はいいという判断で、質疑も自分の任期中みたいなことを確認させてもらったわけですけども、そういった意味で、防災のまちづくりということを市長が掲げるならば、当然そういった提案になるんじゃないかと。その防災のまちづくりというのは、市民がみんな望んでいることですので、それを本当に質的に転換し、行政も変わるんだと、そんな決意を込めたところでやるならば賛成したいなというように思っております。

ただ、これが効果が現れないと、逆説的な意味で非常に何だという失望感も出ますので、本当に新しい人を迎えて、より伊豆市行政が、あるいは職員の皆さんが本当にやる気を起こして学べるような人を誘致してもらって、それが結果的に市民のためになるような条例だと判断して、賛成討論に替えたいと思います。

急な申出で、討論というよりは自分の意見みたいなことを言って申し訳ございませんでしたが、以上をもって賛成にさせていただきます。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 次に、反対討論、議席番号7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 議席番号7番、杉山武司です。

議案第84号 伊豆市副市長定数条例の一部改正について反対討論をいたします。

なぜこの時期にこの議案を上程したのか。3月定例会ではできなかったのか。

市長の心の奥底を思料するに、今年の5月の静岡県知事選に端を発しているのではないのでしょうか。

文教ガーデンシティ構想が否決されたときに、市長は県との信頼関係が崩壊するとして、反対した議員に責任の弁を述べられました。

今回市長は、県東部の自治体で早々現知事の対立候補の支持を公表しました。知事選後、鈴木県政が誕生し、伊豆半島担当の副知事の案が示されたのに対して、真っ先に反対の意を唱えたのが菊地市長です。その結果、県との距離感が拡大し、溝が深まったのに危惧し始めたのではないかと思われまます。

そこで、今後静岡県を当てにしない、当てにならない、どっちと考えたかは分かりませんが、今回静岡県の頭越しに人事案を思いついたのではないのでしょうか。

市長は、今、伊豆市が抱えている人口減少対策、行財政改革、公共施設の問題や総合計画に織り込まれている数多くの課題と、所信表明での対処すべき内政の問題に率先かつ強力に注力すべきなのに、なぜか美伊豆の会長や各種団体の責任者に率先してなっています。

市政を引き継いだときに、伊豆市の未来に向けた課題等はどのように捉えたのか、それを解決すべきプロセスの考えは巡らせていましたか。土木や災害に関するスキルの職員は本当にいないのか。4期16年の間になぜ人材を育てなかったのか。今になって分かったことではないと思う。副市長、新副市長の任期中に防災対策の課題は解決できるものなのか。疑問は尽きない。

自らが発した言葉の影響で県との距離を広げ、自ら追いやったツケを市民の血税を使って、2万8,000人のこのまちで2人目の副市長が本当に必要なのか疑問が生まれます。

よく自治体規模が参考として比較されますけれども、副市長1人体制の県内市は、磐田市が人口16万6,000人、予算742億円、菊川市が人口4万7,000人、予算242億円、伊豆の国市が人口4万6,000人、予算224億円、牧之原市が人口4万1,000人、予算217億円、御前崎市が人口3万人、予算158億円に対して、伊豆市は人口2万8,000人で、新中学校の建設で膨らんでいる予算は244億円となっています。これは当初予算です。伊豆市よりも人口規模や予算規模が多い市でも1人体制を取っている。

今後の大規模災害を想定するならば、総合計画を作成するときになぜインパクトのある具体的な施策を明示しなかったのか。災害に対応する要は財政と言われている。南海トラフを震源とした大地震は、九州から関東まで被害が及ぶ。国に頼っても無理な分野が多々ある。借金が多い伊豆市では、この分野でも明確な政策が見つからない。非常に危惧する点である。

以前、行政視察をした北海道旭川市の東隣、東川町の松岡町長、基本的には職員から上が

ってきた提言はノーとは言わない。イエスとは言いが、それに伴う財源を探してくださいと言うとのことであった。職員の皆さんも真剣に事業展開に取り組む姿勢が伺える。なおかつ、やる気のある職場の醸成につながると感じた。伊豆市でもこのようなトップダウンではないボトムアップの機運が醸成されているのかいないのか、首長の手腕にかかっている。

間違いに気づいても、体面を気にしてかたくなに自説を曲げない、そんな姿勢を中国の思想家孔子は過ちと厳しく批判した。

亡くなって今年で102年の森鷗外はどうだったのか。陸軍の軍医総監まで上り詰めながらビタミンB1不足から発生するかっけの原因を見誤り、その結果、日清・日露戦争での陸軍のかっけ患者者は実に24万6,383名の患者が発生し、3万1,744名もの兵が亡くなった。脚気惨害である。一方、海軍では、イギリスに留学した東京慈恵会医大の創始者の一人である高木兼寛の栄養学の説に基づいた食糧計画を推し進めた結果、日清・日露戦争合計で患者約40名、死者は僅か1名と決定的な差が出てきました。東京大学から細菌学で世界をリードしていたドイツに留学し、最先端の医学を学んだエリート軍医は、最後まで細菌説を曲げなかった。

さらに付け加えるならば、太平洋戦争末期の1944年3月、当時イギリス領だったビルマに隣接するインド東部のインパールを攻略しようとしたインパール作戦ですね。十分な兵隊、つまり食料や武器、弾薬を準備せずに動員された兵士9万人、そのうち7万人以上の死者を出しました。史上最悪の作戦。その死者の多くが、餓死と栄養失調が原因の病死といわれている。その指揮官は牟田口中将。晩年は、インパール作戦失敗の責任を問われると、戦後も戦時中と同様に、あれは私のせいではない、部下の無能さのせいだとかたくなに自説を主張し弁明し、A級戦犯になりながらも生き延びた。

ビルマで日本との戦いを指揮したイギリス軍のウィリアム・スリム司令官は、自分たちが間違いを起こしたことを、計画の練り直しが必要なことを認める勇気がないと日本軍指導者の体質を、道徳的勇気の欠如と指摘した。

この2例を読み解くと、日本という国の失敗の本質が見えてくる。現代でも、この失敗の本質があちこちにあるのではないかと想像する。

本議案を進めると、県とのパイプはさらに先細り、そのツケは現在の2万8,000人の市民や、今後伊豆市の未来を担う人々に重くのしかかってくる。その責任は現議員にある。

県の対応を参考に例を申し上げますと、我が家の前を走っている県道59号線、通称伊東西伊豆線といいますけれども、県の根強い不信感が残っている例を1つ挙げます。それは、この道路の拡幅を、要するにもう40年から50年かけて要望してきました。しかしながらある一地主が反対をしたためにそれが頓挫して、その言動が足かせになって今でも進んでいません。静岡県という体質はやっぱそういうところも見え隠れしています。この問題も長く尾を引くのではないかと思います。

菊地市長、あなたは私が思うに、裸の王様への道をひたすら歩みを進めているんじゃない

かと思う。人間の死亡率は100%。必ず、二度と戻ることができない世界に旅立ってしまいます。すばらしい人生をと思うなら、晩節を汚さぬようにと申し上げ、反対討論といたします。

○議長（青木 靖君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第84号 伊豆市副市長定数条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（青木 靖君） 起立多数。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程第24、議案第86号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結します。

議案第86号につきましては、議案付託表のとおり、教育厚生委員会に付託いたします。

◎議案第87号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程第25、議案第87号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止についてを議題といたします。

質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑を終結します。

議案第87号につきましては、議案付託表のとおり、教育厚生委員会に付託いたします。

◎議案第88号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程第26、議案第88号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

議案第88号につきましては、議案付託表のとおり、教育厚生委員会に付託いたします。

◎日程の追加

○議長（青木 靖君） 追加議案の上程を行います。

お諮りします。

配付してあります追加日程表のとおり、1件を日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認め、1件を日程に追加することに決定しました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 追加日程第1、議案第89号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第89号について提案理由を申し上げます。

本案は、（仮称）日向公園に整備する管理棟及びトイレ棟の建築工事について、8月30日に制限付一般競争入札を行い、土屋・イズケン特定建設工事共同企業体と4億2,680万円で契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細を建設部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山口吉久君登壇〕

○建設部長（山口吉久君） それでは、議案第89号について補足説明をさせていただきます。

9月定例会追加議案の7ページを御覧ください。

7ページになります。

伊豆市（仮称）日向公園管理棟・トイレ棟の配置図及び上空からの写真になります。

公園内の管理棟・トイレ棟を建築する場所ですが、公園全体の北側、現在危機管理センターを建築している場所の川側となります。

○議長（青木 靖君） 進めてください。

○建設部長（山口吉久君） 追加議案の7ページになります。そちらに建築場所をお示ししてございます。

続きまして、8ページを御覧ください。管理棟の立面図になります。

管理棟は木造一部鉄骨造2階建て、延べ床面積731.36平米。

災害時利用に配慮して、一定の防火性能を確保するため、準耐火構造としてございます。

次に、9ページを御覧ください。管理棟の平面図となります。

図面上段の1階の平面配置から上から説明しますと、一時避難の際に市民や観光客などが利用する備蓄品が置かれた備蓄倉庫321.4平米、真ん中の緑色の部分が事務室、紫色の部分が給湯室とトイレで、みんなのトイレは災害時にくみ取り式のものに切り替えることができるものとし、オストメイト対応としています。

その下の交流スペースが136.3平米、一番下の三角の部分は屋根付のテラスとなります。

図面の下段の管理棟2階は、交流スペース72平米となります。

次に、10ページを御覧ください。

トイレ棟につきましては、木造1階建て、延べ床面積94.72平米となります。

男子トイレ及び女子トイレのほかに、みんなのトイレを設け、みんなのトイレにつきましてはオストメイト対応とし、管理棟と同様に災害時対応といたします。

いずれも工期につきましては、令和7年7月31日までとなります。

説明は以上となります。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

議案第89号について、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 少し時間を取りますので、質疑がある方は申し出てください。

よろしいですか。

内容を御確認いただけましたか。

いいですか。

暫時休憩。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時10分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第89号 工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これを認めます。

議席番号14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

4億円での提示ですので、議会として質問もないようでは非常に議会の能力が疑われると思います、会派を代表して質問させていただきます。

いわゆる、今日上程されて今議論しているわけですが、肌感覚で非常に高いのかなと思うんですが、過去の例で物価が非常に上がって高いのかなと思いながら、そんな背景を聞かせてもらったり、7月完成って言いましたですかね。本当にできるのかという疑問が正直あったことと、また追加等の議案が出てくるのかなとか、いろいろな懸念事項があるんですが、そうじゃないというような答弁をぜひお願いしたいと思います。

○議長（青木 靖君） ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 今回は契約の議案ですので、予算は予算のときに御説明しているんですけれども、最初はここに、市長としては、公設でもうカフェまで造ってしまっ、若い子たちが知っているようなカフェができると、営業だけ誘致すればいいなと思ったんですが、とてもとても財政的に余裕がないことが一つと、もう一つは、やはり場所が場所で、うちの人口を考えたときに、まずは土日とかイベントのときにキッチンカーでお店を出していただいて、そして人の動きを見ながら、もしお店ができそうであればということに判断を市長としても変えました。ですから、4億円余りというのは、ぎりぎりの予算として市長が組んだつもりでございます。

具体的な御下問については、建設部長に説明をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、建設部長。

○建設部長（山口吉久君） まず、工期につきましては7月31日までとなっております。そのために、今回こちら議案のほう上程させていただきました。できるだけ早く着手して、工期内に建設が完成し、災害に備えるといったことで今回やらせていただいております。

あと、少し4億円で高いといった御意見につきましては、やはり県産材の杉材をちょっと使用しているといったところもございまして、やはりそういった物価高騰の波で、金額的には高価になっているといった状況でございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 先ほども申しましたが、朝上程されて、細かく分からないですが、いわゆるバリアフリーだとかユニバーサルデザインとか、いわゆる多文化共生社会等の外国語をお話する方とか、そういう人にも分かりやすい防災施設でないと、あるいは使いやすい施設でないと本来の機能が果たせないと思うんですが、その点についてはどのような配慮がなされているのか、設計上の説明を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） バリアフリーにつきましては当然されているとは思いますが、それ以外の外国人対応ですとか、そちらにつきましては、ソフト的な対応につきましては、今後検討していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 今後検討ではなくて、本来は検討された上で提案してもらわないと賛成も反対もなかなか判断つきにくいと思うんですが、いわゆる防災施設でどんな人が駆け

込むか分からないところですから、やはりちょっと順序が違うのかなということを思います。

そんな点がもししていなければ、設計の中に入れてもらうことを早急をお願いしたいなどという質問ですが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 工事請負契約の締結についてですので、その辺の経緯を説明を求めて回答にするべきかと思いますが。

中身については答えられないですか。

建物の性格等についての答弁を。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、私が今ここでごちゃごちゃ気になっていたのは、危機管理センターは危機管理センターで既に発注していて、今度管理棟とトイレですので、基本的には公園全体の管理で、もちろん何かあったときには当然使うと思いますけれども、それを、この施設だからではなくて、やっぱり不特定多数の人が使うところはユニバーサルデザインはふだんから気をつけているところですので、最終的にまた足らざるところがあればまた検討はしますけれども、現時点では必要最小限の機能を備えているものと思います。

○議長（青木 靖君） 追加の答弁があれば。

建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 公園管理棟につきましては、近隣住民や観光客が一時的な避難をする場所でございますので、やはり観光客を考えますと、外国人客もおられるということも想定されますので、その辺の対応につきましてはしっかりやらせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（青木 靖君） これで三田議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありますか。

じゃ、まず7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

平面図を見ますと、三角に近いような建物になっているんですけども、三角にすると、無駄なスペースといいますか空間といいますか、そういったところが多く出てくるんじゃないかと思うんですけども、1階のピンクに塗られた部分の上下なんかは何か有効に活用することができるんでしょうか。そこら辺をお聞きします。

○議長（青木 靖君） ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） ピンクに塗られた部分につきましては、給湯室と、あとトイレに

なります。

その2階部分が、2階の平面図に照らし合わせますと交流スペースということになってございますので、その給湯室、トイレ部分の上は交流スペース、平面的な多目的に使うスペースというふうになってございます。

○議長（青木 靖君） 三角形の形がというところを教えてください。

建設部長。

○建設部長（山口吉久君） そちらにつきましては、2階部分は吹き抜けとなっております。

吹き抜け部分ですので、有効利用できる用途がございましたら考えていきたいというふうに思います。

○議長（青木 靖君） 分かりますか。

建設部長。

○建設部長（山口吉久君） すみません、ピンク色の以外の部分が、ピンク色の上の部分が備蓄倉庫になります。そちらに災害時に避難者が使う備蓄品の倉庫でございます。そのピンク色に塗られた部分の下が交流スペースということで、市民の方が自由に使っていただけるスペースというふうになっております。

右側も備蓄倉庫ですね。備蓄倉庫がかなり広い面積になっております。

○議長（青木 靖君） いいですか。

○建設部長（山口吉久君） すみません、ちょっと赤い線が入っているんですけども、見えないような状況で、申し訳ございません。本当に大部分が備蓄倉庫、トイレの周りが備蓄倉庫で、一番ピンク色と緑色の下の部分が交流スペースという形で、市民交流スペースになっております。緑色とピンクの下が交流スペースになります。それ以外は備蓄スペースになります。

すみません、字が小さくて、平面図が見えづらくて申し訳ございません。

○議長（青木 靖君） 再質疑できますが、どうですか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 再質疑といえば再質疑なんですけれども、もう少し分かりやすい図面にすれば、こんな質問をしなかったんですよ。

ピンクと、それから要するに薄緑色に塗ったならば、ほかのスペースもそういうふうにしてちゃんと大きなやつで分かるようにすればこんな質問しなかったんだけど、あまりにも字が小さいし見えないしということでしたので、それで終わりにします。

○議長（青木 靖君） これで杉山武司議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありますか。

1番、小川多美子議員。

〔1番 小川多美子君登壇〕

○1番（小川多美子君） 小川です。よろしくお願いいたします。

このトイレ棟の平面図を見ますと、女子トイレ、男子トイレ。女性あるいは男性、お若い方たちというのは小さなお子さんを連れて公園にふだんも来る、あるいは災害のときにもおいでになると思うんですけれども、女性用トイレにも男性用トイレにも小さな子供連れが使えるようなトイレスペースが見当たらないんですけれども、よくサービスエリアなんかに行きますと、女性用のトイレしか使わないから男性用のほうは分からないんですけれども、トイレの中に小さなお子さんも使えるような感じのものが置いてあるところもあるんですけれども、ここにはそのようなものを置く、あるいは設置するようなおつもりはないのでしょうか。お聞きします。

○議長（青木 靖君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） その場合は、みんなのトイレを利用させていただいて、そこはスペースが広いものですから、お子さん連れでも悠々と使えると思いますので、みんなのトイレを使っただきたいというふうに考えてございます。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

小川多美子議員。

○1番（小川多美子君） お子さんですと、大勢で来た場合に1人がトイレと言うと、僕も、私もとかいうことで、女のお子さんでしたら例えばお母さんがおいでのときには女性用トイレと一緒に使うことができますけれども、男のお子さんが来たときに、トイレと言ったときに大勢が行きたいとなると、みんなのトイレ1つだけではちょっと間に合わないんじゃないかなと思うんです。

ですから、例えばこども園などに行っても小さなトイレ、あるいはよそに行っても子供用の小さなトイレがあるところもあるんですけれども、そのようなものを置いたりということは考えていないのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 現在のここの平面を見ますとその辺が見当たらないんですが、やはりそういった御意見があるということで、その辺に対応できるものがないかというふうにしていきたいと、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） ぜひ検討していただきたいと思います。

ふだんにはお子さん連れのお若いパパ、ママが多いと思うんですね。男の方が小さなお子さんを連れて男子用トイレに行くということは可能ですけれども、女性がおしっこなんて言

われたときに男性用トイレに小さいお子さんだけを1人で行かせる、あるいは女性が男性用トイレに入って男のお子さんを尿を済ませせるというようなことはなかなか不可能ではないかと思うんです。

災害のときもですけども、公園となるとふだんきつと大勢のお若いパパさん、ママさん、公園に遊びに連れていかれると思うんです。ですから、ぜひ子供用のトイレというのも考えていただいたほうがいいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 答弁はいいんですか。

答弁があれば。

建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 小川議員が言われるとおりでと思いますので、そちらにつきましても検討していきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 以上で小川多美子議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありますか。

9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 9番、鈴木正人です。

本来であれば、今回の提案は工事請負契約のことなので、契約に関するの質疑が適切かと思うんですが、今聞いていると、設計とかその辺自体のことになっているんですが、今、小川議員が質疑しているので、私の認識と小川議員の質問の意図がちょっと違って、建設部長の答弁も何か、あれなんて思ったので、確認したいんですが、今トイレ棟のところの平面図、御覧いただくんですけども、これは10ページになるんですか。

その下のトイレ棟の平面図、オストメイトがあるみんなのトイレというのがこの絵でいうと男子トイレ側のほうにあって、入り口は男子トイレに入らずに独立で直接外から入れるようになっているので、恐らく別に男性がいるからと気になさることはないんじゃないかなと思います。建設部長は対応しますみたいなことを言ったんですけども、もう既に対応できていると思うんですが、それが1点。

それとあと、このトイレ棟と、あと管理棟ですか、今回。管理棟のところは平面図が9ページですかね、あって、上にこれピンクで塗られているところなので、塗りつぶしになっちゃっているんですけども、このところに恐らくトイレスペースの、位置からすると左隅のところが多分みんなのトイレのオストメイト付のものがあると思うんですね。

それと、あともう一個は、この隣に現在着工を始めた危機管理センターがあるんですけども、そこにもたしかトイレが、みんなのトイレということで共用できるトイレがあると思うものですから、複数の家族連れの方が来て、3か所近いところにあるものですから、そこは対応ができるんじゃないかなと思うんですけども、さらに検討しますということじゃなくて、その辺の説明が足りないように思ったんですけども、確認のため伺います。

○議長（青木 靖君） ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） 鈴木議員が言われましたように、ちょっと説明が不足している部分でしたが、やはり危機管理センター、そしてすぐ近くにトイレ、管理棟ということで3つ大きな建物があり、そのようなみんなのトイレ等もそれぞれございます。また、そのそばに今後マンホールトイレみたいなものも災害時に備えて設置するというような予定でございます。

それぞれのトイレ、連携して非常時使い、そして通常時使いという形で考えると、みんなのトイレ、それぞれ管理棟とございますので、うまく使い分けて使っていただければ、足りているのかなというふうにも考えてございます。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） そういう使い勝手にやっていたら足りると思うんですけども、最後もう一回確認しますけれども、建設部長、先ほど小川議員の質問を受けて対応を検討しますというようなお話があったんですけども、何かともするとまた新たにトイレ造ることも検討するような話に私は映ったんですが、そういうことじゃないですね。今提案されているこの施設の中でそういう使い勝手をしてくださいということで、不都合ありませんということによろしいですか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（山口吉久君） その辺考えた上で、今、鈴木議員が言われたとおり使えると思いますので、対応ができるというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） いいですか。

これで鈴木正人議員の質疑を終了します。

ほかに質疑はありますか。

3番、鈴木優治議員。

〔3番 鈴木優治君登壇〕

○3番（鈴木優治君） 請負契約の件なので、触れたらどうなのか、触れちゃいけないのかなと思いつつ、触れさせていただきます。

市長の答弁の中で、カフェゾーンの問題をさらっとお流しになられたんですけども、当初、日向公園の出発点の頃には、ゾーンが違いますので、例えば遊具の問題であるとか、カフェゾーンの展開、これらについてはあったはずなんですね。都市計画上の計画の中であっ

たんですが、今聞いていますと、財政上の問題というようなことの中で、さらっとキッチンカーに入れ替わっていたので、大変驚きました。

ぜひ、都市公園の一環として日向公園は展開をされているんだと、そう思ったにもかかわらず、前回の全協のときだったと思うんですが、この問題について触れましたら、そのときはもうその計画はないんだというような都市計画課からの返事をいただきました。え、と思ったんですが、私も年を取っていますので、記憶違いがあったとしたら問題かなと思っていますが、カフェの問題については公園の一環として私は、確かに財政上の問題はあるんですけども、カフェを建てる財政がないのか、カフェを運営する財政がないのか、外に委託をしてもそれは構築できないのか、その辺のことについては検証していただけたんでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 当初、私も御指摘のとおりカフェは入れたいなと思っていました。その頃は設計に携わる皆さんと、いや市長、ここは誘致しても、いわゆる全国チェーン展開しているようなところは来ませんよ。あるいは、やっていただくんだったら市民の皆さんに運営していただかないと、収益的に多分ビジネスとして難しいですよというような御意見があり、まず立ち上げのときに設計に入れることは私も断念しました。

その後、ここから私まだ確認していないんですが、都市公園区域に株式会社のような民間収益事業を入れてはいけないような何か規定があるんだそうで、ここはどのような制約があるのか今確認を私自身がしているところです。

伊豆わさビジターセンターと同じように、ここは財政の問題もあったので、それも理由の一つですけれども、まずは最小限必要なものを造って、それからお客様とか市民の動きを見ながら足し算していくということでやっておりますので、この公園についても、最低限公園として機能を果たせるところからまずやりなさいということでした。

私も、遊具ももう最初はつけなくても、まず広場だけでいいとまで言ったんですが、やっぱり市民の使い方とか御意見も見ながら、足せるものについては後から足していこうという考えに至ったのが、市長としての判断でございます。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

鈴木優治議員。

○3番（鈴木優治君） 都市公園としての機能を展開する折に、夢の図面はつまり描かれてしまったと、そう言わざるを得ないんでしょうかね。

もちろん採算性の問題等々あるんでしょうけれども、日向公園を、それこそ地権者から買い上げるときの条件の中にも公園像というのがあったはずなんですね。それがいかにも何かの都合上でさらっと消えていったのはという感じがしてなかったんです。

今、お答えをいただきましたとおり、これから上澄みの作業の一環として、そういうものの展開も含めて考えていただけるということで理解をしましたが、よろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私はビジネスの経験がないので、そのあたりは判断しかねるところもあるんですが、近くにコンビニやドラッグストアができていて、そこの皆さんともまだ何も話ししていないんですけれども、そういったところからお店を少しブランチのように出していただけるものなのか、あるいは市民の皆さんが、やはりいわゆる我々が描いている全国チェーンのようなカフェを期待するのか、そういった動きもまだ見えておりませんので、これで全部、これで終わりということではないんですが、そのあたりは少し将来改めて検討する余地は残しておきたいということでございます。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

○3番（鈴木優治君） 以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で鈴木優治議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第89号について討論を行います。

討論はありますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 討論なしでよろしいですか。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第89号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は9月25日9時30分から開催します。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時38分

令和 6 年伊豆市議会 9 月定例会

議 事 日 程（第 6 号）

令和 6 年 9 月 2 5 日（水曜日）午前 9 時 3 0 分開議

- | | | |
|---------|-----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 6 3 号 | 令和 5 年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 議案第 6 4 号 | 令和 5 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第 6 5 号 | 令和 5 年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第 6 6 号 | 令和 5 年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第 6 7 号 | 令和 5 年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 8 号 | 令和 5 年度伊豆市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 6 9 号 | 令和 5 年度伊豆市温泉事業会計決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第 7 0 号 | 令和 5 年度伊豆市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第 7 1 号 | 令和 5 年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 2 号 | 令和 5 年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 3 号 | 令和 5 年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 4 号 | 令和 5 年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 5 号 | 令和 5 年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 6 号 | 令和 5 年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 5 | 議案第 7 7 号 | 令和 5 年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 6 | 議案第 7 8 号 | 令和 6 年度伊豆市一般会計補正予算（第 5 回） |
| 日程第 1 7 | 議案第 7 9 号 | 令和 6 年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回） |
| 日程第 1 8 | 議案第 8 0 号 | 令和 6 年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回） |

- 日程第 19 議案第 81 号 令和 6 年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）
 日程第 20 議案第 82 号 令和 6 年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第 1 回）
 日程第 21 議案第 83 号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 日程第 22 議案第 85 号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について
 日程第 23 議案第 86 号 工事請負契約の変更について
 日程第 24 議案第 87 号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止について
 日程第 25 議案第 88 号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
 日程第 26 請願第 1 号 伊豆市に於ける有害鳥獣捕獲作業出役手当に関する請願書
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 26 まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 発議第 7 号 伊豆市議会委員会条例の一部改正について
 追加日程第 2 発議第 8 号 伊豆市議会議員政治倫理条例の一部改正について
 追加日程第 3 発議第 9 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書
 追加日程第 4 発議第 10 号 地震財特法の延長に関する意見書
-

出席議員（16 名）

1 番	小 川 多美子 君	2 番	浅 田 藤 二 君
3 番	鈴 木 優 治 君	4 番	飯 田 大 君
5 番	黒 須 淳 美 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	星 谷 和 馬 君
9 番	鈴 木 正 人 君	10 番	間 野 みどり 君
11 番	波多野 靖 明 君	12 番	小長谷 順 二 君
13 番	青 木 靖 君	14 番	三 田 忠 男 君
15 番	永 岡 康 司 君	16 番	杉 山 誠 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	伊 郷 伸 之 君
教 育 長	鈴 木 洋 一 君	総合政策部長	新 間 康 之 君
総 務 部 長	井 上 貴 宏 君	市 民 部 長	佐 藤 達 義 君
健康福祉部長	大 石 真 君	産 業 部 長	大 路 弘 文 君
建 設 部 長	山 口 吉 久 君	危 機 管 理 監	大 村 俊 之 君

教 育 部 長 小 塚 剛 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	稲 村 栄 一	次	長	土 屋 洋 美
主 任	原 亜里沙			

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名です。議員数が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより令和6年伊豆市議会9月定例会6日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日の議事日程は、配付のとおりです。

◎議案第63号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第1、議案第63号 令和5年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託し、連合審査会として実施しました。その審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） おはようございます。総務経済委員長の波多野靖明です。

ただいま議長から報告を求められました議案第63号 令和5年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、総務経済委員会所管分について、審査の経過と結果を御報告いたします。

本議案の委員会審査は、全議員が参加する連合審査形式で行いました。委員会審査の内容は、委員会室にて概要書が閲覧でき、かつホームページ等で確認できますので、審査の過程は、主な質疑の項目についての御報告といたします。

初めに、建設部所管科目では、補足説明はなく質疑に入りました。

道路管理事業の成果として、支障木を伐採することにより安全な通行が確保されたとありますが、令和5年度は何か所ぐらい支障木を伐採されたのか、また、決算額の41万6,000円という金額で済んでいるのかについての質疑がございました。用地管理課から、令和5年度は支障木に関する相談が27か所あり、18か所は対処いたしました。そのうち2か所は市の職員の手で対処しました。残りの9か所は地権者との調整が進行中であると説明がありました。地権者が不明な箇所はないものの、対応してもらえない場合があります。また、地権者にお願いをして3分の2は対応をしてもらっていますが、3分の1は市で対応をしています。それに加えて、伐採費用が少ない額である理由については、小規模なものについて用地管理課で対応しており、大規模な倒木などは建設課が担当していると説明がありました。地域づく

り協議会や地元住民の協力に依存する部分も大きく、必要に応じて道具を提供していることや、ボランティアの協力も受けていますとの答弁がございました。

次に総合政策部所管科目では、補足説明はなく質疑に入りました。

令和５年度に実施された婚活イベントについて、特に手応えを感じたイベントがあったかどうか。また、これまでの婚活事業が伊豆市への定住につながった例があるかという質疑がありました。企画財政課から、令和５年度に開催された３つの婚活イベントについて、特に大人の婚活イベントは、伊豆市の自然を通じたアウトドア型のイベントであり、伊豆市ならではの自然を生かした特徴的なイベントでした。また、縁結びパーティーは、バレンタインデー直前に中伊豆ワイナリーヒルズで開催され、１０組のカップルが成立するなど、参加者が多く、成功したイベントです。令和５年度で成立したカップルは１５組でした。その後の調査もしていますが、結婚や伊豆市への定住になった実績は不明ということでした。

次に、総務部所管科目では、補足説明はなく質疑に入りました。

職員研修福利厚生事業に関する説明資料の内容で、正規職員の健康診断結果について、具体的に対象者３４４名の中で異常や心配がない職員が２５名ぐらいしかいなく、残りの職員は健康上の問題があるということなのか。また、来庁者からのカスタマーハラスメント（カスハラ）について、それに関する対応についての事案は把握しているかとの質疑に対し、総務課からは、３４４名中２５名が異常なしで、残りの職員は要検査、要治療、治療継続等が１３８名で、経過観察が８６名います。少し高血圧やコレステロール値が高いなど加齢に伴う健康管理が必要な職員もおります。共済組合や産業医との面談や精密検査の促進フォローをしつつ考えていきたいと思っています。さらに、メンタル面については、ストレスチェックの結果として６７名が該当しています。カスタマーハラスメントについては、具体的な数は把握していないものの、相談を受けています。職員が現場で対応する際の接客に対する研修もしており、あまりにひどい場合は必要に応じて警察を呼ぶ対処はしていますとの答弁がありました。

次に、危機管理課所管科目では、補足説明はなく質疑に入りました。

松原公園津波避難複合施設テラッセ オレンジ トイに備蓄されている備品の内容と、観光客が増加する中で一時避難用の備品の数が市民の人数分だけでは足りないという問題への対応について、また、観光客を含めた避難者をどのようにして土肥小中一貫校へ安全に避難させるのか、その避難方法についても確認しますとの質疑に対し、危機管理課からは、テラッセ オレンジ トイに備蓄されている主な備品として、非常食、水、乳幼児ミルク、救急セット、おむつなど衛生用品を１,２００名分用意しています。これら備品は１,２００名分の１日分を３階と４階に保管しており、長期ではなく一時避難用で用意してあります。また、観光客を含めた避難者を土肥小中一貫校へ避難させる方法については、瓦礫の撤去や道路の安全確保が必要であり、状況が整った段階で安全に移動させます。しかし、土肥小中一貫校は市民の避難場所でもあるため、観光客と市民が長期にわたる避難は難しく、観光客には一時的な避難をしてもらい、その後、地元や住んでいる場所に戻っていただこうと検討していま

すとの答弁がありました。

最後に産業部所管科目では、補足説明はなく質疑に入りました。

企業誘致推進事業における創業支援補助の実績について、8件の補助が交付されましたが、その内訳として新規創業の業種や、市民が創業したのか、移住者も含まれていたのか、また、創業支援補助金の最大支援額について幾らなのかという質疑に対し、観光商工課からは、8件の創業支援補助について、修善寺地区で5件、土肥地区で3件がありました。業種としては、イズシカを活用したペットフードショップ、宿泊業、飲食店が2件、整体・マッサージ、会計事務やウェブ関連事務処理の事業が1件含まれています。また、創業者のうち4名は移住者であり、そのほか4名は数年前に移住した方や嫁いできた方もおり、移住者の定義が難しいところがあります。補助額については、創業にかかる経費に対して最大50万円の補助があり、家賃補助としては1年間で最大60万円が支給されるため、合計で最大110万円の支援が得られますとの答弁がございました。

以上の審査経過を経まして、議案第63号 令和5年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、総務経済委員会所管科目について、反対討論1件、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で総務経済委員会の委員長報告を終了いたします。

○議長（青木 靖君） 次に、教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

〔教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（三田忠男君） ただいま議長から報告を求められました議案第63号 令和5年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について（教育厚生委員会所管科目）の審査の経過と結果を御報告いたします。

本議案の委員会審査は、全議員が参加する連合審査会形式で行いました。詳細につきましては、委員会室にて概要書が閲覧できますので、各部の質疑の内容の主なものを報告し、他は事業名のみ報告いたします。

初めに、教育部所管科目においては、多岐にわたる質疑がありました。

放課後児童クラブ運営事業、放課後居場所事業成果や工夫、外国語指導助手業務委託、不登校対策、GIGAスクール推進事業、パソコン等保守業務、フッ素処置、学校プール、雨漏り減少等、支援員配置、新中学校整備事業、伊豆中学校周辺交通量調査、アスベスト含有建材事前調査委託、教育振興費通学補助・バス借り上げ、美術館建設推進事業、狩野ドームグラウンド管理事業、丸山スポーツ公園管理事業、狩野川記念公園グラウンド管理事業等が審査され、進展している事業や繰越明許等の確認がされました。

次に、市民部関係では、個人番号制度事業のキオスク端末の利用状況とコンビニ交付へのつながりについての質疑に対し、来庁者がマイナンバーカードを持参している場合、窓口交付よりも安価なため、キオスク端末での交付を案内して、操作の補助も行っています。また、今年の8月の50歳以上の方のコンビニでの利用率が57%で、4月に比べ10%ほど増えていま

すとの答弁がありました。そのほかは、賦課金徴収事務事業の納入方法の実績、航空写真撮影業務委託、伊豆聖苑使用状況、環境保全事業の地球温暖化防止の環境学習アースキッズチャレンジ、住宅用蓄電池システム設置費補助金、リサイクルセンター管理事業等の審査がありました。

最後に、健康福祉部ですが、民生委員活動事業の民生委員の確保状況、負担軽減事例の有無等の複数の質疑に対し、民生委員の定員は110名ですが、修善寺地区で3地区、中伊豆・土肥地区で各1地区いません。活動内容を負担と感じ地区からの選出が難しいという意見もあるので、現在、民生委員活動の中で活動削減を検討していますとの答弁がありました。

ほかに難病患者在宅福祉費、福祉相談センター、重層的支援体制移行準備事業、生活保護扶助、在宅福祉タクシー等利用助成金、健康づくり事業、検診事業、育てて育つ事業の成果、母子保健事業、歯科保健事業等の審査がありました。

議案第63号 令和5年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について（教育厚生委員会所管科目）について、委員間討議、討論いずれもなく、採決の結果、挙手全員、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

本議案につきましては、全議員が参加する連合審査会で審査をしていることから、委員長の報告に対する質疑は省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認めます。

それでは、次に、討論を行います。

これより暫時休憩します。

休憩中に、議案第63号に対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時46分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第63号について討論を行います。

討論の通告がありますので、順次討論を行います。

初めに、反対討論から行います。

議席番号7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 皆さん、おはようございます。7番、杉山武司です。

議案第63号 令和5年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行いま

す。

本議案には、令和５年、議案第68号の旧天城湯ヶ島支所の減額譲渡額、税込み1,100万円が収入として計上されています。この議案に賛成するとすると、減額譲渡に反対したことで矛盾が生じ、違法と思われる行為を認めることになります。したがって、法的に責任を問われるおそれがある関連する議案に賛成することはできません。

反対討論といたします。

○議長（青木 靖君） 次に、賛成討論、議席番号２番、浅田藤二議員。

〔２番 浅田藤二君登壇〕

○２番（浅田藤二君） おはようございます。２番、浅田藤二です。

議案第63号 令和５年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和５年度の一般会計決算額は、歳入総額234億9,226万4,000円に対して歳出総額は215億4,774万3,000円で、差引額は19億4,452万1,000円となり、このうち翌年度への繰越財源７億6,159万6,000円を差し引くと、実質収支額は11億8,292万5,000円となっています。

（仮称）日向公園整備事業、松原公園津波避難複合施設整備事業では、第２次総合計画に掲げられた災害などリスクに強いまちづくりにより、安心・安全なまちづくりの推進はもとより、地域の魅力創造にもつながっています。

地域住民の避難訓練の報道や、本年８月８日に南海トラフ地震臨時情報が発せられた折には、テラッセ オレンジ トイ避難タワーが近くにあるので海岸にいても安心と、海水浴や観光に来られた方のコメントがテレビなどの報道で連日にわたり流されていました。住民や観光客の安全・安心を確保し、夏のシーズンだけでなく、年間を通じて地域のシンボルとして観光誘客にもしっかりとつながるよう、これからの施設運営について行政と指定管理者の話し合いや実践が大切になると考えます。

防災面では、消防団員の減少に伴い、機能別消防団員や市役所消防隊の結成など消防の機能維持を図られたことは、住民の安全・安心につながり、大いに評価すべきものです。

牧之郷周辺整備事業では１億756万1,000円が支出され、中心市街地への都市機能の集約施策の模範例として、また、未来を切り開くためのまちづくりにつながるよう、さらに移住や企業誘致に力を入れていただくことを期待いたします。

新中学校整備事業では５億3,167万3,000円が支出され、今では足場も外され、新中学校の姿が見えてきました。生徒や保護者からの大きな期待が寄せられていると想像しますが、持続可能なふるさと伊豆市のづくり手となる学力が身につく伊豆中学校の教育課程、教育の中身をぜひ地域を巻き込んでつくり上げていただきたいと、開校を令和７年度に控え、強く思っております。

公共施設再配置計画に基づき、市営住宅の解体や借地の解消がなされています。また、建物の売却収入や売却に伴う固定資産税の増加、今までかかっていた施設管理費が解消される

など、総合計画の重点目標、将来にわたる安定的な行財政運営の堅持につながっています。変化が激しく、先が予想できず、どうなるか分からない不確実性の高い時代に生きる私たちは、今、この世の中で何が起きているのか、何が現実なのか、何が求められているのか、物事のリアル、真実を見極めると同時に、今はもちろん、10年後、20年後、50年後、100年後にこのまちに暮らす人々の幸せにつながる判断をしなければなりません。今までの常識、現状のありさまを捉えない評価と、今ここで起きている現実と物事のリアル、この乖離、距離を埋め、雇用を守り、産業を育み、市民の誰もがここで暮らすと楽しいよと自然と口にする伊豆市をつくり上げていかなければなりません。

これからさらに力を入れて取り組まなければならない借地の解消、財産の処分は、全て相手があり、交渉の中で市民の利益に応える、幸せにつながる最善の着地点を見つけなければならない大きなプレッシャーのかかる業務です。担当職員のひたむきな努力が見える決算であったと捉えています。

令和5年度伊豆市一般会計歳入歳出決算は、危機管理体制の充実、促進、大胆な選択と集中、子供が健やかに学び、育つ教育環境の整備など、第2次総合計画に基づき将来を見据えた持続可能な市政運営を進められていることから、決算の認定について賛成いたします。

議員各位の賛同をいただきますようお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で討論を終結します。

これより議案第63号 令和5年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（青木 靖君） 起立多数。

よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

◎議案第64号～議案第77号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第2、議案第64号 令和5年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、議案第77号 令和5年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの14議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第64号及び議案第68号から議案第77号までの11議案について、総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいま議長から報告を求められました議案第64

号 令和5年度伊豆市公共用地特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第77号 令和5年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案について、審査の経過と結果について御報告いたします。

委員会審査の内容は、委員会室にて概要書が閲覧でき、かつホームページ等で確認できますので、審査の過程は、主な質疑の項目についての御報告となります。

初めに、議案第64号 令和5年度伊豆市公共用地特別会計歳入歳出決算の認定について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

審査の結果、討議、討論はなく採決の結果、議案第64号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第68号 令和5年度伊豆市水道事業会計決算の認定について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

改良工事の概要で500万円以上の工事が12件ありますが、500万円以下の工事も含めると全体で何件ありますか。布設替えや更新工事について、現在の状況ではこれが限界でしょうかとの質疑に対し、500万円以上の工事が全てであり、500万円以下の工事はありません。また、令和5年度は2億円程度の工事を行い、現在の料金収入や職員数の状況では、2億円程度の工事が限界です。これ以上の規模の工事を行うのは難しいと判断していますとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第68号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第69号 令和5年度伊豆市温泉事業会計決算の認定について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

土肥温泉事業で、民営化に向けての令和5年度の動き、取組はいかがでしょうかという質疑に対し、土肥温泉事業の民営化に向けた動きについて、令和3年度の基本構想から始まり、令和5年度にはデューデリジェンスと事業支援の推進を行ってきました。デューデリジェンスでは、土肥温泉事業の資産を各観点から評価し、民間事業者との対話に備えて準備を進めました。さらに、令和5年12月には利用者向けの説明会を開催し、市が民間への移行を検討していることを説明しました。令和6年度は実施方針を策定し、特定事業を選定し、事業者からの提案を受けている状況ですとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第69号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第70号 令和5年度伊豆市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

監査委員から、令和4年度から令和5年度にかけて経営収支比率の推移が99.3%から80%に急減したとの指摘がありましたが、この状況を上下水道課長としてどのように捉えていますか。厳しい経済状況の中、ほかの議員も一般質問で取り上げた柏市のウォーターPPPに

関して何か現在で考えていることはありますかとの質疑に対し、令和５年度の経常収支比率が99.3%から80%に減少したのは、収益よりも費用が上回ったためです。特に料金収入や繰入金不足しており、経営状況は非常に厳しい状況です。今後、費用の削減に加え、料金収入の改善や繰入金の調整を含めた経営の見直しが急務と考えています。

また、柏市のウォーターPPPは、処理施設がない状況で長期契約や性能発注を取り入れ、利益シェアも行っていますが、伊豆市の場合は処理施設があり、３年間の長期契約で委託しておりますが、性能発注も踏まえ整理することを考えています。また、施設の統廃合や広域的な視点を取り入れることで、維持管理の改善と効率化を図る必要があると認識していますとの答弁がございました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第70号は全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第71号 令和５年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第77号 令和５年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案について、一括して審査の経過と結果について御報告いたします。

当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第71号から議案第77号までの7議案は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で総務経済委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第65号から議案第67号までの3議案について、教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

〔教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（三田忠男君） ただいま議長から報告を求められました議案第65号から議案第67号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第65号 令和５年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、医療給付費と被保険者数の関係、健診の効果の質疑があり、人口減少に伴い被保険者数は減少傾向にありますが、医療費は前年とほぼ横ばいで減っておらず、1人当たり医療費は高くなっています。結果が医療費の低減につながっているかの細かな分析はできていませんとの答弁がありました。

討議、討論もなく、挙手全員、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑、討議、討論ともになく、挙手全員、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号 伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、介護認定調査数、主治医意見書の数を確認し、また認定数はどのような傾向で推移しているかの質問に対し、認定者に対しては、令和５年度は前年度から微減となったが、この理由として介護認定の適正化事業や健康づくり事業などの効果もあると思われるが、後期高齢者が増加してい

るので今後は増加が予想されとの答弁がありました。

このほか、介護申請をされている全ての方が認定されているのか説明を求めたことに対し、申請があったものは全て審査会にかけられているが、複合的に審査されており、認定されないこともあるとの答弁がありました。

家族介護用品支給事業助成金の使い方の融通についての質疑に対し、国の制度の変更により制度が厳しくなっており、事業を一般会計へ移行することで自由度が増すが、財政負担を考慮すると検討が必要であるとの答弁がありました。

討議、討論ともになく、挙手全員、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 14の議案についての委員長報告は終わりました。

ただいまの議案第64号から議案第77号までの14議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第64号から議案第77号までの14議案に対して討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、さきの14の議案について、それぞれ討論、採決を行います。

まず、議案第64号 令和5年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第64号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第65号 令和5年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第65号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第65号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第66号 令和5年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第66号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第66号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第67号 令和5年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第67号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第68号 令和5年度伊豆市水道事業会計決算の認定についてに対し、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第68号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第69号 令和5年度伊豆市温泉事業会計決算の認定について、討論、採決を行

います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第69号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第70号 令和5年度伊豆市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを討論、採決します。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第70号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決、認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第70号は原案のとおり可決、認定されました。

次に、議案第71号 令和5年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第77号 令和5年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案について、一括して討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第71号から議案第77号までの7議案について採決します。

各財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は全て認定です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第71号から議案第77号までの7議案は原案のとおり認定されました。

◎議案第78号～議案第82号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第16、議案第78号 令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）から日程第20、議案第82号 令和6年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）までの5議案を一括して議題といたします。

本案は各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第78号及び議案第82号の2議案について、総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいま議長から報告を求められました議案第78号 令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について御説明をいたします。

初めに、総合政策部及び会計課科目について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

土肥分校の下宿運営事業に関する補助金の債務負担が出ていますが、何名分を予定していますか。また、現在の下宿先の状況はどうなっていますか。加えて、下宿生の確保に向けたPR活動があれば教えてくださいとの質疑に対し、10名を想定していますが、現在下宿先は女子寮が1軒、男子寮が2軒で部屋数は限られています。約20名の下宿生がいるものの、下宿先の数は増えておらず、協議会などが対応していますが、市としての具体的な動きはない状況です。地域未来留学に関しては、県と協力してウェブなどでPRを行い、今年8月の学校説明会には県内28名、県外6名が参加しました。今後も学校と連携し、令和7年度の入学試験につなげる予定でとの答弁がございました。

次に、建設部所管科目について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

災害復旧費について、災害復旧は全て市の経費ですか、県も関わりますかとの質疑に対し、災害は査定を受けますので、国からの補助が受けられます。一般的な道路、河川は3分の2の補助率で、農地は50%。農業施設や水路等は65%が国の補助になりますとの答弁がありました。

次に、産業部所管科目について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

農村整備費の県単独の農業農村整備調査費について負担金の増額がありますが、事業の拡大や新たな展開があるのでしょうか。詳しい内容を教えてくださいとの質疑に対し、この負担金は、県と連携して進めている八木沢地区の基盤整備に関する調査費です。当初は、総事業費200万円のうち市が100万円を負担する予定でした。しかし、昨年12月に地権者から仮同意を得て事業範囲が確定し、盛り土台の仮置き場も検討したのですが承諾を得たため、事業を進めるための設計委託費200万円が新たに必要になりました。そのうち2分の1の100万円を県から求められ、今回の補正予算で対応することになりましたとの答弁がありました。

次に、危機管理課所管科目について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

災害対策費の感震ブレーカー設置事業費補助金について、補助率と補助額の上限を教えてください。また、申請方法と開始の時期についても教えてくださいとの質疑に対し、補助率は2つに分かれており、通常の世帯の場合は対象経費の3分の2以内で上限が3万円、65歳以上で構成される世帯は対象経費の4分の3以内で上限5万円です。申請方法は、事前に交付申請書を提出し、交付決定後に事業を進め、実績報告を経て交付確定、請求書の提出という流れです。開始時期は、この議会で補正予算が成立後、できれば10月1日から補助金申請

の受付を開始したいと考えていますとの答弁がありました。

次に、総務部所管科目について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

生活保護総務費の物価高騰対応重点支援給付金に関連した時間外手当の増額について、通常業務とは別に扱われているのか。また、この事業は職員で対応したのか、外部からの人員を雇ったのか。そして、歳入に関して国からの助成があるのかとの質疑に対し、時間外手当は通常業務と合わせての予算ですが、今回の増額は国の物価高騰対応重点支援事業交付金に伴う業務のためのものです。この事業は職員が対応しており、委託業者が窓口で申請を受けた後、6,400人分の書類や口座のチェックなど、作業が通常時間内に収まらないため、補正予算が必要となりました。なお、この時間外手当については国からの助成を充てることは難しく、伊豆市の費用で賄われますとの答弁がありました。

以上、審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第78号 令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について、総務経済委員会所管科目については、全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決しました。

以上で総務経済委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第78号から議案第81号までの4議案について、教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

〔教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（三田忠男君） ただいま議長から報告を求められました議案第78号から議案第81号までの4議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第78号 令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）教育厚生委員会所管科目についての質疑の主なものを御報告いたします。

教育部関係では、学校管理費、天城中学校借地購入費2,000万円の借地面積、筆数、人数、立木補償金200万円の補償の内容はとの質疑に対し、筆数は1筆、地権者は2名で面積は4,753平米、立木補償は250本程度を想定していますとの答弁がありました。

そのほかに、熊坂小学校・天城給食センター照明機器借り上げ料債務負担行為、学校給食費バルク貯蔵入替えの内容、丸山スポーツ公園屋根防水改修工事内容等の審査がありました。

次に、市民部関係では、窓口手数料増減の理由についての質疑に対し、支出科目の集約による増減との説明がありました。

次に、健康福祉部関係では、システム改修の質疑に対し、制度改正によるとの答弁がありました。

討議、討論はなく、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 令和6年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）は、今回、補正後の基金の残高見込みの確認に対し、基金残高と今回補正分を含めた今年度予算額との合計額で間違いはないとの答弁があり、基金の規模は適正かとの質疑に対し、保険給付費の規模を考慮した結果、適性な規模と考えますとの答弁がありました。

討議、討論はなく、挙手全員、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第80号 令和6年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、質疑、討議、討論ともになく、挙手全員、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第81号 令和6年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）は、質疑、討議、討論ともになく、挙手全員、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時31分

○議長（青木 靖君） 休憩を閉じ会議を再開します。

先ほどの総務経済委員長の報告の中で、議案第82号についての報告が漏れていましたので、ここで報告を求めます。

総務経済委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） 総務経済委員長の波多野靖明です。

すみません。議案第82号が漏れていましたので、報告をさせていただきます。

議案第82号 令和6年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）については、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

白岩浄化センターの追加工事をもう少し詳しく説明願いたいとの質疑に対し、国の補助金が予定したよりも少なかったため、それに伴い工事全体の見直しを行いました。下水施設を稼働しながら整備を進めていかなければならないので、下水処理をしながら土木工事、電気工事をしなければなりません。当初は短期間で行う予定でしたが、国の補助金の絡みがあり、債務負担を追加することとなりましたとの答弁がありました。

以上の審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第82号 令和6年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）についての総務経済委員会所管科目については、全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決しました。

失礼いたしました。

以上で総務経済委員会委員長報告を終了いたします。

○議長（青木 靖君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

議案第78号から議案第82号までの5議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより暫時休憩します。

休憩中に、ただいま議題となっております議案第78号から議案第82号までの5議案に対し、討論のある議員は通告書を速やかに提出願います。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第78号 令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議案第78号について、賛成討論、議席番号16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

議案第78号 令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について、賛成の立場で討論を行います。

この一般会計補正予算は、補正前の額250億6,680万円に9億4,800万円を補正し、合計金額を260億1,480万円とするもので、歳出の大きなものとしては、衛生費、保健衛生総務費の市内公的病院等補助金3億426万7,000円がありますが、この財源としては、市内公的病院等補助金に係る特別交付税の増2億4,300万円が充てられています。

また、民生費の中で1,000万円以上の前年度国・県支出金返還金が発生している障がい者総合支援事業の精算と生活保護費負担金等の精算については、前年実績を参考に予算を立ててあるが、実績が少なかったため返還金が生じたもので、支援が滞ることがないように十分な予算を確保する必要があるとのことでした。

新規事業として注目に値するものに、4款衛生費にある带状疱疹ワクチン接種費用助成が開始されることです。

带状疱疹は激しい痛みを伴い、症状が落ち着いても後遺症に悩まされる場合もあります。国立感染症研究所による宮崎県での大規模疫学調査では、50歳以上から発症リスクが上昇し、70歳以上でピークに達し、80歳までに3人に1人が経験するとされています。带状疱疹の予防にはワクチンが効果的ですが、予防効果の高い不活化ワクチンでは、1回当たり約2万円で、2回接種する必要があります。この費用は全額自己負担の任意接種であり、接種をためらう人も多くいました。

私は、令和5年3月定例会の一般質問で带状疱疹ワクチンの接種助成を求めてきましたが、今回の補正予算により、生ワクチンについて4,000円、不活化ワクチンは1回につき1万円

が11月1日から助成され、さらに、接種証明があれば4月1日にさかのぼって助成されることで、高額のワクチン費用に接種をためらっていた人にとって朗報であるとともに、多くの人がワクチン接種をすることで、医療費の抑制や仕事を休むことによる社会的損失も軽減されるなどの効果が見込まれます。何よりも、激しい痛みを伴う症状に苦しむ人を一人でも少なくすることができると思います。

また、消防費の中で新たに感震ブレーカー設置事業補助金が盛り込まれています。これも、今年の3月定例会で一般質問したのですが、電気火災は、阪神淡路大震災や東日本大震災で火災原因の六、七割を占めており、能登半島地震でも火災原因の1つに挙げられています。揺れを感知して自動的に電源を落とす感震ブレーカーは、停電復旧後に損傷した配線や家電製品に通電することで火災を引き起こす通電火災を防止する大きな効果があります。最近、南海トラフ巨大地震の注意情報が発せられるなど、地震災害のリスクが高まる中、この補助金を活用して家庭の防災対策が進むことが期待されます。

以上、必要な事業が計上された補正予算と認め、賛成討論といたします。

議員の皆さんの賛同をいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 以上で討論を終結します。

これより議案第78号について採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和6年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第79号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 令和6年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第80号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 令和6年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第81号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 令和6年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決に移ります。

議案第82号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号及び議案第85号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第21、議案第83号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び日程第22、議案第85号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正についての2議案を議題といたします。

本案は各委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

議案第83号について、総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいま議長から報告を求められました議案第83号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果について御報告いたします。

当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

報酬審議会からの答申を受け11月1日から施行ということですが、予算への影響がない範囲内で実施されるという理解でよろしいか。また、年金を受給している議員と若い議員で報酬に差をつけるような検討は行われたのかとの質疑に対し、今年度の予算内で対応できるようになっています。年金受給者と若い議員の報酬差については、報酬審議会では話題にはなりましたが、具体的な計算は行っていません。今後、議員構成などを踏まえて検討する余地があると考えていますが、定期的に報酬審議会を開催し、その中で議論していく必要があると思いますという答弁がありました。

以上、審査の結果、反対討論が1件あり、採決の結果、議案第83号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務経済委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第85号について、教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

〔教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（三田忠男君） ただいま議長から報告を求められました議案第85号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正については、事務手続等の確認の質疑があり、討議、討論ともになく、挙手全員、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、簡単でございますが、教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で委員長の報告は終わりました。

ただいまの議案第83号及び議案第85号の2議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これを許します。

どちらについてですか。

それでは、議案第83号についての質疑を行います。

議案第83号について、議席番号9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 議案第83号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての総務経済委員長の委員長報告に対しまして質疑を行います。

1点のみ伺います。

審査を付託された委員会の委員長として、この本議案の審査に当たって、審査のポイント、いわゆる論点ですね、議論をする上での論点、それは何であると考え、委員長はこの審査の議事進行に当たられたのか、1点だけ伺います。

○議長（青木 靖君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

登壇でお願いします。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） 総務経済委員長の波多野靖明でございます。

先ほどの鈴木正人議員の質疑に対しまして、私は委員長ですので、議事進行ということで肅々と進めさせていただきました。

ただ、これについては、以前から、私が議員になった8年前もそうですけれども、そのときもその後も議会の中でいろいろと審議というか議論を進めてまいりましたので、そのあたりは少しでも前に進めていければいいのではないかと、そういう思いで司会のほうを務めさせていただきました。よろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） それでは、再質疑いたしますけれども、今の委員長の御答弁は、あくまでも委員長としての所感を述べられたのかなというふうに私は思います。要は、議事進行というのは、議事の調整も当然あるものですから、委員が討議をする際にその論点を整理したりというのは、これは委員長の役目ということなので、私は初めにそれを伺ったわけです。

それでは、ちょっと2点続けて伺いたいんですが、まず1点目です。今、委員長がおっしゃったその議事が進行される。結果として、審査を付託された委員会としての結論を、要は、十分な議論が交わされた上で導き出せたとお考えになっているのか、その所感を伺います。

そして、あと2点目です。伊豆市議会基本条例の第22条第2項には、議員報酬についてうたわれています。どう書いてあるかという、議会は議員報酬の改定に当たっては、自治法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き——ここまではいいです。ここからです——公聴会制度等の活用等により、市民等の意見の聴取及び反映に努め、その報酬の額が議員の職務及び職責にふさわしいものとなるよう、議会としての意見が反映されるよう努めるものとする定められています。

私は、この基本条例の趣旨に照らし合わせて、本議案の提案の背景であるとかプロセスの妥当性を検証すること、これが最も大事な論点であると考えておりますけれども、委員会の中では、このことに関して議論がなされたのか、伺います。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

波多野靖明委員長。

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいまの鈴木正人議員の質疑に対して、私としては、十分な議論はされたと考えております。

それで質問、2問目になりますけれども、確かに、伊豆市の議会報告会のほうでも市民からの意見を聴取することはできました。皆さんの意見を聴き、報酬を上げることについて、いいとされる意見もあれば、そうでないとされる意見もあったのは確かであります。

しかし、そのあたりは皆さんの意見、聴取しまして、先ほど私の報告書の中で、議員の報酬について、例えば年金をもらっている議員とそうでない議員の報酬の差をどうするのかというのは、議会の特別推進委員会の中でもいろいろと議論がなされたことでもありますし、

私の思いとしては、やはりここは少しでも報酬を上げていただき、いろいろな方が議員に立候補していただき、いろいろな方が経験をさせていただくということが伊豆市にとっていいことではないかと考えておりますので、そのような思いでやらせていただきました。

また、今、鈴木正人議員の質疑の中でのことは、今回の審査の中では行われていません。
以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。
〔「結構です」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） ほかに質疑はありませんか。
〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

これより暫時休憩します。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第83号及び議案第85号に対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時56分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第83号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対し、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論から行います。

議席番号7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

議案第83号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての反対討論を行います。

6月定例会の後、7月に入り、ある政党から、地方議会議員選挙公認候補募集中としてチラシが新聞折り込みで2回、伊豆市内全域に各戸配布されたかと思います。そこに書かれていた身を切る改革の例として、市長報酬の42%カット、市長退職金の100%カット、議員定数の20%カット、議員報酬30%カットの大改革が明示されていました。

伊豆市は議員定数2名減、しかし議員報酬は年収ベースで平均14%ほどの増額、よいか悪いかは別として、これが伊豆市の身を切る改革です。

さらに、議員定数削減のメリットとして財政負担の軽減を唱えていますが、残った議員で

削減2名分の報酬を分配するとなると、何のための財政負担の軽減なのか、その根拠を何も示さず、全く意味不明。

また、意思決定がより早くなる、議会運営の効率化が図れると言っているが、憲法第93条第1項では、地方議会に議事機関としての議会を設置することとされている。

では、この議事機関とはどのような意味合いを表しているのか。そのヒントは、法務省の日本法令外国語翻訳データベースシステムにある。このシステムによると、議事機関をデリバティブ・オルガンと英訳している。このデリバティブの持つ意味は、審議するとか熟慮のという意味の形容詞であります。要するに、議会は熟慮する機関、複数の議員がじっくり話し合う合議体の組織とされている。議会は自治体の意思決定機関という重要な役割を担っていますが、その前提として、議会には言論の府としての十分な話し合い、議論がなされるべきなのに、いわば見ざる・聞かざる・言わざるの議会を推奨しているようにも取れる発言である。徹底的に見て、聞いて、発言する、これが議員の本分と心得るが、議員としての姿勢が問われる発言と捉えられても仕方がない。

伊豆市議会基本条例第6条第1項2号でも、議会が言論の府であること及び合議機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじることと定めている。これを読み解くと、意思決定が早くなるとの発言は論外である。そのことは、憲法第93条第1項の議事機関としての議会をある意味ないがしろにするとともに、民主主義を否定することにもつながる。

日本の地方政治はどこに問題があるのか。

かつて広島県安芸高田市の石丸伸二元市長は、首長と議会がなれ合いの状態になると、政策を二の次とするような意識となり、政治は道を誤ると言っている。それは、議会がただの追認機関となっているからであると言う。執行部と仲よくし、政策が素通りする議会など極めて不健全と言わざるを得ない。2022年6月の安芸高田市議会では、居眠りをする、一般質問をしない、議案質疑もしない、市民に対して説明責任を果たさない、これこそ議会軽視の最たる例と指摘している。伊豆市議会はどうなのかな。同じようなことがあるのかないのか。

そもそも地方自治体では、首長と議会議員とともに住民が選挙で選ぶ二元代表制を取っている。この制度下では、市長が提案した予算や条例などを実施するには、議会の議決を受ける必要がある。ともに市民の代表である市長と議会議員が議論を重ねて自治体運営に当たることができる仕組みとなっている。したがって、市長と議会が対立することは、本来あるべき姿と言える。それに対して、追認主義の議会では、機能不全に陥っていることは明白であります。

地方行政が専門の北海道大学公共政策大学院の山崎教授は、地方議会の主な役割として行政監視機能、決定機能、代表機能の3つを挙げているが、中でも行政監視機能の強化が最も基本的なことで、行政の追認機関でない地方議会の独立性と多様性が問われると指摘している。

伊豆市議会は監視の機能が十分に機能しているのか、いないのか。議員定数を削減し、そ

の削減報酬分を増額し、若者や女性が伊豆市議会議員に立候補しやすい多様性の議会を目指すとして、志を持つものが立候補しやすい環境を整えるとしているが、それは全くのまやかしでしかない。絵空事である。事実、議員定数を削減し、その分配益を受けて賛成議員である現職の大多数が次回市議選に立候補の意思を示している。その現職11人の平均年齢は66.5歳、じじ様・ばば様議会は今後も長く続くことになり、生産性は低下の一途をたどるだろう。特に、当選以来全ての議案に賛成を投じてきた議員が大多数となるところが現実になってきた。今後の議会は多様性の全くない、首長イエスマンクラブの議会になってしまうのは明らかである。そこに主権者の市民は存在しない。議会は形式だけの議会になってしまう。その結果を想像することができる議員はまだましである。

そのような議会が本当に必要なのか。伊豆市の未来を思い、多様性を求め、多くの若い優秀な人材の議会議員の立候補を考えるならば、姑息な増額ではなく、十分な可処分所得が得られる報酬にすべきであると考え。議員報酬月額30万円から控除される所得税や、後日請求納付される地方税、社会保険料の年金、各保険税を引いた可処分所得を考え、議案を上程したのか。

また、議員には退職金も年金もなし。民間企業にある社会保険や厚生年金保険の事業主負担もなし。この報酬で30代、40代の子育て中の若者が立候補するというのは大間違いである。現に、次回市議選には誰一人若者の立候補者はいない。結果、現職の報酬を上げたことにすぎなく、全く本末転倒の議案と言わざるを得ない。

全国市議会議長会が公表している令和5年12月1日現在の資料では、全国の市議会議員の平均報酬は、議長は52万円、副議長は46万円、議員は42万5,000円となっている。この水準で初めて受けられる。もっとも、伊豆市議会議員の中で上程されている本条例の報酬案を受け入れ、よしとするのは、全国平均の7割程度の報酬に見合う仕事しかしていないことを自らが認めたことになる。報酬審議会の答申が出たとしても、それに納得せず、上を目指して再審議を求めてもよかったのではないかと考える。しかし、それは、有権者から見て、議員が十分に役割を果たしてこそ、そうした主張は受け入れられる。

議員報酬について、伊豆市議会基本条例第22条第2項には、議会は議員報酬の改定に当たっては、地方自治法第74条第1項に規定する市民による直接請求があった場合を除き、公聴会制度の活用により市民等の意見の聴取及び反映に努め、その報酬の額が議員の職務及び職責にふさわしいものとなるよう議会としての意見が反映されるよう努めるものとするとうたわれています。

では、地方自治法第74条第1項には何が書かれているかというと、普通地方公共団体の議会議員及び長の選挙権を有するもの——有権者ですね——は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上のものの連署をもってその代表者から普通公共団体の長に対し——伊豆市で言えば市長ですね——条例の制定または改廃の請求をすることができるとなっています。市民にこの議案の根拠やプロセス、そして上程に至る内容を一切公共していないため、

市民の直接請求はあるはずがありません。地方自治法に定められている市民の権利を剥奪したと言っても過言ではない。

さらに、市民の知る権利も得ないようにしている。ブラックボックス化が始まりました。

この議案の上程プロセスは、市民目線から外れている。そのため、この議案は今回は廃案とし、継続審議とすべきです。

最後に、伊豆市の未来を思い、若者や女性の志を持つ優秀な人材が伊豆市議会議員に立候補しやすい環境を整え、多様性のある議会を目指しているならば、方法はある。

その1つとして、議員の定年制の導入が考えられる。では、何歳なら妥当かという、ある政党の定年68歳が参考になるが、いかが考えるのか。今後の多様性のある未来の議会のために、一言残しておきます。

以上で反対討論といたします。

○議長（青木 靖君） 次に、賛成討論、議席番号16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

議案第83号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

この条例の改正理由について、条例案説明資料によれば、議会改革推進特別委員会の検討結果や市特別職報酬等審議会からの答申、伊豆市議会の議員の定数を定める条例の一部改正等により、議員報酬額を改正する環境が整ったことから、条例を改正するとされています。

そこで、既に全議員の皆さん周知のことではありますが、議会改革推進特別委員会の検討結果について、改めて確認したいと思います。

この特別委員会では、議員報酬の引上げに限定した調査研究のための特別委員会として、議員定数に触れることなく、令和2年12月から令和5年2月までの2年2か月の調査期間をかけて17回の会議を開催し、その間、全員協議会で全議員に5回報告と意見聴取を行い、また、旧町ごとにみんなで語る会を開催、そして伊豆総合高校生と、さらに子育て女性との意見交換会を行ってきました。

令和5年2月に伊豆市議会、議会改革推進特別委員会から出された伊豆市議会議員報酬の在り方に関する調査報告書では、議員報酬額について具体的な引上げ額を示すことはできなかったが、議会議員のなり手不足が社会問題となっている中、30代、40代の子育て世代や女性が立候補しやすい環境設備として議員報酬額を引き上げることは必要であるとの検討結果とともに、次期伊豆市議会議員の議員報酬額の改正を求めて、特別職報酬等審議会の開催を要請することが報告されています。

そして、令和5年10月11日、特別職報酬等審議会から特別職報酬等の額について答申が出されたのでありますが、それは市議会議員の議員報酬について、その総額が現行の議員報酬の予算額を超えない範囲での改定であれば適当と認めるとのものであり、我々が期待した報

報酬の引上げとは異なるものでした。

その理由について、報酬等審議会では、特別職の役割や業務量の増大と地方議員の高齢化やなり手不足を認識しつつ、議員報酬の総額が財政負担に直結することから、報酬額と定数を切り離した審議は困難であり、現状の人口減少や厳しい財政状況、また市民1人当たりの負担額などを考慮すると、現行予算を増額する報酬額の引上げは難しいとの結論に至ったとしています。

これが現実であり、議員報酬と定数は切り離して考えるべきと考えてきた私を含む議会改革推進特別委員会の考えが、議員報酬等審議会に代表される市民の声と遊離していたことを思い知らされた出来事でありました。

それでは、そのために伊豆市議会は議員定数を削減したのでしょうか。それは違います。議員定数の削減については、令和5年3月に設置された議会改革推進特別委員会が13回の委員会を開催して議論を重ね、全協での全議員の意見を確認した上で、2人減の定数見直しが令和6年6月定例会に議案上程され、可決したものであります。

議員定数は、平成24年11月に定数20人から16人に削減されて以来12年間見直されておらず、その間に人口は18.2%も減少し、全国的にも議員のなり手不足が問題となる中、伊豆市の財政規模、人口規模、そして県内東部市町の議員定数等を総合的に勘案するなどすると、現状のままでは多いと言わざるを得ません。

このように、議員報酬と議員定数は全く別の議会改革推進特別委員会で議論を重ね、結論を導き出したものであります。一部の人から聞かれる報酬が上がった分を少なくなった議員で分配するなどとする意見は全くの暴論であり、到底市民の思いを反映したものとは思えません。

あくまでも議員報酬の増額は、多様な人材が立候補しやすくなる環境を整える第一歩であります。当然、この金額だけで十分な議員活動と生計を維持することはできないと思いますが、議員のなり手不足解消の第一歩として、静岡県内最低で、全国的にも突出して低かった伊豆市議会議員の報酬改定はどうしても必要と考えます。

私が新人であった頃に比べると、議員の仕事量は格段に増えています。内容的にも、行政の監視機能から一歩進んで施策をリードする提案機能も求められています。私自身は今の任期で議会を去る立場ですが、再選を目指す現職の皆さんや新たに立候補する新人の皆さんがより働きやすい環境となることを強く願っています。議員報酬の改正がそれに役立つと確信しています。

少子高齢化で人口減少が加速化し、生産年齢人口の急減、深刻な人手不足、単身世帯の急増、自治会の存続不安など構造的な危機を抱え、行政機能の維持が危ぶまれる厳しい時代になってきました。そんな時代であるからこそ、議会が一丸となって課題解決に向けた力を発揮すべきです。議員個人の力量には限りがあり、個性も違います。足らざるを非難するのではなく、足らざるを補い合い、お互いの持ち味を生かして多様な意見を出し合い、時には意

見をぶつけ合い、市民に信頼と安心感を与える議会として成長し続けていくことを願い、私の賛成討論といたします。

議員の皆さんの賛同をいただけますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（青木 靖君） 次に、反対討論、議席番号9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 9番、鈴木正人です。

議案第83号 伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、あえて反対の立場から討論を行います。

この議案が提出された背景については、先ほど討論に立たれた杉山誠議員が議会改革推進特別委員会、それから諮問をして報酬審議会からの答申を受け、その後、定数が改正され、大体そういう流れの中で、議会改革の一環の中で議会の中で検討され、そして今回は予算絡みなもんですから、執行部側のほうから提案されたものであると承知をしています。

私が反対に立っているんですが、あえてと申ししたのは、杉山誠議員がおっしゃったとおり、今、全国の地方議会で最大の課題はやはり議員のなり手不足であります。特に町村議会は顕著でありまして、定数に対して立候補者数が足りないとかそういうような事情で無投票になるところも多々出てきております。

将来的に考えたときに、伊豆市もやはりそういう危機にいずれは陥る可能性が高いんじゃないかということがありまして、経済的な一部の支援でありますけれども、私たちが目指すのは、多様な意見が、皆さん市民の負託を得て議員になって、この議会で様々な意見をぶつけ合う。目的は伊豆市をよくしたい、それは皆が最終目標であるものです。ただ、そのアプローチはいろんな多様性があるといいと思います。そうした多様な意見を持つ議員が、志を持った方が議員になるというそういう道を歩む上で、例えばシングルマザーの若いお母さんが志を持って議員になりたいと言った場合、今の報酬で子供を育てながら生計を立てることができるのかという課題がやはり見えてきます。志のある方がみんな等しく議員に立候補できる環境をつくるために、私は議会改革推進特別委員会の委員として市民の皆様と御意見を交わし、議員報酬の在り方について考えてきました。ですから、思いは杉山誠議員と私は変わらないと思っています。

ただ、なぜ反対するか。

3点ほどあるんですが、まず初めに、先ほど私、議案質疑で、総務経済委員長の委員長報告に対して質疑を行いました。審査を付託された総務経済委員会の中で、この議案に対して活発な議論が交わされたかということ、正直、物足りなさを感じます。ここに総務経済委員会の議事概要書があります。本議案についての審査は、このA4の紙1ページにも満たないです。質疑に立った委員は2名のみ。そして、この議案の当事者である委員の討議は全くなし。私が先ほど質疑で申し上げた論点が明確にされないまま、反対討論が1件あったようですけれども、賛成多数で可決すべきという結論に至っています。

私も含め議員の皆さんの報酬は、市民の皆様から負託を受け、それに対して市民の皆さんが評価をし、頂いているものであります。さらに言えば、その原資は市民の皆様の血税です。いま一度、私たちはそうしたことを念頭に置いて、議員報酬とはどうあるべきかというところをしっかりと考え直さなければいけないと思う。今、私、こうやって討論に立っていますけれども、たった3名の討論ですか。なぜ皆さん討論に立たないんですか。

この後にも申し上げますが、2点目は、市民の皆様へのこの件についての意見聴取であるとか、あとは説明責任、これを議会として果たしているのかというところは大いに疑問があります。

総務経済委員長の私の質疑に対する答弁の中で、議員報酬の引上げについては議会報告会の中で市民の皆さんの意見も聴いたという話がありましたが、先ほど杉山誠議員がおっしゃったとおり、それは私が所属していた今の議会改革特別委員会ではなく、その前の議会改革特別委員会の中で永岡委員長を中心にして議員報酬のあるべき姿ということで、議会報告会では持続可能な伊豆市議会形成のためにと題しまして、市民の皆様から様々な意見を聴いてまいりました。ただ、その前提は、議員定数は触らずに現行の16名のままで今の議員報酬をどうするかという前提での御意見でありました。

そして、その後、報酬審議会から答申が出て、現行の厳しい財政状況の中では、さらに市民の財政負担が増えるような議員報酬の引上げは適当ではない、ただし、今の議員歳費の予算枠の中であれば、例えばとして、議員定数を幾らか削減して、その総予算枠の中であれば議員報酬の引上げも可能であろうというようなそういう答申が出たと。

それと直接関係があるかどうか分かりませんが、さきの6月定例会では、特別委員会の発議の中で、議員定数を16名から14名に減らすと、これが提案され、結果として可決をしたわけであります。

それから今に至るわけなんですけれども、前提条件が変わってきました。議員報酬の引上げと定数の削減、これは私どもは切り離して考えていたんですけども、結果として、セットとしてこれを報酬アップにつなげるようなものになっているんですが、6月の定例会後、議会として、先ほど私、質疑の中で申し上げた議会基本条例の第22条の2項、この中で条例は何を言っているのか。逐条解説によりますと、議員報酬を改正する場合は、行政や財政の改革を踏まえ、市政の現状や将来予測等を視野に入れて総合的に判断するとともに、公聴会制度等を活用して、市民の代表である議員の活動の評価について意見を聴取し反映させるとともに、議会としての意見が十分に理解されるよう努めることを定めているというふうになっています。つまり、前提条件が変わった中で、6月の定例会以降、新たに市民に対してこういう状況で今、検討を執行部も含めて始めていますとか、あとは、前提条件として定数が今度減ります、予算の枠内で議員報酬を引き上げることも報酬審議会の答申で出ていますとか、そうした情報は、私の目からは、一切発信されていない。

そこでどういうことが起きているかということ、これは市民の生の声ですね。私も含めて皆

さんもそうですけれども、物価が高騰していますよね。様々な公共料金もこれから引き上げられるだろうと。その一方で、民間のほうでは賃金のベースアップであるとか、あとは最低賃金であるとか、その辺の引き上げは起きていますけれども、まだまだ物価上昇分であるとかそうしたところまでは追いついていない。いわゆる実質賃金というのはほとんどの方が横ばいじゃないのかなと思っています。

その中で、何で議員が1人当たりの月額議員報酬額が26万円から30万円、4万円もアップするんだと、私たちの負担はさらに増えるのにどうしたことなんだという声もあり、ある方は、議員定数を2人減らしたんだから、全体の議員歳費の歳出も減って財政負担が減るんだよね、そういうことじゃなかったのかなという声もあります。

実際、こういう声を聞くと、改めて、今この時点で、この後、採決に移るんでしょうけれども、可決されて、11月1日から改選後に自動的に議員報酬のほうは現状より引き上げられるということになってしまう。市民の皆さんは、後から、何だ、そんなこと聞いていなかったぞという、そう言う人も多くいるんじゃないかなというふうに推察します。それでは、やはり市民から信頼される議会、ましてや開かれた議会、そうした議会機能は私は果たせないと思っています。

そして、3点目です。

今日この場で採決されて、仮に可決されれば、先ほども申し上げましたが、11月1日から改選後引き上げが始まるということなんですけれども、そもそもの議員報酬の引き上げは、冒頭にも申し上げましたが、若い方とか本当に志のある方、こうした方が手を挙げやすくできる環境を整える上での1つの施策であったはずですよ。なのに、今日9月25日ですよ。仮に可決されて、マスコミさんもいらっしゃいますけれども、恐らく明日の朝刊ですね、新聞からすると。明日の朝刊を26日に見て、じゃ、私もこれだったら何とかやっていけそうだから手を挙げようかなと、10月13日ですよ、告示、2週間ぐらいですね。果たして選挙準備できますか、新たな方が。現職の方々はいいですよ。あまりにも現実的じゃないと思います。

そうした、今、3点のことを申し上げましたが、私は、今日この場で採決できる状態にはないと思っています。ただ、イエスかノーかと言えば、反対せざるを得ないということで、今、様々申し上げています。方法としては、杉山武司議員がおっしゃいましたけれども、継続審査とする、そういう選択肢もあるでしょう。または、一旦廃案にして、10月の選挙の中で立候補される皆様が直接この課題を1つの争点、論点として市民に語りかけ、その結果、選挙を終えた後に再度議会の中に持ち帰って、再度この件について協議をし、そして新たに市長を通じて報酬審議会に諮問すべきではないかと思っています。どうですか、皆さん。そう思いませんか。

討論にも立たずに黙って可決に導いて、11月から説明責任も果たさずに報酬を頂くようなそのような方々はこの中にはいらっしゃらないと私は思っていますけれども、まさかそんな方はいらっしゃらないですよ。それくらい重い決断ですよ、これは。

様々申し上げましたが、以上の理由で私は本議案に対しては反対せざるを得ません。皆さんが私の意見に、なるほどそうかということで賛同していただければと思います。

そして、最後に、私、鈴木正人は、来る10月20日執行の伊豆市議会選挙に出馬することを断念し、今期をもって引退することをここに表明します。今後は一市民として伊豆市議会のさらなる発展、市民から直接選挙で選ばれた二元代表制の一翼を担う市民の皆さんの多様な意見を反映し、大いに議論を交わし、行政と一緒にこの伊豆市をよりよくしていく、そうした議会であられますことを祈念いたしまして、私の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（青木 靖君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第83号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（青木 靖君） 起立多数。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について、討論、採決を行います。討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第85号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第23、議案第86号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案は教育厚生委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

〔教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（三田忠男君） 議案第86号 工事請負契約の変更については、新中学校関連の総事業費は幾らになるかとの審査に対して、約71億円弱でありますとの答弁があり、討議、討論はともになく、挙手全員、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で教育厚生委員会委員長の報告は終わりました。

議案第86号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより暫時休憩します。

今、議題となっております議案第86号に対し討論のある議員は、通告書を議長に提出願います。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午前 11 時 37 分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第86号 工事請負契約の変更について、討論、採決に移ります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第86号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 87 号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第24、議案第87号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止についてを議題といたします。

本案は教育厚生委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

〔教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（三田忠男君） 議案第87号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託廃止については、廃止の理由についての質疑があり、マイナンバーカードの普及によるコンビニ利用の増加と、戸籍の全国広域交付が始まり、相互委託をしなくても取れる環境が整ったためとの答弁がありました。

討議、討論はともになく、挙手全員、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で教育厚生委員会委員長の報告は終わりました。

議案第87号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

議案第87号について討論を行います。討論のある議員はいますか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより議案第87号について採決を行います。

議案第87号 住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第25、議案第88号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案は教育厚生委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

〔教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（三田忠男君） ただいま議長から報告を求められました議案第88号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、質疑、討議、討論はともになく、挙手全員、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

簡単ですが、以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で委員長報告は終わりました。

議案第88号について、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

議案第88号に対して討論のある議員はいますか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 討論なしと認めます。

討論がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第88号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第26、請願第1号 伊豆市に於ける有害鳥獣捕獲作業出役手当に関する請願書を議題といたします。

本案は総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） 総務経済委員長の波多野靖明です。

ただいま議長から報告を求められました請願第1号 伊豆市に於ける有害鳥獣捕獲作業出役手当に関する請願書について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この請願は、三田議員の紹介により佐藤諭さんから提出をされ、その内容は、伊豆市における有害鳥獣捕獲作業に対する出役手当の引上げを求めるものでございます。

請願書の意見陳述に続き、質疑を行いました。

委員からは、現状の1,300円の手当が捕獲活動の実費をカバーしていないこと、他市の状況や燃料代、弾薬費などの実際の経費負担が大きいことが指摘をされました。また、捕獲隊の高齢化や後継者不足による今後の捕獲活動の継続性への懸念も示されました。

農林水産課からは、現在の1,300円というのは伊豆市の非常勤職員の日当を基準にしたものでありますが、今後は班長会での意見を反映し、必要であれば引上げを検討するとの説明がありました。

さらに、委員からは、現状の出役手当が経費を賄い切れていない実態を踏まえ、速やかな改善を求める意見も出されました。

以上の審査結果を経まして、討論、採決と行った結果、請願第1号については討論はなく、挙手全員により採択すべきものと決しました。

以上で総務経済委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で委員長報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

請願第1号に対して討論のある議員はいますか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 討論なしと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

請願第1号について採決します。

本案に対する委員長報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、請願第1号 伊豆市に於ける有害鳥獣捕獲作業出役手当に関する請願書は採択することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（青木 靖君） 追加議案を上程いたします。

お諮りします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、4件を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認め、4件を日程に追加することに決定しました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 追加日程第1、発議第7号 伊豆市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議席番号16番、議会運営委員会委員長、杉山誠議員。

〔議会運営委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

○議会運営委員会委員長（杉山 誠君） 議会運営委員会委員長の杉山誠でございます。

伊豆市議会委員会条例の一部を改正する条例の提出理由を申し上げます。

本年6月定例会において伊豆市議会議員の議員定数に関する条例が改正され、令和6年11月1日から改選される伊豆市議会議員の定数が16人から14人に改正されることに伴い、伊豆

市議会委員会条例に定める常任委員会の委員定数を８人から７人に改正するものであります。

また、同条例に定める議会運営委員会、資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数については、議会運営委員会の審査の結果、現状の７人のまま維持することとなりました。

この条例の改正に御賛同いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより発議第７号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては、会議規則第37条第２項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認めます。

本案につきましては委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより発議第７号 伊豆市議会議員条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（青木 靖君） 起立多数。

よって、発議第７号は原案のとおり可決されました。

◎発議第８号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 追加日程第２、発議第８号 伊豆市議会議員政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議席番号16番、議会運営委員会委員長、杉山誠議員。

〔議会運営委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

○議会運営委員会委員長（杉山 誠君） 議会運営委員会委員長の杉山誠でございます。

伊豆市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の提出理由を申し上げます。

先ほどの伊豆市議会委員会条例の改正理由と同様に、本年 6 月定例会にて伊豆市議会議員の定数が14人に改正されたことに伴い、伊豆市議会議員政治倫理条例第 5 条に定める伊豆市議会政治倫理審査会の委員定数を10人以内から 8 人以内に改正するものでございます。

本条例は、平成25年の伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会の発議により制定され、同条例の政治倫理審査会の委員定数についての審議内容では、審査請求者は 4 人以上となり、その議員は審査委員となることはできなくなる。ただし、議員の処分に関することなので、少人数の審査会構成とはしたくないというものでありました。

この考え方から、改正後の議員定数14人から審査請求に必要な 4 人と議長 1 人と審査対象となる議員 1 人を減じた人数が委員人数の上限数 8 人となります。

しかし、審査請求の議員が 4 人以上ですと、必ず 8 人の委員数は確保できないケースもあるため、8 人以内といたしました。

この条例の改正に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青木 靖君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認めます。

本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

発議第 8 号に対して討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 討論なしと認めます。

討論がありませんので、直ちに採決を行います。

これより発議第 8 号 伊豆市議会議員政治倫理条例の一部改正について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます

〔起立多数〕

○議長（青木 靖君） 起立多数。

よって、発議第 8 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午前 11 時 55 分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

◎発議第 9 号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 追加日程第 3、発議第 9 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議席番号11番、総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） 総務経済委員会の委員長、波多野靖明です。

ただいま議長から報告を求められました発議第 9 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書について、提出理由を述べさせていただきます。

これは、最低賃金の改善で働く市民の生活を保障することと、最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業支援策の拡充を求めるための意見書であります。

意見書の内容を朗読いたしまして、提出理由に代えさせていただきます。

昨年から続いている物価の高騰は、伊豆市民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引上げと地域間格差をなくす改善を行うことがこれまで以上に重要になっている。

2023年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,113円、静岡県では984円、最も低い県では893円にすぎない。毎日8時間働いても月12万から16万円（税込み）であり、最低賃金法第9条3項の労働者の健康で文化的な生活を確保することはできない。地域別であるがゆえに、静岡県と東京都では、同じ仕事でも時給で129円もの格差がある。この地域間格差は、16年で約2倍に広がっている。

日本の最低賃金は地域別であることが、海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の3要素、その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払い能力や経済状況を基に最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められている。このように地域別制度は、引上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低

賃金額が低い地域は労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっている。労働者の賃金は経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、最低賃金の地域間格差をなくす抜本的な引上げをしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

1、全ての働く人に人間らしい生活を保障するため、生計費原則に基づいて最低賃金を段階的に引き上げること。

2、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日。

静岡県伊豆市議会。

提出先として内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長です。

以上、議員皆様の賛同をお願いし、提案理由とさせていただきます。

○議長（青木 靖君） 以上で提案理由の説明を終わります。

発議第9号について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認めます。

本案については委員会付託を省略することに決定しました。

発議第9号に対して討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 討論なしと認めます。

討論がありませんので、直ちに採決に移ります。

これより発議第9号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 追加日程第4、発議第10号 地震財特法の延長に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務経済委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいま議長から報告を求められました発議第10号 地震財特法の延長に関する意見書の提出について、提案理由を述べさせていただきます。

これは、静岡県市議会議長会長を通じて、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に関わる国の財政上の特別措置に関する法律の延長を求める意見書の提出の依頼がありました。今年度末、令和7年の3月末に9回目の期限切れを迎えることから、この延長を求めるものでございます。

意見書の内容を朗読して、提出理由に代えさせていただきます。

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である伊豆市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和6年度末で期限切れを迎えるが、依然として必要な事業が数多く残されている。

また、東日本大震災や能登半島地震をはじめとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路、津波防災施設や山・崖崩れ防止施設の整備、公共施設の耐震化、避難地・避難路の整備等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律を延長するよう

強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日。

静岡県伊豆市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災担当）となります。

以上、議員皆様の賛同をお願いし、提案理由とさせていただきます。

○議長（青木 靖君） 以上で提案理由の説明を終わります。

発議第10号について質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認め、本案につきましては委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

発議第10号に対して討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 討論なしと認めます。

討論がありませんので、直ちに採決を行います。

これより発議第10号 地震財特法の延長に関する意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、令和6年伊豆市議会9月定例会を閉会いたします。

皆様には長期間慎重審議、誠にありがとうございました。

閉会 午後 0時08分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 青 木 靖

署 名 議 員 黒 須 淳 美

署 名 議 員 下 山 祥 二